

平成30年6月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

(産業労働部)

《分科会》

産業労働部長予算議案及び報告議案説明	4
企業振興課企画監補足説明	5
新産業創造課長補足説明	6
若者定着課長補足説明	6
予算議案及び報告議案に対する質疑	7
予算議案及び報告議案に対する討論	29

《委員会》

産業労働部長所管事項説明	29
決議に基づく提出資料の説明	31
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	32
陳情審査	33
議案外所管事項に対する質問	36

(第2日目)

1、開催日時・場所	57
2、出席者	57
3、経過	

(水産部)

《分科会》

水産部長報告議案説明	57
漁港漁場課長補足説明	58
報告議案に対する質疑	59
報告議案に対する討論	68

《委員会》

水産部長所管事項説明	69
決議に基づく提出資料の説明	71
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	72
陳情審査	72
議案外所管事項に対する質問	80

(第3日目)

1、開催日時・場所	117
2、出席者	117
3、経過	
(農林部)	
《分科会》	
農林部長予算議案及び報告議案説明	117
農政課長補足説明	118
畜産課長補足説明	119
農村整備課長補足説明	120
予算議案及び報告議案に対する質疑	121
予算議案及び報告議案に対する討論	128
《委員会》	
農林部長総括説明	128
農村整備課長補足説明	131
議案に対する質疑	132
議案に対する討論	132
決議に基づく提出資料の説明	132
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	133
陳情審査	134
議案外所管事項に対する質問	137
審査結果報告書	170

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料 (水産部)
- ・委員会関係議案説明資料 (水産部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1：水産部)
- ・分科会関係議案説明資料 (農林部)
- ・委員会関係議案説明資料 (農林部)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月13日

自 午前11時00分
至 午前11時13分
於 委員会室4

本日の委員会は、平成30年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時01分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

— 午前11時13分 散会 —

2、出席委員の氏名

委員長	山口 経正 君
副委員長	高橋 勝幸 君
委員	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	久野 哲 君
〃	高比良 元 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時00分 開会 —

【山口委員長】 ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、高比良委員、山本啓介委員のご両人をお願いいたします。

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月26日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 0分
於 委員会室 4

若者定着課長 小林 純 君
雇用労働政策課長 吉村 邦裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 高橋 勝幸 君
委 員 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 中村 和弥 君
" 西川 克己 君
" 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君

3、欠席委員の氏名

吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 平田 修三 君
産業労働部政策監 下田 芳之 君
産業労働部次長 貞方 学 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業政策課長 大庭 茂雄 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
企業振興課企画監 佐倉 隆朗 君
新産業創造課長 井内 真人 君
経営支援課長 吉田 憲司 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第95号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

報告第2号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

報告第4号

平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補
正予算（第2号）

報告第5号議案

平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補
正予算（第2号）

報告第6号議案

平成29年度長崎県県営林特別会計補正予算
（第3号）

報告第7号議案

平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会
計補正予算（第2号）

報告第8号議案

平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入
資金特別会計補正予算（第2号）

報告第10号議案

平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正
予算（第1号）

報告第14号議案

平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第3号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議案

第102号議案

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(2) 陳情

- ・赤潮被害に係る支援及び今後の対策に関する要望書
- ・要望書（本県における農業競争力強化のための農地基盤整備の強力な推進に向けて）
- ・平成31年度県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への財政支援について 他）
- ・「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【山口委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会 農水経済分科会を開会いたします。

なお、吉村正寿委員から欠席する旨の届けが
出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
102号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例」の1件であります。

そのほか、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につ
きましては、予算決算委員会に付託されまし
た予算及び報告議案の関係部分を、農水経
済分科会において審査することになってお
りますので、本分科会として審査いたしま
す案件は、第95号

議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第
1号）」のうち関係部分ほか8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審
査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元
にお配りしております審査順序のとおり行
いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議ないようですので、
そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【山口分科会長】 まず、分科会による審
査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題と
いたします。

産業労働部長より、予算及び報告議案説
明をお願いいたします。

【平田産業労働部長】 おはようございま
す。

産業労働部関係の議案についてご説明
いたします。

予算決算委員会 農水経済分科会関係議
案説明資料の産業労働部をお開きくだ
さい。

今回、ご審議をお願いいたしております
議案は、第95号議案「平成30年度長崎
県一般会計補正予算（第1号）」のうち
関係部分、報告第2号知事専決事項報
告「平成29年度長崎県一般会計補正
予算（第9号）」のうち関係部分、報
告第8号知事専決事項報告「平成29
年度長崎県小規模企業者等設備導入
資金特別会計補正予算（第2号）」
であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度
長崎県一般会計補正予算（第1号）」
のうち関係部分についてご説明いた
します。

歳入予算は2億9,563万円の増、歳出
予算は3億3,938万9,000円の増を
計上いたしております。

す。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎企業振興課

諫早市が実施する市営工業団地整備事業に対する助成に要する経費として、新工業団地整備事業費2億9,563万円の増を計上いたしております。

◎新産業創造課

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の集積及び交流を図るための拠点の整備や、集積を促すための環境整備、県外スタートアップ企業に対する本県立地可能性調査及び誘致活動に要する経費として、創業・起業支援費3,876万5,000円の増を計上いたしております。

◎若者定着課

外国人技能実習生の受入・活用に関して、送出国（ベトナム等）との協議、県内企業への調査等に要する経費として、外国人材活躍促進事業費499万4,000円の増を計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、平成29年度予算の補正を3月30日付けで知事専決処分させていただくもので、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、及び報告第8号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

一般会計では、歳入予算は、記載のとおり、合計で1億5,154万1,000円の減、歳入予算は、合計で3億7,399万9,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、実践型地域雇用

創造人材育成事業の執行額確定等に伴う、ながさき輝く人材雇用創造プロジェクト事業費3,089万2,000円の減、緊急離職者能力開発委託事業の執行額確定等に伴う、緊急離職者能力開発事業費4,623万9,000円の減、誘致企業への助成金の確定等に伴う、企業誘致推進費5,233万6,000円の減、市町への助成金の確定等に伴う、新工業団地整備事業費2,581万7,000円の減などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、歳入・歳出予算それぞれ504万8,000円の減を計上いたしております。

この主な内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

また、別途、補正予算に関しまして補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口分科会長】次に、企業振興課企画監より、補足説明を求めます。

【佐倉企業振興課企画監】それでは、資料の予算決算委員会 農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）の1ページをお開きください。

まず、市町営工業団地整備支援事業費について、2億9,563万円の増額を計上させていただいております。

増額の理由といたしましては、諫早市が整備を進めております新工業団地について、今年度当初においては用地取得費等の予定でございましたが、諫早市のほうが工事を前倒して実施するということになりまして、その分の補助金を増額するものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

【山口分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明を求めます。

【井内新産業創造課長】引き続き、資料の2ページをご覧ください。

スタートアップ集積拠点整備事業費、6月補正予算額3,876万5,000円について、ご説明いたします。

まず、1番、事業目的としましては、企業等の交流拠点の整備や事業活動に専念できる環境づくり、県外企業の誘致活動を行うことによりまして、今後成長が見込まれるスタートアップ企業などの集積を図りまして、革新的サービスの創出を目指すものでございます。

次に、2番の事業概要につきましては、大きく3つございます。

まず、(1)番目の交流拠点の整備、2,999万8,000円としまして、出島交流会館の2階に、起業家向けの専用デスクや共同スペース、セミナースペース等を整備しまして、専任の支援員を配置した上で、企業や大学、金融機関等によるさまざまな交流を促進いたします。この交流により、新たなサービスの創出につなげてまいりたいと考えております。

なお、本拠点で行うセミナーや勉強会につきましては、県や産業振興財団によるものだけでなく、企業や大学等による自発的なものも積極的に開催をしております。

次に、(2)番目のスタートアップ企業の集積に向けた環境整備、285万円ですが、こちらは集積した企業が、本業の事業活動に専念できるよう、経理的な事務代行や弁護士、公認会計士等の専門家派遣などの支援を行ってまいります。

最後に、(3)番目のターゲット企業の誘致

591万7,000円としまして、より成長が見込まれるスタートアップ企業に対する本県の立地可能性調査、その把握と誘致活動を行ってまいります。

以上でございます。

【山口分科会長】次に、若者定着課長より補足説明を求めます。

【小林若者定着課長】続きまして、外国人材活躍促進事業費について、ご説明いたします。お手元の補足説明資料の3ページをお開き願います。

6月補正予算額499万4,000円の増を予定しております。

まず、1番、事業目的でございます。

本事業で念頭に置いている外国人材は、技能実習生でございます。県内でも年々増加している技能実習生につきまして、技能実習生を送り出している国（地域）の行政機関と県が連携して、受入企業と技能実習生、双方が安心して技能実習制度を活用できる環境を整備することで、将来的に技能実習終了後の人材を活用し、海外へと事業を展開していく県内企業を生み出していくことを目的としております。

次に、2の事業内容でございます。

先ほど申し上げた、安心して技能実習制度を活用できる環境整備ということで、本県と友好交流等の関係にベトナムなどの国（地域）において、有能な技能実習生を本県に安定的に送り出す仕組みを整えてもらうこと、一方で、県内においては、技能実習生を安心・安全に受け入れる環境を整備することを協定等により約すことを想定しております。

そこで、本年度の取組としましては、協定等の締結に向けて、送出国（地域）の調査、それと行政機関との協議を進めていくようにしてお

ります。また、県内においては外国人材を現在受け入れていたり、あるいは受け入れに関心がある企業に対して、アンケートやヒアリングによる実態調査を行いながら、将来的な技能実習生の受入可能性を把握するとともに、海外展開の意向について調査することにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村委員】今回、3議案の中に、諫早市の工業団地の前倒しの件ということで、皆さん頑張っているんですけども、この件については、当局としては、諫早市のほうから、この前倒しの理由についてはどういうふうなことを聞かれていますか。

【佐倉企業振興課企画監】諫早市の工業団地につきましても、平成29年度から整備を進めておるものでございます。

当初におきましては、約20ヘクタールを一括して整備し、平成33年度に分譲するというふうに予定をされておりました。しかしながら、諫早の工業団地、この前、大川原製作所が立地した西諫早工業団地とかはなくなったということで、早期に工業団地を確保するというのを考えておられまして、その分で分割して、まず半分の10ヘクタールを整備し、早期分譲し、全体で20ヘクタールを提供するというふうな形で伺っております。

【中村委員】今言われたとおりなんですけど、やっぱり諫早市というのは立地条件がいい、また、地域性がいいということで、交通の便も非

常に高いということで、工業団地を造成した後、どんどん新しい企業が入ってきてまして、今も随分探しておられる業者もいるんですけども、依然として、結局、空きの部分がないということで、先ほど言われたように、「早急にやらんといかんですね」ということを宮本市長とも話をしながらやっているんです。

ただ、今回、前倒しで計画を実施するようにしましたけれども、今からの流れとして、一番早い時期に完成をして、入居者を募集して、入れる時点というのはどのくらいだと想定をされていますか。

【佐倉企業振興課企画監】現在、前倒しで第1期分として分譲する10ヘクタールですけれども、この分譲開始が、平成31年度ということで、平成31年の年度末ぐらいには入居ができるというふうになっておりますので、これに向けて誘致活動を行い、そこに、1期分と同時に入居ができるような活動を行ってまいりたいと考えています。

【中村委員】先ほど私が言いましたように、今、探している業者がたくさんいらっしゃいます。そういうことも加味されて、担当課としても、今からいろいろな申請も入ってくるだろうし、現場での許可も必要になってくると思うんです。

それと、ただ、今、高速道路、新幹線、それに伴うような中で水の問題、要するに、住宅地が近い場合の井戸水とか、そういうところで非常に問題が発生してきていますので、そういうところもぜひ吟味をされながら、早急に完成をさせていただいて、入居できるような体制をとっていただきたいと思っておりますので、ぜひご尽力いただきますように、お願いを申し上げたいと思っております。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、先ほど理事者のほうから説明があった件で、幾つかお尋ねしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、若者定着課長にお尋ねしたいんですが、外国人材活躍促進事業費ということでございますけれども、これはあくまでも事業目的というのは、「外国人技能実習生の安心・安全な受入環境を本県と友好交流等の関係にある国(地域)との協力のもと整備するとともに、県内受入企業の将来的な海外展開を促進する」とあるんですね。若者定着課というのは、本来であれば、私が頭が悪いのかどうかわかりませんが、普通、若者定着課というのは、人を大切にす、事業をするんですね。

いいですか、私が何を言いたいかというと、若者定着課というのは、私は、当初理解をしているのは、日本の高校生とか若い青年とか何かを、県内の企業とか何かにはしっかりと定着させるための若者定着課と思っていたんです。

ところがどっこい、あなたのところは外国人材活躍促進事業をやるんですね。当初、私は、若者定着は日本人のところをやると思っていたんですよ。この課がこういったことをやると、全く聞いてなかったし。じゃ、お尋ねしますけれども、若者定着課をつくるという時に、外国人のこういったこともするということで、今のような事業目的をするということで、最初に若者定着課をつくる時に、こういったことを当委員会、委員長をはじめ副委員長なり委員の皆さん方にこれを説明していたかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

【大庭産業政策課長】 組織のお話でございますので、産業政策課のほうから答弁させていただきます。

3月定例会で組織改正の際に、「若者定着課」の説明に関しましては、一つ目に、若者の就業支援を行います。二つ目に、産業関連の人材育成を行います。主に2つの業務を所管することといたしておりますというご説明を、当委員会で差し上げたところでございます。

外国人材の育成という細かい事務分掌のところまではご説明はしてないという状況でございます。

【山田(博)委員】 細かいとか何かではなくて、これは大事なところよ。私は、確かに外国人材の優秀な方が活躍すると、いろんな国との友好関係をするのは大切だと思いますよ。若者定着課は、まず、日本人でしょう、これは。はっきり言いまして。これを企業振興課とか何かやるんだったらわかるんですよ。これは、企業ですよ。「受入企業の将来的な海外展開を促進する」ですよ。なんで若者定着課がするんですか。これは、誰だっておかしいと思いますよ。若者定着課がまずやることは、日本人の若者定着を第一に考えることなんですよ。

それで、今になったら、説明はしてませんでした。細かいことは発していませんでしたけど、若者定着課でやるんですよ。これは、最初にそういった話を聞いていたら、私は百歩譲ってわかるけれども、これはどうかと思うよ。ようまた、これを若者定着課で、別に、若者定着課の今の小林課長がだめとは言わんけれども、まずは、それをしっかりやった上で、いろんな展開で、外国人の優秀な方も入れて総体的にやったほうがいいという展開だったらわかる。まだ、つくって1年もたっていないにもかかわらず、こういったことをやるのはどうかと思うよ。県民感情からすると、まずこれが第一ですよ。産業政策課長、そう思いませんか。

私は、若者定着課長がこれを説明に来た時に、何か優秀な課長さんが来てくれたなと思って期待していたんですよ。ところが、最初、何を説明するかといったら、外国人ですよ。来た早々、課長が来てくれるのは。

産業政策課長、これは一般県民が聞いたら、誰だっておかしいと思いますよ。そう思いませんか。見解をしっかりと聞かせていただきたいと思います。

何度も言いますけど、最初にそういった、若者の外国人を含んでいるというんだったら、説明があれば、まだ理解できますけど、基本的に、若者定着課というのはできたばかりだから、まずは長崎県の若者をまず第一にしっかりとやって、そのステップでだったらわかるんですよ。順番が違うでしょう、順番が。なぜこれなんですか。まだ他の課でやるんだったらわかるんですよ。これは、若者定着課というのは、最初の目玉でしょう、産業労働部の。

産業政策課長、あなたが責任持って答えるんだったら、私が納得できるような、というよりも、県民の皆さんが納得できるような答弁をいただきたいと思います。

【大庭産業政策課長】所管業務につきましては、産業関連の人材育成を若者定着課が担当いたしております。その一環として、外国人材の活用も実施するわけですが、今回、委員ご指摘のとおり、説明の順番といたしましては、6月補正の説明をやった関係で外国人が出てきておりますけれども、一番大事なものは県内の若者の就業支援、それから、産業関連の人材育成ということで、組織規則にもしっかりとそこは規定するようにしております。

あと、今後、若者の中で、外国人なのか、日本人なのか、その辺については、若者定着課長

のほうから説明があると思います。

【小林若者定着課長】ただいま、産業政策課長からも説明したとおり、事務分掌上は2つの班がございまして、その中で両方ともやっていくということでございますけれども、当然、若者定着課という名前からもありますとおり、日本人の若者定着をまずしっかりと考えて取り組んでいきたいと考えております。

【山田(博)委員】それはそうでしょう。じゃ、若者定着課というのは、いつできましたか。4月だよ。4月で、1年もたっていないうちに外国人をするのは、本末転倒でしょうが。これは、どこからどうやって話が出たのか、なんでこういったことをするようになったのか、まず、経過を説明してくださいよ。

【小林若者定着課長】まず、若者の定着を考える上で、当然就業支援をしていくというところと、受け皿としての企業における人材育成、この2つをしっかりとやっていくという観点がございます。

その人材育成の中に、日本人と外国人があるというところでございまして、その中で、さらに外国人技能実習生になっているというのは、外国人技能実習制度が、そもそも人材育成を通じた海外貢献、こういったものを制度の趣旨としているからでございます。

本末転倒ではないかというお話ではございませぬけれども、当然、若者の定着に向けた就業支援を第一に考えながらも、ほかのことについてもしっかりとやっていくと、そういう考え方でございます。

【山田(博)委員】これは、外国人の定着というのは、この予算を私は認められないよ。じゃ、若者定着課長から今話があった、若者定着課での業務というのはどういったものか、資料を提

出してください。資料を提出してもらってから話をせんといかん。

若者定着課としては、外国人材活躍促進事業費の予算が上がっていますが、これを若者定着課が間違いないと、やるというのは、自分たちの課としてそういった業務があるということであるならば、業務としてどういったことを最初にうたっているのか、まず最初に説明があったら、私も納得できるんです。そういったことも含みますと。最初になかったんだから。後からとってつけたように、これも含んでたんですよと、細かいのは説明してませんでしたとか、そんなのは理由にならんでしょう。

これは予算に関係することだから、普通、誰が考えても、事業自体はだめだとは否定しませんが、若者定着課がすることは、第一は何かというと、日本人の若者でしょうということを言いたいわけよ。ましてや、これは、受入企業の将来的な海外展開よ。これは別のところじゃないかと思うんだよ、企業振興課じゃないかと思うんですよ。

それを事前に説明した時に、私は話をしましたけれども、明確な回答はなかったわけよ。だから、改めてこれを言っているわけよ。

委員長、すみませんけど、その資料を提出していただきたいと思います。

【山口分科会長】 そうしたら、後で資料を提出できますか。

しばらく休憩します。

— 午前10時27分 休憩 —

— 午前10時27分 再開 —

【山口分科会長】 分科会を再開します。

【西川委員】 私も若者定着課の外国人材活躍促進事業費のベトナム等での調査の240万円と、

県内企業の調査、マッチングのためと思いますけど、250万円。ちょっと金額が低いんですけど、ほぼ調査とか、ベトナムでは出張旅費とか、詳しく調査業務を示してください。

【小林若者定着課長】 事業費の内訳について、ご説明をさせていただきます。

まず、一番最初に、海外のベトナム等における調査・協議についての242万円ですけれども、ここはベトナムに行つての調査、向こうとの協議というものを3回予定しております。そのほか、ベトナム等の「等」の中なんですけれども、ベトナムの次に技能実習生を、長崎県に送り出している数の多いフィリピンを想定しております。このフィリピンに行く経費、1回、計4回というのをここで上げております。

県内での受入企業実態調査なんですけれども、こちらについてはアンケートというものをまず1,500社程度にいたします。そのアンケート経費というところと、あと、国内のところで技能実習制度を活用していこうという地方自治体が幾つかございますので、そこに対する調査経費ということで旅費も計上しているところでございます。

【西川委員】 大分詳しくわかりましたが、例えば本県は、ベトナムではクアンナム省と交流促進をしておるところですが、人材的にはハノイとかホーチミンが豊富で、簡易に人材発掘ができるかもわかりませんが、地域性はどんなふうに考えているんですか。

それと、フィリピンに1回ですけど、これはマニラ方面なのでしょうか。

それと、県内1,500社のどのような企業、業種なのかと、それから、反対にまた、ベトナムでの調査も、そのような業種に合わせた意向調査、希望調査などをするのか、その辺、詳しくお願

いします。

【小林若者定着課長】まずは、相手国の地域についてお答えいたします。

ベトナムについては、協定を既に締結しているクアンナム省、やはりここというのはかなり大きなところだなというふうに思っているところでございます。ほかにもハノイだとか、ホーチミンだとか、そことの関係もあることは、当然承知しておりますので、ほかにもそういったところがないかといったところはしっかりと考えながらやっていきたいと思っております。

フィリピンについてでございます。フィリピンについては、今のところ、まだ地方行政政府との関係が、本県は弱いかなと思っております。なので、そこも含めて一体どこ話ができるのかというのを、民間の方々だとかそういったところから、あとは委員の皆様からもご意見を拝借しながら、どこの地域がいいのかというのは考えていきたいなというところでございます。

県内企業の調査についてなんですけれども、基本的には、将来的な海外展開を考えているというところがございますので、ある程度の規模があるところかなというふうに思っております。

その上で、人数とかで絞りながら、アンケートは実施していきたいなと思っているところでございます。あと、業種についてなんですけれども、業種についても、そこは、ベトナム等、相手国のニーズもございまして、こちら側の県内企業もどういったところが海外展開の意向等があるかというところは、まだまっさらな状態ですので、そこというのをこれから見ていきたいなというふうに思っております。

ただ、現状において、技能実習制度、製造業が本県においては一番多いので、当然製造業というのは考えられるところかなというふうに思

います。

【西川委員】一緒に聞けばよかったですけれども、申しわけありません。私の近くに紳士服製造業があるんですけれども、ベトナム人女性、主にハノイ周辺から来ているみたいなんですけど、30名程度いらっしゃいます。それから、平戸市内のある土木業者の方が男性を数名、今回雇うということなんですけど、日本語とか、また業種によってはそれなりの、例えば土木で言えば測量とか、または工法についてある程度の教育を受けた者が要るんじゃないかと思うんですけど、また、縫製にしてみたら、ミシンの技術とか、それぞれ業種と資格、そして、その方の能力、今までに外国の方の国内で取得してきた技術、それから、今度日本に来る業種によっては、また違う技術が要るような業種もあろうかと思えます。その辺のマッチングが大変複雑になろうかと思えますが、そこは、今回は、そういうところまではいってないんですか。

それと、日本語の教育及び、そういう技術の教育をする施設というか学校というか、そういうようなところとの提携はどんなふうにおられますか。

【小林若者定着課長】まず、一つ、業種のさらに細かいところについてなんですけれども、それは、今後、調査をしていくというところがございます。

もう一つは、日本語能力と技術の教育についてなんですけれども、日本語能力というのは、ある程度現地でしっかりと学んでいただけるような体制を整えていただくというのが、まず一番かなというふうに思っておりますので、そこは相手国との協議というのをしっかりしながら、どこまで相手国がやっていただけるかというところを聞いていきたいなというふうに考えてお

ります。

【西川委員】 まだはっきり、定かに決まっているような状態じゃないみたいなんですけど、県内企業の希望する会社、外国人労働者を希望する会社、またその業種、仕事の内容などに合わせた相手方の、要するに、ベトナムならベトナムの調査が必要じゃないかと思うんですが、県内業者の希望とかのデータは、今までに若者定着課が担当する前の段階から、そういう数字、資料などはあるんですか。

単に、ベトナムならベトナムに調査に行って、どのような業種に向いているかとか、希望しているかとかという希望調査から始めるんですか。県内企業がどのような人材、どのような業種の会社が、どのような人材を希望している会社が幾らあって、幾らぐらいの人数が必要だと、そういうことを調査してからの外国への調査なのですか。どっちを先にやろうとしているんですか。

【小林若者定着課長】 県内企業はどういった業種があるのかというもののニーズを調べたいなと思っております。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【高比良委員】 関連してお尋ねをしたいと思うんですが、まず、協議、協定等を行いたいというような話があったんだけど、協定というのは、具体的にどういうことをやろうとしているんですか。

【小林若者定着課長】 一番最初にご説明したところではあるんですけども、ベトナムのほうでしっかりとした人材というのをまず送り出していただけるような体制を整えていただくところと、こちらにおいては、しっかりとした受入先というのを紹介できるようなところ、そういったところをまず協定で仕組みをつくっ

ていきたいと思いますというところで結んでいきたいなと思っております。

【高比良委員】 じゃ、送出機関と受入機関との間のちょうつがいを県がやっていって、その送り出しと受け入れの間のそれぞれの組合というか、あるいは向こうのほうのいろんな学校、スクールがあるんだけど、あるいはそういうふうな人材を管理、提供するような、専門的なところがあるんだけど、そこを結んでそれぞれの、要するに受け入れ、送り出しの間の協定を結ばせるということを目指しているんですか。

【小林若者定着課長】 協定自体は、長崎県と、あとは向こうの行政政府、そういったところと結びたいなというふうに考えております。

【高比良委員】 先ほどクアンナム省という話がありましたけど、クアンナム省とか、あるいはクアンナム省に限らず、国でもいいんですよ。例えば観光、スポーツ、その辺に関係するような省庁がベトナムであるんだけど、そういうところと協定を結んでもほとんど実績がないというか、意味がないと思うんです。だから、クアンナム省が送り出す技能実習生、本県への送り出しについて、具体的に何か送出機関に対してイニシアチブを持っているのかという話だと思うんですよ。そこは、実態としてそういうものはありませんよ。ないですよ。

そうじゃなくて、国の認可を受けた送出機関、そういったところを中心となって人を集め、教育をし、そして日本の、要するに監理団体との間でいろんな橋渡しの仕事をやっている、これが実態なんだよね。

そういう中で、送出機関がいろんなところにやっているけど、本県に特に、さっき製造業と言われたけれども、例えば溶接関係とか、そう

いう足りない人材をたくさん送り出してくださいというような情報をこっちのほうから提供していったら、じゃ、それに応えましょうというような、そういう協定だったらわかる。

例えば農林は、今まさにそういうことを県としてつくろうとしているわけですよ。技能実習生じゃないけれども、250人ばかり毎年、経済特区の地域指定を受ける中で、プロとして農業に従事する者を250人ぐらい受け入れたい。そのために、監理団体と直接交渉の話じゃなくて、県が出資をする、そういうちょうつがいになる機関をつくった中でまさしくマッチング、必ず250人はあるところから入れていこうというような、そういう取り組みをしている。

だから、具体的に送り出しをするほうのいろんな団体とか機関とか、そういうところをうまくつかまえて、長崎の監理団体と結ぶという役割をしないと、単に地方政府とか、国とかにお願いねと言っても、これは実績はできない。これが実態ですから。この辺はどう考えていますか。

【小林若者定着課長】 委員のご指摘のとおり、監理団体と送出機関というのがそれぞれの地域にあって、そこをしっかりとつかんだりしながらやっていかないと、この仕組みというのはいまいかないという認識はございますので、そこをどういうふうにやっていけるかというところを国ともしっかりと協議して、相手の行政機関だったり、そういったところともしっかりと協議しながら、送出機関や監理団体、そういったところとも協議をして事業を進めていきたいと考えております。

【高比良委員】 そういう行政と協議をするのは結構だと思うんだけど、そこからブレイクダウンして、実際にそういう業務を担っている

ところと具体的に接触を持って、その中で、特にさっき言った、安心・安全とか、信頼とか、優秀だとか、そういう話が出てきていたんだけど、実態がどうなのかということと、それは例えば、だから、N3の取得についてどこまでの教育をしているのかというようなことと、そういうことも踏まえた中で人材を、望むべき人材の安定的な、要するに供給と言ったらおかしいですけれども、要するに人材として送り出すという、その具体的なベースをつくっていく、こういうことになっていかないと、取組としては効果が出ないから、この辺は、それをにらんだ中でしっかりやってもらいたいと思います。

それから、先ほど製造業の話が出たんだけど、産業労働部としては、この送り出しというか確保というか、技能実習生、その職種としては、例えば介護とか、水産とか、農林とか、5種類あるんですが、そこはタッチしないと。要するに製造業、建設業、ここに限定することなんですか、どうなんですか。

【小林若者定着課長】 基本的には、農業だとか、建設業だとか、介護だとかは、業所管のところというものもございまして、そこがしっかりとやっていくものかなというふうに考えておりますので、うちは産業労働部の観点から、まずはしっかりと進めていくと。

ただ、もちろんその中で、いろんな業の方々からの意見というのは当然聞くことになるかと思っておりますので、そういったところはしっかりと横で連携をとりながら情報共有して事業を進めていくものかなと考えております。

【高比良委員】 そうですか。製造業を基本的を中心にやっていくという話なんだね。特に造船関係の溶接とか、その辺は需要が非常に高いで

すから、その辺の掘り起しをさらにやっていくということは意味が非常にあるというふうに思っています。

それで、県内企業の実態調査、技能実習生を受け入れている県内企業の実態調査とあるんですが、これはどういうことをやろうとしているのかな。ジツコの白書の中に、もうすべてわかっているわけよ。わかっているよね、監理団体というのは。だから、そこに照会すれば、一発で出てくるわけですよ、いろんなことをしなくても。県内で幾つかありますか、17ぐらいあるかな。新しいのができているから、プラス2ぐらいかな、そのくらいだと思うんだが。だから、監理団体に加盟しているところはもう全部わかっている。実態として、何人受け入れておいて、どの職種についているというのはすべてわかっているんだ。だから、なんでわざわざこういう県内企業の実態調査をやろうとしているのか、よくわからない。

それから、逆に、受入可能性調査、海外展開意向調査とあるんですが、これはジェットロはもう調査をやっていますよね。そこの違いは、どういうふうにして意味合いを出そうとしているのか、2点、あわせてお答えいただきたい。

【小林若者定着課長】 まず、既に監理団体が20強あるんですけれども、そういったところが受入企業というのは把握しているだろうということなんですけれども、当然、監理団体経由で、受入企業はどこにやるかとか、そういったところはわかると思います。

既に受け入れているところにも聞きますし、今後、受け入れたいなと思って、ただ、まだ実際、どう動けばいいのかわからないような企業というのは、幾つかあるのではないかと考えておりますので、そういったところについて聞き

たいなというふうに思っているところでございます。

ジェットロのアンケートなんですけれども、そちらについては、こちらも把握しております。県内企業の中で分類とかをしながら、海外展開意向があるかなとか、そういったところというのは聞いていると、数字自体も把握はしております。

今回は、さらにそれを突っ込んだ形でアンケートを実施していければなと考えているんですけれども、アンケートの詳細な内容については、これから検討していこうかなというところでございます。

【高比良委員】 スタートアップのほうでお尋ねしますが、「新たなビジネスモデルにより、成長を目指す企業」とあるんですが、この新たなビジネスモデルというのは、具体的にどういった職種で、どういった内容のものを指しているのか。

そしてまた、成長を目指す企業を、要するに対象としてやりますと。この成長を目指す企業、どういう具体的な選別基準を持ってやろうとしているのか、お尋ねします。

【井内新産業創造課長】 新たなサービス、革新的なサービスということで、どのようなものかというお尋ねですが、今までにない切り口の新たなサービス、そういうものの創出を図っていくようなものでございます。

一例を挙げますと、今回、交流拠点を整備するというものなんですけど、新しいものを生む上で、そういうアイデアとアイデア、あと、アイデアとそれを実現できる技術、そういうものが出会い、融合することで生まれるというものも多々見られるものでございます。

例えば、他県の例になるんですが、ある方が

バーコードを活用して、商品の情報、外国人向けの表示をすることができないかというアイデアを持った方がいらっしゃいました。その方が、こういう交流拠点に集うことで、そういうアイデアを共有して、それを実現できるという方、技術者と出会って、実際商品化をして販売、商品化にこぎ着けたという例もございます。

こういうものを交流拠点において、多く生み出していきたいと考えております。

【高比良委員】今の話だったら、例えばAIとか、IoTとか、そういう分野というのは、具体的な対象になっているのかなというような思いがしますが、それで、交流拠点を整備して実施する取組として幾つか挙げられておりますけれども、県は、過去も大学発ベンチャー創出事業とか、いろんなことをやってきているんだよ。ベンチャービジネスというのは。あるいは、今言われたような、新たなビジネスモデルというものは。

ここは、やっぱり過去取り組んできたことの検証をしっかりした上で、本当に今回、新たにやろうとしていることについて、効果、具体的な成果を出す。そのためには、本当にどういう取組であるべきかといったことについては、常にやっぱり考えながらやっていかないと、過去の取組が、成果が出なかったとは言わないけれども、やっぱりその検証から始まるわけですから、そのところはしっかり踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

そういう中で、拠点を整備するということが、具体的にたまり場とか、読書活動の場とか、自分の仕事の補完の場とかいうふうになっては何もならないのであって、こういう拠点性ということの意味合いを具体的にどうつくるかということが、一番問題だと思っているだけ

ど、そういう中で、セミナー、ワークショップをやりますということですが、これは具体的にどの程度、どういうことを、もう少しかみ砕いてやっていこうとしているのか、それとあわせて、専任の支援員を配置する。この支援員の能力というのは、具体的にどういう能力を持った人を置こうとしているのか、これはとっても大事だと思うんですね。この辺について、お尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】まず、この交流拠点におきまして実施するセミナー等につきましても、ここに書いておりますように、県、財団主催のもの、あるいは民間の企業、大学等が自主的に開催をするもの、それぞれを実施するものでございます。

具体的に申し上げますと、県が実施するものとしましては、IT企業、実際に成功している方が県内の企業、あるいは学生向けに対してセミナーを行う、どういうノウハウ、どういう経緯で事業の成功にたどり着いたかという事例の共有を図る。あるいは、ベンチャーキャピタルの方を招いて、資金的な相談もあるんですが、ベンチャーキャピタル的な支援のセミナー、相談会等も考えているところでございます。

それから、専任の支援員につきましても、産業振興財団の職員を想定しております。その中でも、創業に携わってきた、心得のある職員の配置を想定しております。

【高比良委員】基本的に地場企業の振興と、あるいは、もっと新たな産業の創造という時に、いつも決まり文句として出てくる言葉が、「高度な専門性を有する人材の提供」、それから、「各企業の技術力の強化、新技術の開発・研究」というようなことが出てくるわけです。

それで、前者については大学等で云々と、あ

るいは、後者についてはサプライチェーンというか、そういうことを目指した中でやっていくと。要するに、いろんな先進的な技術を持った、そういう企業から、技術開発に当たってのこれまでの取組であるとか、あるいは、今の実態とか、いろんなことをお話しいただく中でヒントをいただいて、それを試作して技術開発に結びつけいくとか、いろんなことを考えているんだろうと思うんですが、そういう意味では、今、産業振興財団の職員を配置すると言ったけど、私はやっぱり、具体の人がどうかということはどう置いておいて、一般論としての話なんだけれども、もう少し各技術、今、IoTとか、AIとかという話であれば、先行的に取り組んでいるというか、知識に長けているというか、実績を持っているというか、各技術分野ごとに、目利きというわけではありませんが、やっぱりテクニクラートがいないと、そこにヒントになることというか、あるいは技術開発を目指して創業に結びつける、そういうふうなシーズの発掘というか、この辺はなかなか難しいと思うんですよ。情報が幾つかあっても、情報が本当に有効に生かせるというか、創業に結びつけるような、そういう水準のものなのか、そうじゃなくて一般的な話かというので、これは全然違うので、ここはより専門性を持った人を配置していく。

私は、一般質問でも基幹的産業の創出についてということでやらせていただきましたけれども、やっぱりそういう意味では、海洋関連産業にしたって、あるいは、その他の製造業にしたって、全国レベルで、オールジャパンの中で長崎に一定の人を集めるということはとっても大事だと思っているんです。

だから、そういう気持ちも手伝って、今、質問しているんですが、この辺の具体的に動かし

ていく人、マンパワー、この辺をどういうふう
にこの事業の中で確保し、活用をしていこうと
しているのか、いま一度説明というか、答弁を
もらいたいと思います。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃられるように、専任の支援員の配置につきましては、財団の職員が1名常駐することを想定しております。

特に、サービスの内容として、切り口として、AI、あるいはIoTというものが新サービスに結びつくというものが多くなることが想定をされます。

そういう意味で、その道に精通した大学の先生でありますとか、あるいは事業化に結びつけるという意味では、ベンチャーキャピタルの方ともしっかり連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

【山口分科会長】先ほど分掌事務について、資料の提出の申し出がありましたので、今準備ができたということで、書記に配付させます。

〔資料配付〕

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【久野委員】参考までに教えていただきたいと思
います。

外国人技能実習制度、これが平成20年から、統計的に、平成20年度で2,131名というようなこと
で出ておるんですけども、昨年の平成29年度
までには5,555名というようなことで、非常
に増えてきているんですね。実習生ですから、
最大どれくらい本県で受け入れが可能なの
か、どこまで考えておられるのか、ここら
あたりを教えてくださいたいと思います。

【小林若者定着課長】技能実習生でどれだけの
数を受け入れるかということなんですけども、
まず、平成29年度10月末現在で技能実習生

は、本県に2,600名ほどおります。これが年々増えておりまして、1年間で200ぐらい増えているというような状況でございます。

本事業によってどこまでの受け入れが可能かというのは、今回やる調査を見ながら、目標値とかそういったところは検討していきたいと考えております。

【久野委員】これは実習ですから、これにはやはり指導する方たちも要るように思うんですね。そうすると、ある程度の人数の限度というか、制限が要るんじゃないかと思うんですけれども、そこらあたりが気になったものですから、お聞きをしたところであります。

それからもう一つ、「外国人は日本に来て、一定期間に限り」ということで、受け入れはあるんですけれども、期間は大体どれくらいなのか。大体2年か3年ぐらいだろうと思うんですけれども、正式に、「一定期間に限り」ということがあるんですが、何年を基準にしているんですか。

【小林若者定着課長】技能実習制度についてなんですけれども、今、最長で5年間の受け入れが可能になっています。基本は、まず1年で受け入れて、その上で、監理団体がしっかりしていたり、受入企業がしっかりしていたら、延長が可能になっていて、あとは、技能実習生の技能の習得ぐあいとかを見ながら延長が可能になっていて、今、最長で5年、1年から5年という形です。

【久野委員】ありがとうございました。

それからもう一点は、実習生の受け入れの年齢制限があるのかどうか。それからまた、男女比率がどうなのか、そこらあたりが、もしわかれば教えてください。

【小林若者定着課長】お尋ねの件なんですけれ

ども、厚生労働省等で発表している資料の中では記載がございません。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】外国人材活躍促進事業費について、まず組織的なお話になるんですが、ほかの委員からも出ているんですけども、産業労働部だけではなくて、農業とか水産業、それから福祉の関係ですね。県の行政でいけば、縦割りでほかの部の中でも、こういう外国人技能実習生の活用について考えていくという中では、今、産業労働部からこういうふうな事業が上がってきていますが、分掌事務の中にも、外国人材の活用に関する事、そして、さっき大庭課長のほうからは、産業人材の活用ということで説明がりましたが、だとするならば、やはり総体的な中で外国人の就労や人材の活用について、本県してどう取り組んでいくかという大きなフレームがないといけないんじゃないかと思って、もしそれをやるということであれば、産業労働部なのかなと思ってはいますが、本当にさっき言ったような、製造業とか、建設業とか、そういう分野だけを産業労働部が担っていいんですかね。

全体としての外国人就労や外国人の方の活用というものについて考える部署というのが必要だと思うのですが、ちょっと組織論的な話なので、部長のほうに答弁いただきたいと思います。

【平田産業労働部長】私が持っている外国人材の活用に対しての県の取組の総体としては、今、委員がおっしゃられた考えとほぼ同じでございます。先ほど若者定着課長が言いましたように、それぞれの部署、部署で、それぞれの人材をどうするのかということを考えていくというのは当然のこととして、それが個々独立したのではなくて、連携をとって進めていく、県全

体としての考え方の中で進めていくということについては、どこが音頭をとるかとなれば、我が部になるであろうということは考えております。

【前田委員】 そうであるならば、やっぱり農業の分野、水産の分野、福祉の分野等々の中での外国人技能実習生だけに限らず、外国人の就労という意味における現況とか、課題等の説明を受けた上で、こういった内容に入っていないと、なかなか議論がしづらいついていて、先ほど久野委員からもありましたけど、外国人の技能実習生の制度というのは、平成20年から始まっているわけですから、もしこのような事業を計画するというのであれば、本県における外国人技能実習生の現況や課題等について、まずはお説明いただきたいと思っております。

【小林若者定着課長】 本県における外国人技能実習生の課題でございますけれども、まず、数自体はどんどん増えていっているところではございますけれども、例えば新聞等で全国的なニュースで出ているんですが、外国人技能実習生の労働関係法違反問題といったこともございますので、しっかりと安全なところで受け入れるだとか、そういったところを整備していくといったところが必要かなと考えております。

【前田委員】 そういう一般的な話じゃなくて、例えば本県においては外国人実習生が各年ごとにどれぐらいの割合で増えているか。さっき久野委員も言いましたけれども、男女がどういう比率でいる、各市町の中で、どの自治体にどれだけいる、どの分野、どの業種の中でどれだけの部分があるというもの。そして、例えば、じゃ、実習生の受け入れとして、ベトナムが本県として第何番目の国なのか、フィリピンとか、中国とかありますよね。そういったものを示

しいただく中で、じゃ、どうしてベトナム、しかもクアンナム省なのかということから入って、このベトナムを切り口としてどういうことを目指していこうとしているのかということをお述べていただかないと、単発の部分での審査ということであれば、判断は難しいのかなと思いついて、そういう意味では、現況とか課題について、本県特有の課題もあるでしょうから、その部分をしっかりと説明していただかないと、今後も含めてなかなか判断は難しいと思うんですが、そういうことは、じゃ、把握してないというふうな理解をしていいですか。今、一般論的な話しましたよね。そうじゃなければ、資料を提出してください。

【小林若者定着課長】 まず、現状の件についてなんですけれども、国別については、こちら、今把握をしております。2,600人ほどいる中で、ベトナムが1,000人で一番多いというところではございます。フィリピンが2番目に多くて、約600人、3番目が中国で400人という状況でございます。

その中で、まず一番多いベトナム、また、技能実習生を実際受け入れているような企業とお話をする中で、もともとは中国が多かったけれども、ベトナムは真面目だと、そういったお話とかも伺ったりしているので、その中でしっかりとベトナムで受け入れる体制をつくっていくことが大切かなというふうに考えております。

男女別だとかそういったところは、今、こちらは把握をしていないところではございますので、追ってどこまで出せるかとか、そういったところはお返ししたいと思います。

【前田委員】 外国人技能実習は週28時間ですかね、週28時間という制約がありますか。あっ、違う。それは留学生か、ごめんなさい。ちよっ

と勘違いしました。

いずれにしても、一般質問でもあっていましたけれども、県としては、特区申請も含めて、今計画していますよね。そうした中で、この技能実習生であったり留学生の就労についてをどういうふうに、今、特区がまだまだ認定されない中で、フル活用するかということを考えるべきだと思うんですけども、やっぱりそういった意味では、全体的なフレームを早急に見せてほしいということを要望しておきます。

それともう一つは、事業目的の中に、安心・安全な受入環境ということをやっておりますけれども、今は、実習生の送出機関の問題、それから、県内の受入企業のことだと思うんですが、この方たちは、企業で働いたら、当然その地元で在住するわけですよね。そうした時に、地元としてこの外国人をどう受け入れていくのか。そして、彼らが仕事以外の生活等での悩み等や相談事に対してどう応えていくかということを中心にきちんと整えてあげるべきだと思うんですが、そういうことについては、どこの部署で検討されているんですか。

【小林若者定着課長】若者定着課でも、技能実習生たちの生活とかも含めた相談体制をしっかりと整えていく必要があるという議論をしているところでございます。

【前田委員】そういう相談窓口が県にあるということで、結構ですが、現在の技能実習生が県下におられる中で、そういった相談事とかを県のほうとして受けていますかね。実績があるんですか。それとも、各市町でそういう窓口があるのか。

一番大事なのは、単に働いてもらうだけという、マンパワーで外国人の技能実習生を迎えるわけじゃないでしょうから、そこはやはり日本

の地に来ていただいて、そこで生活をしていただくという中では、地元の方々といかにふれあいをさせるか、その地域の中に溶け込んでもらうかということが大きな課題であると思っていて、ただ単に企業と寮というか住まいの往復をするだけでは、多分だめだと思っていて、それはやっぱり地域コミュニティの中にかにその方たちが入り込んでくるのか。

そして、先々また、日本でもっと働きたいという気持ちになってもらうのか、もしくは日本で働いてよかったという気持ちを持って、いずれ帰っていただくみたいなのが必要だと思うんですが、そのサポート体制というのは、私はとられていないと思っていて、もしこの外国人技能実習生をこれから本県としても大いに来てくださいということで、ベトナムを中心としながら、フィリピン等いろんな国でやるんだったら、やはり多様性を認める中で、本当に長崎県というのは、技能実習生のスキルもだけれども、地域として外国、自分たち異国の人間をしっかりと、温かく受け入れてくれると、迎えてくれるというものをつくり上げる作業が必要だと思うんです。

そういったものは、県というよりも、各市町であったり、地域であったりと思うので、並行してそういうことをやっていかないと、ただ、外国人を、人口減少で就労が、なかなか人材不足の中で、そこに当て込むだけということであつたら、それは私はいいい方向には向かわないと思っているので、そこは、もしそういう視点というものが、これからもう少し、確かにそうだなということであれば、鋭意研究をしながら、次年度でもしっかりと臨んでほしいと思いますが、今の点についてはいかがですか。

【小林若者定着課長】委員のおっしゃるとおり、

技能実習制度、単なるマンパワーの不足という
ような形で使われるのではなくて、技能実習制
度の本旨もそういったものではございませんの
で、しっかりと生活とかも含めて、すべて長崎
に対していい思いを持っていただくというこ
とはとても重要だというふうに考えております。

委員のおっしゃるとおり、今、県の中で相談
機関だとかそういったところはございません。
基本的には厚生労働省のハローワークが窓口に
なったり、あとは監理団体が一義的に相談を受
け入れるというのが今の状況でございます。

委員の意見も踏まえまして、一体どういう体
制で相談とかを受けることができるのか、県が
どういうふうにかかわれるのか、さらに市町が
どういうふうにかかわれるのか、そういったと
ころも議論しながら、相手国とも思いを共有し
てやっていきたいと考えております。

【前田委員】 ぜひ頑張ってください。

スタートアップ集積拠点整備事業について質
問させていただきます。

もう他都市の中で同じようなスタートアップ
のようなもの、特に近県で言えば、福岡市で平
成26年から、スタートアップカフェみたいなも
のもスタートしております。その内容について
も、ホームページ等でも見させていただいたん
ですが、今回、補正予算で上がってきたという
ことで、もう一遍確認したいんですが、この拠
点の整備について、どうしてこういうものが必
要というところ、予算の組み立て以前に、これ
は民間の方々と話し合った中で、こういうもの
が必要だというニーズに基づいて立ち上げてい
るのか、それとも、行政主導の中で、他県とか
では先行事例があるから、本県としても必要だ
ということで、行政が主体的に進めているとい
う、どんな感じですか。

それと、D-FRAGとどう違うんですか。

【井内新産業創造課長】 この交流拠点の整備検
討に当たりましては、民間企業、あるいは関係
者の意見もお聞きしております。

例えば民間企業、県内のお声の一例をお示し
しますと、情報系の会社ですが、自社のサービ
スを、今後、常にブラッシュアップしていき
たい、新しいものを常に提供していきたく
いという中で、そういう機会をなかなか得るこ
とができない、気づきの機会を得ることができ
ない。そういうところで、こういう交流拠点が
あればというお声もあっております。

また、他県の施設も確認をしております。県
といたしましても、こういう拠点が必要である
と考えているところでございます。

【前田委員】 必要性というのは、当然私も同感
であります。しかし、それが民間の動きの中
から求められたものではなくて、行政として、
先ほども質問があっていましたが、スタートア
ップ企業というものの新たなビジネスモデルや
成長を目指す企業をイメージしながら作り込
んだとするならば、それは実際に、本当にそこ
に集う人たちのニーズに合ったものになるのか
どうかというのは、甚だ課題が出てくるのかな
と思っています。

それで、先行した福岡市のスタートアップカ
フェの中身を見ても、先ほどもご指摘があっ
ていましたが、やはり専任の支援員の配置とか、
専門職の非常に高い方をつけているんですね。
長崎県はまだ、スタートアップはそこまでの方
は要らないという認識なのかわかりませんけれ
ども、本当に、(2)で書いてある、スタート
アップ企業集積に向けた環境整備、285万円
です。こういった単なる事務代行のニーズがあ
るのか。もしかすると、もっともっと企業をマ

ッチングさせるとか、もっと知識を得るみたいなもののほうが、本県にとってはまだ大事なような気がするんですが、そういう点は、いずれ交流拠点を運営していく中では、できたら、行政が主導ということよりも、民間の方々が会員となりながら、会員の方々の中で交流拠点というものが進展していくとか、変化していくような形になっていかないと、本物にはならないと思っているので、そういうことも気がけていただきたいと思います。

さっきから福岡市の事例ばかり言って恐縮ですが、そういった中で、こういったスタートアップ企業を育てていくという中では、福岡は、グローバル創業雇用特区のもとでこういうのを始めていますよね。本県については、そのような特区制度と、この交流拠点が目指すような企業の育成というものは、どこかリンクしているような制度があるんですか。

【井内新産業創造課長】先ほどありましたマッチングにつきましては、専任の支援員が、そういう観点を持って、企業と企業を結びつけていく、アイデアと技術を結びつけるというマッチングは行っていくところでございます。

それから、民間主導での取組というところでございますが、セミナーをはじめとして、県のそういうものをするというだけでは不十分と、私どもも考えております。その中で民間が自主的にやりたいという声もあっておりますので、そういうものを受けて、今回整備をするものがございます。

【前田委員】最後にしますが、補正で上がっているの、1年目でありますので、ぜひしっかりやる中で、改善していったほしいと思います。

新たなビジネスモデル、成長を目指す企業をつくっていくということの中で、これは県が主

体的にやっていくんですが、長崎市との協議、長崎市とのすみ分けというのは、この件に関してはどういうすみ分けで、長崎市としてはどういう事業であったり、予算というものがついてくるのかということと、さっき答弁漏れがっていますが、じゃ、このようなビジネス企業を育てていく中で、本県としての今の制度の、特区でこれから申請していくとか、今の制度改正をしていくということについては、何か積極的に取り組もうというようなお考え等はあられるんですか。

【井内新産業創造課長】長崎市の担当セクションとは、この事業を構築するに当たり協議をしております。

長崎市におきましては、平成26年であったと思いますが、新たな取組を後押しする補助制度を設けられておまして、そういう中で、今回、県がこういう拠点を整備するという話をするに当たって、長崎市としても、こういう市の取組をさらに前に進めるものだというご意見をいただいております。

さらには、市の制度の拡充とか、そういうものも今後考えていきたいというご意見もいただいているところでございます。

それから、特区の関係につきましては、このスタートアップの事業を進めていく上で、現在のところは考えておりません。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】スタートアップ集積拠点整備事業費について、お尋ねをいたします。

PASMO（パスモ）でも少しだけ絡んでさせていただきましたが、多くは議案外で掘り下げていきたいと思いますので、まずは、この3,876万5,000円の中身だけを中心的にやっていきたいなと思います。

最後、今、課長のほうからの答弁で、長崎市とのやりとりが、この拠点の前提となっているような印象を持ちましたが、そもそもこの取組は、情報通信産業等が念頭にある。世界中、こういうスタートアップの大きさはそういうものであろうかと思しますので、そういう方々がミーティングや、要は、シェアオフィスの状態をつくって、そこにそういったいろんなものの集積が図られることによって、新たな何かが生まれるということ、主流になっているんだと思うんですね。であるならば、まず、これが、例えば他自治体においても通信整備さえできれば、そこに集積ができるのであれば、こういう方々の技術者というのは集まるわけですから、離島であっても、半島であっても可能なのかなというふうな思いがあります。

この事業はそもそも、今後、集積地が分散すると、本末転倒になるので、そういうことは考えないほうがいいんでしょうけれども、名乗り出る自治体があった場合に、こういった事業展開というのは可能なものなんですか。その辺のこの事業に対する考え方をもう一度ご説明いただけますか。

【井内新産業創造課長】 県内におきまして、こういう拠点の整備を行っているところは、例えば壱岐市のほうでございます。その市の取組と、若干切り口が違うところもあるんですが、新たな取組を後押しすると、そういうものをつくるというところは、同じでございます。

県としましても、県内市町でそういう取組が今後あるというところにおきましては、それぞればらばらにするというのではなくて、情報共有はしていくというのはもちろんなんですが、しっかり連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 大きな市ですから、長崎市は長崎市独自でやっていただければよかったのかなという思いもあるんですけども、県が、県庁所在地の中において、こういった物づくりの集積地である長崎市において、知の集積をつくらうという取組であらうかと思しますので、取組自体については理解したいと思います。

その上で、これの中身には、シェアオフィスのニュアンスも当然含まれていくんですね。先ほど前田委員とのやりとりの中で、環境整備について、入るであらう方々とか、そういった情報通信産業を中心とした方々との意見交換を通じて、必要な環境整備というものを整えるにおいて、この交流拠点の整備ということの予算の中身を構築されたのか。いやいや、違うんですと、ハード的な環境については、少し置いて、実施するソフトの部分だけを置いているんですと。何かしら絵を描いて、設計図ができ上がった上で取り組んでないと、予算はつけましたが、今からですというわけではないでしょうから、積み上げでしょうから、その部分についてのご説明をいただきたいと思えます。

【井内新産業創造課長】 こちら、事業概要の2番にあります環境整備につきまして、予算化するに当たりまして、スタートアップ支援に精通された方でありまして、県内の事業者でありますとか、そういうお声をお聞きした上でのものでございます。

本業に専念できるような支援という切り口で事務代行、あるいは専門家の派遣というもので支援してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 その上でこの取組が、自治体がこういう形で環境整備をし、そして、民間のそういった方々を受け入れると。自治体と入る側と、この2つしかない、この状況というのは、

全国的に主流なんですか。間に、絵を描いたり、筋書きを書いたりする作家さんがいらっしゃる事がよくあると思うんですけども、そういう専門家が先に入って、要するに行政の方が、こういった専門分野の内容を、制度や枠組みをつくることは、当然行政が責任を持って、税金を充てるわけですから、やっていく必要があるかと思いますが、具体的な中身の絵を描いたり、筋書きを書いたりするのは、まさしくそういったことを職種としてされている専門家の方がいなければ、的外れなものができるのかなという心配があるんですけども、そういった部分についての説明をいただければと思います。

【井内新産業創造課長】この拠点に来られる事業者、あるいは創業をお考えの方に対する支援としまして、この予算としては環境整備があるんですが、事業を構築する上で、同じ出島交流会館の中に産業振興財団がございまして。そちらも、従前より創業に向けた支援等を実施しておるところでございまして。専門的な機関でございまして。そちらの支援も仰ぎながら、この事業は進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】産業振興財団が、専門的な機関であるということでもありますけれども、スタートアップオフィス、またはシェアオフィス、そういった分野について、一度は経験があらわれるのか、どうなんでしょうか。

【井内新産業創造課長】シェアオフィスという観点では経験はないんですけども、創業支援ということでは、従前より取り組んでいるところでございまして。

【山本(啓)委員】課長、ご理解されていながらそういうご答弁をされると、少し議論が、時間がかかってしまうんですけども、スタートア

ップオフィスということであれば、これまでの創業支援というものと同じような認識で捉えられていらっしゃるんですか。この分野というのは、情報通信産業とか、そういった部分を中心に考えて打ち出されているというふうに理解しているんですけども、産業振興財団が行われてきた、これまでの創業支援と同じ位置づけというふうに、今説明されたように聞こえたんですけども、そういった認識で産業振興財団は、この環境づくりに取り組まれていらっしゃるのでしょうか。

【井内新産業創造課長】産業振興財団は、出島交流会館の8階、9階、10階とございますが、インキュベーションの施設の運営を従前よりしておるところでございまして。

この交流拠点から巣立って、実際、事業を構えるという段階になりますと、そのオフィスのほうに、8階のほうにつなげていきたいと考えております。

そちらのオフィスは情報産業、あるいは製造業というところで、一定区切りをつけた上での支援を財団としてもしておるところでございまして。

【山本(啓)委員】今の話であれば、その建物の中でしっかりとしたステージが組まれて、段取りについても、シナリオについても、知見があってやっているんだということの説明をいただいたというふうに理解をします。

しかしながら、長崎県において、こういった分野のスタートアップをやっていたという理解は、私もあまりないんですけども、新たなものという認識はあるんですが、これらの取組は、行政側に多くの情報や知識があるとはなかなか思えないんですね、この分野においては。もともと、長崎県において新たに取り組もうとして

いるので、長崎県外のほうに、こういった情報や知見というか知識というのはたくさんあるわけですから、そういった専門分野の方々を取り込むと書いているので、ぜひ早めに取り込んで、この事業展開の中で打ち出しをしていただきたいなど。

一般質問の中で、最後、確認させていただきましたが、外国からの起業についても、このスタートアップ集積拠点整備事業は有効かという問いに対して、積極的に活用していくというようなお答弁をいただきました。これは県内の方々だけをイメージしたものではないというふうな理解をその時点でしたわけですが、外国人であっても、日本人であっても、この事業に参画するであろう企業体というのは、当然、住居や暮らしの環境等々も含めて、新たに長崎県に拠点を構える方々になろうかと思いますが、産業労働部の範囲の中において、そのような展開を、この事業費の中には組み込まれてはいないと思いますけれども、今後の展開として、この事業自体にそういったものをつけていく、そういう発想は、今の時点であられますか。

【井内新産業創造課長】 この事業の中に、県外から来られた方の住環境の整備とか、そういうものは含まれておりません。

今後、そういうものも含めて、産業労働部として取り組んでいくかどうかというところについては、現段階では、判断しかねるところでございます。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 先ほど若者定着課長から、事務の取り扱いの項目をいただきました。若者定着課は、1項目から26項目までありまして、一番最初には、「新規学卒者の就職促進及び新卒未就職者等の就業支援に関すること」と、1番

で書いてあります。これが第一目的ですね。「外国人材活用に関すること」は23番目なんです。これは、まず一番最初にするのをびしゃっとやってからやるべきだと思うんですよ。できたばかりのところですよ。それを言うておきます。それは、一言まず、改めて言わせていただきたいと思っています。担当課長だから、あなたが来たばかりだから、たまたまそうなっているわけでありまして。

そこで、ちょっと角度を変えて、商務金融課長にお尋ねします。

アジアビジネス展開プロジェクト推進事業費というか、予算で、当初は3,600万円あったんですね。今回、この予算が700万円弱減額、ASEAN等経済交流促進事業も150万円減っているんですね。これはどういったことかといいますと、中小企業企業海外展開支援強化事業費とあるんです、商務金融課がやっているんです。

まず、若者定着課長、これをやっていたというのはご存じでしたか。中身はどういったのか、ご存じですか。どこまで認識しているか、お答えください。

【小林若者定着課長】 こういった事業があることは承知しております。そして、今回の外国人材活躍促進事業をやる中でも、協議をしながら進めていこうというところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、お尋ねしますけど、先ほど若者定着課の事業内容で、海外展開意向調査とあったでしょう。これは、海外とのいろいろな取引とか、県内の中小企業とのやりとりをしているのは、商務金融課がやっているんだよね。商務金融課長、間違いありませんね。それをお答えください。

【吉田経営支援課長】 県内企業の海外展開に関する支援につきましては、経営支援課で所管を

しております。

【山田(博)委員】 そうですね、今は経営支援課になったんですね。これは補正予算で、商務金融課になっていたものですからね。

そうしますと、今回、海外展開意向調査というか、今年の3月までは商務金融課が中小企業の海外展開の強化支援事業をずっとやっていたんです。それを、改めて若者定着課がやるんですよというよりも、そうしたら、海外の中小企業の実態を一番わかっている商務金融課があつて、今度経営支援課になったんですね。本来であれば、企業振興課がやるか、経営支援課がやるかということなんです。若者定着課が海外企業の展開の意向調査とか何かをするということですが、今までずっとやってきたのは商務金融課、今は変わって経営支援課になったんです。そうであれば、どう考えても、若者定着課というのは、日本の方々をしっかりとやる。

というのは、平成29年9月23日、長崎新聞にも取り上げられていますけれども、これは若者自立支援長崎ネットワークというところが発表した資料によると、県内の15歳から24歳の若者でひきこもりとされている人は、県内で約5,600人いると。5,600人ですよ。5,600人がおって、海外の方々をこうすることにお金をつぎ込むというよりも、まずはどっちを先にせんといかんかということをお願いしたい。この海外の事業を、私は否定するわけじゃないけれども、若者定着課としては、まず事業として一番最初にすることをしっかりとやってもらいたいというのが私の趣旨なんです。

若者定着課長、あなたは来たばかりでされたわけだから、部長、私は最初に、若者定着課でこういったことが含まれていますと説明があつ

たら、私もまだ納得できますけど、補正予算を組みました。これで若者定着課がやるんですよと、事前に説明もなく、これをやるんですよと。

よくよく聞いてみたら、今回の若者定着課で外国人材活躍促進事業をやるよりも、先ほどの経営支援課がずっと中小企業のことをやっていたんだから、経営支援課がやったほうがまだよかつたんじゃないかと思うわけですよ。海外企業の展開をどういうふうにしていくかというのは、ずうっとしていたんだから。それをなぜ、若者定着課に持って行って、海外の企業の展開をいろいろと意向調査しながら受け入れをするとか何かというのは、海外展開をやっている会社が一番詳しいんですから、していたところが。と、普通は思うんです。だから、若者定着課がするよりも経営支援課、または企業振興課がしたほうがよかつたんじゃないかと、率直な意見があつてもおかしくないんじゃないかと思うわけでございます。

それで、部長としてしっかりと、ここをお答えいただきたい。答弁いただけますか。

【山口分科会長】 分掌事務については専権事項ではありますけれども、こういうお尋ねですけども、部長、答弁ありますか。

【平田産業労働部長】 若者定着課の若者定着に関する事業につきましては、当初予算におきまして、今年度実施する事業につきましては計上させていただいたところでございます。課の使命として、その使命を最大達成できるように努力するという事は、もちろんでございます。

この中でもう一つ、人材の活用という中で、現在、県だけではなく、全国的にも外国人材の活用ということが重要な課題になってきておりますので、今回、さらに一つの事業としての事業を計上させていただいたわけでございます。

いずれにしても、課の目的、使命がそれぞれ果たされますように、最大限努力をさせていただきます。

【山口分科会長】 予算及び報告議案という形で質疑いただきたいと思います。

【山田(博)委員】 わかりました。これは、またしますから。議案外で、これはしっかりと話をさせていただきたいと思います。

これは、私は何を思うかという、事前にこういったことをしっかりと説明してもらいたいわけですよ。それが無い中で、これをするというのであれば、私もまた別の考え方があって、いろいろと質問させていただきたい。

新産業創造課長にお尋ねします。若者定着課がやる事業自体は、私は否定しないんですよ。これはいいことだと思うんです。しかし、どこの担当者がどういうふうに行っていくかということ、順番を私は言っているわけであって、例えば、先ほど新産業創造課のほうで、産業振興財団を中心にやっていくわけですね。長崎県産業振興財団というのは、企業振興課が中心に取り扱いしていたんですけども、今回から、新産業創造課に、長崎県産業振興財団の所管は変わったわけですか。

【井内新産業創造課長】 財団の業務の中で創業でありますとか、そういうものにつきましては新産業創造課と密接に関係するものでございますので、私どもと一緒に取り組んでおります。

【山田(博)委員】 例えばターゲットの企業誘致とか何か、本県立地可能性とか何か、誘致活動というのも、本当は企業振興課で行っていくわけでしょう。何が言いたいかといいますと、先ほどと一緒になんです。若者定着課も経営支援課と一緒にやっていくというのはわかりますけれど、一方的に、この課が担当でやっ

ていきますよということでもありますから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

もう一度戻りますけれども、若者定着課長、先ほど受け入れをする前に、今、地域の皆さん方が心配しているのは、外国人の問題がいろいろありますね。それをしっかりと把握をせずに、単なる受け入れをするというのはどうかということがありますから、なおかつ、相談窓口をどこで行っているかというのを把握しているか、把握していないか、その2つだけお答えください。

【小林若者定着課長】 まず、しっかりと調査を行っていくということで、進めさせていただきたいと思います。

そして、相談窓口についてなんですけれども、技能実習生に関して相談窓口となるのは、まず一番最初は監理団体になります。さらに、その上で厚生労働省だったり、就業支援センターだったり、外国人窓口とかがございますところで相談を受けるというふうになっております。

【山田(博)委員】 今回、実態調査というのは今からしていくと、時はまた遅いんじゃないかと思うわけですが、それは指摘をさせていただきたいと思います。

それで、相談窓口は監理団体とか何かとありますけど、今回、若者定着課が外国人材活躍促進事業となれば、ここまで踏み込んだとなれば、相談窓口は国とか監理団体ですよと言えなくなりますよ、違いますか。受け入れ場所をどんどん提供するとなれば、長崎県もしっかりとそういったことに取り組むというふうな姿勢を見出さないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【小林若者定着課長】 今回、相手の行政府とも協議をしながら構築する中で、相談機関という

ものをどういうふうにしていくのか、しっかり議論してやっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 そういうことをお願いしたいと思っております。大体、本来であれば、そういったことをまず、順番が逆だと思ふんですよ。そういった基礎をやってから、それだったらわかるけど、今から、指摘されてこうするんじゃ、どうかと思ふんです。指摘をしておきます。

ほかの質問をさせていただきます。

横長資料の22ページに、工業技術センター試験研究費とありますけれども、これはいろんな項目が出ているわけですね。例えば電気・電子機器のノイズ対策技法の確立とありますけど、新産業創造課長、全部で10項目ですね。工業技術センターの減額の予算が出ています。これは全部、詳しい減額理由を答えてくださいと言ったら、正直言って、答えられますか。

【井内新産業創造課長】 22ページに、各研究の専決額が並んでおります。

内容につきましては、それぞれ研究で使う試料であったり、薬品であったりとか、あと事務費とか、そういうものでございます。一般的に言う、事務費の減になります。

【山田(博)委員】 これは事務費でこうなったということですか。例えば、光学特性の評価手法確立による非破壊計測装置の応用展開、52万3,000円とありますけど、52万3,000円が事務費で減になったわけですか。事務費で、えらいこんなあれでしたね。それじゃ、事務費で50万円も減額しないといかんようになったんですか。

【井内新産業創造課長】 52万3,000円の内訳としましては、研究の中で使う旅費でありますとか、あと備品の購入関係で約20万円、あと役務費関係という内容でございます。

【山田(博)委員】 例えば、じゃ、お尋ねします

けど、窯業技術センターにありますけれども、これは高齢者の生活特性に配慮した商品開発手法の構築とありますけど、約30万円も、これも同じような事務費の削減と理解してよろしいんですか。

【井内新産業創造課長】 こちらの内容につきましては、試験研究に使う消耗品でありますとか、旅費等の減によるものでございます。

【山田(博)委員】 これはどういった商品を開発しているか、教えていただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちらにつきましては、ベースになるのが、福祉の施設等で使う食器でございます。一般の食器と違いまして、体に障害がある方等が使いやすい、高齢の方が使いやすいような食器、例えば従来の食器よりあえて重くすることで安定化を図るでありますとか、お箸やスプーンですくいやすいように、内側に傾斜をつけた食器の開発でありますとか、そういうものを進めた事業でございます。

【山田(博)委員】 それは、いい研究開発ですね。大変いいですね。

それと、新製品・新技術共同開発事業とありますけど、新製品と新技術とはどういった開発をされているか、教えていただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちらにつきましては、例えば新製品でいいますと、窯業技術センターになりますので、強度を高めた陶磁器でありますとか、あと、新技術につきましては、焼成の温度とかをマニュアル化したりとか、そういうものでございます。

【山田(博)委員】 この窯業技術センターの試験内容とか、工業技術センターの試験内容というのは、窯業技術センターは、よく資料とか何か届けていただいて、大変勉強させていただいているんですけど、工業技術センターの試験のこ

ういった内容というのは、広報誌とか何か、各議員の皆さん方にお送りしておりますか。窯業技術センターは、私も時々拝見して、すごい研究をやられているなどと思って感心しているんですけど、それはどうですか。こういった中身を送っておりますか。

【井内新産業創造課長】工業技術センターとしましては、事業報告、こういう冊子を、取組をまとめたものをつくっております。すみません。こちらにつきまして、皆様にお配りしているかどうかという把握は、今しておりません。

【山田(博)委員】私は、工業技術センターの減額の項目を見たら、すごいことをいろいろとやられているなどと思っているんです。事実的に、大変。五島つばき酵母を活用した加工食品の開発とか何かも、ああ、やられているんだなと思ってですね。こういった中身をしっかりと、私は、なぜセンターの人たちに来ていただききたかったかという、こういった窯業技術センターとか、工業技術センターがどれだけ活動しているかというのを、やはり来ていただいてしっかりと話をして、いろいろ聞きたいわけですよ。

以前、窯業技術センターで、3Dデータを活用した製造機器を導入するか、導入しないかという議論したんです。この機器を導入するに当たっては、地元の先生方が必要だと訴えて、いろいろ話を聞いたら、そうだなということで賛同して、これを導入した経過があったわけです。

だから、そういった話を聞きたいから、私はこういったセンターの方もきちんと来て、いろんな議論をして、現状なり課題を話しする。それは、担当の人が来てもらったほうが一番いいわけだから、だから、いろいろ聞いたわけでございますので、今後ともそこは、課題が出た時

に呼んだらいいじゃないかとありますけど、他の部は、きちんとそういったところに来ておりますので、それで話をさせていただいているわけでございます。

部長、そういったことでありますので、ぜひご理解をいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【大庭産業政策課長】前回の委員会で、山田(博)委員からご指摘をいただきまして、過去の経緯等も調べて検討を行ったところでございますけれども、平成18年から平成22年までの間、科学技術振興局というものが設置されておりました、すべての研究機関を所管しておりましたが、その間の経済労働委員会とか、農水委員会には、試験研究機関の所属長は出席をしていないという状況がございました。

その後、平成23年度の組織改正におきまして、科学技術振興局が廃止された後、平成23年6月の農水経済委員会から、農林部の審査においては、農林技術開発センター所長が、水産部の審査においては総合水産試験場長が出席しておりますが、産業労働部の審査においては、工業技術センター所長、窯業技術センター所長は出席していないという対応になっておりました。

このような経緯もありまして、産業労働部の審査におきましては、本庁の所管課長が、予算執行とか事業進行の進捗も随時把握をしているということから、本庁対応というふうにさせていただいているところでございます。

【山口分科会長】常時出席を求めるかどうかにつきましては、また理事者側と協議をしながら、必要に応じて出席をいただきたいというふうに思っております。

【山田(博)委員】あと、工業技術センター試験研究費、こういったすばらしい活動をされてい

ますので、こういった活動をしているというのがわかる資料をできるだけ多くの議員の皆さん方に配付していただくように、これだけ頑張っているわけですから、それはしっかりとPRして、長崎県の工業技術センター、窯業技術センターがどれだけ活躍している、頑張っているののしっかりと県民にPRする意味でも、そういった対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

終わります。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分及び報告第8号については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

委員会審査でございますけれども、残り時間が少のうございますので、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

しばらく休憩します。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【山口委員長】委員会及び分科会を再開します。ただいまから、午後の審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、産業労働部長より所管事項説明をお願いいたします。

【平田産業労働部長】産業労働部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

本日、ご報告いたします項目は、経済・雇用の動向について、地場企業の支援について、小規模事業者等の振興について、事業承継の推進について、新産業の創出について、サービス産業の振興について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、産業人材の育成について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてで、内容につきましては、記載のとおりであります。

そのうち、新たな動きなどについてご紹介をいたします。

まず、1ページでございます。

（地場企業の支援について）

地場企業の支援については、今後、成長が見込まれる造船・プラント、ロボット、半導体、航空機、IoT関連の5分野において、企業間連携による技術開発やサプライチェーンの強化など、事業拡大や生産性向上に取り組む企業グループへの支援を実施することとしており、去る4月27日に事業計画の募集を開始し、6月4日に航空機分野において最初の計画認定を行いました。

た。

認定した計画は、県内の金属加工、表面処理、検査の各企業が連携し、エンジン部品の量産体制を構築することにより、大手航空機関連企業からの受注拡大を図るものであります。

認定計画が目標を達成するよう県及び産業振興財団による支援を行うとともに、今度とも企業間連携による事業拡大等への取組を積極的に支援してまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

（新産業の創出について）

ロボット、IoT関連産業の育成を図るため、去る5月9日に、県内のものづくり系企業や情報系企業など84の企業・団体が構成する「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立いたしました。

本協議会においては、長崎大学と連携したAI（人工知能）などの先端技術習得のための講座や、大手ロボットメーカーと連携した技術習得講座を開催するなど、専門人材の育成に取り組むとともに、ロボットやIoTを活用する側の企業経営者等に対して事例紹介や活用方法等に関するセミナーを実施し、先端技術活用の意識啓発を図ってまいります。

今後、これら先端技術を提供する企業と活用する企業との連携を促進することにより、技術の活用や事業拡大、新たなサービスの創出等を図り、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上等を目指してまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

（企業誘致の推進について）

去る4月26日、静岡県に本社を置く株式会社大川原製作所と、諫早市に製造拠点を新設する立地協定を締結いたしました、今後3年間で25名を雇用して、医薬品や食品などの製造用装置

の製造を行うこととしており、平成32年2月頃の操業を予定しております。同社は、医薬品や食品などの乾燥装置の製造においては、世界トップレベルの技術を有しており、県内企業との連携も検討されていることから、さらに地域経済への波及効果を高められるよう支援してまいります。

また、5月28日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社が、自動車用シートカバーの生産増が見込まれることから第2工場の増設を決定しました。同社は、県、市及び産業振興財団の人材確保支援を高く評価し増設を決定されたものであり、新たに150人を雇用し、300人体制に事業拡大する予定であります。

そのほか、6月6日には、^{エフダブリュディー}FWD富士生命保険株式会社が、クレーンハーバー長崎ビルに入居することが決定しました。同社は平成26年に立地し、長崎市内のオフィスで事業を行っていましたが、事業拡大と同ビルへの移転を積極的に提案した結果、1フロアを賃借して雇用計画を約100人から約170人に増員することとなりました。さらに、金融バックオフィスセンター構想で重点誘致分野としている金融IT部門についても、将来的な業務移管を検討していただく予定となっております。同ビルへの誘致については、新卒者やUIターン希望者に魅力ある良質な雇用創出企業をターゲットとして、引き続き誘致活動を進めてまいります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

（県内定着の促進について）

全国的な景気回復を背景とした、都市部企業による新規学卒者の採用圧力の高まりもあり、今春卒業の高校生の県内就職率は、3月末現在で62.2%と、前年度を0.5ポイント下回り、大学等の学生の県内就職率も、5月1日現在で42.7%

と、前年度を0.5ポイント下回っております。

こうした中、1人でも多くの高校生に県内企業へ就職していただくため、去る5月11日、知事及び長崎労働局長から経済団体の代表に対して、ハローワークへの早期求人申込と魅力ある職場づくりの要請を行ったところであります。

今後も、就職希望者の多い県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフによる就職支援のほか、合同企業面談会を10月に開催するとともに、高校2年生とその保護者に向けた合同企業説明会や職場見学会を実施して、高校生の県内就職を促進してまいります。

一方、来春大学等卒業予定の学生については、県内企業の情報を早期に提供するため、3月1日の求人広報活動解禁にあわせ、2月に福岡市において業界研究セミナーを、3月に長崎市、佐世保市において合同企業説明会を、6月には約63社の県内企業が参加した合同企業面談会を開催いたしました。8月には、長崎市と佐世保市で大学等卒業予定者及びU・Iターン希望者を対象とする合同企業面談会を開催することとしております。

また、先月には、知事が長崎大学経済学部での講演の中で、学生に対して直接本県の暮らしやすさをPRし、県内就職の検討を呼びかけたところです。

さらに、新たな対策としまして、「Nなび」を活用し、就職活動前の段階から大学生と県内企業との交流促進を図るとともに、学生に県内就職を本気で考えていただくため、今月25日から15日間「Work!ながさきキャンペーン」と銘打ち、各種広報による啓発や、学生と企業の交流会などを集中的に実施することとしております。

今後とも、若者の県内就職の促進に向け、全

力を傾注してまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、「平成31年度政府施策に関する提案・要望について」、説明資料をそれぞれ配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明をお願いいたします。

【大庭産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部」をご覧ください。

まず、1ページでございます。

補助金内示一覧表でございます。これは、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であり、間接補助金として、地域拠点商店街支援事業補助金の計6件を掲載しております。

次に、2ページから9ページでございます。

これは1,000万円以上の契約案件で、計12件となっております。

次に、10ページでございます。

これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したもの

でございます。産業労働部関係の1件について掲載しております。

次に、11ページでございます。

これは附属機関等の会議結果で、1件となっております。その内容については、掲載のとおりであります。

決議・検証に対する処理状況につきましては、人口減少・経済雇用対策特別委員会、離島・半島地域振興特別委員会にかかる計2件を別冊で報告をさせていただいております。

最後に添付しております別紙につきましては、土木部営繕課が、契約手続きを代行している契約案件にかかる1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

次に、政府施策要望関係の報告をさせていただきます。

資料は、「農水経済委員会補足説明資料〔平成31年度政府施策に関する提案・要望について〕」をご覧ください。

去る6月6日及び7日に実施いたしました、平成31年度政府施策に関する提案・要望について、産業労働部関係の要望結果をご説明いたします。

産業労働部関係におきましては、海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について、電源三法交付金制度の見直しについての2つの重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が内閣府、経済産業省、環境省の3府省であり、大臣官房審議官等に対し、副知事、副議長、産業労働部長により要望を行いました。

このうち、「海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について」は、洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等に係る事業継続及び関係予算の拡充、実証プロジェクトにおいて使用

した設備の非営利法人等への無償譲渡の仕組み及びその改修・維持財源の確保、固定価格買取制度への潮流発電の追加などについて、内閣府及び環境省に要望を行いました。

このうち、内閣府の要望に際しては、海洋再生可能エネルギーへの取組に関し、本県が先導的な役割を果たしていることに対する謝意の表明をいただくとともに、国の第3期海洋基本計画の中でも、洋上風力発電、潮流発電などの海洋由来の再生可能エネルギーについては、これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い技術の見極め、経済性の改善、信頼性の向上、環境整備などの取組について、本県とも手を携えて進めていきたい旨のお話をいただきました。

また、電源三法交付金制度の見直しについては、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置について、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数をもとに戻すこと、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域の原子力災害対策重点区域、UPZを含む市町村への拡大について、経済産業省に対し要望を行いました。

経済産業省からは、火力発電施設に関する削減措置の見直しについては、環境問題などの事情から、困難であること、また、原子力発電所施設等周辺地域交付金相当部分等の交付対象地域について、松浦市鷹島町が含まれる範囲に拡大することは、全国的に影響が及ぶものであることから、困難である旨の回答がありました。

このほか、再生可能エネルギーの導入促進について、雇用人材対策について、べっこう原料の確保について、3つの一般項目について要望を実施し、経済産業省、厚生労働省など3府省

35名に対し、産業労働部長、産業労働部政策監ほか4名により要望を行いました。

以上が、産業労働部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【山口委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、15、16、18であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号の16番の、先ほど産業政策課長から説明がありました、電源三法の交付金制度の見直しについてです。

なかなか難しいということでしたけれども、これは他の地域もあるということでありましたけれども、松浦市の実情としては、これを大変重く受け止めているということで、たしか、壱岐と平戸と松浦も同じような趣旨を言っているわけですが、国にはそういったことを踏まえて陳情しているかどうか、まず、そこをお答えいただきたいと思えます。

【宮地企業振興課長】 今、委員お尋ねがございました、電源三法の要望でございますが、委員からお話がありましたように、UPZの地域で言いますと、壱岐、松浦、平戸、佐世保、4市がかかっておりますので、そういう実情も踏まえて要望しているところでございます。

【山田(博)委員】 これは、先ほど言った議会も議決をしているわけね。そういった地域はほかにもあるんですか。例えば、こういった同じような問題を抱えている地域があつて、ここまで

議会が国に対して申し入れをしたいとか言っているところは、ほかにもあるのかないのか、そこだけお答えください。

【宮地企業振興課長】 私どものような要望をしているところは、私どもが確認するところによりますと、あまりないという話で、長崎県ぐらいではないかというふうに考えております。

【山田(博)委員】 これは勉強不足でよくわからないので、教えてもらいたい。県に裁量権を委ねられている項目とありますね、1、2、3と。県が裁量権が委ねられているということは、県のほうである程度自由ができるということになっているんですか、1、2、3という項目は。それをまずお答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】 今委員お尋ねのところは、松浦市の要望にかかる部分でございますが、基本的には、県のほうで移出県交付金については、充当事業（案）として決定しますけれども、国のほうにそれを上げまして、国のほうでその事業について決定するかどうかというのは判断をされているところでございます。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 1時49分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【宮地企業振興課長】 すみません。私が答弁を漏らしました。

UPZの地域について、交付の対象とするところは、県に裁量権はございません。国で固めているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、この中でUPZですね、要するに、緊急時防護措置を準備する区域というところがUPZで、これは国で裁量権が委ねられているということなんですね。

そういうことですね。あとの電源立地地域交付金というのと、それに対象を置かれている交付金というんですか、いろんな制度というのは県に委ねられているということで理解していいんですか。この項目で言うと、1、2、3項目があって、1番は国ですよと、2番、3番は県ですよということなんですか。間違いはないんですか。

【宮地企業振興課長】今のお話からいきますと、1番と3番は、まさに国のほうのルールでございまして、2番につきましては、充当事業については県のほうで整理をして、国に上げて、各年度充当事業を実施しているという状況でございます。

【山田(博)委員】ということは、電源立地地域対策交付金というのは、毎年県のほうで、何と何が要りますから、これだけくださいというふうに言えば、それでほとんど認めてもらうということになっているんですか。そこだけお答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】電源交付金のうち移出県交付金につきましては、国のほうで上限額を決められまして、その中で県のほうで産業振興と該当するような事業を整理して、それで国のほうで認めていただいて実施をしているという状況でございます。

【山田(博)委員】ということは、県のほうで裁量権が委ねられているというのは、じゃ、何と何という項目を挙げて国に上げれば、上限はある程度ありますけれども、ほとんど認められているということですね。そういうことですね。

そうしたら、今までこの交付金の県として要望する金額は、どれぐらいしていたら、どれだけ認められているのか。

要は、先ほどの松浦、平戸、壱岐のUPZに入るようなところをしっかりと要望してもらい

たいというふうに言っているんですが、そこは議会も議決しているところですから、県に、こういったところの交付金の配慮を委ねているのであれば、まず、そこでお尋ねしたいことはそういったことでございます。それをお答えいただけますか。時間がかかりますか。

【宮地企業振興課長】今、委員お尋ねの件につきましては、移出県交付金が今までどれくらい県のほうに交付されてきたのかというお尋ねかと思えますけれども、昭和56年から昨年度平成29年度まで、およそ194億円の交付実績がございます。

【山田(博)委員】昭和56年から平成29年、194億円ですね。大体平均して幾らぐらいなのか、あと、実際その金額はどのように配付されているのか、お答えできますか。時間がかかるんだったら、次の陳情に移りたいと思うんですが。

【宮地企業振興課長】交付の実績につきましては、私どもは要望しておりますが、件数の見直しが行われる前は、単年度9億円を超えるような交付実績がございますが、最近、平成30年度現在の当初予算額につきましては6億円程度の実績となっております。

【山田(博)委員】今まで9億円あったのが、今は6億円になっているわけですね。そうすると、今、交付金の見直しをということで、じゃ、今は6億円ですけど、実際県はどれぐらい要望したか、どれだけ充当というか、充てられているのか、わかりますか、金額は。

【宮地企業振興課長】基本的に、通年、経済産業省のほうと協議をしながら事業を組み立てていくというやり方をやらせていただいておりますので、例えば多目に要望して、そのうちこれだけというよりは、ある程度金額なんかも伺いながら調整をしてくれている状況でございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、この電源三法交付金というのは、UPZということで見直しをしてもらいたいとあるわけですね、他の地域もですね。そうしますと、実際平戸市とか、壱岐市とか、松浦市としっかりと、その3市とこの交付金に関して協議をされたことがあるのかなのか、そこだけお答えください。

【宮地企業振興課長】 電源交付金につきましては、該当される4市に限らず、いろいろ日ごろからお話をさせていただいているところでございまして、特に松浦市につきましては、日ごろから協議を、情報交換等十分行っているところでございます。

【山田(博)委員】 だから、先ほどの議決をしている平戸市とか、壱岐市とは協議をしているかしていないか、そこをお答えください。

【宮地企業振興課長】 最近大きくこの件に関して、特段協議をしているかといえば、現時点では、それは行っていないところでございます。

【山田(博)委員】 それは、協議ができるかできないか、そこだけお答えください。

【宮地企業振興課長】 協議できると考えております。

【山田(博)委員】 協議ができるんだったら、やってよ。それはやらないといかん。あれだけ議会が議決してこうしているんだったら、誠意がないよ、それは。県民の皆さんの代表である議会があれだけして、それで、こういった交付金とかなんかも話ができるというのであれば、できるのをしてないというのは、どうかと思うよ。

来年度に向けて、しっかりとやっていただけますか。できるのをしないというのは、それはいかん。できないのをしろといったら、あれだけけれども、できるのにそれをしないというのは、

これは不誠実よ。企業振興課長、いつからできると知っていたんですか、お答えください。

【宮地企業振興課長】 この4市に限らず、移出県交付金に関しましては、委員おっしゃるように、常日ごろから該当市町と十分協議するというのは私の役目でございますので、ご指摘を踏まえ、十分協議を重ねたいと思っております。

申しわけございません。移出県交付金に関しましては、壱岐市は対象外でございます。

【山田(博)委員】 ということは、壱岐市はだめだけど、平戸市はいいんだけど、平戸市とは、今まで協議したことはなかったわけですね。そこだけ、確認です。

【宮地企業振興課長】 年に1回、移出県交付金に関しましては、該当する市町に要望の文書は出させていただいているところでございます。その上で十分、委員ご指摘のように、実情等々協議を重ねる必要もあると思いますので、今後は、そういう点も踏まえてやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 平戸市は出したけど、交付金の対象になる地域になっていますけど、返事がなくて、特段国に要望を上げてなかったということで理解していいんですか。

【宮地企業振興課長】 委員おっしゃるとおりでございまして、活用したいという返事はいただいてない状況でございます。

【山田(博)委員】 それもどうかと思うね。あれだけ議会ではしているのに、議会と行政がそういった状況というのはいかんと思いますけれども、先ほど、壱岐は外れて平戸は入っているということでありましたけど、それはなぜ、そんなに違うんですか。

【宮地企業振興課長】 移出県交付金につきましては、国のほうでルールを定めておりまして、

発電所の隣接、隣々接の市町であるとか、発電所から通勤圏1時間程度であるとか、そういう国のルールに基づいて該当する市町が定められているところがございます。

【山田(博)委員】 その国の見直しをしてもらいたいというので、壱岐市もやっているわけですが、今回の交付金の見直しというのは、こういった要望がありますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

平戸は対象になっておきながら、何かありますかと言ったら、返事がないんですよと、特段ね。ちょっとどうかなと思いましたが、もちろん、松浦市はしっかりとやっているわけですからね、これは。わかりました。

私ばかり質問できませんので、一旦、陳情の質問を終わりたいと思います。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

陳情に対しては、ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号の18番なんですけど、お尋ねしますけれども、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」とありますけど、長崎県労働組合総連合から来ていますけれども、これは初めて来たんですか。毎年来ているんですか。私も記憶にないんですけど、どうなんですか。

【吉村雇用労働政策課長】 何年から来ているか、ちょっと手持ちにございませませんが、少なくとも昨年度は、ほぼ同じ内容の陳情が出されております。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 3分 休憩 —

— 午後 2時 3分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【前田委員】 1000万円以上の契約の中の一般競争入札の総合評価の分です。

今回、3つ報告が上がっていますが、長崎県宿泊業等生産性向上促進支援事業業務というのは、2者の中で1者に決定をしておりますが、大学連携型起業家育成のものと、長崎県ロボット、IoT関連産業育成については、一般競争入札であるにもかかわらず1者しか応募があつてないという状況ですが、これはほかから手が挙がらないというのは、どういうふうに分りなさいているんですかね。

これは、今年度の新規事業ですか。それとも、昨年度からあつて、また今期もやっているんですか。分析も含めてご答弁いただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 まず、表2つ目の大学連携型起業家育成施設企業支援等業務委託についてでございますが、こちらは入札参加は1者でございます。

内容的に、企業支援を行うインキュベーションマネージャーの配置というのが要件になっております。経験のある方の配置というのがございまして、このあたりがちょっと難しい面があつたのかなと考えているところがございます。

それから、もう一つ、表で言いますと5番目の長崎県ロボット、IoT関連産業育成支援業務委託でございます。

こちらにつきましては、今年度の新規事業でございます。こちらについても1者であるんですが、要件に、ロボットやIoTに関するノウハウ、支援体制を整えるという要件がございます。このあたりが少し難しい面があったのかなと考えるところでございます。

【前田委員】最初のほうの大学連携型起業家育成施設企業支援等業務委託、これの業務の内容をもう少し。

それで、今のご説明があったように、専門的な知見を有する方がなかなかいないということで、1者しか入札参加がなかったんじゃないかというような説明だったと思うんですが、どういう専門的な知識が要るんですか。

【井内新産業創造課長】こちらにつきましては、ながさき出島インキュベータ、いわゆるD-F L A Gが出島にございます。こちらの運営に関する委託業務でございます。

インキュベーションマネージャーにつきましては、過去に実務経験としまして、インキュベーションマネージャー等の経験を有する方、あるいはベンチャー企業、第二創業等の支援の経験がある方、技術開発であるとか、法務、あるいは財務、営業等の実務経験がある方などの要件がございます。

【前田委員】運営のことなんです、これね。だとすれば、D-F L A Gはいつから始まっていますか。じゃ、この業者がずっと、毎年やっているという理解じゃないんですかね。かわっていますか。

今のお話でいくと、この入札参加されているところ以外は、参加するということはなかなか難しいんじゃないですか、運営の中身的に見ても。その辺はどうでしょうか。

【井内新産業創造課長】1者入札は、平成26年

度より続いております。

【前田委員】要望にかえておきますけれども、D-F L A Gの活動というのは、報告書とかも読ませてもらっておりますけれども、その中で研究とかなされてきて、そこが本当に事業的に大きく成長したとか、まだまだそこまで至っていないような気がするんですが、そういう意味においては、平成26年度から、実質上、一般競争入札とはいえ、このダイヤモンドスタッフ以外にやれるところがないという現況を踏まえた時に、これはインキュベータのD-F L A Gの目指すものが、本当に大きく成果が出ているのであれば、ここに任せていいと思いますが、そういう目覚ましいというところまでいってない、もしくは、一般の方を含めて認知がなかなかされていないという認識をしているんですが、そういうことを考えた時には、来年度以降、この運営については、諸条件のインキュベータとかの条件はあるにしても、何か考えないと、これではなかなか伸び悩むんじゃないのかなと考え方を持ちますけれども、これは多分、来年やっても、また1者しか手が挙がらないんじゃないんですかね。そのあたりについて検討する余地があるのかなのかについて、最後にお尋ねしておきたいと思います。

【井内新産業創造課長】今委員おっしゃられたように、業務内容も含めて、来年度の対応について検討してまいります。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村委員】今、前田委員のほうからありましたけれども、当然、入札が1業者というのは、なかなか信頼性を得るものではないわけですよ。これが土木部だったら、まず大きな問題になってくるわけですが、産業労働部ということで、入札に対して、いろんな意味でちょっと

手薄なのかなと考えるんだけど、今回の大学連携型起業家育成というのは、これは要するに、起業家を育成する事業であって、本来であれば、これは大学の授業なんかでも十分対応できるんじゃないかと私は考えたこともあるんだけど、その辺についてはどうなんですか。長崎にも大学はたくさんあるでしょう。その大学の中で、起業家を育成するための授業をやる、それだけでも私は対応できるんじゃないかと思うんだけど、そうじゃなくて、特別なことをこれで行っているわけですか。ちょっとそこをお聞きしたい。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時11分 休憩 —

— 午後 2時11分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【貞方産業労働部次長】 この委託の業務内容は、先ほども説明がございましたけれども、D-F LAGという創業者支援施設、インキュベータ施設が出島にありまして、その施設の管理と入居者、入居者が十数件入っていますので、その日常的な、もしくは営業のお世話をする、そういった業務委託になっておりますので、基本的に大学でセミナーをするとか、勉強するとか、そういったもののお世話をすることではありませぬので、基本的には大学に委託するというのは、少し違うんじゃないかと考えております。

【中村委員】 私の言っていることが通じてないんだけど、結局、今言われたのは、管理委託とかそういう意味でしょう。管理委託だけでこういう起業家をつくらうと思っても、できるわけ。私の考え方はちょっと違う。あなたたちが言っているのは、要するに、出島にある施設

を管理委託をお願いしているということは、そこでこういう起業家を育てているわけなの。実際育っているわけなの、どうなんですか。

【貞方産業労働部次長】 中で働いている職員については、基本的に、その要件として、インキュベーションマネージャーの資質を持っている。要するに、創業支援の経験があつたりであるとか、そういったものの資質がある人間を3名程度雇用して、例えば営業のご支援であるとか、財務内容のいろんなアドバイスであるとか、そういったことをやっておりますので、基本的に大学で特に学業しなくても、ここで回っているんだと考えております。

【中村委員】 そうしたら、そこでそういう事業をやって、そういう展開をやっているのであれば、今までの業績ということは証明できますか。どういうものが育ったか、どういうものができたかというのを業績で評価できますか。

【井内新産業創造課長】 今までの成果の一例を申し上げますと、最近で言いますと、丸形スーツケース、形状が、四角じゃなくて丸いスーツケースなんですけれども、外国の特許申請などを伴うものであるんですが、そういうものの開発・販売をされた事例がございます。

また、工場の工程管理システムの開発・販売とか、そういうものの開発をされて、直近の決算で、この会社の売上で言いますと、8億5,000万円の売上につながったというものもございません。

【中村委員】 それで、これだけの経費をかけてできた成果だと思ったら、ちょっと残念なんだけどね、私としては。ただ、入札が1者しかないということは、逆に、私たちから考えさせてもらえば、この業者のためにこの事業を展開したんじゃないのかというような考え方もできるわ

けよ。だから、納得いかないわけ。当然、あなたたちが言うような、そこの管理委託のためだけの事業ですよと言われたとしても、それが果たしてどれだけの成果を生んだのか、ほかのところは頼んだら、もっといい成果が上がるんじゃないかならうかという考えも出てくるわけです。だから、1者での入札というのはなかなか難しいんですよ。あなたたちが言っているようなあれと違って、私たちの考え方が違って来るわけ。

次のIoTの分、これは今回の新しい事業ですよ。そうしたら、これを落札した企業が、ながさき地域政策研究所、以前からありますよね。いろんな事業にこれが入ってきますよね。今回、かなりの額面ですよ。この額面の中身は、ほとんど人件費じゃないの、どうなの。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時16分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【井内新産業創造課長】 それぞれの人数でありますとか、積算のもととなる数量については、予定価格の推計につながるものとして公表できないものと理解しております。

【中村委員】 それで、今回もIoT、要するに、長崎県を造船業以外に、第二のロボット産業を長崎県独自の産業に育てようという考え方は私たちも理解できます。実際この間、委員会で視察に行ったところも、素晴らしい技術を見せていただきました。

ただ、ながさき地域政策研究所というところにこれをさせなければ、事業を展開させなければならぬ理由というのが、私たちは定かではないんです。ほかにもっと素晴らしいものができるんじゃないのか、もっと素晴らしいことを

教えてくれるような研究所があるんじゃないのかと思うところがあるわけです。もしこれが1者じゃなくて何者かきて、その中からここが選択されたということであれば、いろんな選択理由があつて、それができるんだけど、1者でしょう。そこなんです、問題は。

だから、要するに公募する時に、あなたたちがどれだけのところに公募をかけたのか。例えば他県にもっと素晴らしい技術を持ったところがあれば、他県からそれを吸収するために、そういうところに落札させて、もっと長崎県の業者に対して知識を与えるということもできると思うんだけど、今回、これは長崎県の業者が寄り集まって、新しいことを今から開発しようという研究機関だと思っただけ、ただ、その辺については、私たちもある程度理解はするけれども、やり方として、もちろん県内企業が頑張っているところを集めてやるというのは理解できるんだけど、もっともっと他県には進んでいるところがたくさんあるんだから、そういうところをもう少し研究しながら、こういう新しい事業展開については取り組んでいただきたいと思うんです。

結局、今の長崎県にいる業者、今までの長崎県の、要するに、ここに理事長菊森さんと書いてあるけれども、この方は、すべての長崎県のあれに関しては網羅して入っていますね。今までもずうっと入ってきている。だから、長崎県については一番理解できていると思うんだけど、ただ、逆に考えれば、もうちょっと他の方向性を持った、他県の方たちから素晴らしいものを吸収することも一つの提案じゃないかと思うわけです。その辺については、今後どういうふうにやっていこうと思っっていますか。

【井内新産業創造課長】 委員おっしゃられるよ

うに、本県については地域要件を設定せずに、あと、県外のコンサルタントさんにも事前のお声がけとかをしてきたところですが、結果的にこうなっておるところでございます。

今後におきましては、事前の周知は当然のことなんですが、そのあたりのPRも含めて、十分対応してまいりたいと考えております。

【中村委員】せっかく新事業として長崎県が取り組んでいく事業なんだから、やっぱり考え方を変えていって、もうちょっと広めていって、いろんな知識を吸収できるような場にしていただきたいなと思っているものだから、そういう意見をさせていただきました。

今、課長が言われたように、新たな展開を見せてもらって、このIoTに関して、長崎県がすばらしい技術を取得できたというところを展開していただくように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時23分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】まず、政策等決定過程の資料で、2ページの新産業創造課であります、番号が2番の平成30年度大学連携型起業家育成施設企業支援等業務委託とありますけど、先ほど議論していたら、この契約の名称を変えたほうがわかりやすいんじゃないかと思う。誤解を招くからね。要は、施設企業支援管理等業務委託にすればいいんだけど、大体それが近いんだからね。何か誤解を招くから、これは業務委託の中身を変えたほうがいいんじゃないかと思うんで

す。どうですか、課長。先ほどの委員の皆さんの議論を聞けば、私もそう思っていたから、これはちょっとどうかと思うんです、契約の名称自体が。どうですか。

【井内新産業創造課長】この委託業務の内容としましては、インキュベーションマネージャーによる企業の支援等の業務、あるいは事務員配置による企業支援の業務等がございます。企業支援の業務がございますので、こういう名称にしております。

【山田(博)委員】平たく言えば、施設の管理業務が主たる業務なんだから、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと、誤解招きますよと言っているわけよ。それを、全くさっきと同じことを言うから、そこまで私は耳は遠くないし、そこまで頭は悪くないよ。そういうふうにしたらどうでしょうかと言っている。

まあ、なったばかりで大変でしょうけど、変えたほうがよろしいんじゃないかと私は思うわけでございますので、検討していただければと思います。

続きまして、新産業創造課長、平成30年度長崎県ロボット、IoT関連産業育成支援業務委託とありますけど、入札は、新しい事業で、これは課として目玉の事業なんです。

ちなみに、入札の項目だとか、金額の予定価格とかというのは、どうやってつくったのか、それをお答えいただけませんか。

【井内新産業創造課長】それぞれ積算につきましては、業務内容と照らし合わせまして、事業推進マネージャーが何名必要であるか、あと、どういう調査を何名体制で何日行う必要があるかなどの積算ではじいたものでございます。

【山田(博)委員】新産業創造課で、ロボット、IoTとかに詳しい人がおって、人数は大体こう

したほうがいいとか、詳しい人がおったわけね。大したもんやな。間違いありませんね。職員の皆さんで、IoTだなんだらかんだらとか言って、じゃ、こういった業務をする時にはこれだけ人数が要るとか、全部あなたたちが調べて、調査もせずに、見積もり依頼もせずに、全部したっていうことですね。間違いありませんね。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時27分 休憩 —

— 午後 2時27分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【井内新産業創造課長】 本事業の実施に当たりまして、参考見積もりもとっております。それも参考にした上での価格でございます。

【山田(博)委員】 参考見積もりをとった会社というのは、何社以上とったんですか。

【井内新産業創造課長】 1社でございます。

【山田(博)委員】 1社、まさか、とった会社からとったというわけじゃないんでしょうね。そこなんです。そこだけお答えください。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時29分 休憩 —

— 午後 2時46分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

先ほどの件につきまして、答弁をお願いいたします。

【井内新産業創造課長】 ロボット、IoT関連産業育成支援業務委託につきましては、県の単価を用いまして、必要な業務量を想定の上、積算をしたものでございます。

【山田(博)委員】 先ほどおっしゃっていましたが、休憩前の答弁と今の答弁は違うということで理解していいんですか。訂正するんですか。

先ほどは1社から、ある会社から見積もりをとっておりましたとおっしゃったんです。今になったら、違う答弁をしたと。そこはどういうふうな形のとり方であってこういうふうになったかというのをきちんと説明していただかないと、前の答弁と今の答弁とは違いますから、それをしっかりと明確にお答えください。

【井内新産業創造課長】 参考見積もりを1社とりまして、これはあくまで参考でございます。業務量等の参考にいたしまして、積算につきましては、あくまで県の単価を用いたものでございます。

【山田(博)委員】 参考見積もりをとりましたと。参考見積もりをとった時、じゃ、業務の委託の内容というのは、どういったことかよくわかりませんから、これは仕様書とかありますね。それをきちんと、だから、どこにどういうふうになったかというのを教えてもらわないといけなわけですね。

先ほど、参考見積もりを1社からとりましたということです。普通、参考見積もりをとる時になったら、普通は、3社見積もりをとるとか、複数社からとるしかないわけですね。今回、1社でとりまして、あとは全部自分で単価を入れましたと。それはわかる。しかし、参考見積もりをとった会社は、先ほどの答弁では、今回契約相手の会社だけでしたということだったということで、私は理解しているわけです。

そうしますと、最初から複数からの見積もりをとらないといけなかったのじゃないかと思うわけです。それはいかかですか。もし答弁次第では、仕様書の中身を出してもらって、どこからどこまで見積もりを提出してもらったかというまでお答えいただく形になりますので、よろしくお答えしたいと思います。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時49分 休憩 —

— 午後 2時49分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【井内新産業創造課長】 見積もりにつきましては、あくまで業務量の参考にしたものでございまして、繰り返しになりますが、積算におきましては県の単価をもとに積み上げをしたものでございます。

【山田(博)委員】 それでは、この入札の仕様書というのを見せていただけますか。これは1社で見積もりをとったということでありまして、ほかのところはちゃんと単価を入れましたということでありまして、今回、産業労働部の目玉事業というか、これは大変将来性を担うことだったので、しっかりとやっているかと思っていたら、1社の参考見積もりをとったのは、それは構いませんけど、やっぱり複数からとらないといけないと思いますよ。これは仕様書を提出していただいてしっかりと議論していかないと、今回の中村知事の大きな政策の一つだったんですから、それをこういったやり方というのはどうかと思うんですよ。

委員長、休憩していただいて、これはしっかりと提出していただきたいと思うんです。よろしくをお願いします。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時52分 休憩 —

— 午後 2時53分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 続きまして、これは同じことなんですけど、再生可能エネルギー実証フィー

ルド運営機能構築業務委託とありますけど、これはどういったことを業務委託をされているのか、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちらにつきましては、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会への随契でございますが、実証フィールドを運営するに当たっての窓口業務でありますとか、誘致部門の業務でありますとか、そのあたりの業務を委託したものでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、これは実際どういった活動しているのか、報告書みたいなのはあるのかないのか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 業務委託の実績報告はございます。

【山田(博)委員】 では、提出していただけますか。拝見させていただきたいと思います。

出せるのか。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時55分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

提出の資料が時間がかかるということですので、先に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について審査したいと思います。

ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

所管事務は、委員1人当たり20分を目安として、質疑応答を願います。

【山本(啓)委員】 ちょっと大きな話から、細かい話まで、少しさせていただきたいと思うんですけれども、先ほど予算の中でもありました新産業について、一般質問の中では、新産業とい

う位置づけを、現在の造船業は非常に厳しい状況にあると。それらと同じぐらいの、並ぶような、そんな新たなものの位置づけは、ともに共有できたものであろうかと思いますが、そういった形ではなくて、造船業自体は、今どういう状況なのかということを少しお尋ねしたいと思います。

2017年なので、昨年、平成29年9月10日の日経新聞、「造船しばむ。再編機運」、何か動き出したなど、厳しい状況下の中で、再編で各社が何とか乗り切ろうという動きがあっているなど。8月とかには、「三菱重工改革、崖っぷち」と、「造船など4事業分社、主力の発電関連勢いに乗る」と。

本県においては、製造業においては、プラントも合わせれば、実に4割が、こういった造船関係の方々が担ってらっしゃると。それが、この時期から、どんどん新聞の内容が、編成を重ねていたり、分社化を重ねていたりしていく上で、再度、6月に入って、「千葉での造船撤退」とか、そういった話があって、そこで三菱重工業は、1月、「大型商船の建造を手がける長崎県の香焼工場を、三菱重工海洋鉄鋼としても分社化し」、というような動きがあっている。そして、先ごろ、6月24日の日経新聞ですけれども、「商船を縮小」と。創業というんですかね、先祖から伝わっている、継承している業でしょう。長崎で興ったことということでしょうけれども、「長崎の建造半減」というような状況にあります。まさしくこれは、日経新聞に、今の造船業の現状を記事として色濃く報道されている内容であろうというふうに理解します。

その上で、お配りいただいている、平成27年度長崎県県民経済計算の概要ということですね。

修正が入ったんでしょう。経済成長率の推移ということで、平成22年度から平成27年度までの名目実質等々が示されています。途中、平成26年から平成27年は、名目においては成長しているというようなところで、7.6%増というようなところもございます。

我々は、今、この産業において、製造業等々を中心に、県がどのような評価をし、そして、新産業を持って、こういった経済をどのように押し上げようとしているのか。製造業の話ではなくて、私は本県の経済の話の一般質問でも行ってきたと思っているんですが、まず、こういった一連の報道と、この計算の推計について、部長の全体的な評価をいただきたいと思います。

【平田産業労働部長】 まず、国全体の造船業を取り巻く環境と申しますのは、先ほど委員がおっしゃられたとおりでございます。やはり中国、韓国との競争という中で、造船業の構造改革が必要になってきている。とりわけ大手の造船会社については、企業ごとの統合であったりというものもどんどん進んできている状況にあるわけでございます。

そのような中で、長崎県の造船業を見ますと、今の現状を申し上げれば、忙しい状況でございます。それぞれ皆様受注を持って、かなりの高操業をされておるところでございます。

ただ、新しい受注の環境というところになりますと、単価の問題等々でかなり厳しい状況にあるのも事実ということでございます。

長崎県内の造船、ひとくくりで申し上げることはなかなか難しく、それぞれの造船の会社ごとに状況は異なりますので、一言ではなかなか申し上げられないんですけれども、総じて、現状としては忙しい状況にあります。

ただ、事殊長崎に目を向けてまいりますと、

今、客船からの撤退もありますけれども、現在つくっておりますLNG船についても、建造の量は、今後縮小していくということが、はっきり会社としても言明をされておるわけでございまして、それ以外の海洋の構造物ほかに切り替わっていくということで、仕事量を確保していくという方針であります。

そのほかの製造業全体を申し上げますと、半導体も好調でございますし、総じて、それ以外の製造業も、物づくりの面でいけば、製造は高操業が続いている状況であります。

そういう状況が、県内の総生産の中には、伸びという中では、製造業の大きな伸びということで、平成27年度の時点としては出てくるんですけども、この先、2020年、あと1～2年先を見た時に、このままの好調が続くかどうかというのは、全く別の話になってくるだろうと思っています。

それから、そのような中で、本県の経済、産業をどういうふうに持っていくかということですが、これまで新しい産業ということを出しておりますのが、海洋エネルギー、IoT、それから航空機産業ということで挙げておりますが、とりわけAI、IoT、ロボットの分野といますのは、これは製造業、物づくりのみならず、サービスそのもの、あるいは物づくりにサービスが加わる製造業のサービス化、あるいは、小売の中にもそういうものを使ったサービスが加わることによって付加価値がつくという、その中で付加価値であったり、競争力であったりというものが求められてくるであろうと思っています。

ですから、幅広い地域産業の中での、そういう付加価値のつけ方と、生産性の向上というものを含めて、我々も取り組んでいかないといけ

ないと思っておりますけれども、それを支える技術としてのAIでありますとか、IoTの技術、それを長崎県の新たな産業の柱として大きく育っていくように、我々としては支援をしていくというふうな考えを持っているところでございます。

【山本(啓)委員】 部長の認識、評価を長崎県の経済というくくりで、今ご答弁いただいたように理解いたします。

まさしく造船業がそういう厳しい状況にあり、それぞれの社が行う編成とか、それはそれぞれの会社が行うことであろうかと思えます。しかしながら、そこを支えている地元の既存の物づくりの方々が、今後、仕事の量がどうなのかという部分については、今、部長より答弁があったように、製造業全般から見ると、平成27年度の形からしても、電子部品やデバイスの増加で、7,545億円で52.6%の増加となったというような評価がここにあります。数値でありますので間違いのない、名目を積み上げた数字であろうかと思えます。

しかしながら、これらのカテゴリーがすべて今の造船業を支えている方々にはまるかといえ、はまらないわけですね。一部の方々は仕事の量が減って、その技術を継承するというすべもまた失い、担い手がいなくなると、ほかの離島や半島の産業と同じような方向性も少し見えてくるわけです。

新産業でこういった部分を支えながらも、既存の造船業やプラントなどの物づくりの方々、この方々までもしっかりと支えようとする、その部分が、今おっしゃっているやりとりの新産業の中には、なかなか直接見えないのかなと。

今の答弁で、再度質問したいと思うのは、これまで造船業やプラント業を支えてきた、これ

までの製造業を支えてきた物づくりの方々が、しっかりとそれらも継続しながらも、減った量について埋めていけるようなものが、新産業の中に含まれていると、そういう認識を持って、知事は新たな新産業を掲げられたのか、その部分についての説明を求めます。

【平田産業労働部長】本県の物づくりのベースとなっています造船・プラント、これは、大きい技術のくくりでいきますと、大物の金属加工であったり、塗装であったり、溶接であったりという分野になってくるわけでございます。この分野については、今日報告しました私の報告資料の中でも、地場企業の支援の中で、今後成長が見込まれる分野ということで、5分野の中に筆頭で、実は造船・プラントというのを入れておるわけでございます。

実は、これそのものは、客観的に言うと、それって成長分野なのかと、単純にそういう批評を受けることも我々はあるわけですがけれども、そのベースをなぜここに入れているかというのは、今まさに委員がおっしゃられたように、もちろん新しい産業を興していくということも最大限の努力をしていかないといけないわけですがけれども、今ある技術、これをどう生かしていくのかということも、同時に考えていかないといけないと思っております。

先ほど申し上げました、大物の加工とか溶接という技術、それをやるためには、大物の加工する設備が要る。こういう状況の中で、次第にそういうことができる企業が、全国の中でも、あるいは九州の中でもだんだん減っていったという実態があるということも事実であります。逆に言えば、今、県内で仕事をされている皆さんも、製造の基盤が、県内だけではなくて、九州あるいは他県、それ以外のところからも、

その設備がないとできないものについては、注文が現実に来ているものもあります。

そういうような新しい仕事をしていくというようなマッチングも当然必要でしょうし、あるいは、今、造船の協力会で船の塗装、あるいは溶接等々をされている方々も、特定の個々の企業の船ということではなくて、船の種類はいろいろありますので、例えば建造だけではなくて修繕等々もありますので、そのための新たな取組をしていったり、あるいはプラント関係にしても、技術を協力すること、連携することで他県、あるいはよその地域のプラント製造、メンテナンスも含めた、そういう分野へ入っていったりということも大いに可能性があると思っておりますので、我々はそういう取組を地場企業の皆さんとお話をしながら、前に進むように話をして、あるいは先ほど言いました、支援制度も実際につくっておりますので、それもあわせて進めていくというつもりでおります。

【山本(啓)委員】であれば、ここまでは少し一般質問のやりとりのおさらいのような形になってしまうんですけども、であるなら、新たな企業の誘致、また地場産業の活性化、さらには、担い手人材の育成や人材の誘致、いろんな手法を持って、そういった形をとっていきますというやりとりもあって、今、その中身について、具体的な説明がありました。

今現在、午前中もこういう発言を私もさせてもらったんですけども、行政側というのは、やはり枠組みや制度、支援のあり方などをしっかりとつくっていくと。その前提にあるのは、そういった関連産業の方とのやりとりや、それらのトレンドとか流れについてリサーチをした上で、そういった制度や枠組みを行政が用意していくからこそ、現場とあうんの呼吸ではまっ

ていくのかなと。

そういったリサーチをするのは、産業労働部の中ではどこがされているんですか。実際に、一般質問でのやりとりでも、既に外国やそういった人材に対してもリサーチをされているんですか。言ったら、実は、クラスター協議会の話は出たけれども、それ以外については出てこなかった。海洋エネルギーについては出てきたけれども、それ以外については出てこなかった。情報通信産業についての説明はなかったと。

しかし、皆さんが説明する内容は、すべてが含まれていますよね、情報通信産業についてもですね。そういった部分、新産業という大きなものであるけれども、皆さんの中ではしっかりとカテゴリーが分けられている、セパレートされている。でも、その一つひとつに、しっかりと専門人材が張りついてリサーチをされているのかどうか。今現在、それが動いているのかどうか、それがどなたなのか、ご説明いただきたいと思います。

【平田産業労働部長】私ども専門人材と申し上げますか、それぞれ所管の課において、関係先の皆様との意見交換をしながら、具体的な施策として構築をしていくということをございまして、特定の人物、あるいは専門家を配置することによってリサーチするという体制はとっていないということです。

【山本(啓)委員】まとめで、提案と要望をしたいと思いますが、やっぱりほかも同じように、そういう新産業に目はいつているわけですし、既に動いている自治体もあるかと思えます。県内外問わず、国内外問わず、やはりそういった専門人材を、施策との密接な関係の中にしっかりと配置して、具体的なやりとりを現場とやっていかないと、私は、スピードという

部分についてはないのかなというふうに思いますし、スタートアップオフィスの事業もございました。もう一つ、さっき、IoTの関係もありました。皆さん、多分そこでしっかりとした企業を支えていきたい。そして、何か生み出していきたい。また、新しい何かを、新産業についてのインパクトを、この長崎の地で作りたいという思いがある、その環境づくりをしているんだというのはあるんだと思うんですけども、一個一個の質疑には、それは答弁が返ってこないですよ。さっきのIoTのやつでも、まさしくそうじゃないですか。そういう環境を管理委託だけですか、違うじゃないですか。そういう起業を導く、そういう空間にしたい。だから、そういう専門人材の配置もしていくとおっしゃっているのに、説明には全然、その力強さが無い。

何とかかなさんという話をされているんだと思いますので、そのための環境づくりについて、もう少ししっかりとした補強をするのであれば、もう少しわかりやすい、大きな看板を掲げるべきですよ。新たな新産業であれですね。そのあたりの決意について、最後お伺いして、終わりたいと思います。

【平田産業労働部長】具体的な成果を出していくために、どういう進め方が必要であるかということについては、今後、それぞれ着手して、民間の企業の皆さんとも足並みをそろえて進めていくという中で議論をしてまいりたいと考えております。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】農水経済委員会の関係説明資料で1つだけお尋ねしたいんですが、新産業創造の創出ということで、これはロボット、IoT関連産業を育成するというので、今、84の

企業・団体で構成する「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立したんですね。将来の目標というのはどこまで掲げているのか、それを説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】この事業の具体的な目標につきましては、ロードマップ的なものを作成するという事を考えおきまして、定量的にどこまでを目指していくかも含めまして、民間の皆様と協議をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】将来の目標とかロードマップを、じゃ、いつごろまでにつくろうとしているのか、それをお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】今年中につくってまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】じゃ、今年中につくるということですが、県当局としての目標というのとはもともとないんですか。この新産業でどういうふうにしていこうかというのは。まず、それをお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】こちら、新規の今年の事業でございまして、数値的な目標としましては、この事業の中で実証支援の補助金を設けておきまして、それを今年度4件、実績として上げていきたいと考えております。

【山田(博)委員】新産業創出ということで、実証支援ということで4件とありますけど、具体的に4件というのはどういったものか、示していただけますか。

【井内新産業創造課長】想定をしておりますのは、例えばロボットのラインをつくっておられる会社がいらっしゃる。一方で、例えばお菓子であるとか、そういう製造メーカーのニーズがあると。そういうもの、ニーズとシーズを掛け合わせたところで、お菓子の箱詰めロボット

というものができると、一例なんですけれども、そういったものをつくるに当たって実証すると、そういうものを支えていきたいと考えています。

【山田(博)委員】4件というのは、まだ固まってないんですか。例えば、例えばということですけど。その4件というのはどういった分野か、分野というのは決まってないのか、そこだけ明確にお答えください。

【井内新産業創造課長】分野としましては、ロボット、IoTを活用した新たな取組を支援していくと考えております。

【山口委員長】最後のほうが、語尾が聞こえないんです。はっきり言ってください。

【山田(博)委員】ロボットを使った、例えばお菓子の部門とか何かと、きちんと明確にお答えいただけませんか。それはあるんでしょう。ないわけないでしょうから、そこをしっかりとお答えください。

【井内新産業創造課長】そういう意味で、どの分野と限ったものではないんですけれども、例えば製造業に限ってとか、そういう分野の縛りはしておりません。ロボット、IoTを活用して新たなもの、ある物をつくるとか、あるいはサービスを提供すると、そういう実証を支援していきたいと考えています。

【山田(博)委員】ということは、今から手探り状態でやっていって、とりあえず4件を目指すということで理解していいわけですか。

【井内新産業創造課長】さっき一例を申し上げたような新たな取組を支援してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】新産業創造課長、課として、部として、目標はこういったのがあって、これでやっていきますという方針があって、今、手探り状態で、これは最初、どういった分野でや

っていこうと、方針がなかったわけですか。なかった中で、極端に言うと、今から見切り発車みたいな形でやっていくということで、しかも、今の答弁のやりとりでは、そういうふうに思えないんですけれども、そういうことで理解していいんですかね。

これは、部長の隣に次長が二人いるけれども、次長、お答えいただけますか。

【貞方産業労働部次長】先ほど長崎県次世代産業クラスター協議会を立ち上げたのご説明いただきましたが、その中には、情報産業が、多分50社程度だけではなくて、製造業、メーカーといったところもかなり入っております。

関係の産学官の団体も、大学等も今入っているところでございまして、そういったところでいろんなマッチングを行いながら、それぞれの情報産業なら情報産業関係でいろんな技術を持っておりますし、製造業では製造業でいろんなニーズがありますから、そういったものを一つひとつ、いろんなマッチングの場で組み合わせながら、そこから出てきた案件の中ですばらしいものをぜひ採択して行って、それを4件という数ではございますが、支援していきたいということで、現に今、これとこれを支援するのはございませんが、私どもが見る中でも、現に先ほど課長が説明したものもありますし、食品製造業あたりでは、現にそういったものがどんどん取組が進んでおります。そういうロボット関係の技術を持ったところと、実際の食品メーカーがかなり具体の取組を進めておりますので、そういった取組をほかの分野でもできると思っておりますので、やっていきたいと考えております。

全く手探り状態というのは、適切な表現かどうかわかりませんが、そういう意味では、

4件というのは確実に実現できるのではないかと、そういった状況にはあるということで考えております。

【山田(博)委員】4件という数字というのは、ある程度こういった方向性があるって、そういうふうに数字が出ているということで理解していいわけですか。最初のところで、「例えば」、「例えば」と言われたので、ちょっと大丈夫かなと心配になったわけですよ。次長が言われたので、そうかなと思ってきたんだけど、担当課長に聞いたら、「例えば」、「例えば」と言うから、不安になるわけですよ。どうなんですか。ちゃんとした目標があって、例えばこういったクラスターを立ち上げて、目標は、雇用は幾らとか、経済波及効果は幾らぐらい目標にやっていますと言ったら、ある程度しっかりしたビジョンを持ってやっているなど理解できるわけですよけれども、そういったのが明確にない中で、協議会は立ち上げました、今から話し合えますよということ言ったものだから、実際、事務局は県がやるわけでしょう。事務局の県がどういうふうな目標を持ってやっているというのがわかればいいけれども、そういったのを示されてないから、今、私が聞いているわけでございまして、それにお答えすることがありましたら、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】協議会を立ち上げまして、協議会の趣旨としましては、技術の活用とともに事業拡大や新たなサービスの創出につなげていくということでございます。

定量的な目標としては、先ほどの4件、IoTで2件、ロボット関係で2件と考えておりますが、その実現に向けて取組を進めてまいります。

【山田(博)委員】場合によっては、いい案件があれば、4件に限らず、またほかにも増やすと

いうことで理解していいわけですか。それは、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】 案件によりましては、予算の範囲内で支援してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 それでは、事前通告しておりました、浮体式洋上風力発電事業にかかる漁業振興対策についてお尋ねしたいんですが、これは、浮体式洋上風力発電を活用した漁業協調モデル検討調査というのをやっていますけれども、調査の結果というのは、いつきちんと成果が出て、いつの時点で発表されたのか、それをお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちらの調査につきましては、水産部のほうで実施をしたものでございます。平成29年度の調査については、6月から11月末までを期限として実施をされたと伺っております。

【山田(博)委員】 ですから、これは発表はいつごろされたんですか。これは産業労働部でされたのか、水産部でされたのか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 水産部漁港漁場課ですが、平成30年3月に調査結果が提出をされております。

【山田(博)委員】 じゃ、産業労働部に提出されたんですね。産業労働部に提出されて、それを産業労働部としては、調査項目を水産部に委託したわけですね。それを、今年の3月にもらったんでしょう。だから、産業労働部としては、その報告というのはいつされたんですかと聞いているんです。

【井内新産業創造課長】 この結果の公表はしておりません。

【山田(博)委員】 これは県単を使ってやったわ

けでしょう。部長、中身を知っておりますか、どういった結果が出たというのはご存じですか。

【平田産業労働部長】 報告書を見せていただきました。

【山田(博)委員】 これは、実は、地元の方も洋上風力に関して賛否両論がありまして、調査結果を地元の漁業者にもきちんと報告してもらいたいという話があったわけです。ということは、その時、「はい」と言ったんですけど、じゃ、部としてはしてくれなかったわけですね。そういうことで理解していいわけですね。

今年の3月31日までして、それを公表してないということですから、それは間違いありませんね。

【井内新産業創造課長】 公表はしてないところでございますが、この結果につきまして、地元の方と地元の予算も含めて共有することを検討してまいります。

【山田(博)委員】 それと、この洋上風力に関して、実は、五島市離島漁業振興策研究会というのを立ち上げたんですね。これは今まで、平成27年10月26日に第1回をしたわけですね。それで、今現在は、何回開催されているかということ、結局、今、5回しか開催されていないんですね。これは間違いはないかどうか、それだけお答えください。最後は平成29年10月ということ間違いはないかどうか。

それと、この規約には、年4回開催するというようになっております。初年度は、平成27年では2回開催するというようになってはいますが、事務局は水産総合研究センター、長崎県五島市が務めるものとするという規定がありますけど、これで間違いはないか、それを含めてお答えください。

【井内新産業創造課長】 五島市離島漁業振興策

研究会につきましてですが、今まで5回開催されております。第5回については、平成30年2月に長崎市で開催をされたものでございます。

規約につきましては、開催回数は2回ということしております。

【山田(博)委員】 いいですか、これは水産部からも取り寄せて、産業労働部からも取り寄せて、平成27年10月の段階では、年4回開催することとし、初年度は、平成27年度は2回開催するとなっているんです。これはご存じなかったんですか。

じゃ、私が持っている資料が間違いなんですかね。これは、水産部とそちらの方からもらったんですよ。

【井内新産業創造課長】 昨年改正を行いまして、年1回ないし2回としております。

【山田(博)委員】 昨年改正したということでありまして、それは私のほうにご案内をもらっていましたがね。しましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうね。大変失礼いたしました。

それで、ずっと開催していましたが、当初の目標はそうであって、だんだん尻すぼみというか、地元の漁業者のことはしっかりやります、当初は大きいバルーンというか上げていたわけね。今になったら、だんだん尻すぼみしてきて、話が通ってこないわけですね。これは担当課長としてどうですか。

私は、地元選出の議員として、最初、洋上風力と漁業と共生してやろうというふうにしていたら、今の状態では、それが役割を果たしているかどうか疑問があるわけですね。開催の当初は、年4回すると言って、今だったら、もう1回か2回に改正しましたという状況なんですね。先ほどの洋上風力の漁業協調モデルというのも、これはちゃんと取得はしたけれども、公表して

ないということでありまして、これはやはりしっかりと対応をしていただきたいと思います。私はそう思うわけですが、これは担当課長としてどうですか。そう思われてもおかしくないんじゃないかと思うんですが、見解なり、お答えいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 洋上風力を運営する上で、委員おっしゃるように、地元の漁業者の方、関係者の皆様のご理解というのは必要というのは当然でありまして、重要なものであると理解をしております。

この研究会におきましても、そういう意味で、今年度につきましては、五島市のほうでの開催ということも検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 これをしっかりとやっていただきたいと思います。思っております。

先ほどの資料は届きましたかね。届いたら、配っていただけませんか。

一旦、私は終わりたいと思います。

【山口委員長】 先ほどの資料が届いております。書記に配付させます。

〔資料配付〕

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【高比良委員】 では、少しだけ質問させていただきます。

まず、産業人材の育成についての部長お経のくだりの中なんだけれども、「長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業」、審査の結果、55名を認定したということです。これは具体的にはどういうところへお勤めになってきたんですかね。就職先はどんなところか、ざっくりでいいから、教えてください。

【小林若者定着課長】 アシスト事業についてのお尋ねで、55名の就職先ということだったんですけれども、55名はまだ学生でございます。そ

の学生の方々が奨学金をもらって大学を卒業して、その後、県内企業に就職した場合、こういった時に6年間いれば半額、上限150万円を限度に返済をアシストしていくというものになっております。

その際、業種に限定がございまして、その業種が製造業と建設業、観光関連産業、保険・金融業、この4つに限っております。

【高比良委員】 そう。今言われた観光とか、県内の対象企業に就職をするであろう若者に対して、学生時代に受け取る奨学金の返済、社会人になって卒業後返済する分について、それを一定支援するという意味は、肩代わりすると、幾らか払ってあげるという話なのか、全額ではないのか、そういう仕組みですか。

【小林若者定着課長】 半分を分割で、上限150万円を限度に返済を支援していくという形になっております。

【高比良委員】 今言われたのは、観光と4分野ぐらいありましたね。

【小林若者定着課長】 製造業、建設業、観光関連産業、保険・金融業になっております。

【高比良委員】 この分野について、実際の賃金とか、給与条件がどうかというのはかわりないんだね。全くかわりはない。

「産業を担うリーダー的人材の育成・確保を推進する」というふうになっているんだけど、ここのだりでいけば、大手に就職するというふうに限られるのかなと読んだりもしたんだけど、そうではないんですね。地場の中小零細とか、そういうところでも構わない。

【小林若者定着課長】 事業の趣旨としましては、リーダー的存在、リーダーになるような人材というものの確保を目的にしておりますが、それは別に大企業だとか、中堅企業、中小企業とい

う分けをしているわけではございません。多く来た場合に、学業成績とかを見ながら審査をしていくという形になっています。

【高比良委員】 学業成績とかを見ながら審査をするということですか。将来のことはわかるのかな。地域経済の牽引役となる産業を担うリーダー的人材、狙いはわからないわけでもないんだけど、何を言いたいかという、産業政策的な観点からの取組という、それが色濃く出ているような気がするんだけど、雇用政策の観点からの取組としてしかるべきではないかというような考え方があるもんだから、県内の定着を図るという意味においては。そういう意味では、企業の経営規模がどうかとか、給与水準がどうかとか、そういったことはあまり関係なく、県内への定着についての、就職についての、ある意味インセンティブというか、そういうふうな役割をしっかりと果たしてもらえればなという思いがあったものだから、お尋ねをさせてもらったんだけど、基本的には、そういったことに応じているということで理解をさせていただいていいんですかね。確認ですが。

【小林若者定着課長】 そのとおりでございます。

【高比良委員】 次の質問ですが、小規模事業者等の振興についてというので、「地域産業活性化計画」、17地域で策定をしたというふうになっているんですが、各地域ごとに、注力する分野を定め、事業者の売上増加などを成果目標とその達成に向けた活動内容を定めたというふうになっております。これを関係する、県と商工会、商工会議所、支援機関が一体になって進めていくという話なんだけれども、これは具体的な県の財政支援の措置というのが何かあるんですか。

【大庭産業政策課長】 財政支援措置につきまし

ては、地域産業活性化支援事業というものを予算化しております、予算の具体的内容といたしましては、各産業活性化計画を推進していくため、広域経営指導員を商工会連合会に配置する経費や、計画の推進をさらに図るため、販路開拓やデザイナーなどの専門コーディネーター、専門アドバイザー、こういった専門家を地域ごとに呼ぶことにしておりますが、その謝金、旅費などを計上させていただいております。

【高比良委員】これも、各商工会あたりに経営指導員というのがあって、まさにそこがどういう働きをするかということが、商工会の果たす役割の真骨頂というか、そういう部分、位置づけがなされてきたわけですが、なかなかそうはいかない、実績として。

それで、今、広域というような話も出たんだけど、そういった人を配置するというのは非常に大事なことなんですが、しかしながら、関係機関一体になって支援をしながら注力する分野について、売上増加などを目指そうという話ですから、そう簡単ではないのではないかなというふうに思っているんですね。

特に商工会、いろいろありますけれども、私のところの商工会、具体的に何をやっているのか。胸を張って言うべき内容というのはなかなか出てこない。その一方で、会員がどんどん減ってきている。どうやって商工会という器を維持するかと、そっちのほうにとらわれてしまっている。そういう状況がある中で、こういったやるぞと、今までと違うぞといったことをきちんと取り組んでいって成果を出すというのは、相当具体の仕掛けをしながら、進捗を管理し、全体的に、それこそマッチングの中でねじり鉢巻きで取り組むということがないと、簡単ではないと思っているんですね。

そこで、例えばどの地域がどういう分野を注力する分野として上げているのか、参考までにご紹介いただけませんか。

【大庭産業政策課長】例えばある地域では、宿泊業と飲食業と特産品製造業、この3つの分野を注力する分野として定めまして、それぞれ総売上高の10%増の企業を年間3社、3%増の企業を年間12社というように具体的な数値目標に示しております。

これは、委員ご指摘のとおり、まさに具体的な成果を上げていくために、このような目標を設定しております、その達成のために、さらにその商工会では、例えば宿泊業は16社とか、飲食業は60社と、こういった注力すべき企業のリストアップは既に終わっております。そのリストアップ企業の中で、さらに、県も市も国も、いろんな関係団体の支援ツールというのがありますので、そのツールを、じゃ、具体的にどう活用するか、そういった議論を進めながら、具体的に成果が上がるように進めていきたいと思っております。

各地域がどのようにという部分につきましては、今、8の商工会議所と9の商工会について、今、例として申し上げたような、具体的な成果目標を上げております。注力すべき分野というものも決まっておりますし、その後、その裏にある企業の皆さんのある程度顔も見えるようなリストアップも終わっております。長崎商工会議所とか、佐世保商工会議所は大きすぎて、そこまでいかないんですけども、それぞれ目標は、活動計画として、県、市町、商工会、支援団体、そのほかの支援団体と共有はできていると思っておりますので、後は具体的に目標達成に向けて進めていく、そのための努力をしていくということかなと考えております。

【高比良委員】 これまでも、結構、商工会の取組を喚起するような、そういうふうな事業化というか、やってきたんだよね。例えば、農商工連携だとか、販路拡大とかいろんなことをやってきたんだけど、なかなか実績として成果が上がるような取組として顕著なものが出てきていないというか、数少ないというか。

ですから、午前中にも言いましたけれども、これまでの取組をしっかりと検証して行って、そして、今回、事業として推進する上での、本当に成果に結びつける取組として、具体的により、こう新しく近づいてやるんだと、そういったことをきちんとしてやっていかないと、言うは易し行うは難しということが出てくるので、そういったことにぜひ留意をしながら、どんどん進めていってもらいたいと思っています。時間がありませんから、この程度にしておきます。

次は、新産業の創出について、最後にお尋ねしますが、長崎県次世代情報産業クラスター協議会、この事務局は県庁の中、新産業創造課の中に置くということなのか、もう一度確認します。

【井内新産業創造課長】 事務局については、県の新産業創造課でございます。

【高比良委員】 新産業創造課で知恵を絞り、情報を集め、そして、いろいろフットワークをよく、企業間を回りながら、いろんなことについて取り組みを促進していくといったことについて腐心をされるというふうに思いますが、しかしながら、やっぱりこういう新しいものをつくり出すというか、新産業の創出という、言ってみればウィングの広い話というか、そういう中で果敢にチャレンジをしていこうということについては、午前中もちょっと言いましたけれども、こういうのはやっぱり、例えばそれが持つ

ている素材をどういうふうな製品にしていって、ベストな商品としてなるのかとか、そういうアイデアを出す人とか、あるいはマッチングについてヒントを出す人、知恵を出す人というか、実際に結びつけ得る力を実績として持っている、そういうノウハウのある人だとか、そういう人ってどうしても必要になるよね。どうしても必要だと思うんですよ。

それで、大学の先生たちも使うと、講座等もあるんだけど、申しわけないけれども、例えば三菱の研究所の長年いろんな研究に携わってOBになった人たちなんか言わせると、長崎大学の工学部というのは、全国レベルの中で、じゃ、国立としてどうなの。あるいは総科大もあるんですが、それは学長先生なんかもオールジャパンの海洋工学の先生なんだけど、特定者はいても、幅広く、層を厚くしてこういったものにみんなの知恵を集めるというような、そういうマンパワーが、やっぱり長崎には足りないんじゃないかと。例えば北九州は、新産業創造ということで、これはものすごいことをやっています。北九州市立大学、いろんなものをつくったりとか、いろんな先駆的な取組をしていますよね。あそこは、だから、新日鉄があって、それが倒産をして、それにかわる基幹的産業をつくっていこうということで、全市一丸となった取組をやっている。そういうところと比較してどうかということをよく例として言われるわけですよ。

だから、いずれにしても、さっき造船プラントの話があったけれども、こういったものにとどまらないで、あるいはそれに比肩するような新たな基幹的な新産業創出ということを目指すというんだっただらば、一定その推進体制も相当程度に充実した取組でないと、なかなか難し

いというふうに思っているんですが、そこで、事務局体制で新産業創造課という話なんだけれども、例えば海洋関連産業の場合は外出して、ああいうふうな格好でやったりもしているんだけれども、そういうことも含めて、やっぱり新産業創造課だけでやるのか、そうじゃなくて、別出で、今後さらに展開をしていこうというように考えているのか、現時点の考え方としてどうなのか、お尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃいますように、県だけでの取組というのには限界があるかと思えます。

この事業を進めていくに当たりまして、県内外、大学あるいはベンチャーキャピタルでありますとか、そういう力をかりながら、そういう力を結集して進めていこうというふうに考えているところでございます。

【高比良委員】ロボットとかIoT関連産業と言いますが、これは結局、例えば工場の生産ラインの中で省力化を図っていくというか、オートメ化をさらに進めると、それを担う、要するにシステムという意味でのロボット、IoT化というものがあれば、新たなサービスを提供するためのロボット・IoT化というのはあると思うね。だから、前者、例えば自動車メーカーなんていうのは、まさにそれをすべて世界に誇るといえるか、第一線をいくようなそういう取組にもなっている。

そのほかに、今日ちょっと食品みたいな話が出たけれども、何か、そのところが本当に新産業の創出というようなくくり方ができるだけのロットというか、地域経済を担っていけるような、そこまで成長できるのかなという、ちょっとよくわからない部分があったりもするし、それから、新たなサービスを提供する、要する

につくり方、提供の仕方ということで、こういったものを活用するといったものも、少しヘッジと言ったらおかしいですが、少量多品目と言ったらおかしいけれども、幾つか出てきている、いろんなものが紹介されているよね。それって、しかし、ロットがまだうんと少ないとかというようにあって、大きな雇用吸収力を持った大きな企業として、まさに産業を支えるというか、あるいは長崎で産業構造を転換していくみたいなの、そういう位置づけに成長していくところでは、なかなか難しいんじゃないかなという気もしているんですが、そこら辺をどういふふうに今後見通ししながら、この新産業創出という部分について取り組もうとしているのかといったことを、最後に、部長、現時点での考え方をお示してください。

【平田産業労働部長】ただいま、委員おっしゃられましたように、現状を見通せる業務の中で、基幹となり得る産業としての道筋というのは、今、我々が描けているものはないわけでごさいます。先般からの一般質問のやりとりにもありましたけれども、そこをしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っています。その中でどういうふうなやり方が必要なのかということについても、しっかり議論をしていく必要があるだろうと思っています。

まずは、今いる情報サービス業の中での人材の高度化を早急に進めていくというところから着手をしたわけですが、いずれにしても、先ほども担当課長から言いましたように、大学でありますとか、ベンチャーキャピタルでありますとか、あらゆるところの意見をお伺いしながら、今後の道筋というものを描いていくということで検討してまいりたいと考えております。

【山口委員長】ほかに、所管事務一般について質問がないようですので、所管事務一般についてはこれで終わりますけれども、先ほど業務委託仕様書というのが資料で提出されておりますので、先ほど残しておりました山田(博)委員に質問をしていただきます。

【山田(博)委員】 それでは、「平成30年度長崎県ロボット、IoT関連産業育成支援業務委託仕様書」についてお尋ねしたいんですが、今回、請負を最終的にされた会社が、参考見積もりを1社だけとったということで答弁があったわけですが、仕様書の中でどの分とどの分を参考の見積もりをいただいたのか、それをまず、説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちらの仕様書で申し上げますと、第2条（1）、（2）、（3）、1枚めくっていただきまして、同じく（4）、（5）、それぞれの項目について参考見積もりをいただいたものでございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、今回の仕様書の説明いただいた項目でいきますと、私もいただいてから見ましたけど、全体事業の仕様書のほとんどの項目の参考見積もりをいただいたということで理解していいわけですね。それで間違いないかどうか、お答えください。

【井内新産業創造課長】 主な取組について、見積もりをいただいたものでございます。

【山田(博)委員】 それで、なおかつ、参考見積もりを最初からいただいたということであれば、仕様書の書き方も、最初見積もりをいただいた会社のほうからいただいた資料に基づいて仕様書を書いたということで理解していいわけですね。

【井内新産業創造課長】 県として、こういう取組を進めていきたいということで、それぞれの

事業を検討いたしまして、この内容をするに当たって、どれくらい上がるものかというところで、参考に見積もりをいただいたものでございます。

【山田(博)委員】 ですから、その見積もりをとる時も、見積もりをとったということは、事前に項目ごとに、どういった項目が必要かというのを、見積もりをもらう会社と協議しながらやって、金額を出してもらったということで理解していいわけでしょう。そういうことでしょう。そこだけ、イエスかノーかだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

【山田(博)委員】 私は、この事業は大変すばらしい事業だと思ったんです。さすが産業労働部としては先を見て、県の新たな産業に取り組んでいるということで、平田部長を先頭に、一生懸命やられているんだとわかるんです。

しかし、この業務を実際委託をするとなったら、一つの財団に、極端に言うと、先ほどほかの委員からも、一つの財団じゃなくて、いろんなところからも、いろんな英知を結集してやるべきじゃないかという話があったんです。実際は、ほかの委員の皆さん方から話があるように、いつもここじゃないかと、ここを否定はしていませんよ。否定はしませんけれども、幅広く、幅広く、やっぱり持つべきじゃないかと。だから、見積もりも1者、入札も1者、それだったら、いつまでたっても新たな見解とか展開とか、いろんな道もなかなか開けないんじゃないかと思うんですよ。

もうこれは業務委託になって、これはだめだとか、契約をしてしまったんだから、これを破棄しろとか言える状況じゃないということは十分理解の上で言っているんです。これは、もう

ちょっと工夫が必要じゃなかったかと思うんですよ。

次長が答えるわけですか。じゃ、貞方次長、自分は答えないというふうな気持ちがありありとしていますから、しっかりとお答えくださいよ。

あえて、これは、私も今後、こういったことがあってほしくないから言っているわけです。事業は、大変すばらしい事業ですよ。がしかし、もったいないよ。次長、お答えください。

【貞方産業労働部次長】さまざまなお意見を委員の皆様からいただきましたので、次年度からの契約に当たっては、幅広く、いろいろな情報を持ったコンサルティング会社が入札に参加できるように、いろいろと工夫をしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 私は、事業としては、これはいい事業だと思っているんですよ。ものすごく英知を結集してやっている。最後にこういったことがあったからしたのであって、しっかりとやっていただきたいと思っているんですよ。新産業創造課長、私は3年前だったら、こんなことは言わなかったけれども、私も成長したんですよ。そういうことで、頑張ってください。こういったことがもう二度とないように、しっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、先ほどの再生可能エネルギーの実証フィールドの報告書は、後でもらえるんですか。できたんですか。どうですか。なかなか提出をしにくいのか、出したくないのか、どちらなのでしょうかね。

【山口委員長】 実証フィールドの関係については、資料を準備中ということですので、後ほど提出していただいて、本日の「政策等決定過程の透明性等の確保」についての審査は、

これで一旦終了したいと思います。

いろいろご指摘がありがとうございますとおり、業務委託つにきましては、最大の効果を生むように、そしてまた、偏りがないようにご配慮いただいて、取り組んでいただければと思います。

ほかに質疑がないようですので、産業労働部関係の審査結果について、整理したいと思います。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 3時59分 休憩 —

— 午後 3時59分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時 0分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月27日

自 午前10時 0分
至 午後 4時25分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君
漁港漁場課企画監 平野 慶二 君
総合水産試験場長 長嶋 寛治 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	高橋 勝幸 君
委 員	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	久野 哲 君
〃	高比良 元 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君

3、欠席委員の氏名

吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長	坂本 清一 君
水産部次長	西 貴史 君
水産部次長	高屋 雅生 君
水産部参事監	中村 隆 君
漁政課長	黒崎 勇 君
漁業振興課長	中村 勝行 君
漁業振興課企画監	森川 晃 君
漁業取締室長	松本 啓一 君
水産経営課長	川口 和宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【山口委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開します。

なお、吉村正寿委員から欠席する旨の届が出席されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【山口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

水産部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

お手元に、平成30年6月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をご用意ください。

今回、審議をお願いしておりますのは、報告第2号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分、報告第7号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）』」、報告第10号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）』」、報告第14号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）』」のうち関係部分でございます。

始めに、先の3月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについてあらかじめご了解いただき、3月30日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第2号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入歳出予算につきましては、記載にあるとおりでございます。

2ページ目をお開きください。

歳出予算の主なものは、漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減などによるものでございます。

次に、報告第7号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）』」についてご説明いたします。

これにつきましては、貸付金の減額等に伴いまして、歳入、歳出それぞれ3,600万2,000円を減額いたしております。

次に、報告第10号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）』」についてでございます。

これにつきましては、管理運営に係る事業費の確定等に伴いまして、歳入、歳出それぞれ1,041万3,000円を減額いたしております。

3ページに移りまして、報告第14号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入、支出、その内容につきましては記載にあるとおりでございます。

次に、「平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては記載のとおりでございます。繰越の主な理由といたしましては、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により事業の年度内完成が困難になったことや、国の経済対策に対処するために先の3月定例県議会において予算計上した事業につきまして、適正な事業実施期間を確保するためのものでございます。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【山口分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【中田漁港漁場課長】繰越明許費のうち、漁港漁場課関係部分について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りいたしております予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料「繰越事業理由別調書」の1ページをご覧ください。

これは平成30年6月定例県議会、繰越計算書報告のうち、3ページに掲載されております農林水産業費の関係部分及び5ページに掲載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

まず、①事業決定の遅れによるものですが、これは事業計画決定に期間を要したものなどで、6件、1億5,656万8,000円でございます。次に、②計画・設計及び工法の変更による遅れでございますが、これは新規施設の調査、設計や関係者との協議で施設の配置計画、規模等の検討により工事着手が遅れたもので、35件、13億2,594万8,000円となっております。次に、③用地補償交渉の遅れでございますが、これは用地補償交渉の難航及び相続人多数により登記が遅れてい

るもので、2件、3,030万9,000円でございます。次に、④地元との調整に日数を要したものでございますが、これは地元漁業者との調整により、盛漁期を避けて現地工事を行うために遅れるものなどございまして、7件、1億5,828万2,000円でございます。次に、⑤その他（経済対策補正、平成30年3月風浪）によるものでございますが、昨年度の3月経済対策補正等によるもので、6件、20億6,474万円となっております。

漁港漁場課の繰越明許費は、全体で56件、37億3,584万7,000円でございます。

下段に参考といたしまして、最近5年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。今年度は、前年度と比較をしますと、件数で4件の増、金額で8億8,266万7,000円の減となっております。

繰越事業の削減につきましては、年度当初の早期発注計画から執行状況の確認等、執行管理強化を行っており、今後も引き続き、さらなる事業の執行管理強化とともに、地元関係者との十分な協議、調整を図りながら、より一層の繰越の縮減に努めてまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、横長資料の17ページに、漁業取締費というのがありますけれども、減額がされております。この予算に関連してお尋ねしたいのですが、漁業取り締まりにおきましては、いろんな取り調べをする際には、今、警察行政のほうにおきましても可視化というのが進んでいる

わけです。恐らく、漁業取締室長もご存じだと思っておりますが、この漁業取締費の中に、そういった可視化も含んだ上の予算が含まれてやられているかどうかというのをお尋ねしたいと思っております。

【松本漁業取締室長】 ご質問の可視化につきましては、予算計上されておられません。

【山田(博)委員】 そうしますと、漁業取締費の中に可視化というのはもともと含んでいない状態で今、この漁業取締費というのはされているということで理解していいわけですか。

【松本漁業取締室長】 ご質問のとおりでございます。

【山田(博)委員】 漁業取締船では、可視化というか、きちんとした取り調べのあり方というのは国で議論されている中で、今、漁業取締室も警察行政に右に倣ってするというところで理解しているわけですが、そうしますと、漁業取り締まりも、その可視化に向けて本来では取り組まないといけないわけですね。ここに至っては、それをやられていないということで理解していいのかどうか、お答えください。

【松本漁業取締室長】 現在のところ、検討はいたしておられません。

【山田(博)委員】 時代の流れでそれをしないということは、何かブレーキがかかっているのか、もともとするつもりがないのか、きちんとした方向性はまだ見出していないわけですね。今からどうするかというのを明確にお答えいただきたいと思っております。

【松本漁業取締室長】 取り調べの可視化につきましては、法務省、検察庁それから警察庁のほうでは検討されておりますけれども、我が漁業取締室は農林水産省水産庁の指導で行っているというところでございますが、現在のところ、

水産庁からも、可視化につきましての指導というのはあっておりません。

【山田(博)委員】 じゃ、これは漁業取り締まりのほうは、あくまでも水産庁の指導に基づいてやるということですね。私は、漁業取締室は、長崎県の警察の指導をいただきながらやっていると、県警からも出向者が来られているからということで、県警に右に倣ってやっていると申したんですけれども、漁業取り締まりというのは、あくまでも水産庁の指導方針に基づいてやっていると理解していいわけですね。確認でございます。あと、また別の機会で議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。お答えいただけますか。

【松本漁業取締室長】 一義的には農林水産省水産庁の指導のもとでございますが、取り調べにつきましては刑事訴訟法の法律に基づいておりますので、法務省、検察庁それから警察にも指導を仰いでおります。ただ、そちらの方からは、可視化につきましては、漁業取り締まり関係の指示はあっておりませんので、今後とも、警察と連絡を密にしながら、可視化について、検討を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはやるべきことだと思いますので、お願ひしたいと思ひます。

続きまして、横長資料22ページのFRP漁船リサイクル処理体制づくり事業費ということで、その他で360万円の減額がありますけれども、これはなぜその他にされているのか、それをお答えいただけますか。

【平野漁港漁場課企画監】 この360万円につきましては、環境部から予算をいただいたという経緯がありまして、戻すという形で減額になっております。

【山田(博)委員】 環境部に戻したんですか。も

ったいない。360万円を何で戻したんですか。説明していただけますか。

【平野漁港漁場課企画監】 すみません、訂正します。環境部が所管している基金にお返ししたということなんですけれども、この戻した大きな理由というのは、今年も事業を執行しているんですけれども、なかなか地元調整等がつかずに、事業が適切にやれなかったということの中で、大部分をFRP漁船リサイクル処理体制づくり事業費を基金にお戻しするということになりました。

【山田(博)委員】 環境部の基金から360万円いただいたわけですね。それで、大部分が使われなかったから返したわけですね。こういった状態は何年続いたか、それを明確にお答えいただけますか。

【平野漁港漁場課企画監】 昨年までの3カ年、こういった状況が続いておりますけれども、今年につきましては、五島市での事業化ということで、地元にも2回行っておりますし、専ら廃船する船の運送コストを軽減するというところで、明日からもまた地元との協議に行くことになっております。今年には確実に事業遂行していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 2つお答えください。今年にはなぜ確実にできるのですか。3年間できなくて、4年目、必ずできるわけですね。なぜそう言えるのかお答えいただきたいのと、五島市ばかり言っていますけれども、壱岐や対馬、上五島はどうなっているんですか。FRP廃船は五島市ばかりじゃないんですよ。上五島にもある、対馬にもある、壱岐もあるんですよ。言っておきますけど、私は五島ばかりやってくれと言っていますからね。私は五島市選出の県会議員ですけど、五島もしてくれと言っているけれども、

ほかの離島もあるわけだから。私は五島ばかりやってくれとは一言も言っていませんよ。上五島に行ったら、「廃船はどうなっているんですか、山田先生」と言ってね。私は五島ばかりやっているとされたから困ったんだよ、この前、言われたから。このネット中継を見ている人はたくさんいるんですよ。この前、上五島に行ったら、「山田先生はいつも五島ばかり言っている、冗談じゃないよ」とお叱りを受けたんです。「わかりました。壱岐も対馬もやりますから心配せんでください」と言ったら、「お願いしますね」と言ってね。「私は漁業者にネットワークがあるから」と言って随分お叱りを受けたんですよ。壱岐や対馬、上五島、どうするんですか。それをお答えください。

【平野漁港漁場課企画監】 本事業は、今回、五島市での展開を考えているのは、あくまでもこれはモデル地区ということで、当然、ここでうまくいった事例は、離島地区、上五島、壱岐、対馬でも適用を考えて、知らしめたいとは思っているんですけども、具体的に、例えば、解体業者が絡むとか、そういったものは1事例ずつしっかりやっていく必要があります。モデル地区として、今年は五島地区でやらせていただいておりますので、その成功事例を見ながら、来年以降、広めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 今、今年は五島地区と言っていましたけれども、過去3年間、どこでやっていましたか。それをお答えください。

【平野漁港漁場課企画監】 昨年に関しましては、五島や上五島を想定して考えておりました。

【山口分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時18分 休憩 —

— 午前10時18分 再開 —

【山口分科会長】 再開します。

【山田(博)委員】 ほかの質問をしておきたいと思います。これは漁港漁場課長にお尋ねしたいのですが、横長資料の31ページ、港湾事業収益の中に、水産部関係で3,000万円余りの土地を売却しているようになっておりますけれども、これはどこの売却になっておりますか。それをお答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 これは長崎漁港の三重地区の沖平地区の土地を売却した金額でございます。

【山田(博)委員】 売却は、どういった方法でされたのか、どこに売却されたのか、お答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 これは一般に公募をしております、公募期間中の申し込みはなかったので、その後、随時、先着順に売却相手については決定をしてみたわけですが、売却先については、調べてお答えしたいと思います。

【山田(博)委員】 一般の売却ということで、公募をしたと言っていますけれども、公募の方法というのを説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】 募集要項というのを定めまして、それを公募の時点で公表し、一定期間、約1カ月ぐらいだったと思うんですけども、公告期間をとって、それで募集をするという形をとっております。

【山田(博)委員】 どういった形で公告をされるのか、お答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 県の広報に掲載するとともに、県のホームページに、その公募の状況を掲載いたします。

【山田(博)委員】 それは広報と県のホームページというのは、常時そういったところに、こういった土地の売却をする時にはホームページに

掲載しますよということを告知を事前にずっと今までされて、そういうふうな形でされているのかどうか、そこをお答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】この企業会計におきましては、これまでずっと、このような公募を行ってきておりまして、これは以前から、このような形をとっております。

【山田(博)委員】わかりました。そういうことなんですね。

FRPのはわかりましたか。私がお答えしましょうかね。先ほど、FRP漁船リサイクル処理体制づくり事業費というので、過去3年間、ほかの地域をモデルにしましてと言っていましたけれども、違うんです。これは五島市がずっとモデルになっていたんです。その協議会もつくっていたんですよ。これを何かあたかも全体的にやっていたけれども、今年だけ特別に五島市をモデル事業にしますよと言ったら、冗談じゃないんですよ。これは担当課として、しっかりとやっていたかと思うんです。今年だけ五島市ですと、ほかは全部全体的に協議しましたと、そういったことを言われても困るわけです。壱岐も対馬も、離島もこの廃船は随分困っているんですから。それをモデル事業で、たまたま今年は五島市ですよとか、そういった答弁はやめていただきたいと思うんです。しっかりとした答弁をしていただきたいと思うんです。漁港漁場課企画監、それはいかがですか。

【平野漁港漁場課企画監】特に今年度に関しましては、地元の造船業者の方が3月に、産業廃棄物の処理の許可を取られましたので、確かにほかの地区も当然想定しているんですけれども、確実に今年度は五島市で実施させていただいて、その後は、他の地域の展開というものをしっかりと考えていきたいと考えております。

【山田(博)委員】私は、過去3年間、どこを中心にしていましたかと言っているんです。五島市だったでしょうと言っているわけですよ。

【平野漁港漁場課企画監】委員がご指摘のとおり、五島市を想定して事業展開を考えておりました。

【山田(博)委員】水産部参事監、どうですか、今の答弁を聞いていて。しっかりとした体制にしてもらいたいわけですよ。離島も含めてやっています、今回だけモデルが五島ですよと言いながら、私がよくよく調べたら違っていたと。五島市をずっと想定して、もう4年になるんですよ。私は確かに地元選出の議員けれども、五島の人は、このFRP船をしていただくのは大変ありがたいけれども、上五島も壱岐も対馬もあるわけだから、しっかりとそこをやっていたかしないと、私が五島にばかりやれやれと言っていると言われたら困るわけですよ。ほかの地域の漁師だって困っているわけだから。水産部参事監、どうですか。

【中村水産部参事監】県としては、離島の廃船処理の問題、FRPの問題、本土も含めてですけども、十分認識しているところであります。今、漁港漁場課企画監が申し上げたとおり、最終的には、本土、離島も含めて、離島全体に、このようなFRP廃船処理がうまくいくようなことをしなければいけないと思っています。委員ご指摘のとおり、過去、五島において、この体制づくりがモデル的にいくように、まずは導入と体制をつくるということを念頭に置いております。過去3年間、調整がうまくいってなかった分、今回、その見込みができるということでございますので、今年度しっかりとやって、次年度以降、壱岐、対馬を含めた県全体に広がっていくように努めてまいりたいと考えております。

す。

【山田(博)委員】 私はその答弁を忘れませんからね。一言一句。過去3年間、五島でやっていて、今年は絶対できるんだと、来年度は壱岐も対馬も上五島もできるんだということですので、それはぜひ期待したいと思っております。水産部参事監はまた来年度もいるでしょうから、ぜひしっかりと責任持ってやっていただきたいと思っております。

【中田漁港漁場課長】 先ほどの質問ですが、2点売却をいたしております。株式会社恵工業、1,066㎡、有限会社古賀化洗工業へ541㎡です。

【山田(博)委員】 漁業関係者に売却したわけじゃなくて、一般企業でよかったんですか。これは水産部関係になりますけれども、それでよろしかったんですか。そういうふうに変ったんですか。その変った理由と、いつ頃変ったか、それをお答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 沖平地区につきましても、過去、土地の売却が進まなかった時期がございます。いつ水産関係以外に売却をするという方針が転換されたかというのは確認をいたしますが、今現在、水産業以外にでも売却を行っている状況でございます。

【山田(博)委員】 調べて、後からでも報告していただけないでしょうか。よろしく願います。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】 16ページの一番下段の養殖魚赤潮被害緊急対策事業費の523万7,000円の減なんですけれども、事業費の確定ということはわかるのですが、伊万里湾、つまり松浦地区のための調査とか、その対応策、またモニタリングのことだと思いますが、これは上手に新年度に500万円は利用されなかったのか。そういうこ

とはやっぱりできないのですか。その辺の平成29年度での内訳を踏まえながら教えてください。

【中村漁業振興課長】 この養殖魚赤潮被害緊急対策事業は、伊万里湾で6億1,000万円の被害が出たことに対しまして、その養殖魚の代替魚を購入する経費の一部を支援するという事で補正予算で組まさせていただいたものでございます。

主に、へい死したのがトラフグの1年魚ということでございまして、その分については30万尾強をこの事業で補填することができました。その後、トラフグ以外については、なかなか種苗が見つかりませんでしたので、年度末、1月から3月に出荷のピークが過ぎた後に出てくる可能性もあるということで、500万円程度を残しておいたものでございます。ただ、結果といたしまして、なかなかいい種苗がなかった、それから地元のほうとしても、ヒラスやブリについては種苗購入を諦めるということで、この分を減額させていただいたものでございます。当然、予算でございまして単年度で処理をするということでございます。

【西川委員】 わかりました。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 横長資料の1ページ目の歳入のところの特別会計の漁政課のところの補正額が大幅に減しているのは、どんな理由によるのですか、説明してください。マイナス3,600万円。

【黒崎漁政課長】 お尋ねは、1ページの歳入、漁政課の国庫1,100万円の減の内容ということでよろしゅうございますでしょうか。

【前田委員】 1ページの特別会計の歳入の漁政課の5,607万1,000円がマイナス3,600万円になって、合計2,000万円になっているところのこの

3,600万円の内容、こういった理由によって減されているのかというものです。

【黒崎漁政課長】これは年度末に向けて、3,500万円ほどを緊急に貸し付けがある場合に備えてとっておいたものでございます。しかし、年度を過ぎていきますと、その予定をしていた貸し付け分のニーズがなかったということで、専決で3,500万円落とさせていただいたものでございます。

【前田委員】そういうふうに読み取るんですね。貸し付けていた分が返ってこなかったということではないんですね。私は勘違いしました。

それと、先ほど繰越額の説明で、基盤整備については別途、資料に沿って説明いただきましたけれども、水産業振興費の25億円4,868万円については特段説明がなかったのですが、この繰越について、内容について説明をしていただきたいと思います。

【黒崎漁政課長】これはいわゆる港湾関係の繰越以外の例えば経営構造改善事業や水産業競争力強化緊急施設整備事業など、国庫補助事業に伴う各種施設の繰越分でございます。合計で25億4,868万7,000円で6件ございます。

【前田委員】すみません、年度がかわって農水経済委員会に入ったものですから。この繰越の内容はわかりましたけれども、繰越額としては、例年これぐらい繰越があるものというふうな理解をされているのですか。

【岩田水産加工流通課長】25億円のうち、水産庁の3月の補正でつけていただきました水産物輸出拡大施設整備事業費補助金につきまして、松浦の魚市場整備をしておりますけれども、これが21億円、非常に大きいものが入っておりますので、特別に大きくなっている状況でございます。

【前田委員】わかりました。そういう例年にない特別な事情がある場合は、一言説明をしていただけたほうがいいのかと思います。

それで、予算にかかわったものじゃないので議案外のところでやらせていただきますが、長崎魚市場特別会計についても報告がありますが、高度衛生化の事業の進捗がずっと図られておりますので、議案外の中で、魚市場の高度衛生化についての事業の進捗並びに課題等について質疑をしたいと思いますので、すみません、午後で結構ですので、これまでの進捗状況について、わかるような資料の提出を委員長にお願いしたいと思います。

【山口分科会長】はい。

ほかに質疑はありませんか。

【高比良委員】中田漁港漁場課長、繰越額が結構多いんですね。それで、縮減に努めるという話をしたんだけど、具体的に、どういうふうな縮減対策を講じているのか。土木部でもかなり議論をしたけれども、縮減に向けて進捗状況を把握したり、事前に地元との調整についての、その土壌がどうなっているか、こういったことを把握しつつ、具体的に縮減に努めていこうという取組をしているんだけど、水産部として、現況はどうなっているか。

【中田漁港漁場課長】水産部におきましても、繰越の縮減は第一の課題として取り組んでおりまして、その縮減の方法としましては、各地方機関の発注担当の班長さんを月に1回本庁に呼んで、進捗状況を説明させて、そこで進捗状況の管理を行っております。まずいところがあれば指導をし、できるだけ前倒しで発注を進めるようにしております。それと、各地方機関の部長さんにも、この進捗状況については確認をしております、それは段階段階で進捗の状況を

確認している状況です。

その結果、これは2年ほど前から繰越の縮減を重点的に取り組んでいるんですけども、平成29年度の繰越分については、昨年度から比べますと、経済対策補整を抜きますと、約5%の削減となっております。これまで繰越額というのは当初予算に比べますと20数%から30%を超えておったんですけども、今年度につきましては13.6%と、大幅に縮減がなされております。

【高比良委員】何で繰越にこだわるかということ、事業計画決定の遅れだとか、内示の遅れ、その辺は別としても、ここにも挙がってきているけれども、地元との調整の遅れとか、あるいは途中での計画変更、設計変更、工法の見直し、1つはそういうことが原因としてあったりするわけですよね。それは思わぬこともあったりするんですけども、基本的に、事業化というか、国の採択を受けて実行予算を確保する、そこの前の段階できちんと、より住民等の間の協議をやって、逆に言えば、事業に対する期待感というか、換言すれば、事業の公益性とか、必要性、緊急性、そういったものを全て関係者が理解して、その事業を推進しようというふうなきちんとした推進体制と言ったらおかしいけれども、その事業についてのみんなの理解があって着手できる、そこの事前作業の段階だと思っているんです。

なかなか予算がついていかない、設計がどうかと、そういうふうなこともあったりするんですけども、少なくとも、基本的には、どこも要望があっての話なわけですから、しないでいいということ、わざわざ県が乗り込んでやろうというような事業はないわけで、そういう意味では、例えば、事業について、こういうふう

すれば事業期間中についていろいろな問題が出てくるから、これに対する対策をどういうふうにしていくとか、結構そういう事例が多いんです。事業そのものに反対じゃないけれども、工事の仕方についていろいろ何か言って、そのことでストップしてしまうみたいなことがあるので、よく事前に調整をしっかりとやっていく。

計画変更についても、やってみないと、思わぬことが出てきたということはあるんですけども、しかし、そこは一定その前の作業で、そういったことについての調査とかいろいろやっているんで、この辺の精度を上げていくということをしつかり支援していけば、もう少し削減が進んでいくのではないかと。

要するに、繰越をすると、事業に対する期待、そういったことが住民の側から薄れていくということが心配なんです。要するに、何とせよやらなければいけないんだ、皆さんのために公益的観点から推進をしているんだということをやっているわけですから、かえって、いろいろ不信感が出たら何にもならないので、そういうことを懸念して言っているんで、ぜひ事前調整をよろしくお願ひしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】委員ご指摘のとおり、事業着手前の準備期間に十分な説明等の時間を尽くすよう、今後とも努力してまいりたいと思っております。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】繰越のことを質問してなかったものからお尋ねしたいのですが、まず全体的に繰越が多い中で、中田漁港漁場課長、魚礁工事も含まれていますよね。魚礁工事の中で、魚礁の消波ブロックとかいろいろありますけれども、消波ブロック、例えば、こういったブロックをしますよという時には、設計の段階で見

積もりを、魚礁でもそうですけれども、同類の見積もりをとっているのかとっていないのか。例えば、こういった魚礁をしますよという時に、見積もりを、こういった形だったらA社、B社、C社とか、3者以上の見積もりをとらなければいけないとなっておりますけれども、実際そうされているかされていないか、そこだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】委員が質問の魚礁ブロックの選定に当たって、これは事業実施の前年度に、今、3種類ぐらいのという話もあったんですけれども、もっとたくさんのブロックの種類の中から、その設置する地点の漁法の違いとか、あるいは魚種別、そういった漁業のやり方に一番マッチするような種類を選び出しまして、その選び出したものも数件、5件以上ぐらいのブロックを選んで、その中から、金額、あるいは安定計算を通して安定なものを選択していくという方法をとっております。

【山田(博)委員】選定は選定でわかるんです。こういった種類でね。最終的には、金額の設計をする時に、こういった形の魚礁をしましよと決めますよね。それはその会社と似たような工法とかの形づくりの型枠の魚礁の見積もりを3者以上とっているかとっていないか、そこだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】数種類に絞り込みを行って、その数種類については、特別調査という形で複数者に見積もりを徴取している状況です。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前10時43分 休憩 —

— 午前10時44分 再開 —

【山口分科会長】再開します。

【中田漁港漁場課長】今、誤って答弁しており

ましたので、訂正します。複数の種類のブロックの中から、先ほど言ったような魚種であるとか、漁法、それと地形にマッチするものであるとか、いろんな要素を加味して1つのブロックを選定し、その選定したブロックについて、特別調査という形で見積もりをとるという手法をとっております。

【山田(博)委員】ですから、この海域に魚礁をつくりましようというふうに決定しました。そうしたら、幾つかの魚礁、何がいいかといって漁業者と調整しながら、こういった形がいいなということにしましたら、A社という、この参考にしましよというふうにした時に、これと同じような魚礁で、例えば、A社だけじゃいからB社、C社とかで3者以上の見積もりをとっているかとっていないかということを私はお尋ねしたいんです。とっているかとっていないか、そこだけお答えください。本来ならとらなければいけないようになっているはずですが、どうなんですか、お答えください。

【中田漁港漁場課長】複数の中から1つにブロックを絞った時点で、見積もりについては、その1者の分について、経済調査会のほうから見積もりをとっている状況でございます。

【山田(博)委員】そこで、今現在、話を聞いているのは、設計単価とかありますね。設計単価した全体的に、今、最低制限価格は90%ですか。そうすると、1者しか見積もりをとっていないものだから、その型枠の会社が、これじゃ赤字になるから、要するに、設計単価をずっと積み上げてきたのだから、そこでこれだけの金額になったということなんです。それで、型枠だけで見積もりをお願いしたら、1者しかないものだから、その会社が、全体の金額は、ずっと設計単価をしたら例えば100万円になりました。

受注したのは90万円となった時に、その型枠のところ、例えば、設計単価が50万円だったとします。それもその90%と同じようにまけてもらわなければいけないわけですよ。しかし、それが1者しか見積もりをとっていないから、要するに、私以外はどうせ設置できないのだから、簡単に言うと、見積もりを業者からとっても単価が下がらないわけです。だから、この入札の方法、設計のあり方、魚礁の設置の選定方法も、こういった現状というのは十分ご理解できると思いますから、漁業者の方の意見を聞きながらするのは必要ですけれども、あくまでも3者以上見積もりをとらなければいけないということは、中田漁港漁場課長も港湾課長も歴任されているし、十分それは理解しているでしょうから、そこもきちんと加味しながら、今後の設計のあり方等にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

【中田漁港漁場課長】 ご指摘の件については、我々の説明が足りない部分があるかと思うんですが、ブロックの見積もりについては、そのブロックを扱っている業者さんからとるわけではなくて、経済調査会が市中で使われている実勢価格について調査を行っておりますので、そこが不当に高い値段で扱われているかどうかということにはならないかと思うんです。

【山田(博)委員】 私は、そういったことを言っていない。こういった型枠以外に、例えば、A社、B社でも、そのほかのメーカーでも、見積もりがとれるようなことにしてもらいたいと言っているわけです。今の話だったら、この海域にこういった魚礁をつくりましたら、今、その魚礁しかできないような、それ以外はだめみたいな設計の状況になっているから、これと分類して、同じような機能を持てば、この会社じ

ゃなくても、B社でも、D社でもいいですよという設計のあり方にさせていただきたいということをおっしゃっているわけですので、ご理解ください。

【中田漁港漁場課長】 ご指摘の点も踏まえまして、今後、選定方法等については、見直すべきかどうかについては検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 見直すべきかどうかというのは、だって幅広く同じ機能を持てばいいわけですから。この機能を持った魚礁がA社、B社、D社あれば、それでも設置できるように幅広くしてもらわなければいけないと思いますよ。水産部参事監、国だってこうなっているでしょう。魚礁だって、水産庁だって、これ1者しかだめだということになっていないでしょう。どうですか、そこをお答えください。

【中村水産部参事監】 国では、直轄事業として、少数ですけれども、魚礁なりの選定を行った経緯はあります。その中では、私が知る限りは、県と同じように、まずは水産庁なら水産庁、水産部なら水産部で選定委員会というものを設けます。そして、そこで魚礁の数ある種類の中から選定をしまして、それに対して積算をすることになりますので、システムは、水産庁と今、長崎県水産部がやっているのは、ほぼ一緒だと思います。

【山田(博)委員】 じゃ、水産庁も長崎県と同じ、魚礁はこれに決めたら、その魚礁しか、1者しかだめだと。選定委員会がこの魚礁に決めたら、同じ形のA社ならA社という会社の型枠なり、魚礁しか絶対使ってはいけないようになっていくということですね。びっくり仰天だな、国でもそうになっているんですか。私、それを言っているんですよ。そこだけお答えください。

【中村水産部参事監】 補足しますと、その選定をする中で、例えば、先ほどありました地形条件でありますとか、対象とする魚種、そして対象とする漁法、こういったものを含めます。もちろん、それについて経済性の比較もあります。そういったさまざまな要因を考えての選定でありますので、その選定の中で、そのブロックの長所、短所というものを含めて決まってくるということでございます。

【山田(博)委員】 要は、機能を重視するのであって、特定のメーカーを選定するということができないということですね。そういったことで理解していいわけですね、水産部参事監。そういうことでしょうか。

【中村水産部参事監】 特定のメーカーに恣意的に偏らないように、少なくとも、選定委員会の中で客観的な議論ができるような材料を提示して議論して、その上で決めるというシステムになっているということでございます。

【山田(博)委員】 ということでございますので、長崎県もそういうふうに行っているという話でありましたけれども、現場ではそういったことになっておりませんので、設計のあり方も、きちんと見直しを誤解がないようにしていただきたいと思うんですが、漁港漁場課長、実際は、現場の地域の皆さん方の受注された会社に、県当局がそうじゃなくても、そういうふうに取り扱われるような形になっているものだから、大変ご苦労されている業者さんがいらっしゃるわけでございます。五島の建設業協会の役員さんも、そうおっしゃっている人もいらっしゃるわけでございますので、ぜひそれはしっかりとした対応をお願いしたいと思います。県当局がそうじゃなくても、そういうふうにとられてしまっているということが現状でございますので、水産

部参事監がおっしゃったように、そうじゃないんだと、数ある中で、機能を重視して、A社、B社、D社でも、同じような魚礁でできるようになっているということでもありますので、そういうふうにしつかりとお願いしたいと思うんですが、担当課長として明確な答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【中田漁港漁場課長】 請負業者の中に、そういった不安感とか疑念を持たれる方がおられるということですので、まずはそういったご意見をお伺いし、我々のやり方について、きちんと、しっかり説明をしてみたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、そういうふうをお願いしたいと思います。現場の受注された会社は大変困惑されているところがありますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分、報告第7号、報告第10号及び報告第14号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【山口委員長】次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び、提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】資料につきましては、農水経済委員会関係説明資料と、その追加1とでございます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、平成29年海面漁業・養殖業生産量について、平成29年のクロマグロ養殖について、太平洋クロマグロの資源管理について、平成29年度のノリ養殖について、漁業所得向上対策について、水産物の輸出実績について、総合水産試験場における取組成果について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてでございます。

このうち、主な事項について、ご説明いたします。

1ページ目をお開きください。

平成29年海面漁業・養殖業生産量についてでございます。

農林水産省は、去る4月26日に「平成29年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表いたしました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、33万9,000トンで、前年の30万6,000トンから3万3,000ト

ン（11%）増加しています。全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でございます。

海面漁業の生産量は、31万7,000トンで、前年から3万トン（11%増）となっております。9年ぶりの30万トン台に回復しておりまして、増加の原因は、主にまき網と定置網であります。主要魚種では、さば類が3万トン（44%）増加し、10万トンになったほか、ぶりやあじも増加しております。一方、いか類です。特にするめいかにつきましては、3,000トンでありまして、不漁であった前年よりさらに2,000トン減少しております。

海面養殖業の生産量は、2万2,000トンでして、前年から3,000トン増加しております。主要魚種では、くろまぐろが過去最高となっております。前年同様全国1位となったほか、ふぐ類がやや増加しましたが、ぶり類、まだい類は横ばいとなっております。

続いて、説明資料の（追加1）をお開きください。

クロマグロの資源管理についてでございます。

クロマグロの資源管理につきましては、平成29年7月から平成30年6月までの第3管理期間におきまして、全国の30キログラム未満の小型魚の漁獲枠を3,424トンとして管理しておりますが、北海道の大量漁獲などにより全国の漁獲が積み上がり、本年1月23日には水産庁から全ての沿岸漁業者に対し操業自粛の要請が行われているところでございます。

このような中、対馬では養殖用種苗を確保する目的で、規制を守りながら漁獲枠を残してきましたが、操業自粛の影響により約130トンもの枠を残す結果となりました。このことは、対馬の曳縄業者の経営に大きな影響を及ぼすと

もにマグロ養殖用種苗の安定供給にも支障を生じさせるおそれがあることから、県では政府施策要望の重点事項として対馬への追加配分等の特別な配慮を要望いたしまして、6月7日には知事から農林水産大臣に対して直接要請を行いました。また、これに先立ちまして、5月31日には対馬市漁業協同組合長会の要請活動に私も同行いたしまして、同様の要望を水産庁長官に訴えてまいりました。

その結果、6月8日には水産庁から残枠を有する関係県に対して、全国の残枠の一部を特別に配分する方針が示され、本県に対しては6月末までの漁獲枠として2.2トンが配分されております。県では、対馬以外の漁業関係者の理解を得た上で、厳格な数量管理を要件として全量を対馬の養殖用種苗枠として、必要最低限度の操業確保をすることといたしております。

今後、7月1日からは資源管理法に基づく公的管理に移行いたしますが、県といたしましては、本県漁業者の意見を踏まえながら、水産庁に対し、資源利用における公平性の確保や、増枠の実現、漁業種類の転換と混獲回避措置への支援など、引き続き要請してまいります。

最初の資料に戻っていただきまして、漁業所産向上対策について、ご説明いたします。

平成27年度から経営改善や新たな事業展開を目指す経営体を対象といたしまして、県や市町、系統団体で組織する経営支援協議会と長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携いたしまして、個別漁業者の経営診断や分析を行い、経営改善に向けた指導を行うとともに、収益性を高める取組への支援を行っています。

事業開始から現在までに、310件の個別の経営指導を行いまして、漁業者との協議を経て77

件の経営改善計画が作成され、その内36件の取組に対しまして機器整備等の支援を行ってまいりました。しかしながら、県内の漁業経営体全体を占める指導数の割合は未だ低く、今後もスピード感をもって経営指導・支援を効果的・効率的に進める必要があると考えています。

今年度からは、市町、漁協等との連携を強化し、国の「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」を基軸として、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、これまで経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を進め、所得向上と優良経営体の育成を加速させることとしてまいります。

次に、水産物の輸出実績についてでございます。

本県水産物の輸出につきましては、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアを中心に積極的な取組を進めております。中国向け鮮魚の輸出に関しましては、国際漁業博覧会への出展や展示商談会、百貨店等でのフェアの開催によりまして、輸出量・輸出金額とも前年度を上回り、順調に推移しております。なお、今後の輸出をさらに拡大していくためには、輸出方法の改善策について、関係機関と協議を進めてまいります。

米国向けの鮮魚輸出に関しましても、クロマグロやマアジ等の輸出が増加しており、昨年度を上回る実績となっております。

一方で、魚種によっては、漁獲量が減少するなどの理由から、輸出量・額ともに減少したのもございます。

この結果、平成29年度の輸出金額につきましては、前年度より2億400万円増の約21億400万円となっております。

今後とも、安心して安全な高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いします。

【山口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明をお願いいたします。

【黒崎漁政課長】それでは、私のほうから、お手元でございます「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」をまとめて報告をさせていただきます。

まず、透明性確保のほうでございます。そちらの資料をご覧ください。

まず、1ページ、補助金内示一覧表についてでございます。

平成29年度の2月から3月の直接補助金の実績でございます。ここに記載のとおり、「養殖産地育成計画総合推進事業」など、計6件となっております。

次に、2ページをお開きください。

これは平成30年度に入りましてからの4月～5月までの直接補助金の実績でございます。ここから始まりまして、10ページにかけして記載をいたしております。「浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金」など、計123件を報告させていただいております。

次に、11ページに飛びますけれども、間接補助金の実績でございます。「経営構造改善事業費補助金」など、計4件となっております。

次に、12ページでございます。

1,000万円以上の契約状況につきまして、平成29年度の2月から3月までの実績は、ここに記載のとおり、建設工事以外として4件掲げております。

なお、入札に付したものは、13ページでございますように、入札結果一覧表を添付いたしております。以降も同様でございます。

次に、14ページにお進みください。

これは建設工事に係る委託分が2件、それから15ページから16ページにかけましては、建設工事18件となっております。

以降、入札結果一覧表をおつけいたしております。

54ページをお開きください。

同じくこれは1,000万円以上の契約状況一覧表でございますが、平成30年度に入ってから4月～5月までの実績でございます。建設工事以外が2件、55ページ記載の分は、建設工事に係る委託が5件、それから65ページになりますけれども、建設工事が1件となっております。

次に、67ページに進みます。

陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものをここに提出してありまして、その中身は、五島市FRP漁船廃船処理費用軽減を求める会など、計2件となっております。これに対する県の状況は、ここに記載のとおりでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

最後ですけれども、附属機関等会議結果報告につきまして、平成30年2月から5月までの実績をここに掲げております。長崎漁港管理会など、計9件となっております。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関

する資料」については、以上でございます。

引き続き、平成31年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご説明をいたします。

去る6月6日及び7日に実施いたしました政府施策要望の水産部関係におきましては、ここに記載のとおり、計7項目の重点項目を要望いたしております。

具体的には、水産基盤整備等の促進、あるいは太平洋クロマグロの資源管理などについて、齋藤農林水産大臣、長谷水産庁長官等に対し、知事、議長、それから坂本水産部長、中村水産部参事監により要望を行いました。

記載4、特記事項になりますけれども、齋藤大臣への要望に際しましては、水産基盤整備等の促進について、知事から「農山漁村地域整備交付金の予算確保と国直轄漁場整備事業は引き続き整備の着実な促進をお願いしたい。」との要望に対しまして、齋藤大臣から、「重要な予算と認識しており、水産基盤の予算の確保に努めるとともに、国直轄漁場整備事業は整備を着実に実施してまいりたい。」との回答をいただきました。

また、太平洋クロマグロの資源管理について、知事から「クロマグロ養殖の種苗については、これまで操業を自粛してきた漁家のため、活け込みができるよう枠配分を確保してほしい。」との要望に対し、齋藤大臣から、「長崎県の漁業者は努力している。何か出来ないか考えさせてほしい。」との回答をいただいたところでございます。

長谷水産庁長官への要望に際しては、長谷長官から、農山漁村地域整備交付金については「予算確保に向け検討していく」、クロマグロについては「少量ではあるが枠の配分を考えたい。」

との回答をいただきました。

以上の要望のほか、前ページに戻りますけれども、3に記載しておりますが、一般項目につきましては、漁業者の所得向上と新規就業者の育成・確保について、新規漁業就業者に対する就業後の給付金制度の創設や漁業許可・免許対象者からの暴力団排除など、それから持続可能な漁業の確立については、漁業海岸無線局の維持やFRP船の廃船処理に係る処理費用の預託積立制度の構築など、異常な自然災害による被災漁業者への支援対策については、定置網等の個人施設の復旧等を支援する新たな補助制度の創設など、一般項目3項目も含めて、農林水産省それから水産庁、国土交通省等の関係部課長等に対しまして要望を行ってきたところでございます。

今後とも、政府施策に関する提案・要望の実現に向け、国への働きかけを行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【山口委員長】 以上で、説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、13、15、16であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【前田委員】 陳情書にというよりも、この陳情番号13番、赤潮被害のことも出ていますけれども、先ほど、黒崎漁政課長からクロマグロのこともありましたけれども、赤潮とクロマグロについては、当委員会でも集中審査した経緯がありますので、別途項目を立てて赤潮被害についても、先ほどは書面で書いているということでしたけれども、関心ある委員も多くいらっしゃると思うので、もう少し詳しい説明を受けなが

ら質疑をやらせていただきたいと思います、一定議事進行も含めたところで、委員長のほうにご提案をさせていただきたいと思います。

【山口委員長】 検討させていただきます。
休憩いたします。

— 午前11時13分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【山口委員長】 再開いたします。

【前田委員】 それでは、陳情番号13番について、改めて質問をさせていただきたいと思います。

新松浦漁協の代表理事組合長のほうからも要望書が出されております。中身についても読ませていただいたのですが、この対応について、69ページから71ページにかけて、その対応状況ということが書かれておりますが、改めて、この対応状況について、これまでの取組、佐賀県との合意事項、そしてこれからの取組の課題等について、もう少し詳しくご答弁をしていただきたいと思います。その上で、質疑をさせていただきます。

【中村漁業振興課長】 まず、個々の内容は各課にまたがっておりますので、全般的にどう対応してきたかということについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

伊万里湾での6億1,000万円の赤潮被害に対しまして、地元のほうから、たくさんのご要望をいただきました。

県といたしましては、直ちにカレニア赤潮に対する被害軽減対策を検討するために、伊万里湾赤潮対策ガイドラインを策定するための地域の検討会を設置いたしまして、地元の養殖業者の皆様に入らせていただきまして、検討を重ねてまいりました。4月には、この対策ガイドライ

ンを策定いたしたところでございます。内容は、カレニア赤潮だけではなくて、過去に被害を及ぼしましたコクロディニウムの赤潮につきましても、このガイドラインの中に対策として盛り込んでおります。このガイドラインについては、監視体制の強化に役立たせていただくように、県内の全市町それから全漁協に配付をしているところでございます。

それから、県北振興局におきましては、これまでの初期監視体制、それから防除剤の散布方法についてのマニュアルを作成するなどの取組強化をいたしておりまして、今年、6月から週1回の漁場監視に加えまして、7月から8月にかけては週2回監視するということ、地元と協力しながら監視体制を強化いたしているところでございます。さらに加えまして、自動観測機を設置し監視を強化したいという地元のご要望がございましたので、24時間監視できるテレメータシステム3基につきまして、県の単独事業を用いまして支援するというところで、現在手続きを進めているところでございます。

6月に入りまして、実は、昨年度被害を及ぼしたカレニア赤潮が伊万里湾それから佐世保の周辺で発生をしているところでございます。今のところ大きな被害は生じておりませんが、防除剤の散布をしながら観測体制を強化いたしているところでございます。

以上、概略でございます。

【前田委員】 今ご説明いただきましたが、そのほか、ここに書かれているように、発生原因の究明等も研究されていると思うんですが、今ご説明いただいた中で、監視の体制、要は、この要望にもあるように、防御対策については、監視を強化するということでのガイドラインの設定、それからそれに基づいた機器の設備、監視

体制の強化ということで、そこは一定前に進んだのかなと思っているのですが、根本的な湾内の環境の改善についての取組というのはどんな状況であるのかということと、このことについては本県だけの取組ということではなかなか難しく、佐賀県との共通の認識のもと、取り組んでいかなければいけないと思っているんですが、この湾内の養殖が、長崎県側はやっていまして、佐賀県側の養殖というのはほとんどやられていないということも踏まえる中で、佐賀県が、どこまで私たち長崎県が求める底質改善等今後の取組について協力いただけるのかということについては、大きな課題というか、共通認識をしっかりと持ってもらうこと、話し合いが必要だと思うんですが、そのあたりはどういうふうになっておりますか。

【平野漁港漁場課企画監】 昨年の大きな被害を受けまして、底質を改善することにより、赤潮発生の要因の1つである栄養塩が底質から溶出するということに対し、赤潮の発生及び拡大の抑制につながる可能性があるということで、昨年から、調査事業という形でやっております。この検討委員会の中には佐賀県の水産試験場の方も入っていただき、またオブザーバーとして、伊万里市とか関係市町、関係の漁協の方も入っていただき、抜本的な対策はなかなか難しいんですけども、そういったことができないかということは今検討しております。これは3カ年で、平成31年度までの調査でやっていくということにしております。

【前田委員】 佐賀が全く入っていないということじゃなくて、オブザーバー等入っていないながら、平成31年度まで含めて調査ということですが、佐賀県側としては、この底質改善について、本県と連携して、しっかり予算措置もしながら事

業として組み込んでやっていく、もしくは佐賀県の側に起因するような要因もあるという認識はされているのですか。

【平野漁港漁場課企画監】 本調査事業におきましては、伊万里湾でのカレニアミキモトイがどういうふうに広がっていくのかというのをシミュレーションをやるんですけども、初期に、どうしても福島、伊万里湾の奥側で最初の赤潮が出て、それが広がるような形態があるんですけども、それをシミュレーションの力で、その最初のところの赤潮を小さくすれば、最終的には養殖場での被害ということになるんですけども、そういったことがどの程度予防できるかというようなことを検討します。その中に、この事業の中で最初の赤潮を少し小さくするというようなことの検討項目の中に佐賀県の協力というのは必要ですので、その検討委員の中に佐賀県の方も入っていただいておりますので、当然、一緒に考えていただくということになっております。

【前田委員】 さっき話したように、実際に養殖されている方が佐賀県側に少ないということ踏まえた時に、そして平成31年度まで調査するという話の中では、少し時間がかかるような調査とか、原因の究明という中で、監視体制を強化してくださっていることは非常にありがたいと思いますが、赤潮が出た際に、当然、即効的に対応するというのもでしょうけれども、抜本的な解決につながっていないので、改めてまた起こり得るということもゼロではないと思うんです。そうした時に、佐賀県とともに取組を早めていただきたいということが1つと、もう一つは、今回の被害の状況を見た時に、養殖をしている中で、島の反対側に行けば、当然被害が出ないわけじゃないですか。そういうことに

においては、大変かもしれませんが、養殖をする場所を変える。もちろん、これはリスクを考えた時に、この際、養殖場の移設というものを検討することも、私は、希望する方によってはあっていいと思うんですが、当然そこに対しては、すごい費用がかかる話なので、そういう話というのは地元から出たりはしていないのですか。

【中村漁業振興課長】養殖漁場というのは長年同じ場所を使っている場合が多いので、底質がかなり悪化しているというふうな状況もございます。地元からは、今回の赤潮を契機に、新たな漁場の要望についても検討していきたいというふうなお話を伺っているところでございます。ただ、養殖漁場については、そこを占有してしまいますので、その他の漁業との調整ということも必要になってまいりますので、まずは地元のほうで養殖いかだを設置できる場所がございましたら、県としては、漁業権を設定するという手続がございますので、それについては積極的に対応していきたいと考えております。

【前田委員】地元のほうからそういう声も上がっているということですので、その点についても鋭意、お互いに検討しながら進めてほしいと思います。

最後になりますけれども、私も被害が出た直後に現場のほうに行かせていただきましたが、ここに触れられていないのですが、共済の問題というのは、被害が出た時には、ほとんど共済に入っていらっしゃらなかったということでしたよね。そこの加入の問題については、県としては、当然、加入を進める立場にあると思うんですが、そういうことに対して何か後押しするようなことについて取組がなされたのですか。そして、その後の共済の加入状況というのはどうなっていますか。

【川口水産経営課長】ちょっと時間がかかります。

【山口委員長】答弁は長くかかりますか。そうしたら、後でまた答弁してください。

【西川委員】前田委員の質問に関連してですけれども、なかなか触れられていない、私たちも余り調べていないんですけれども、原発じゃないので。石炭専焼の火力初電所が松浦にありますね。それから、NEDOのものと。そういう関係で水温が高いんですね。その関係とかは、この赤潮発生にはつながっていないのですか。その辺の水温調査とか、潮の流れについて、どのような調査をしたのか、それと九電側との協定がどのようになっているのか、その辺を示してください。

【黒崎漁政課長】先ほどご説明をしました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の70ページに書かせていただいておりますけれども、委員ご指摘のとおり、九州電力と県、市の間で、既に環境保全協定書というものがございます。このスキームに基づきまして、災害が発生する前から水質調査を九州電力において実施していただき、漁協への報告もあわせて継続して実施させていただいているところでございます。

この環境調査につきましては、漁協から具体的な要望があれば、県としては、早速それを市とも連携して、九州電力と協議する覚悟でありまして、既に地元漁協には、この既存のスキームを活用して、しっかり状況を調査し、必要に応じて九州電力と協議をしていくというようなことで、今、関係者のご理解をいただいているところでございます。

【西川委員】それはこの70ページを見たらわかっているんですよ。だから、調査などをして

いるのか、その数値などが何かわかっている、例えば、水温はほかのところと比べたら何度ぐらい高い、そういうものが影響があるとか、総合水産試験場などは、そういう点の関係をどのように把握しておられるのでしょうか。

【長嶋総合水産試験場長】伊万里湾の赤潮につきましては、先ほどからお話あっておりますように、カレニアミキモトイという種でございます。この種は、最適温度が25度と言われております。30度までは増殖するというふうな種となっております。松浦の火力発電所の温排水の関係で、あの地区が周りの海域よりも水温が高いというのは確認しておりますが、赤潮の発生、増殖については、水温だけではありませんで、増殖が、栄養塩であるとか、光、そのようなさまざまな要因が絡んでおりますので、これが直結するというふうな見解は、今のところ持ち合わせておりません。

【西川委員】100%要因にならないかもわかりませんが、やはり水温が普通のところより高いというのは、何かの影響はあると思うんです。だから、そういうところの発電所の冷却水の循環があっていると思いますので、その辺はまた念には念を入れて調査、検討していただきたいと思います。

【長嶋総合水産試験場長】昨年度の被害を受けまして、今年度より、調査回数を増やしております。7月からは週2回の調査をやっておりますので、そういう調査の中で、そこらあたりは把握してまいりたいと思います。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】陳情番号16番の松浦市の陳情の1ページの2番の松浦魚市の再整備の財政支援についてということで要望が来ているのですが、松浦魚市の再整備において、国の十分な補

助等が得られない場合には、県において追加支援をということで来ておりますが、現状はどうなっているのか、それをお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】これにつきましては水産庁のほうで補正予算を組んでいただきまして、平成28年度は5億円、今年度につきましては21億円補正予算をつけていただきまして、これを全て松浦魚市場のほうで使わせてもらっているという状況でございます。今年度につきましては、補正予算はまだ始まっておりませんが、これについても水産庁のほうではしっかり認識して、獲得に向けて頑張るといふふうにお言葉をいただいているところでございます。

【山田(博)委員】参考までに、長崎魚市のほうの整備も国からも出ているわけでしょう。去年と今年、長崎魚市はどれぐらい出ているかわかりますか。今わからなかったら午後からでも教えていただけますか。

要は、ちょっと気になっていたんですけれども、水産加工流通課長、現状では、松浦魚市は、きちんと国の財政支援が十分になされているということで理解してよろしいわけですね。間違いございませんね。そこだけお答えください。

【岩田水産加工流通課長】平成29年度補正までは十分予算を獲得していただいております。平成30年度につきましては、まだ始まっておりませんので、そこは私のほうで確約するわけにはいきませんが、現在まではつけていただいております。

【山田(博)委員】わかりました。そういうことであれば、この陳情の質問を終わりたいと思います。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【川口水産経営課長】先ほどの前田委員のご質問に対して、ご説明いたします。

漁業共済、赤潮につきましては、赤潮特約ということで、養殖の共済に入りますと、自動的に全ての加入者に対しまして特約を付加しております。これにつきましては、掛金は国が3分の2、県が3分の1の助成をしております、漁業者の掛金負担はありません。平成29年度の赤潮特約につきましては、松浦の異常赤潮ということで、15件の支払いを行っております。今後とも、特約は自動的についてまいりますので、養殖共済の加入推進を進めてまいりたいと考えております。

【前田委員】赤潮特約は国が3分の2、県が3分の1つくということで、要は、受益者の負担はないということなんだろうけれども、それはいいんですよ。私が言っているのは、そういうこともあるから共済に入ってくださいという話で今説明されたかもしれませんが、そもそもその共済の加入率が、この地区の養殖業者が低かったですね。それがどうして低かったのかということも含めたところで、今、最後に言われましたけれども、共済加入を呼びかけていきたいということですが、共済制度のもともとの趣旨というのは、こういう時に発揮されるものなのに、どうして入ってなかったというのを県がどういうふうに理解しているのかということと、そうは言いながらも、加入促進に努めなければいけないのだから、その入っていないであろう理由を踏まえて、県がどう対応し、残念ながら被害が出た後に、年度が変わって共済加入がどれくらい変化しましたかということをお尋ねしております。

【川口水産経営課長】共済の加入推進につきましては、共済組合と県と協力して推進をしておりますが、掛金の割高感があるということで、その点が非常にネックになっていること、また、

トラフグの1年魚が共済の対象でないことが、加入率が低くなっている要因かと思っております。その掛金につきましては、現在、掛け捨てになっておりますので、その部分について漁業者が非常に足踏みしていると分析しております。

【前田委員】割高という話ですが、平均して年幾らぐらいという話なんですか。

それで、今おっしゃるように、トラフグの1年魚に関しては対象にならないということで、そういうことを踏まえて、割高感とあわせて、今おっしゃったように入っていなかった。しかし、やっぱりこういうことを考えた時には入るべきだという話の中で、これは県としては、単に加入を呼びかけるだけで、加入するために、例えば、1年魚に対しても対象になるというような働きかけというのは保険機関に対して行うことはできないのですか。やったのか、やっていないのかも含めて、すみません。

【川口水産経営課長】トラフグ1年魚の加入促進につきましては、政府施策要望の中で国のほうに要望しております、国のほうも現地を調査していただきまして、現在、1年魚のトラフグの共済の制度設計を検討していただいている状況と聞いております。

【前田委員】政府施策要望でされているということですので了としますけれども、共済の加入を高めていくことについても、鋭意その進捗も見守りながら、共済加入について県としてもかわってもらいたいということを最後に要望しておきます。

【川口水産経営課長】共済の加入推進につきましては、金融対策で養殖資金がございまして、その資金を借りるには共済に必ず加入することとし、共済と金融対策の両輪で進めておりますので、そういうものを含め、系統団体と漁業者、

市町も協力をいただきながら、共済加入推進に努めてまいりたいと考えております。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【西川委員】県内のほかの地域の養殖場も含めて、1年魚に対する共済の加入率は少ないと思うんです。特に、トラフグはへい死率が高い。その辺を水産会社はどのように把握しているのですか。県とか国の行政としての共済に対する1年魚でも加入させたいと思っているのか、仕方ないと思っているのか、そして漁業者はどう思っているのか、その辺も詳しく説明してください。

【川口水産経営課長】現在、トラフグ1年魚は共済の対象になっておりませんが、養殖共済のフグの加入率は、県全体で72%になっております。養殖業者が1年魚の加入を希望しているかということですが、そこは養殖業者の希望に沿って、国に対してお願いをしているところでございますので、制度が1年魚も対象になるということになれば、我々も積極的に加入を進めてまいりたいと考えております。

【西川委員】1年魚の生存率、数値はわかりますか。

【長嶋総合水産試験場長】トラフグの場合は、種苗から1年の間に約半分へい死すると言われております。ですから、そこらあたりの状況を踏まえまして今、対策を講じておりますが、これは個人差が結構あります。上手に飼う人は7割、8割残します。トラフグの場合は皮膚にうろこがありませんから、寄生虫とかにやられる可能性が非常にあります。そういう意味での歩どまりの低下というのが問題になります。あと夏場の高水温対策あたりが歩どまりの低下の要因となっております。共食いは、共食い自体じゃなくて、ひれをかみ合うことがへい死につな

がっていくということになります。

【中村委員】伊万里湾の赤潮というのは非常に問題になりましたけれども、私たちの本拠地であります有明海でも幾度となく赤潮が来て、突如としてあらわれるものですから、なかなか対策が難しいというのはわかったとおりですけれども、皆さんたちが随分努力をされて、今年は発生しないことを祈るばかりなんですけれども、ただ、伊万里湾の赤潮というのはカレニアミキモトイですけれども、これは窒素とリンが大好きなんですよ。伊万里湾にもたくさんの河川が流入していると思うんだけど、その辺の河川の窒素、リンの含有量とか、流域の下水道の整備率、この辺は課が違うけれども、ただ水産部としては、やっぱりそこまで把握しておかなければなかなか難しい連鎖的なものがあるから、その辺はわかっているところがありますか。もしわからなければ、環境とそちらのほうに結びつくと思うので、そこら辺の調査はぜひ必要だと思っただけけれども、どうですか。

【平野漁港漁場課企画監】今すぐどういった値かということはお答えできないんですけれども、先ほど言いましたように、私どもの事業で3カ年のシミュレーションをやる中で、キーワードが栄養塩ということで、河川からの流入、私どもが想定しているのは底質からの溶出、そういったものを今後調べて、シミュレーションの元データとして入力しますので、そういったものは当然この3カ年の事業の中の検討材料になります。今すぐはお答えできませんけれども、そういうことでございます。

【中村委員】担当が違うから無理だと思ったんだけど、赤潮対策というのは水産部だけで対処できる問題ではないと思うんです。どこから発生源があるかというのはわからない。今、

底質からとも言われましたけれども、底質だけじゃないかもしれない。その当時の天気、雨量、全部関係してくるものですから、幾つもの部署にまたがってくると思うものだから、その辺は連携をとって、ぜひ今年はある大被害が発生しないように、感知器も付けるということだから、ただ、感知器を付けたからといって、それが対策になるわけじゃないのだから、感知器を付けて、1分でも早く発見することができれば、それだけ拡大することをおさめることはできると思うから、その辺について強力で体制をとっていただきたいので、環境部ともぜひ連携をとっていただいて、下水道、そしてまた流入河川の水質とか、十分に調査をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【高橋副委員長】赤潮については、私の地元でして、どうしてももうちょっと深くという部分がございます。共済の掛金について、今、72%とかおっしゃった。割高感があるとかということで、なかなか100%にはなっていない。今、トラフグの価格というのは本当に低迷していて、みんな青息吐息で、廃業なさる、あるいは倒産というふうな方もいらっしゃるんです。そんな中で、掛金を新たに払って共済にかかるという余力のない業者さんもたくさんいらっしゃるんです。

それで、掛金は大体業者さん当たりどういうイメージになるのか。人間の保険と違って、何キログラム、何尾当たり幾らとか、どういう計算の方式になっていて、そして各業者さんは年間幾らぐらい払うことになるのか、そこらについてまずお尋ねをいたします。

それから、地元の漁業者の皆さんは、県とし

ては精いっぱい対応をしているという思いはおありかもしれんけれども、一部には、県もなかなか漁業者の立場に沿って仕事をしてくれるというようなことを理解してなくて、まだ我々の要望をきちんと聞いてもらっていないと、そういうふうな思いの方がたくさんいらっしゃるんです。それで、皆さん、こういうふうにいるんな対応をとって、起きないように、起きたら万全の体制でとかいうふうな状況を、もっときっちり漁業者の方々にお知らせするような手段を丁寧にとってほしい。こういうことまでやっているんですと、そういうアピールすることも大切ですからね。それについてのお考えをお聞きしたい。

【中村漁業振興課長】直接的なお答えかどうかわかりませんが、先ほど申しましたように、例えば、赤潮ガイドラインをつくりましたら、地域に行き、養殖業者の方に寄っていただいて、既に丁寧に説明をいたしているところでございます。それから、先ほども申しましたが、県単独事業で自動観測システム等を今年3基入れることにつきましては、それは養殖産地計画に基づいて支援をすることになっておりますので、その養殖産地計画に参加していただいている養殖業者の方と一緒に話をしながら、そういう支援策を組んでまいりましたので、直接かかわる方には理解していただいておりますが、より一層、PRに努めていきたいと思っております。

【高橋副委員長】先ほど、クロマグロの件につきましては、対馬の方々も大変苦しんでいらっしやって、それについては水産部長も同行なされて国のほうに陳情に行かれたと。松浦市の赤潮については、精いっぱい対応をなさっていて、そして地元のいろんな漁業関係も、考え方がまとまっていない、あるいは県の方針とちよ

とずれているというふうな部分もあるかとは思いますが、そのこと一つとっても、国に対して彼らも陳情に行ったりしているんですけれども、その方向性がちょっと違うというふうな部分もあるかもしれないけれども、同行なさったということもないと。それについても、皆さんは皆さんで、こういう考えでうちはやっているということも、しっかり言うべきところは言っていて、そしてお互い理解を深めて、このことについては当たってほしいと思いますけれども、それについても一言いただけたらと思います。

【中村漁業振興課長】赤潮対策は、まだまだこれからいろんな課題が多うございますので、地元のご要望を踏まえながら、共通したところについては、また一緒になって国のほうにも要望してまいりたいと考えております。

【山口委員長】先ほどの共済の件につきまして、答弁できますか。

【川口水産経営課長】具体的な事例について手元に資料がございませんので、改めて答弁をさせていただきますと思います。

【山口委員長】そうしたら、午後から準備しておいてください。

ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。午後は、1時30分から再開いたします。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

その前に、午前中、前田委員より申し出がございました長崎魚市高度衛生に関する資料について、書記より配付させます。

（資料配付）

それから、陳情審査のところで、高橋副委員長より、共済に関する問い合わせがございましたので、答弁をお願いいたします。

【川口水産経営課長】高橋副委員長からご質問がありました養殖共済につきまして、仕組みとか、掛金についてどうなのかというお話でございました。養殖共済につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、養殖の種類ごと、年級ごとに加入する必要がございます。例えばということで事例を申し上げますと、2年魚のフグで計算をしたところ、2年魚の単価が2,000円とした場合に、通常の県の平均の契約割合6割で、病気や自然災害も含めた填補方式で掛金をはじきますと、1万尾養殖した場合に年間122万円ほど掛金がかかるという事例がございます。この点が漁業者の割高感、契約を足踏みするような状況になっているということで、その補償基準を上げますと、この掛金がさらに高くなると。先ほど、契約割合が60%と申しましたが、それをさらに上げると、さらに掛金が高くなるということで、漁業者も、自分の養殖業の補償をどうするかという経営の中身も見ながら、いろんな契約の方法をとっておられると思いますので、その点も含めて、共済組合と、その漁業者に合った補償の水準がどうなのかというところも分析をしながら、共済加入の推進に努めてまいりたいと考えております。

【山口委員長】次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 委員長から話がありました資料について質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず最初に、6ページの水産基盤整備事業等補助金ということで、各港の係留施設の保全工事とかありますけれども、こちらのほうは地元の漁協なり、組合とか、漁業者と話しして、こういうふうな計画をされているのかどうか、こういった経過でやられているのか説明していただきたい。例えば、私の地元の港、6ページに、漁港で山下ということで、係留施設の保全工事に対する助成とありますけれども、こういったものはどういった形でされているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】 市町が機能保全工事を実施しているのですが、これは施設の機能診断調査を行って、その結果、所定の健全度を持たなかった施設について補修をする工事です。それらについては事前に漁業者の意見も聞きながら、やっていると聞いております。

【山田(博)委員】 地元聞いていて、私たちに全くそういった、するならば、私たちもいろんな地域から要望が上がっておりますけれども、そういった話が私たちのほうに連絡が来ないものですから、あえて質問させていただきました。

それでは、14ページの下五島地区増殖場整備工事とありますけれども、これは設計業務ということでありますけれども、この増殖場の整備工事はどういったことをされるのか、それをお答えいただけますか。

【中田漁港漁場課長】 これは増殖のための魚礁

を入れる工事に先立ちまして、その設計を行うということなんですけれども、先ほどもお話があっていましたが、地形の測量、地質の確認、そしてその地形に応じた必要な設計、そういったものを実施しているところです。

【山田(博)委員】 そうしますと、先ほど魚礁の件の構造の問題とかありましたよね。そこは設計されるころの会社に誤解がないように、これから周知徹底をしていただきたいと思うんです。それは漁港漁場課長として、各出先にもきちんとそこは誤解がないように周知をする上でも、通知なりをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。その見解を聞かせてください。

【中田漁港漁場課長】 午前中の委員会でも議論がありましたように、魚礁のブロックの選定においては、適切な選定を行っていると思っております。請負業者の方からいろんなご意見があるということで、それらを我々としても聞き取りをしながら、こういった内容か伺った内容を踏まえてこちらの説明をし、そこで説明した内容については、地方機関のほうにも周知をしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 午前中の議論とちょっと違う、トーンダウンしたように聞こえるんですけれども、午前中の議論では、こういった形の魚礁をしたら、見積もりが特定の会社じゃなくてA社、B社、C社でもとれるような設計のあり方にしていただきたいということで話をしましたら、その方向ですという話だったけれども、今は後退したような答弁になっておりますので、改めてお尋ねしたのですが、私はそういうふうに理解していたんですけれども、違っていたということですか。もう一度、お答えください。

【中田漁港漁場課長】 午前中は、県としては魚

礁の選定については、委員会形式で、いろんな要素を踏まえた上で、1つの種類の魚礁を選定している。その選定されたものについて、経済調査会のほうから見積もりをいただいているというシステムで行っております。そのような状況の中で、委員から、請負業者のほうからは、そのブロックの選定について疑問がある、あるいは疑念があるとか、そういったふうな声があるということをお伺いしましたので、そのあたりの声については、我々としても、しっかりヒアリングを行っていき、その内容を確認した上で、私たちがどのような選定方法を行っているかということについては、しっかり説明をしていきたいということで申し上げました。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、私は、午前中の議論というのは、1つの魚礁を選定しました、実際それで設計をしてみました、価格も決めました。実際工事をする時には、その設計に合った魚礁の形しかできないと。それが1種類しかないから、ほかの会社に見積もりをとろうとしてもとれないと。だから、そこの会社の魚礁でなければいけないものだから、値引きしようとしても値引きはできないと。普通は、見積もり入札をする時に、この1者しかできない形になっていますから、値引きしようがないわけですね。最初から特定の魚礁で決まっているわけですから、どうしようもないじゃないかと言っているわけです。同類の魚礁でいいようになっているかなっていないかといったら、今なっていないわけでしょう。今、1つの魚礁しかだめですとなっているわけでしょう。それをほかの魚礁ではできないような状況であれば、価格的にどうかということ私には言っているわけですが、午前中の指摘というのは、それを私は指摘しているわけですよ。ご理解い

ただけないんですか。私はそういうことを言っていたんですよ。実際、設計では1種類の魚礁しかなくなっていないわけですよ。ほかの魚礁にできないのか、今はだめになっているんでしょう。それで価格の競争なんかできないじゃないかと言っているわけですよ。それを同等でできないんだらうかということ言っていますけれども、今の状態の答弁では、できないということで理解していいわけですか。そういうふうになっているんですね。それだけお答えください。

【中田漁港漁場課長】 今現在、発注時点の仕様書については、ブロックを1種類決めておりますので、今の発注の形態の中では、別のブロックを使うという余地はないような形になっております。

【山田(博)委員】 それを同等類に扱えるようにできないようになっているわけですから、それを見直す方法はできないのかということ改めてお尋ねしたいと思っております。いかがですか。

【中田漁港漁場課長】 これまでの本県の実績、あるいは水産庁での実績においても、ブロックの種類を選定できるような形というのが今までとられたことはなかったと認識しております。そういうことが可能なかどうかについては、全国の事例、あるいは水産庁のご意見も伺いながら検討してみたいと思います。

【山田(博)委員】 水産部参事監、水産庁のほうの状況というのを説明していただけますか。

【中村水産部参事監】 午前中、ご説明いたしましたけれども、水産庁のやり方と今の長崎県のやり方というのは、ほぼ同様でございます。魚礁の選定委員会というのを作りまして、それによって魚礁を1つに絞り込むということを行っています。そのプロセスの中で、魚礁でも全

く同じ魚礁というものはございませんで、同じ四角の魚礁でも、例えば、複雑な構造であるとか、単純で網がひっかかりにくい、あとは附属の機能の施設が付加されている、そういうさまざまな違いがあります。あとは当然、経済性の違いもございます。そういった経済性、付加価値、あとは何の魚種を対象とするか、そういったいろいろなものもございます。それを含めて委員会の議論の中で1つに選定するというところでございます。その1つに選定した後は、先ほどのお話のとおり、その魚礁の型枠であるとか、コンクリート、それに応じた積算をするという状況でございますので、これは恐らく、どこの地方公共機関でも、ほぼ同じやり方を踏襲しているんだと考えております。

【山田(博)委員】 この質問ばかりできませんので、別の機会にまたしたいと思うんですけども、いずれにしても、今のやり方はちょっとね。メーカーを重視するのか、機能を重視するのかというと、機能を重視するはずですからね。何か今の話だったら、メーカーを重視しているように聞こえるわけですから、水産部参事監、あくまでもこれは機能とか価格ですから、メーカーを重視しているわけじゃありませんので、そういったことで認識をした上で、別の質問に移りたいと思います。

それでは、75ページの長崎県栽培漁業・資源管理型漁業推進協議会の議事概要の中で、議題3に、クロマグロ小型魚の操業自粛等について議論されている模様ですが、この中で、クロマグロの資源管理のあり方、国の支援について質問や意見があったとありますけれども、これは具体的にどういったことがあったのか、まずそれを説明していただけますか。

【中村漁業振興課長】 この3月1日の時点では、

既に1月23日に全国の操業自粛がかかっている最中でしたので、その操業自粛要請に対する影響とか、それが解除にならないのか、あるいは次年度に割り当てが増えないのかなどです。要するに、北海道の大量漁獲によって不合理な制約を受けているわけですから、そういうことに対して物を言っていたかなければいけないのではないかというようなご意見が出ておりました。

【山田(博)委員】 これに関連して、今年の長崎県のクロマグロの新規制が出ていますね。この新規制を水産庁が発表してから、周知はどれぐらいあったのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。もう一度言いますね。クロマグロの新規制が発表されましたと。それを周知するまでに、長崎県の漁業者、つまり、日本全国の漁業者に周知期間がどれだけあったのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

【中村漁業振興課長】 本年の7月1日から、沿岸漁業については、資源管理法に基づく公的管理に移行するということが、その新規制ということだというふうに捉えておまして、7月1日から公的規制に移るということについては、昨年からずっと周知をされてきているところがございます。細かい国の計画の内容が全国に示されたのが5月31日の水産政策審議会とあって水産庁が専門家に諮問する機関がございますが、その5月31日の時点で詳細な内容が出たということで、漁業者の方にとっては、ちょっと時期が遅いのではないかと、説明不足ではないかといった声が出ているというのは事実でございます。

【山田(博)委員】 5月31日に決まりましたと。長崎県に通知が来たのはいつか、それをお答え

いただけますか。つまり、これは5月31日に水産庁で各都道府県のクロマグロの新規制が決まりましたよと。その後、どういった時系列でやられたかというのを説明していただけますか。

【中村漁業振興課長】水産政策審議会の資料については公開になりましたものですから、県のほうで直ちに各漁協に周知をいたしております。その後、この国の計画に基づいて、県の計画をつくるシステムになっておりますので、県としては、各海区の組合長会に個別に説明し、その後、長崎県に4つある漁業調整委員会に、この県の計画の内容をお示ししているところでございます。それにあわせて、国の考え方も一緒にご説明をしてきたということでございます。

【山田(博)委員】時系列ですから日付けを言っただけませんか。何月頃にこういうふうな話をしてきましたと、それが一番大切ですから、お答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】5月31日以降の日付けについては、ただいま細かいものをお持ちしておりませんので、後ほど、整理をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】昨年からクロマグロのことを話ししておきながら、今になったら細かい日にはわかりませんか。そうしたら、30分以内に出してくださいよ。これは政府施策要望の重要課題だったんですよ。それを今の話だったら、要するに、5月31日ですからもう6月ですね。この20日前後の中のことを、今手元に持っていませんとか、わかりません、そんな言い方あるものですから。これは長崎県の大問題ですよ。水産部長、私は今まで農林水産委員会の中において、こんな姿勢はいかんよ。これは大事なことですよ。水産部長、この委員会に臨む姿勢というのは問われますよ。別に漁業振興課長が悪い

とは言わないけれども、もうちょっとしっかりとした委員会に臨む姿勢を出してもらいたい。水産部長、どうですか、これは。

【坂本水産部長】対応の時系列の確認については、速やかに作業させて、ご説明できるようにしたいと思っています。

クロマグロにつきましては、先ほど私のほうから説明申し上げたように、長崎県の沿岸漁業者への影響が非常に大きいものと認識しております。引き続き、国のほうにも必要な要請、制度の適切な運用、あとは枠の配分に関しても、公平な形で行うよう、きちんと働きかけを行ってまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】これは今日の読売新聞でもでかかど書いていますよ。この中で、今までクロマグロのことで、対馬の方々も、水産部長は直接行ったんでしょう。枠を設けてくれ。部長の議案外の説明をしよったじゃないですか。ここまでしておきながら、今どうなっているんですか、1カ月もたたないこの期間の中を説明してくださいと言ったら、説明できません、わかりませんか、これは水産部はどうしたんだ。この姿勢というのはいかかなものかと思えますよ。漁業振興課長、先に進めませんよ。ちゃんとしっかり答弁できますか。できるかできないか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山本(啓)委員】クロマグロ資源管理についての質問をさせていただきたいと思っております。

昨年の4月28日、水産庁は、小型魚、大型魚ともにTAC対象とするということを決めているわけですがけれども、この際に、通常であれば、当然、その産業にかかわる方が多いわけですか

ら、国の決定というのは、決定に至る前にヒアリングやパブリックコメントなどをして、それにかかわる方々のご意見とか、現状を十分聞いた上で行うというのが通例であろうかと理解しています。しかし、水産庁はこの場合、行っていないんです。また、今年の2月には、全国説明会において、恐らく、長崎に来た時かもしれませんし、中央での会かもしれません、本県の漁業者が大型魚の管理の詳細、小型魚、30キログラム未満が問題になっている会であったけれども、その後、大型魚のTACについてはどうするか。それは第4管理期間内に考えて決めますという水産庁の説明があったというふうに県内の漁師の方々は理解をしていたと。この2つの点について、長崎県がどのように把握をしているのか、まずはご説明いただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】 まず、国の周知期間が非常に短かったということについては、私たちも同感に思っております。今回のパブリックコメントは、本来なら30日以上しなければならないところが、相当短い期間で終了したということです。水産庁のほうでは事務が遅れていたということもございますが、正式な回答としては、やむを得ない理由があったというふうなご説明をしているようでございます。

それから、もう一点について、大型魚の管理については、都道府県の担当者会議におきましては、昨年来、大型魚についても検討していきますというお話がございましたが、正式に表に出てきたのが、先ほど山本(啓)委員がおっしゃった時期でございます。そして、さらに資料として正式に周知されましたのが、先ほど山田(博)委員にもお答えしましたように、水産政策審議会の5月31日の時点で、大型魚についても

TACの対象として都道府県に配分するというのが出てきたということでございます。

【山口委員長】 「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」のことをやっておりますけれども、75ページの先ほどの関連ということですか。

【山本(啓)委員】 すみません、先ほど来の説明に関しての質問で続けさせていただきます。

今ご答弁いただいた内容であれば、水産庁側も認めていると。まさしく、26日の記事で、農林水産大臣も、通常30日とるところを9日間しかやってなかったと、これは反省すべき点だというコメントも出てはいるし、それとあわせて、保存管理措置の遵守は我が国の責務であると。であるから、この決定についてはもう覆さないと。しかしながら、期間については、というふうに説明しているんです。漁師の方々も、資源管理自体は誰も否定していないんですよ。TACの設定についても反対はしていないんです。しかし、現場との不一致については、この委員会においても長い期間かけて私も質問してきました。水産庁は、現場のその状況をわかって、こういう線引きルールをしているのかと。していないのであれば、県からも、しっかりと現場の現状をお伝えすべきではないかと言っている。その動向と同じように、パブリックコメントや周知をしながら意見を聞く期間が、30日のところが9日だったと。まさしく我々が求めてきたことが9日間に縮小されて、しかしながら、この決定は覆さないとわれ、これは我々は水産部に対して言うんじゃないくて、我々と同じ怒りを持って水産部は県から国に申し上げる必要がある事案だと思いますよ。

各地域の漁場は水産構造が違う、漁法が違う、また回遊魚だから回遊するタイミングが違う。

そういうふうな一律では枠組みをはめることのできない現場を、バサッと地域の声を聞かずに、9日間ですから、これは聞いていないと断罪せざるを得ないですよ。聞かずに、このような決定を行ったと。そこに対して、覆せないものであったら、それに足る補償とか支援が当然重要になってくる。それは枠組みを何トン増やしたとか、多目にやっていただいたことは感謝すべきだけれども、今年だけの話ではなくて、これからずっとの話でしょう。

あわせて伝えたいのが、産経新聞。鳥取県の境港。我が国のクロマグロの産卵場というのは、南沙諸島とあわせて日本海というふうにも言われています。今回、水産庁は、WCPFCの国、世界の取組の中の30キログラム未満の取組というのは、要するに、30キログラム未満をとり控えることによって、産卵可能性の高い親魚となる30キログラム以上を増やそうという取組ですよ。しかし、境港は、産卵期と言われている5月、6月において、責任者の方がイベントをして、大量のクロマグロでにぎわったと。今期は、沖に出ると、すぐに群れが見つかる。資源回復はできていると。30キログラム以上と言うけれども、40キログラムぐらいですよ。それを大量にまいて、傷がついていて値崩れするようなものを市場に出して。おかしくないですか。30キログラム未満をとり控えて、30キログラム以上で卵を産むものを増やしましょうと言っているのに、産卵場と言われる日本海では、30キログラム少し以上のものを大量にまいて食べている、市場に出している、流通していると。大きな矛盾ですよ。もう我々も現場に説明できないですね。いかがですか。

【中村漁業振興課長】 境港については、本県の漁業者も相当いろんなご意見をお持ちだと伺っ

ております。そこは従来から夏場にはマグロを漁獲してご商売をなさってきたという習慣がございまして、現在でも、夏場に一定程度マグロをとるといようなことが続いております。また、境港におきましては、それで産業祭りのようなことをやったりしているということも聞いております。

ただ、今回の先ほどから出ています大型魚の割り当てにつきましては沿岸漁業者のほうに相当少ないと、3分の1ぐらいの割り当てになっているという事実がございまして、その割り当てが少ない中で皆さん我慢しているのに、ついつい日本海で大型魚を、産卵魚をまいているということに対する漁業者の不満は、私たちが十分理解するところでございます。

この件については、指定漁業と沿岸漁業の割り振り等については、これからも県も漁業者の意見を聞きながら要望していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 2017年から今回の2018年決定になっていくんですけども、例えば、沖合と沿岸の配分を、今、漁業振興課長がおっしゃったように、小型魚も大型魚もそれぞれ配分されるわけですけども、この配分についての事前の説明やヒアリングがない中に、一方的に、強制的に決定されたという漁業者の声というのは否定できないということは、今、互いに共有できましたよね。大臣のコメントもあるわけですから。

しかし、国の決定において、配付された資料においては、大中まき網の小型魚1,500トン、大型魚3,098トンとすると、2017年4月に出されたこの決定事項の中には、大中型まき網のとり枠の数字は出ていたそうなんです。しかし、沿岸漁業者がどれだけとっていいというのは書いて

なかったそうなんです。それは数字で言えば、全体枠の中の大中まき網がこれだけですよ。例えば、沿岸の分、書いてなくても、残りが沿岸ですと言うかもしれないけれども、そういう扱いで整理したとか、説明したとか、決定していいものなんですか。

もちろん国の取組ですから、皆さんに何かを追及するわけじゃないんですよ。ただ、皆さんは、ずっとこの件を漁業者から要望を受けて、ずっと我々からの質疑にやりとりしていて、ずっと水産庁の取組を見てきましたよね。追っかけてこられたですよ。ここに疑問を感じられませんでしたか。それとも私が知らないだけで。この時、実は、大中まき網の数字だけではなくて、沿岸漁業者に対しての枠組みについても、しっかりとした解説がそこにあったんですか。あったのであれば、確認されているのであれば説明いただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】 クロマグロのTACにつきましては、大臣指定漁業のほう平成30年1月1日からスタートいたしております関係上、大型魚についても、大臣指定漁業のほう先に明示されたと伺っております。推測で引き算をすれば、残りが沿岸漁業になるのだなというように思いました。

【山本(啓)委員】 これ以降は議案外で続きをやらせていただきますけれども、今の答弁に対しては、申し上げれば、当然、漁業振興課長もわかった上でおっしゃっているんだと思いますけれども、そんな話あるか、という話ですよ。大中型と沿岸の管理期間のずれがあると、それはわかりますよ。2018年の1月1日から大中のTACが始まるので、そこで発表されていますと。そこで沿岸に対するヒアリングも何もないわけでしょう。でも、全体枠はWC P F Cで日本は

とれる量というのは決まっているじゃないですか。残りが沿岸であるのは誰もわかりますよ。わかりますけれども、そんな決め方ってあるんですか。だから沿岸の分のヒアリングはなかったと水産庁は説明しているんですか。今回は1月から始める大中型だけ決めましたので、残りは沿岸というふうに分かるでしょうけれども、スタートは大中だけだったので沿岸からのヒアリングからはありませんでしたと、そんな説明があったんですか。全くそういうものもなかったと思いますよ。

引き続き議案外でさせていただきます。ありがとうございました。

【山口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、先ほどお願いした資料はもうできましたか。大体こういったものは5分もかからんように持ってこないといけないんです。

【中村漁業振興課長】 いましばらくお時間をください。申しわけございません。

【山田(博)委員】 どれぐらい待たらいいんですか。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 5分 再開 —

【山口委員長】 再開します。

【中村漁業振興課長】 まず、5月31日に西彼海区の漁協長会、同じく5月31日に五島の漁協長会、それから6月4日に対馬の漁協長会、6月7日に壱岐の漁協長会、6月8日は長崎県の定置漁協協会、それから6月12日には、県内にある7つの漁協長会がございしますが、その7つの漁協長会の会長会をその時点でしています。その後、漁業調整委員会に計画内容を諮問いたしましたの

で、6月21日に、県南の漁業調整委員会、6月22日に、県北の漁業調整委員会、6月25日に、五島と対馬の漁業調整委員会に説明をさせていただいております。

【山田(博)委員】 そうすると、この長崎県栽培漁業・資源管理型漁業推進協議会で相当な議論がなされた中で、要は、先ほどのクロマグロの資源管理のあり方、国の支援について質問、意見があって、漁業者が大変苦勞されているということになった中で、今、話をお聞きしますと、水産庁でクロマグロの新規制が決まってから20日前後でやっと周知を図っていたということですね。そうしますと、この周知をしている中で、どういった意見が出たのか、それをお尋ねしたいと思います。

【中村漁業振興課長】 先ほど山本(啓)委員からもありましたように、水産庁が急ぎ過ぎではないか、我々も説明は十分聞いていないというような声がまず一番大きな声でございました。その次には、配分については大臣指定漁業のほうを優遇しているんじゃないか、沿岸漁業者のことをもっと考えてほしいというような声が2つ目でございました。それから、混獲で入った場合に、放流作業に相当手間がかかりますので、この辺についてもご支援をしていただきたいというふうな声がございました。それから、場合によっては補償を求めたいというような声もあったのは事実でございます。

【山田(博)委員】 その4つの声を、結局、水産庁に届けることができたかできてなかったか、それだけお答えください。

【山口委員長】 次の「政府施策に関する提案・要望」の中にもそういうことが出てきますので、そこでやっていただけますか。

【山田(博)委員】 はい、わかりました。

【山口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 5月31日に水産庁からクロマグロの新規制の提案があって、その後に、20日余りの周知を行った時に、説明不足じゃないとか、配分が偏り過ぎているんじゃないか、放流作業に負担がかかるから支援をしてもらいたい、これによって漁業者の経営に大きな打撃を与えるので補償してもらいたいと、大きく4つの要望が上がったということでもありますけれども、この4つの要望を実際国に対して、周知期間ということで要望ができたかどうか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 今回出された意見につきましては、これまでも各地からご要望があった件でございますので、県としては、パブリックコメント等の機会を通じて水産庁にお伝えをしているところでございます。

【山田(博)委員】 確認しますけれども、パブリックコメントの期間というのは、当初は30日以上ないといけないわけですね。今回、パブリックコメントの期間というのはどれぐらいあったのですか。

【中村漁業振興課長】 9日間と伺っております。

【山田(博)委員】 水産庁というのはこんなやり方をするのですか。普通はパブリックコメントは30日と言っていますけれども、今回に限って9日間ということで、これは水産部長か水産部参事監、水産庁から来られているので、大変申しわけございませんけれども、一々水産庁に聞いたら時間がかかりますから、どちらかお答えいただけませんか。

【坂本水産部長】 委員ご指摘のように、基本的に、パブリックコメントの期間というのは30日ということで運用しておりますが、やむを得ない事情等あれば30日より短くなる事例もございます。

【山田(博)委員】 じゃ、今回の場合、やむを得なかった事情ということで理解したいんですけども、水産部参事監、何がやむを得なかったのですか。これは逆に、大変慎重にやらなかったことと思うんですよ。これは初めてTACなんでしょう。なぜ30日としているのを9日間にしたのかというのを、やむを得ない理由があった場合にそうではないということですが、やむを得なかった理由というのは、どういったことが想定されるのか、これはお聞きしていますか。これは抗議したかしていないか、それを含めて、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 県として、この期間についてご意見を申し上げたことはございませんが、パブリックコメントの中で、期間が短か過ぎるんじゃないかというご質問が何件かあっているようでございます。ただし、先ほど申し上げましたが、水産庁のご回答としては、やむを得ない理由があったためという説明になっております。

【山田(博)委員】 ですから、これは普通30日あって、9日間というのは短過ぎるんじゃないかといって県当局としては抗議していないということで理解していいのですか。そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 その点について、水産庁にはご意見を申し上げておりません。

【山田(博)委員】 理由をお答えください。

【中村漁業振興課長】 7月1日のスタートに向けて、我々としても粛々と準備を進めなければなりませんので、そのことについてご意

見を申し上げるような余裕がございませんでした。

【山田(博)委員】 お尋ねしますけれども、漁業振興課というのは水産庁の出先機関ですか。あなたはどこの職員ですか。あなたは水産庁の職員ですか。あなたはどこに住民票を置いているんですか。長崎県ですよ。長崎県の職員が何だ、今の言い方は。水産庁の言われたとおり粛々としなければいけないと。確かにこの長崎県には水産部長として水産庁から来ていただいておりますけれども、だからといって、部長が水産庁から来ているから水産庁が出されたことを粛々としなければいけないということであれば、私たちはなぜここに立っているのか、何で審議をするんですかとなるんだ。今の発言は撤回してくださいよ。あくまでもあなたは長崎県の水産部職員でしょうが。それが水産庁がやっているものを粛々しなければいけないと、そういった発言を聞いたら、あなたを頼っている漁業者の方はがっかりしますよ。今の発言を撤回しなかったら撤回しないで、また改めて話をしますけれども、それはあなたらしくないですよ。いかがですか、お答えください。

【中村漁業振興課長】 大変申しわけございませんでした。正式には水産庁に抗議をしたということはございませんが、担当レベルでは、早く出してほしいというふうなことを日々、電話でお願いしておりました。

【山田(博)委員】 先ほど、水産庁から言われたことを粛々としていますじゃなくて、私たちは長崎県の漁業者と思いは一緒ですと、ちゃんとそういったことでやっておりましたということと理解していいんですね。そこだけしっかりとお答えください。

【中村漁業振興課長】 大変申しわけございませんでした。そのとおりでございます。

【山田(博)委員】今回、文書なり、この期間のあり方、決め方とか、県として、しっかりとした指針を出さないといけないですよ。委員長、これは当委員会でぜひ国に対して意見書なりを出してもらいたいわけですよ。これがまかり通ったら、水産県長崎県の名がすたれる。ぜひ正副委員長、また委員会の皆さん方に、当委員会で国に対して意見書を出してもらいたいわけですよ。このクロマグロの新規制のあり方の決め方、現状の漁業者に対する意見のあり方というのは言語道断だよ。普通30日しなければいけないのに決めて、決めた中で、漁業者の意見も聞かずに、県がずっと説明会をしている中で、大きく4つの意見があったということですから、そこをぜひ委員長、副委員長で、しっかりとこの委員会をまとめていただきたいと私は思うんです。私は、このクロマグロに関してのやり方というのはどうかと思いますよ。

漁業振興課長、五島漁業組合の草野組合長さんから去年の6月26日に、3つの大きな要望が来ております。漁獲規制における基準年の段階的な見直し、産卵期における、まき網とかの30キログラム以上のクロマグロの漁獲規制、もう一つは、操業禁止後の混獲マグロ販売の指導の強化とありますけれども、この3つの強化というのはどのようにされているか、政府施策要望の中でどういうふうに反映されたのか、また水産庁にはどのように働きかけたのか、その3つをお答えいただけますか。これは水産部長宛てにもともと来ていますものね。それをお答えいただけますか。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【中村漁業振興課長】政府施策要望としては、この前の6月6日に申し上げたところでございます。対馬に対する追加配分については、水産庁のほうとしてお手当てをいただきましたけれども、その他の事項については、まだ水産庁のほうで検討されていると思っております。

【山田(博)委員】ということは、先ほどの3つの項目というのは、ちゃんと政府施策要望の中に含んだ上で要望しているということで理解していいわけですか。

【中村漁業振興課長】今回の政府施策要望の中には、先ほどの3点については入っておりません。

【山田(博)委員】これは去年の6月に言われていて、何で入れなかったか、その理由をお答えください。

【中村漁業振興課長】例えば、管理期間につきましては、県内の意見がまとまっていない状況もございます。ある地域では1月から12月がいい、ある地域では7月から6月がいいといったようなことがございまして、まだその調整が図られていないところもございますので、漁業者のご意見につきましては、これから県漁連さんが各海区のご意見を集約して、県と一緒にこれから意見をまとめて要望していこうという動きもございますので、それと一緒に県も対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】そうすると、クロマグロの漁獲規制に関する意見というのは各海域で全然違うところもあるということなんですね。そういったことで、なかなかまとめて、例えば、五島の漁業組合長の草野さんから来たその3つをそのまま政府施策要望の中に入れることはできないということなんですね。明確に、もう一度お答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】今回の政府施策要望につ

きましては、本県には7つの海区がございまして、そこの中の共通した要望について整理をして、要望させていただいたものでございます。

【山田(博)委員】ということは、本来であれば、県漁連さんが、こういったクロマグロに対しての要望というのは意見を取りまとめないといけないのであれば、それを早く、しっかりと取り組まないといけないんじゃないですか。はっきり言えば、これは後手後手に回っていますね。少ない人員で一生懸命やられているのは十分わかるんです。漁業振興課というのは多種多様ないろんな業務があるので大変ご苦労されていると思うんですけども、しっかりと頑張っていたきたいと思っております。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】先ほど、政府施策要望、また関連の資料の説明に基づいて質疑をさせていただきましたが、議案外で引き続きさせていただきたいと思います。

クロマグロについて、このやりとりをしていくと、私は共有したいんですよ。さっきも言いましたけれども、水産庁の取組は現場の声というものをしっかりと踏まえたものになっていないのではないかと。であるならば、都道府県の中で最も多く水産を把握して、水産県と言われている長崎県が堂々と現場の声を中央に届けていく、その作業の使命を帯びているのは県の皆さんじゃないですかと。だから、ともに共有して、国に対してしっかりと行っていくべきじゃないかと。

その中の1つが、先ほど来申し上げた、今、

ほかの委員ともやりとりありましたけれども、周知の時間です。これはもう決定なので、それを覆す云々ではなくて、この件に関しては、特にこの期間が必要だったはずなんですよ。これだけ混乱しているわけですから。それができなかった。そして、政府に対する説明においても、大中まき網の数字を示して、先に始まるTACのスタートだからといって、沿岸に対するものが示されぬまま決定されて、必然的に残りが沿岸ですからと。残りを各都道府県で分けてくださいよと。それはもうこの時やっていますのでパブリックコメントやりませんでしたよというふうな説明を受けたようにもこれはとられかねないですよ。そのあたりを県としてどのように分析をされているか。これは国の取組をどう県が現場の声を言って、いいほうに変えていくかという行政官のやりとりだと私は思うんですよ。だから、その辺の分析をして、本県の漁業者の声をしっかりと国の決め事の中に入れていく必要があると思うんです。どう分析されているんですか、お答えください。

【中村漁業振興課長】水産庁とは常日頃からやりとりをする機会が多うございまして、長崎県のいろんな状況も担当課のほうには適宜お伝えをしているところでございます。水産庁も、全国からいろんなご要望なり、ご意見をいただいて、大変混乱をしていたというのは私たちも実感をしているところでございます。

しかしながら、その中でも今回、大型魚が新しくTACの対象になってきたということでございますので、幾ら実績に基づいて配分するものとはいえ、長崎県の沿岸漁業者にとって不利にならないように、あるいは零細な沿岸漁業者に配慮していただきたいという気持ちは私たちは持っておりますので、これからも水産庁のほ

うに対しては、担当レベルから県レベルまで含めまして意見をしていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】そこで、この問題はここ数年、クロマグロの資源管理についてやっている、ややもすると、沿岸漁業者が決まりを守らずにたくさんとって、そして沿岸漁業者が、もっととらせろと国に訴えている、そういう絵を報道とかで見てしまうんですよ。実際はそうじゃないじゃないですか。漁業者の方々は、一生懸命守って、時には放流して、時には逃がして。死んだやつを逃がしたら投棄になるから逃がせないんですよね。でも、それを漁協が受け入れたら、これはカウントしていくわけでしょう。それに対して水産庁や県は、現場に対して、どうしろとは明確に言えないですよね。漁協に対して、受け取るなど言えないですから。また、死んだ魚を投棄しなさいとも言えないわけですから、現場は、その矛盾、混乱した中身があって、その上で、第一、第二、第三と来て、今度TACという新しく制度が、これは違反したならばペナルティー、罰則を与えますよというものになるわけじゃないですか。法で規制されるわけじゃないですか。その時に、県として、現場の声を何を伝えるかということだと思えますよ。

だから、漁業者と行政の決まりの間の板挟みになった組合長さん方とか、指導する立場の方々が、これまで一生懸命漁業者に説明をして、理解を求めて、とらないでくれ、とらないでくれ、とり控えてくれ、控えてくれとやっていた人たちが、頑張っていたのに、いつの間にか始まりますと。これは組合長さん方も裏切られた感があるんじゃないですか。その部分について、どのように把握されていますか。どういうお声を聞いていますか。

【中村漁業振興課長】山本(啓)委員がご指摘の

とおり、実は、組合長さん方は、漁業者と我々の間に入りまして大変ご苦労なさっているところでございます。私たちにも、この苦勞が報われるように何とか増枠の要求をしてほしいといったような声も聞いておりますし、なるべく地域に来て説明してほしいといったことについては、私たちもしっかり現地に行き、丁寧に説明をしているというところでございます。

【山本(啓)委員】そこで、組合長さん方のご努力と漁業の現場の混乱をとともに共有したところで、前に行く質問になっていくんですけども、例えば、まず問題点は、水産庁がどんなに全国各地を回ったり、どんなに漁業者と向き合って話をしても、そこで聞いた話と説明した内容と後の決定がギャップがあるというところが問題なんですよ。または組合長さん方や漁協に対して説明をしたということも、漁業者にしっかりと周知ができていないということも問題なんですよ。この周知のあり方については、まず国から受け止めた県が徹底をしていく必要、何か新たな方策を持って漁業者の方、組合長さん方はもちろんですけども、そういった部分に周知をしていく、そこを少し考える必要があると思うんですけども、いかがですか。

【坂本水産部長】確かに組合長の方々は、行政と漁業者の間に入って非常にご苦労されているということは承知しております。水産庁も、かなりの頻度で実際に現場に入っていて、現場の声を聞いてはいるんですけども、いかんせん国際規制に関する事柄ですし、また全国でさまざまなクロマグロを対象とした漁業が営まれている中、最大公約数をとっていくと、なかなか現場の声がそのままダイレクトに規制管理のほうに反映されない場合もございます。ただ、長崎県はクロマグロの枠から見ても、かな

りの大きな部分も占めていますので、我々の声が最大限反映されるよう、それなりの漁業者数を長崎県は抱えているわけですから、そういった点で、国に対しては、粘り強く規制の柔軟な適用、あとは当方の漁業実態を踏まえた管理の方法について訴えていきたいと考えています。また、その国の規制の内容につきましても、引き続き、浜のほうには丁寧にご説明をやっていきたいと考えています。

【山本(啓)委員】 双方向のやりとりが物事の決定前に十分に果たされることを県としての取組の重きに置いて十分やっていただきたいと思えます。

次に、この取組は漁業者の理解を得られにくいという問題点を取り除かなければいけないと思うんです。もちろん、今の水産庁からの通達の周知徹底の部分の不備はわかったとしても、それ以外の部分、先ほど要望の時に話をしました産卵期における漁獲制限というものがどうなんだという話なんです。素人でもわかりますよ。30キログラム未満をとり控えることは30キログラム以上の産卵魚を守るためと。産卵期のキロはどれぐらいか、30キログラムから60キログラムのものですと。それを産卵場と言われている日本海でまいているわけですから、一生懸命みんなでとり控えて30キログラム以上に育ったものを、がっさり取っていると。これは説明つかないですよ。それを科学的根拠がないとかあるとかじゃなくて、調べてないのであれば調べてくれと言う、調べた上で言っているのであれば説明を求め、そこの作業を県としてはすべきじゃないかと。

かつて、政府施策要望において、産卵期における漁獲制限がどのような効果があるかというのを国に求めていただいたと思えます。それら

の取組が今どうなっているかをご説明いただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】 産卵期の漁獲制限のご要望があることは、重々承知をいたしております。国としては、科学的な調査の結果、小型魚を保護するほうが親魚の資源量が増える時期が早くなるというような主張で、まず小型魚を守っていきましょと。産卵の親を守ることも大事ではあるが、それについては現状維持でましょと。まず、小型魚について採捕数量を減らしていきましょというお考えで現在進んでいるところがございます。その考えについては、水産庁も今、変わっていないと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、日本全体でマグロ資源を守っていくという中では、零細な沿岸漁業者のお気持ちも配慮した中で、大中型まき網漁業のあり方についても検討していただきたいというふうな思いはございます。

【山本(啓)委員】 今の漁業振興課長の答弁は、2つの観点で少し問題があります。

1つは、以前、私は一般質問の際に明らかにしたはずですが。国際調査機関のISCに、産卵期における漁獲制限が効果があるかどうかは日本から調べてもらったことはないんですよ。30キログラム未満をとり控えることが効果があるかどうかは調べて、結果が出ているんですよ。わかりますか。30キログラム未満をとり控えることを調べて、効果があるとわかっている、それが同時に30キログラム以上の産卵魚をとらないことで効果があるか科学的には認められていませんという答えにはならないんですよ。調べてないんですから。そういう答弁は私は間違いのもとだと思います。しっかり国に、国際機関のISCに産卵期における漁獲制限が新たな産卵親魚の加入に効果があるかどうかを調べて

ほしいということは言い続けるべきじゃないですか。日本海では産卵場として認められているわけでしょう。誰もがわかっているんですよ。そこを産卵の機会がある魚たちをとっているわけでしょう。それで、今年は資源が多いから群れが多い、とりやすいと。冗談じゃないですよ。一本釣りの人たちは困った話ですよ。怒り心頭ですよ。

それと、もう一つの観点は、30キログラム未満をとらない、とるの話よりも、WCPFCでは、国際のこの条約の中には、この資源管理を行うに当たっても、零細、小規模の漁業者の負担を取り除く配慮が必要だという決まりがありますよね。小規模漁師だけが苦勞するような資源管理のあり方は厳に慎むべきだという条約の中身に書き込みがありませんか、ありますか。

【中村漁業振興課長】 WCPFC条約の5条の中に、零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れることというような条項が入っていると承知しております。

【山本(啓)委員】 まさしく現場は今、その状況にないですか。それを把握した自治体である県は、国に、これは条約に沿ってもおかしくないですかと言えだけの立場にないのでしょうか。いかがですか。

【中村漁業振興課長】 長崎県にとりましては、沿岸漁業者が中心となった漁業でございますので、この条約にあるように、長崎県の沿岸漁業者のことにも配慮した中で、このTAC制度は進めていただきたいということは、これまでも申し上げてきたところでございます。

【山本(啓)委員】 次に、そういったことを国にしっかり求めていく、そして回答を引っ張ってくる、それを漁業者にしっかりと伝えて、今後とも県がしっかりと間に入ってやっていく。その

後、同時に行われなければならないのは、やはり支援です。補償です。とる枠は国際の条約で決まっているわけですから、これ以上増やすわけにはいきません。であれば、とり控える分を支援するべきです。現在、積立ぶらす強度タイプとか、漁獲補償につながる支援は幾つかございます。今回、この中身が少し変わった、皆様方のお力で改善をしていただいた部分があるかと思えます。改善点と、あわせて新しい支援の取組の内容をご説明いただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】 クロマグロの資源管理に関しては、その資源管理によって影響を緩和するために、漁業共済制度の中に、クロマグロの資源管理強度タイプというものが設けられています。漁業共済制度というのは、過去5年分の上と下を除いた3年の平均、5中3と申しますが、その平均値より漁獲が下がった場合に補填するという仕組みでございました。ただし、これまでの仕組みでございまして、漁獲が年々減っていき、その基準漁獲金額も年々減っていく、もらえる補償額も減ってくるということで、ここにご不満があったわけですが、我々も見直してほしいという要望をしてきた結果、このたび水産庁に、平成29年の基準からは下げることがないし、下がることはないような措置をとっていただいたということでございますので、我々も、この強度タイプの加入の促進に向けて、これからも啓発をしてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 大変ありがたい取組をいただいたんですね。資源管理ですから、どんどん縮小していく。それを5中3年でやっていくと、どんどん減っていくわけですから基準が下がっていく。そこを改善していただいて、基準を据え置きにさせていただいた。そこは理解していただ

いたということで感謝を申し上げて、しかしながら、そのことによって、基本的に下がった分を補うものだったものが、下がった分をもらえない状況になっていると、そういう層が生まれていませんか。今回の新たなこのことによって、既に、この強度タイプに問題があるところを認識されてあれば、ご説明いただきたいと思えます。

【中村漁業振興課長】この強度タイプの加入の条件が、10トン未満となっていたかと思えます。長崎県には10トン以上でもマグロ漁業に携わっている方がいらっしゃいますので、この制度では、まだその方々に恩恵が及んでいないという事実はございます。

【山本(啓)委員】最後、できましたら水産部長にご答弁をいただきたいと思うんですけども、ぜひ国の取組をしっかりと周知し、ただ一方通行ではなくて、現場の声もしっかりと国に届け続け、その新たな取組の中に現場のいろんな事情を入れ込んでいただきたい。さらには、条約に定められている小規模を守る、配慮するところ、そして今回の通達の不備、こういったことから、県として、現場の声を水産庁にしっかりと訴えていく、産卵期における漁獲制限も含めて訴えていく、そのことを求めて、最後に、新たな積立強度タイプについてもですけども、当然、全ての方を網羅するというのは非常に難しいところはあるかと思いますが、この中身について、もう既に幾つか漁業者の方から不満の声が出ています。日頃からしていただいていることではありますが、ぜひ、いま一度、きめ細かな漁業者の声を聞く作業に取り組んでいただきたいと思えますが、最後にご答弁いただきたいと思えます。

【坂本水産部長】委員ご指摘の特に大型魚の規

制につきましては、国の手続が十分丁寧な手続であったとは言いがたいところもあったかと考えています。今後、公的な管理の中で、クロマグロの大型魚を含めた資源管理がなされるわけでございます。当然、さまざまな形で、小規模で、非常に多くの数がおられる沿岸漁業者の方々にご迷惑をおかけすることになろうかと思えます。県といたしましては、各浜の実情や要望の内容を丁寧にお聞きした上で、国に、各種支援や条約の中にある小規模零細漁業者に対する配慮の規定について、柔軟な制度運用をきちんと要請してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】水産部長、今、水産部長は、各浜の意見を聞きながらするというお話ありましたけれども、水産部長と漁業振興課長の話が違いますよ。漁業振興課長は先ほど、例えば、五島漁業組合の3つのお願いをしたら、そういったものはほかの漁業組合がいろいろある、調整が難しいから県漁連にお願いしますと言ったんです。今の水産部長は、各浜で聞きますと言ったんです。これはちゃんと調整していただかないと大変なことになりますから。別に水産部長の言葉の揚げ足をとるわけじゃないけれども、そこはしっかりと調整していただかないと、どっちがどっちなんですか。私は、水産部長がごもっともだと思えます。しかし、聞いたら、漁業振興課長は、県漁連から聞くんですよ、調整してもらいますよと言うから、どっちがどっちなんですか。まず、それは大事なところですからお答えください。

【坂本水産部長】当然、国に声を届ける際は、例えば、漁期の調整など、県の漁連、漁協の統一的な考えが必要ですので、漁連中心に考えをまとめていただいたうえで行うことになることから、方針としては、同じことを申し上げてい

るというふうに考えています。

【山田(博)委員】それで、先ほど、私の地元のことばかり言って大変申しわけございませんけれども、漁獲規制における基準年の段階的見直しとか、産卵期における30キログラム以上のクロマグロの漁獲規制、混獲のマグロ販売の指導強化とありますけれども、これは水産部というのは国際的な基準、他の国とかを調べていますか。漁業振興課長、ただ単に水産庁から言われました、「はい、わかりました」じゃなくて、これは他の国の状況というのは調べているかいなか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】WCPFCに加入している国については、我が国と同じような管理措置を講じているものと承知しております。

【山田(博)委員】例えば、小さい沿岸の漁業者に関しての対応についても、それは水産庁から聞いたのか、県当局で独自で調べているのかどうか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】外国の漁業の状況につきましては、水産庁からお尋ねをして、情報収集しております。

【山田(博)委員】ということは、漁獲規制の基準年とか、30キログラム以上のクロマグロの漁獲規制も全く日本と同じような状況になっている、横並びになっているということですね。それは間違いありませんね。

【中村漁業振興課長】マグロの管理方式については共通しているというふうに認識しております。

【山田(博)委員】認識というのは、水産庁から確認したらそういったことで、結果、今のあり方ということで、世界各国同じということまで理解していいわけですね。

【中村漁業振興課長】細かな管理の仕方という

のは違いはあろうかと思いますが、WCPFCの中で資源管理をしていくという方向は同じだと水産庁から伺っております。

【山田(博)委員】今、ほかの委員の議論を聞いていたら、私はつくづく思うのは、どちら側に立って今取り組んでいるかということなんです。確かに水産庁という上級官庁から、いろんな点でお世話になっているのはわかるんです。しかし、このクロマグロに関しては、やはり漁業者の側に立って取り組まなければいけないんじゃないかと思うんです。そこをしっかりと、その思いでやってもらわなければいけないと思うんですけれども、水産部長、そのことで間違いございませんね。この件に関しては、やりとりを聞いていたら、水産庁が、水産庁がとか出てきていたから、あなた方はどこの職員かと。確かに水産部長はもとは水産庁の職員でありますけれども、今は長崎県の水産部長ですから、県の職員の先頭になって、また長崎県の漁業者の側に立った取組をしていただきたいと思うんです。その決意だけ最後に聞いて、クロマグロに関しての質問は一旦終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【坂本水産部長】クロマグロにつきましては、国際規制ということで、結局、国が国際交渉を行った結果が国内におりてくるという形になっておりますけれども、そういった交渉結果、規制の内容の具体的な実施に関しましては、長崎県の漁業者が最大限メリットを受け操業への影響の最小限化が図れるよう、浜の声を丁寧に聞き取った上で、国への働きかけをできる限り行ってまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思います。

それでは、平成29年8月16日から9月4日の間に、水産庁でサンゴの資源調査をしていただき

ましたね。その結果に基づいて、県当局は今後、サンゴの資源をどのように活かしていこうとされているのか、見解を聞かせていただけますか。

【中村漁業振興課長】 昨年8月に、水産庁が長崎県から鹿児島県の海域で、宝石サンゴの漁場環境調査を実施いたしました。調査の性格上、外国船の密漁を招くおそれもございます、サンゴの分布や資源状況等の詳細というのは公表されておりません。公表されている内容によりますと、この海域では、海底に中国船が残っていたサンゴをとるための漁網が残っていたとか、あるいは価値がある赤サンゴや桃色サンゴは確認されたのですが、この海域では、商品価値が低い白サンゴが3分の2以上を占めたというような報告をいただいております、県といたしましては、価値の高いサンゴの資源状態というのは余り良好ではないと認識をいたしております。

ご承知のとおり、サンゴというのは成長が非常に遅くて、1年に0.2ミリメートルずつ成長すると言われております。乱獲に非常に弱い資源でございますので、長崎県といたしましては、サンゴ資源が持続的に利用できることが産業振興につながるというふうな認識のもとで、まずは資源保護のために、サンゴ漁業の許可制度について、しっかり守りながら管理をしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 サンゴ資源の管理をしなければいけないということでありましたけれども、これは水産庁から、サンゴの資源のあり方について通達が来ておりますね。水産部長、聞いていただきたいんですけども、実は、水産庁長官から平成27年10月20日に知事宛てに来ているんです。これは国内の宝石サンゴの資源管理について。この中で一番驚いたことは許可の内

容で、この許可が有効期間が原則1年間とするんです。長崎県がこのサンゴの許可の切り替えをしたのが平成29年5月19日です。それで、さらに申し上げますと、このサンゴ許可方針というのが、水産部が最終的につくったのは平成28年3月7日なんです。この中に、平成27年10月に入ったサンゴの許可の有効期限というのは原則1年間というのはいわゆるたわわてないんです。今現在は、この許可は3年以内としておいて、つまり、マグロの件は水産庁の言うとおりのしなさいと言って、してましたと。しかし、サンゴの許可に関しては、水産庁が何しようが県は3年と言っている。水産庁は1年にしなさいと、これは簡単に言えば無視しているんです。この取扱いはどのように説明できるかお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 今、サンゴに対する国際的な資源保護の声が大きくなっておりまして、ワシントン条約の中の附属書に掲載すべきじゃないかというような国も増えてきているところでございます。水産庁としては、サンゴの漁業が日本にあることから、サンゴ漁業を守るために、平成27年のこの通達通知をもって、現在の漁獲努力量を今以上に増やさないという資源管理を強化しますという通達を出したわけでございます。この中で、確かに制限を見直す場合は1年許可というのも考えてはどうかというような技術的助言があるのは事実でございますが、これは段階的に規制を強化していく場合に、一度に3年間許可をやるのではなくて、1年ごとにして、許可の制限条件を強化してください。そのためには、1年許可という仕組みを使って整理していいですよという通知になっております。長崎県の場合は、この平成27年の通知が来た時点で、許可の上限を5隻に一回で制限をし

てしまいましたので、これまで許可制度も導入しておりましたし、従来どおり、3年間の許可としてやっているところでございます。

【山田(博)委員】 水産庁長官の通達文書には、漁業振興課長が書いたことは私は見たんですけども、拝見できなかったですね。私の読解力がないわけです。水産部長、これは後で担当課長としっかり協議いただけませんか。こういったことがまかり通っていいとは私だって思いませんよ。マグロに関してはきちんとしてしまうと、サンゴの時はそういった形で状況はどうかと思います。

続きまして、これは水産部長はご存じですか。5月8日午後10時に、鹿児島沖において、海上保安庁の第10管区海上保安部が5月9日に発表しているんですけども、長崎県のまき網の船が転覆しているんです。海上保安庁は、5月9日にインターネットで記者発表しているんです。その後に、水産部のほうに、まき網漁船等の海難事故というのは情報は逐一入らなければいけないと思っているんです。これは水産部には入ってきたか入ってきていないか、それをお答えください。

【中村漁業振興課長】 5月8日に、鹿児島県の甕島の西方で、本県の大中型まき網漁船漁獲物運搬船が波を受けて転覆したという情報でございます。山田(博)委員から5月11日に、そういうふうな情報があるけれども、水産部は把握しているのかというお問い合わせをいただきました。その時点で、私どもはその情報を持っておりませんでした。直ちに海難事故の主管機関である長崎海上保安部に事故の有無等を含めてお問い合わせをいたしましたが、長崎海上保安部についても、その時点では、この情報は把握をされておりました。それは鹿児島県の第10管

区という管区外の事実であったからだということとでございますが、その後、関係団体や水産庁それから海上保安部等々から情報を収集いたしました。この事実を11日に把握したということとでございます。

【山田(博)委員】 今まで長崎県で、まき網漁船の海難事故というのは多々あったわけですね。この状況が、果たしてどうかということがあるんです。これは水産部として、どう思われますか。これは今まで水産部に籍を置いた職員の人に見解を聞かせていただきたいと思うんです。今のこの状況というのはどう思われますか。今まで、海難事故があった時、どれだけ水産部が一生懸命していたかと。こういった事故があつて、当事者からも連絡がない、海上保安部も知りませんでしたと。いろいろ調べたら、海上保安部が管区外だからといって、アメリカや中国の事故じゃないんだよ、日本ですよ。これは見解を聞かせていただきたいと思う。どちらか次長、お答えいただけませんか。

【高屋水産部次長】 ご指摘がありましたとおり、本県については、過去に、まき網に関する事故が多うございます。その都度、私どもとしましても、各種マニュアル等の見直しを行ってまいりました。そして、今回も、このような事故が続いておりますので、県としては、引き続き、マニュアル等々により事故防止に取り組んでいく体制をとりたいと思います。

もう一つの海上保安部の連絡体制につきましては、私のほうでは今、両管区間の連絡体制について言及することはできませんが、事前の策としまして、業界に、海上保安部との連絡はもちろんです。事故があつたら、県にもすかさず連絡をしていただいて、状況を把握できるようにしてほしい旨、直接お話をさせていただ

いたところでございます。

【山田(博)委員】これは水産部に再度お尋ねしますけれども、今まで、いろんなこういったまき網船団の事故がありながら、事故防止マニュアルも含めて、そういった事故があったら一報をいただくということになってなかったのですか。なっていたら、連絡ありますよ。これは私はびっくりしたのは、この船団の方が私を通じて来たんですよ。自分たちは悲しかったと。自分は生きるか死ぬか、ひどい目に遭って、テレビとかなんか、大変だったですねと全く報道されていない。自分たちがこれだけ苦労したことをうやむやにされているのかと。「山田さんに伝えてもらいたい」といって、私に来たんだよ。これは現場で働いている漁業者にとっては大変なことよ。何で私に来たか。こういったことが二度とないように、こういった事故があった時、速やかに対応できるようにしてもらいたいと。これじゃ、自分たちは漁業が好きだとか、まき網に乗って、自分の息子や孫にさせたくてもさせられないと言うよ。こんな事故があって、事件があって、大変なことよ。これは事故防止マニュアルの中に、一報するということが今までになってなかったんですか。そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】通常は、海上保安部のほうから、重大な事故については危機管理課に、それ以外のものについてはプレスリリースをされますので、私たちも、その情報等を通じて海上保安部、その他の団体から追加情報をとって、情報を整理するというような体制でございました。今回、こういうふうに報道されなかった事案が発生しましたので、先ほど水産部次長がお答えをいたしましたように、業界団体のほうに、こういう場合については我々にもご一報いただ

きたいということをお願いをし、ご了解いただいたところでございます。

【山田(博)委員】私は、報道されているかされていないかと言っているんじゃないんです。まき網の海難事故の事務局というのは水産部でしょう。水産部のほうから連絡がないといけないんじゃないかと言っているわけです。私は、新聞、テレビに出されていないと言っているんじゃないんですよ。これは海難事故防止連絡会の事務局である水産部でなぜ一報がなかったのかと私は言っているんですよ。新聞やテレビでこれを掲載されていないのがおかしいんじゃないかと、それを私は言っているわけです。海難事故防止連絡会とかいろいろあったでしょう。機能していないということですよ。これは大変なことよ。今回の件を踏まえて、県当局はどのようにしていくか、お聞かせいただけませんか。今までいろんな海難事故がありながら、今まで経験が活かされてなかったということですよ。そういうふうに言われてもおかしくないんだ。水産県長崎県と大切に組み込まれている事件だから、それを見解を聞かせていただけませんか。

【中村漁業振興課長】行政それから海上保安部、関係団体で構成する長崎県まき網・以西底びき網漁船海難防止推進連絡会というのを設けておりまして、毎年、情報交換をさせていただいておりますが、この組織は、事務局も持ち回りでございますが、事故の情報を受けるという窓口にはなっておりませんので、先ほど申しましたように、海上保安部を中心に、関係団体に情報提供いただくという体制になっております。ただし、今回の案件につきましては、入手が遅れたということは非常に問題だと私たちも認識をいたしておりますので、5月17日に、改めて、まき網の業界、以西の業界に、速やかに情報提

供していただきたいということでお願いをし、
了解をいただいたということでございます。

【山田(博)委員】 今回の教訓に関しては、連絡がされてなくて、今の長崎県まき網・以西底びき網漁船海難防止推進連絡会は、こういった連絡をするところじゃないんですよ。事故が起こったから、亡くなったからとかいう段階ですということじゃなくて、こういった、まずはすぐ一報いただくような段階のその連絡会であるのが本来の姿じゃないかと思うんです。ただ単にお願いしました、連絡してくださいじゃなくて、この事件を踏まえた上で、今後どのようにしていくかというのを具体的にお答えいただきたいと思うんです。次の委員会までで、どういった対策をするか、しっかりとまとめていただけませんか。いかがですか、お答えください。

【中村漁業振興課長】 先ほども申し上げましたように、業界団体のほうにはお願いをし、ご一報いただくということでご理解をいただいたところでございます。それから、本件の事故については全員無事で救助されておりますけれども、今後、運輸安全委員会において調査、検証が行われて、事故原因等もわかるだろうと思います。我々といたしましては、海難防止講習会を引き続き続けながら安全対策を進めてまいります、先ほど出ました長崎県まき網・以西底びき網漁船海難防止推進連絡会において、既に安全運行マニュアルを作成していますので、事故調査報告書に基づいて、より安全確保ができるようなマニュアルの見直しについて検討していただきたいということを長崎県のほうから提案し、ご理解をいただいているところでございます。

【山口委員長】 ここでしばらく休憩したいと思います。午後3時15分に再開いたします。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

ほかに、質問はありませんか。

【前田委員】 午前中に資料要求をして、いただきました長崎魚市場高度衛生管理施設整備事業の進捗について、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に聞きたいのは、この図の中で、段階的に工事をやっていますということで報告を受けていますが、東棟のI期、平成28年9月完成、平成29年1月供用開始については、これは委員会とか議員に対して、開所した際には、現地での式典には案内されていますか。

【岩田水産加工流通課長】 完成した最初の施設でしたので、当時の農水経済委員会の委員にご案内のうえ、供用開始式をさせていただきました。

【前田委員】 何を言わんとしたかったかということ、そういう形で平成23年から始まっている工事ですので、節目節目では、そういった催し、行事等にも声をかけてほしいということでありますが、平成32年が最終年度となって、残りもう3カ年となってきましたので、そういう意味においては、進捗の確認、もしくは現場からの要望を少しお伝えし、その取組について確認をさせてもらいたいと思います。

まず、進捗についてですが、高度衛生化分として、荷捌き所が70億円の計画に対して、進捗状況が、平成30年の予定まで含めて44億5,000万円ということになっていますので、事業費からの進捗状況で言えば、計算すれば63%ということになるのですが、まず工期が最終年度平成32年できちんと工事が終わるのかということと、事業費が、当初の70億円というものが最終

的にはどれぐらいになるのか、進捗のパーセントも含めてお答えをいただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 まず、工期につきましては、平成32年完成を目指して今頑張っているところですが、現状、少し遅れているという部分もあります。そこにつきましては、この図面にありますが、上のほうの西棟のⅡ期とⅢ期を一緒に発注するなどして工期の短縮を図りながら、予定どおりにおさめるように努力をしているところであります。

それから、金額につきましては、当初、荷捌き所は70億円という予算の中で動いておりますが、当初からしますと、人件費が上昇していることとか、例えば、消費税が5%から8%になるなどにより、工事費も若干上がってきているという状況にあります。これにつきましては最終的に幾らになるか、精査をしているところで、具体的な数字はご説明することができませんが、今後検討してまいりたいと思っております。

【前田委員】 最終的な事業費の予測がまだつかないというご説明だったと思うんですが、当初、平成23年から始まって、平成32年という10年間の長期間の工事、そして工事の内容も、当初の仮設を設けるみたいのところから、現状のようなこういう形で段階的に操業しながら工事をしていくということで、非常にご苦労はあると思います。そのことに対しては、その努力に対して敬意を表すところですが、しかし、10年というスパンの中で、ここで働かされている魚市場の関係者であったり、仲卸の人たち、もしくは水産業、その他の業種の方々含めて、やはり環境が大きく変わってきていると思うんです。それも右肩上がりでも水産業が伸びているならまだしも、むしろその逆で右肩下がりのような状況の中で、10年前と比べて環境は厳しくなるとい

うことを考えた時に、こういう工事だからこそ、より現場の声を反映しながら、もし、計画等の中で変更がきくものがあるとするならば、現場の声を聞き、検討し、変えられるものは変えていくべきだと思うんですが、現場関係者の声を聞くと、なかなかそれぞれの団体の方からのお声というものが、この工事、計画に対して反映されていないという声をよく聞きます。そのことがまずもって事実なのかどうかということと、私も以前から質問しておりました、例えば、1つ挙げれば、この東棟のⅠ期の工事が終わった時点での現場からの、こういう建物になってはちょっと困りますよというような多分具体的な指摘もあったと思うし、そのことで、すぐやり直したような工事もあるように聞いていますが、例示を1つとれば、太陽光パネルを付けてほしいということについては、私も正式な場で質問していますが、そのことについては前向きに検討するということでしたが、現状において、現場の方がそのことを聞くと、さっき言ったように、事業費がかさんできているので、なかなか難しいという話を現場、一番近い方はおっしゃっている。受けた側にしてみたら、もう5年以上もそのことを要望しておきながら、結局、そういう回答ということに対して非常に悶々とした思いであられるということを知りました。なおかつ、それを私がやりとりして、設置できないのかということを知りましたら、それはまだ検討中ですよということなんだけれども、この工事の予定を見ると、もう平成30年当初で西棟のⅡ期の建設工事が始まりますよね。今言ったように、工期の遅れもあるのでⅡ期とⅢ期も同時に一緒にやっていきたいみたいなことも考えられていたら、もうほとんど、例えば、太陽光パネルを付けてほしいという検討も、検討の是非

ともかくは別としながらも、このタイムスケジュールでいけば、もう付かないということになってしまうんじゃないですか。

そういうことを含めて、何を言わんとしたいかということ、さっき言ったように、現場の環境が大きく変わってくる中で、せっかく高度衛生化するのに、現場の人たちの要望が十分反映できていないとするならば、そこは改めて、まだ2カ年ありますので、今後反映させてほしい、もしくはそういうことを検討してほしいということなんですが、総括的で結構なので、どういうふうな対応をされていますか。

【岩田水産加工流通課長】 委員から当初、指摘いただきましたように、今回の魚市場施設につきましては、その場で建て替えをしております、1カ所壊して、その間、どこかに移動してもらって、そこをつくって、また移動してもらうという非常に現場の皆様迷惑をかけながら工事をやっている状況でございます。その中で、我々といたしましても、できるだけ現場の皆様、こういう工事をしますよ、こういう施設でいいですかという話は聞いているんですけども、市場を利用する方々は、卸の方は卸の使い方をされます。仲卸の方は、例えば、流通仲卸の方と地元仲買の方がいらっしゃるんですが、またそれぞれ使い方が違う、それから関連業者の方もまた使い方が違うということで、使い勝手の面で言うと、いろんな意見が出てくるということで、そこについては我々もできるだけ調整に入ってやっているつもりではいるのですが、先ほどご指摘があったように、余り反映されないということがあるようですので、今後も、より身近にお話を聞く機会を増やししながら、できる限り対応させていただきたいと思っております。

それから、例えばの例で東棟Ⅰ期のお話が出ました。東棟Ⅰ期は平成28年9月に完成しましたが、例えば、むしむししてひどい、床が滑るとかいう意見もございまして、それにつきましては西棟のⅡ期あるいは西棟のⅡ期、Ⅲ期、東棟のⅡ期で反映させるべく、空調まではちょっと無理なんですけれども、天井にファンを付けるですとか、床を滑りにくいものに変えるというふうな対応をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、今後、もっと丁寧に皆様と意見を交換させていただきながら、できるだけ工事に反映させていただきたいと思っております。

【前田委員】 最後におっしゃった空調については、東棟Ⅰ期が供用開始されて、早速その年の夏については、もうそこにいれないような状況だったというような話も聞いておって、要は、そこで全開にしたら、何のための高度衛生かわからなかったというような話も聞くんですけども、それは行政の方から言わせれば、ここにある東棟Ⅱ期はまだ建物が残っているので、風の流れ、そういうことも含めてということですし、この計画をするに当たって視察に行った東北は涼しいところですから、もともと空調の設備はなかったということも参考にされたんじゃないかということだけでも、この長崎においては空調設備が必要じゃないかという話はいまだに出ております。

それと、業種業種の中で当然要望も違うし、認識も違うということはおよくわかるんです。しかしながら、聞くところによると、現場の担当の方々は、人事が交代する中で、その都度、現場を回りながら、何か要望等ありませんかという働きかけもしてくださっているみたいですが、

しかし、現場の方からしたら、要望したって何にも反映されんとやったら一緒たい、というような声が聞こえるぐらい、少し諦めに似た気持ちになられているのは事実であります。

それぞれの現場の方々の声が立場立場で違っただとしても、それを一つのテーブルに乗せて、しっかりと検討し合うことが大事だと思うんですが、そういった会議というものは今、何カ月にも一回ぐらい行われていますか。

【岩田水産加工流通課長】年に何回とか月に何回と決まっておりますけれども、状況に応じて関係者の方に集まっていたいて、会議はその都度やっているという状況です。例えば、ここについてフォークリフトをどうしましょうかという話であれば、そこに関係する業者の方にお声をかけさせていただきまして、集まっていたいて、何度も話をしているという状況ではあります。

【前田委員】ぜひ完成した時には、本当にいろんな苦勞があったけれどもできてよかったというものにしてほしいと思いますので、そういった声を改めて聞き直して、当然できるもの、できないもの、できないもののほうが多いかもしれませんが、そういう声を真摯に聞いて受け止めて、検討したということが大事だと思うので、そのことには取り組んでほしいことを要望しておきますが、その中で、じゃ、平成32年に完成するとして、1つ大きな課題として、私もずっと問題提起していますが、仲卸売り場の高度衛生化については、荷捌き所が高度衛生化しても、その先が高度衛生化してなかったら全く意味がないわけで、そんな観点に立った時に、あと2年しかない中で、仲卸売り場の高度衛生化については、現場の方々とはどんな話し合いをして、どういう形で計画しようとしているのか、ご答

弁いただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】仲卸棟につきましては、高度衛生化が進んでいないということで問題であるということは我々も認識しております。ただ、これを改修するとした場合に、仲卸棟につきましては共同利用施設ではないことから、国の補助の対象になりません。もし何かやるということになると個人負担もかなり出てくるということで、それは今、皆さん、経営も厳しい中で、きついということです。ただ、我々としては、施設の改良は必要ということは認識しておりますので、国のほうにも政府施策要望で繰り返し補助対象にさせていただくように要望はしております。

さらに、今現在、厚生労働省のほうが今回、全ての食品事業者を対象としてHACCPを義務化するという動きが出ております。これにつきましては高度衛生化、当然、長崎魚市の仲卸棟の1階につきましても食品流通業者ということで対象になってくるとしております。これについては今回、卸、仲卸、鮮魚小売商もその対象なんですけれども、この衛生管理を行う場合のHACCPの義務化という中で、どういうことをしなければいけないのかという手引書が出されると聞いております。それが出た時に、HACCPの義務化に備えて何が必要なのかというのが出た時点で、仲卸さんとも協議をさせていただきながら、その対応をまず急ぎましょうかと。ただ、その事業が何かあるかというのがまだ現時点で不明ですけれども、そちらの対応をまず急ぐべきかなと考えております。

【前田委員】随分前からこのことは指摘しておりますので、今のようなことで結構ですけれども、少しスピードを上げてやっていただかないと平

成32年に間に合わないのかなという思いがしておりますし、いろんな方の意見を聞いて私は思ったことは、1つ、今までの指摘事項は別としながら、本当にこの魚市がこれから生き残っていくために、高度衛生化が全国の中でも当然それは標準なんだよということも含める中で、なぜ高度衛生化をしなければいけないかというのを各業種業界の方だけ、経営者だけじゃなくて、そこで働く人たちにもきちんと意識を持ってもらわないと、そのことによって、まずは働き方の改革からしなければいけないのかなという思いもいたしておりますので、そういうことも含めて今後取り組んでほしいということで、要望にとどめておきたいと思います。

もう一つだけ別の質問をさせていただきます。漁業の就業者の数なんですけれども、大変厳しい状況がある中で、新規の就業者についても計画どおり頑張っているようではありますが、水産振興計画の中間年度を迎える中で、漁業の就業者数の平成32年の目標値、これは1万2,000人となっていますが、もともとの基準年の平成25年が1万4,310人ですから、減らした目標値になっています。そのことは特段問いませんが、今現在の漁業者の就業者数、それともう一つは、関連指標としてある65歳未満漁業就業者の5年間に於ける離職率、平成25年10%を目標値5%以下にしたいというのは、これは現況どのくらいの数字で進捗しておりますか。

【川口水産経営課長】漁業就業者の目標値につきましては、平成32年1万2,000人ということで目標を掲げておりますが、この調査が漁業センサスというものをもとにしておりまして、これが今年度、調査がなされる予定でございます。この公表値で達成状況を精査するとしております。あわせて、先ほど離職率を10%から5%に

低減するというお話がありましたが、これにつきましても漁業センサスの公表値の中で精査をして検証をさせていただくということにいたしております。

【前田委員】長崎県として所得向上を進めていく中で、別に水産部に限った話じゃないんですけども、そういった漁業センサス等の数値を見た時には、既に時間が経過しているという中で、そこから何ができるかという話になった時に、そういった数字を目標に掲げているのだったら、県独自として、正確ではないかもしれないけれども、それに近いような数字が集計できるような体制というのは今後とっておかないと、何もかも後々ですよ。3カ年の所得向上が、結局平成27年でとって、平成27年の数値、全体の数900を達成できるのですかといっても、あけてみたら、結局、2年後にしかわからないからといって、平成29年になったら、達成できていませんでした、みたいな話につながるのだと思うので、それで想像するに、就業者数がかなり減っていると思いますし、離職というのなかなか歯止めがきいてないと思う中で、昨日、産業労働部の中でも、外国人の技能実習制度の拡充、受け入れについて補正の予算も上がっていましたし、その質疑もやったわけですが、本県における水産業の中での外国人技能実習制度を使つての研修生の受け入れというのは、今、何経営体、何漁協というんですか、何人になるというのが数字がわかると思いますので、お答えをいただきたいと思います。それとあわせて、そういった技能実習制度を十分活用すべきだと私は思っているのですが、これから水産部として、この技能実習制度について、どういうふうな取組をしようとしているのか、ご答弁いただきたいと思ひます。

【中村漁業振興課長】外国人の技能実習制度の現在の状況でございますが、5月末現在の水産部の調べでございますと、本県では、21経営体で65名の受け入れをいたしております。全てインドネシアからの研修生ということでございます。それから、まだ今後増やしたいという現在準備中の方も6経営体、18名の受け入れをしたいという計画も伺っているところでございます。

それから、今後でございますが、漁業の場合は、いろんな漁業を幾つか渡り歩くということではなくて、一つの漁業を集中して研修をされている場合が多いので、漁業者の方にお伺いしますと、現在の技能実習制度は非常に有効であるというふうなご返事をいただいておりますが、ただ職種が限られておまして、実は、本県が全国でも有数の魚類養殖業については、現在、この技能実習制度の対象になっておりませんので、県の養殖業の団体を通じて、全国の養殖業の関係団体に今、要望をいたしているところでございます。現在、全国のほうで、その準備を進めていただいているということで、今後も増えていくものと考えております。

【前田委員】21経営体で65名で、出身は全部インドネシアとお聞きしておりますけれども、そういう形で、今、漁業振興課長から答弁があったように、まだほかにも計画しているところがあるという話なので、昨日の産業労働部の審査の中でも、製造業とか建設業に対して、技能実習制度での外国人の活用をしたいということで、補正予算を掲げて、具体的にはベトナムからの受け入れ体制の強化というか、いろんな企業に対してもニーズのアンケートをとるとかいうことで昨日、審査されておりますので、外国人、全体的には産業労働部かもしれませんが、水産部の中でも、私は、多分もっと潜在

的なニーズがこれからも出てくると思うので、本来ならば、実習制度だけではなくて特区制度を使ってでも、当然申請していますから、それほど猫の手もかりたいような状況であるとするならば、魚種も絞られて、とするならば、さっき言った養殖業とか、それ以外も外国人が必要だということで、蛇足になりますけれども、例えば、魚市の中での魚の選別についても、なかなか人手がないということで、現状、魚の選別は技能実習制度は使えませんので、どういったことをしているかということ、留学生の週28時間の割合の中で10人ぐらい来ていただいているということです。しかし、びっくりするには、その時給が2,500円ですよ。それでもなかなか人が来ない現状を考えた時に、水産業全体、いろんなところで人材不足になっていて、それを外国に求めなきゃいけないとなった時には、この外国人技能実習制度以外の施策、もしくは以外の現状やっている制度の支援や環境整備も含めて、水産県長崎は真剣に考えて取り組んでいかなければいけないと思いますし、そういうところにもし出てくる国があるとするならば、インドネシアだけに限らず、そういったところを開拓するような作業というのも必要だと思いますので、21経営体65名というものを現状の数字としながら、そういう目標も掲げながら、各漁協とも連携として、バックアップしながら、外国人の活用というものについて取り組んでほしいということを要望しておきます。

それと、最後になりますけれども、委員長にお願いなんですけど、閉会中に、長崎魚市のこの高度衛生化の整備の進捗状況等や現場の声というものを正副委員長のご判断の中で一度調査等もしていただきたいことも要望しておきたいと思っております。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【高比良委員】漁業所得向上対策について、今の関連ではありませんけれども、幾つか質問をさせてもらいたいと思います。

まず、310件、77件、36件とか数字が並んでいるんだけど、長崎県の漁業経営体全体数が幾らかということと、それから36件の取組に対して支援を行ってきたとあるんですが、その36件のうちで実際に所得向上あるいは経営改善、そういったことが収益性が高まったというものが実績として幾ら出てきたのかといったこと、その数字を出してもらいたいと思います。

【川口水産経営課長】長崎県の漁業経営体数は、平成25年の数字で、総数7,690経営体ございます。このうち個人経営体が7,421であります。

それと、先ほどお話がありました所得向上につきまして支援した漁業者のうち、どういう効果があらわれているかということでございますけれども、経営改善計画をつくって、新水産事業を活用した平成27年の計画策定の事例でございますが、所得が現在1.7倍に伸びたという実績になっております。

【高比良委員】36経営体の中で、実際に今言われた所得がうんと伸びたといった実績が出てきたところは何経営体ですか。経営体数とかで。

【川口水産経営課長】平成28年度、平成29年度に計画を策定した方々については現在調査中でございまして、平成27年に策定した方々のうち、所得が上がったという方が、15経営体のうち12経営体ございます。

【高比良委員】結構大変だね。7,690経営体がある中で、実際に取り組んだものが36で、それで平成27年度分で幾らというふうなお話がありましたけれども、これは漁法類型別というか、養殖、沿岸漁業、沖合、加工とか、従来型の分

け方をした時に、実際に所得は上がったというのは、どういうふうな類型の分ですか。類型別に出していますか。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午後 3時41分 休憩 —

— 午後 3時41分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【高比良委員】後でわかったら教えてください。

例えば、その中で、類型別に目標値というか、これについては何個、何百万円あるものを何個、何百万円にするとか、そういうものを類型別に出しているみたいなモデルはつくっているのですか。漁業類型別に、あるいは地域別に、そういうところまでずっと計画として上がっているのですか、もっとざっくりした内容なんでしょうか。

【川口水産経営課長】先ほどの漁業種類別の計画の策定数でございますが、これは3年間合計でございますが、平成27年、平成28年、平成29年のうち、沿岸漁業、釣り、はえ縄等で52経営体、定置網で7経営体、まき網で6経営体、魚類養殖で8経営体、藻類養殖2経営体、貝類養殖2経営体、合計で77経営体でございます。

それと、地域別にそれぞれ目標をどういうふうに掲げているかという点につきましては、現在、本県で所得向上のために、浜プランを活用して、それぞれの地域の個人ごとの漁業データを活用して、地域ごとの漁業実態、経営状況を把握するというを進めております。これに基づいて、県独自で地域別施策展開計画をつくりまして、個人型、雇成型、養殖ということで、それぞれに事業を立ち上げております。現在、浜プランごとの地域別施策展開計画の中で重点対象者の数を洗い出しまして、そういう中で、どういう施策を打っていけば効果的に所得向上

が進むのかというところで支援を進めているところでございます。

【高比良委員】今、水産経営課長から答弁があった数字、内容については、後で資料で提出していただきたいをお願いします。

そこで、経営改善とか、収益性を高める取組として、個別名はいろいろあると思うんだけど、例えば、ここで先駆的な漁法、漁労技術の導入とか、そういうことが書かれているんだけど、具体的に、こういった指導・支援をしているのかと、これも類型的にいいので、こちら辺、ご回答いただけますか。どういう指導をして、そのことによって所得の向上につなげようとしているのかという、その取組の仕方。

【川口水産経営課長】漁業者の個別の経営指導・支援につきましては、県のほうで一本、長崎県水産業経営支援協議会というものを立ち上げております。その中で、きめ細かく地域の漁業者の個別の指導を行うために地域作業部会というものを県下6地域に設けまして、そこで対象者の掘り起こしをしまして、それぞれ自分も経営改善に取り組みたいという漁業者が出てきますと、事前のヒアリングでありますとか、専門的には、経営の中身を診断、分析をしなければいけませんので、中小企業診断士に入っていて、専門的な分析を経た上で、漁業者の現状の水揚げ状況とか、経費の状況を聞き取りして、数字で全て洗い出しまして、例えば、現在、漁業者がマグロを中心に漁業をされているということであれば、今、マグロの規制がかかっておりますので、マグロの時期にとり控えということがありますので、その時期にどういう漁法ができるのかというところを漁協、漁業者、県も入りまして、いろいろアイデアを出して、例えば、その時期にイカ釣りに転換するとか、ブリのはえ縄をする、そういうものへの例えばイ

カ釣り機械の機器の整備の支援でありますとか、ブリひき縄にもいろんな漁労機器が要りますので、そういうものに支援して、所得向上を目指していただくというふうなことで取組を進めております。

【高比良委員】かつて、多様な漁法で多様な魚種を効率的に漁獲する長崎モデルの水産振興に取り組みましようというような施策がありましたよね。今、水産経営課長が言われたのは、具体的にはそういう話ですか。

【川口水産経営課長】まさしくそのとおりでございます。なかなか本県の沿岸漁業は、単独の漁業では年間の所得が確保しにくいということでございますので、さまざまな漁業、その地域にないような魚種とか漁業種類にチャレンジをしていただくというようなところで、多種多様な漁業に取り組みむというところを進めているということでございます。

【高比良委員】そうすると、かなり設備投資が必要になってくると思うんですけども、なかなか体力がないような個人経営体であれば非常に難しいと思うんです。そうすると、やり方として、協業、協同とか、そういうものを基本としたような、お互いに協力し合って経費を削減、コストを下げながら収益性を高めるということで、そういう取組が必要というか、言ってみれば、個人の努力のみに委ねるようなやり方であると、なかなか思うようにいかないと思うんですが、この辺はどういうふうなやり方を推奨してやっているのですか。

【川口水産経営課長】まさに今、いろんな漁業種類にチャレンジする場合は設備投資が必要だということで、例えば、これは今から壱岐の漁業者が取り組む事例でございますけれども、マグロ漁業者、イカ一本釣りが中心の方が、ブリのはえ縄を導入すると。ブリのはえ縄につま

しては、複数人乗り込んで操業する必要がありますが、2隻体制で操業するのではなくて、2人の方が1隻の船に乗り込んで、その時期はブリのはえ縄をやるとかいうふうなことで、できるだけコストを下げ、収益性を上げるというような取組も出てきているというところがございます。

【高比良委員】個人経営体が非常に多いんだけど、漁業就業者の所得を伸ばしていくという中では、例えば、水産会社とかに雇用形態をもって就業しているというか、漁業に従事している人たちの所得なんかも上げていく。だから、例えば、水産会社の経営改善にどう取り組んでいくのかと。あるいはもっと言えば、これは早計かもわからないけれども、漁協あたりが6次産業化に向けて漁協の経営改善と、そしてまた雇用もしていく、そういうふうなことを推進するとか、こういったことも大事じゃないかと思うんですが、一方で、先ほど言われた個人の経営体に対しては、先ほどのような観点からの指導だろうと思っっているのですが、水産会社とか、漁協といったことについての取組というのはどうされているのですか。

【川口水産経営課長】水産会社につきましては、雇用型漁業ということで我々は整理をさせていただいておりますが、平成28年度から、雇用型漁業育成支援事業というものを立ち上げまして、県内のまき網漁業、定置網漁業につきまして、具体的に支援を進めているところです。これにつきましては委員ご指摘のとおり、雇用が非常に大切な漁業でございますので、雇用の確保、待遇の改善等を目的に、それぞれの地区でモデル計画をつくっていただいて、現在、その経営体に対して、いろんな設備投資等への支援をさせていただいているというところで、平成28年は、佐世保市のまき網、平戸市の定置網、五島

市の定置網、平成29年につきましては、平戸市の定置網、五島市の定置網、上五島町の定置網、対馬市の定置網2件、計8件について支援をし、経営改善に取り組んでいただきながら雇用の確保にも取り組んでいただいているというところがございます。

【高比良委員】仮に、そういう取組も通じて収益性が上がったとした場合でも、結局、魚価の変動によって、かなりその年の収入が変わってきたりすると思うんだけど、こういったものはずっと追跡して、伴走型で指導をしていくというようなことでの取組をするのかどうか、いかがですか。

【川口水産経営課長】モデル経営体につきましては、このモデルを県下の漁業者の方々は見えていただいて、普及を図っていくということで、全体の底上げをしたいというふうな取組でございますので、それぞれ計画をつくった経営体につきましては、追跡調査をしっかりとしまして、例えば、平戸市の定置網につきましては、シイラが漁業の主体でございますけれども、単価が約1.5倍から2倍に上がるというような鮮度保持の取組もございます。計画をつくって、その後、3年間はしっかり計画の中身を検証しながら実績を追っていくことにいたしております。

【高比良委員】そういう中で、長崎市を包含する地域をどういうふうに読んでいるのかよくわからないけれども、ここではこの所得向上対策として、具体的に、この俎上に上げようとする経営体、その中での現状の所得は幾らで、それをどれくらいにやっつけようとしているのか、その取り組み方の基本的な戦術というものをどういうふうにやっつけようとしているのか、最後にそれをお尋ねしたいと思うんです。

【川口水産経営課長】まず、長崎市を中心にした地域につきましては、先ほども申し上げまし

た作業部会というくくりで事業の推進をしております。県央普及センターを中心に、経営指導を進めているところでございます。現在、県央地区につきましては、計画策定の実績は8件でございます。今年度は、10件を目標として計画づくりを進めたいと考えております。あと雇用型の事業につきましても、まき網業者が興味を持たれているようですので、そこもしっかり中身をお聞きしまして、計画づくりにぜひ取り組みたいということであれば、支援をしていきたいと考えております。

【高比良委員】個人経営体の分についてはどうですか。戦術。

【川口水産経営課長】戦術につきましては、先ほどお話をしました中小企業診断士を入れて、その中で経営分析をしながら進めるという具体的な方法ですが、長崎市を中心とした漁協についても、先ほど申しあげました浜プランをつくって、その中で、地域別施策展開計画を既に策定いたしておりますので、その重点対象者、例えば、所得300万円以上の方、100万円以上の方について重点的にピックアップをして、漁協を通じて掘り起こしをし、具体的に計画をつくって経営改善したいという方たちを広く拾い上げて支援をしていきたいと考えております。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中村委員】今回、議案書の中に、議案じゃないけれども、タイラギのことが入っていました。私の地元は小長井なんですけれども、もともとタイラギ漁で潤っていたところございまして、中には1日数百万円単位の売上が売っていた方たちもいらっしゃいました。そういう中で、現在、全くタイラギがとれないということで、今、県も真剣に取り組んでおられて、やっとな稚貝を育てることができ、今年、小長井の沖に2,000個を人工的に養殖をしているような準備をされ

ているんですけれども、ただ、これは今後、有明海の沿岸4県と一緒に研究をやっていくということで取組をされる、名称が「タイラギ広域増殖ネットワーク」ということだけでも、これはすばらしいことだと思っているんですけれども、ただ私が心配しているのは、私たちの長崎県というのはノリ養殖の面積が1,180万枚で、1億2,980万円の売上、このぐらいですよ。ただし、これが4県全部入りますと40億7,400万枚で、売上が525億2,000万円、これだけのものを売り上げているということは、相当の面積があるということですよ。ノリの養殖が入っているところには必ず肥料をまいて、肥料をまいた後には、必ず病気を防止するための酸処理が行われます。ということは、今、長崎県が一生懸命取り組んでいるタイラギ、二枚貝、これは酸処理が一番弱いものです。だから、ノリの4県にある全て、長崎県のノリとこの3県、特にノリ養殖をたくさんやっておられる方がいると思うんですけども、その酸処理がどれだけ今回タイラギに一生懸命取り組んでいる長崎県にとって影響が来るかというのは、まだわからないと思う。ただし、今後、このことは十分に頭の中に入れながら4県合同でやっていかなければならないと思うんですけども、まず聞きたいのは、酸処理の問題。長崎県も含めて4県で使っている酸処理の量、そして肥料の量、これはわかったら教えてもらえますか。

【中村漁業振興課長】酸処理剤の使用量でございますが、水産庁のほうにお尋ねしましたところ、直近で平成26年のデータでございますが、約3,600トンと伺っております。それから、ノリ養殖に当たって、栄養を補給する施肥という行為をやっているということでございますが、佐賀県等でやられているという情報は聞いておりますが、数量については把握をいたしております。

せん。

【中村委員】 数量が把握できないというのは、本当にどれだけまいていのかわからないということですね。結局、ノリというのは栄養分がないと育たないわけですから。この間、私が一般質問で言ったように、諫早干拓の中の調整池には窒素とリンがたくさん入っています。これを放流しなければノリは育たない、これは間違いないことだと思っているんです。だから、そういう関連性もあるものですからね。

ただ、その関連性の中で、せっかく今回、長崎県が取り組んでいるタイラギ、これは今、全国的にもあちこちでやっていますよね。広島県とか、いろんなところがこの養殖業に随分力を入れて、ある程度の局面まで来ています。稚貝を育てて、それを干潟の中に人工的に入れ込んで、それをもう一回取り上げて、垂下式で育てる。要するに、アサリの方式と一緒ですね。早く大きくするためにやるんだけど、ただ、本来であれば、稚貝をつくることから全部これが垂下式でできれば、間違いなく養殖業で成功できると思うんです。もともと東北でやっていたホタテガイも一緒ですものね。もともとはそういう感じで養殖業に取り組んでいって、今成功しているんですよ。だから、タイラギもホタテガイと同じように成功できればと思うんだけど、先ほど私が言ったように、酸処理の問題が後々非常に問題になってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのことについてはこの4県の中では、どういうふうな話になっていますか。ノリ業者の面積的なものも含めたところで、ノリの養殖も含めたところで、酸処理については、どういうふうな話を聞かれていますか。話し合いの中に行かれていますか。行ってないですか。

【中村漁業振興課長】 直接その4県の中で酸処

理剤の話が出ているというふうには私は聞いておりませんが、使用量については、大体3,000トンから3,500トンぐらいがずっとここ数年続いていると聞いております。

【中村委員】 今からタイラギの養殖にだんだん、だんだん力を入れていくじゃないですか。そうしたら、4県で全てした時、かなりの面積になってくると思います。そういった時に、タイラギのほうにはそれだけ力を入れて期待している方たちもたくさんいるわけだ。ただし、一方、ノリ業者の方たちは、タイラギ業者のことは恐らく、この中に入ってこないと思う。そうした時に、タイラギの養殖をやっているところあたりで酸処理をやられたら、恐らく、みんな死んでしまうと思うんだ。だから、せっかく4県で取り組むのであれば、その辺についても集中的に審議してからやらないと何にもならないと私は思っているんですよ。だから、今聞いたのは、そういうことも含めて協議をやっていますかということなんです。どうですか。

【長嶋総合水産試験場長】 タイラギの取組につきましては、今年からスタートして、4県でそれぞれ種苗生産をやって稚貝を育てて、そして地まきなり、垂下式にして育てて、成熟させて卵を放出させるということで、最終的に、各県が母貝団地をつくっていくという方向で動き出したところでございます。

ただ、酸処理の問題について、この4県の協議の場では、これまで協議された実績はございません。ただ、4県の協議の場に国の水産研究所が取りまとめ役で入っておられまして、その方々のこれまでの見解としては、国のほうの見解として、酸処理剤については、これまで言い尽くされた話ですけども、かなり低いpHが海中に流れると。ただ、これは2~3分するとpH7ぐらいまで戻って、5分ぐらいすると通常の

中性まで戻ってしまうので余り影響はないというふうな見解を今も踏襲されていると伺っております。

【中村委員】それはお偉い方が言われたと思うんですけども、それならノリ網の下に二枚貝がたくさんいますか。あなたたち、そこまでわかっているの。佐賀県がたくさんアゲマキなんか昔とれたじゃない。それがみんな死んでしまったのは何だと思うんですか。だから、確証的にはそういうふうに言われる方もたくさんいると思うんだ。しかし、実際あなたたちが今から一生懸命やろう、各4県おのおのが稚貝をつくって、それを放流して行ってと先ほど言われたでしょう。それが一生懸命取り組んだ結果が、結局、同じ漁業者であるノリのいろんな問題が影響して、これがだめになった時、どうするの。これは手前で話をしておかなければ、結局、問題になってくるんじゃないの。全く影響がないということは確証とれているんですか。私はそこを心配しているんですよ。だから、せっかく始めるのであれば、そこまで含めたところの協議をやるべきじゃないのかと私はいつている。どうですか。

【長嶋総合水産試験場長】今回の今年からの取組の前提として、ノリ酸処理剤の残留調査を2014年からスタートしております。そして、4年間、今も継続して夏場と冬場に1回ずつ、酸処理剤の残留調査をしております。対象といたしましては、今、酸処理剤に使っておりますクエン酸、リンゴ酸、そして乳酸、この3つの成分が各漁場にどう残っているのかというのを佐賀、福岡、熊本、長崎、それぞれ3ポイントずつ漁場から、底から水をとって調査しているという状況ですけれども、この結果といたしましては、現在のところ、本当にわずかな微量のリンゴ酸等が出ていますけれども、これが酸処

理剤の影響というふうな判断は、今のところされておられません。

【中村委員】それなら、今、私の地元小長井にまいているタイラギの上に酸処理をまいてみよう。どうですか、できますか。できないでしょう。今あなたが言ったのは残留ですよ。確かに消えますよ、時間がたったら。でも、有明海は水深浅いんですよ。浅いところの上に酸処理をぽっとまいてごらん。そうしたら、下にすぐ入っていくんだよ。その時に死ぬんですよ。後で死ぬと私は言っているんじゃないんだよ。だから、事前にやったほうがいいよと私は忠告をしているんです。

だから、あなたたちが会議に行って、長崎県からまず出してもいいじゃないですか。心配していますということをして、皆さんがどういう反応を示すか。そうしなければ、一生懸命やった部分が、結局、各県やったとしても。そして、最終的にこれは母貝団地をつくるんでしょう。その母貝団地のところにたまたまノリ網が来た時にはどうするのですか。ノリ網がないところというのは水深が深いんですよ。というところには、なかなか人工的にはできないでしょう。

だから、そういうところをぜひ考慮しながら、せっかくの取組ですから。これはみんな期待しているんですよ。これが完全に養殖ができれば、恐らく、漁業者の方たち、もともとタイラギ漁でやっていた方たちは、今、私の地元では、カキとアサリで一生懸命生計を立てています。ただしかし、金額的にそれだけ値段が張るようなものじゃありません。量的なものを確保しないと。ただしかし、タイラギ漁になってくると全く違ってくるので、ぜひそこを力を入れてやっていただきたいと思います。それは他県からはいろんな目で見られるかもしれない。しかしながら、せっかくやるのであれば、最初にそこま

で取り組んでからやらなければ、後で失敗したとしてもどうしようもないのだから。今やっているのは2,000枚ぐらいだから、スペース的に言ってわずかなものです。これがだんだん、だんだん大きく展開していく時になって、それが影響する可能性は非常に高いと私は思っているから、ぜひ今の時点で一回話を出していただいて、その大きな場じゃなくてもいいから、それならば各県水産試験場があるじゃないですか。それだけで寄るだけでもいいじゃないですか。そういう話をする必要があると私は思うんですけれども、どうですか。していただけますか。

【長嶋総合水産試験場長】今年からスタートした事業ですので、これから中間報告会、そして年度末の報告会、いろいろ設定する会議はあると思います。その会議の中で長崎県の考え方を伝えて、将来の不安を払拭するような動きを取り組んでまいりたいと思います。

【山口委員長】ほかに、質問はありませんか。しばらく休憩します。

— 午後 4時 8分 休憩 —

— 午後 4時 8分 再開 —

【山口委員長】再開します。

【山田(博)委員】それでは、事前通告しているものを踏まえて質問したいと思います。

まず、県内の漁業組合の現状と漁業組合の合併について、県当局の方針を聞かせていただけますか。

【黒崎漁政課長】組合員数、これは平成28年の時点でございますけれども、県全体で2万3,777人でございます。高齢化は残念ながら着々と進んでおりまして、将来のことも考えますと、先ほどの漁協の合併というのは、小規模団体が多い本県の漁協にあつては、殊さら強く求められてくるものと思っております、組合員が減

少する前に、早急に合併による経営基盤強化にめどをつけなければいけないと考えているところでございます。

【山田(博)委員】漁政課長、さらに具体的にお尋ねしたいのですが、今、2万4,000人弱おって、65歳以上は何人いらっしゃるか、現在、県内漁業組合がどれぐらいあつて、それを将来、いつまでに、どれぐらいの合併に持っていこうという方針があるのか、そこをお答えください。

【黒崎漁政課長】すみません、今私が持っているデータは、65歳ではなくて60歳以上ということではよろしゅうございますか。

【山田(博)委員】はい。

【黒崎漁政課長】県全体で、平成28年度時点では、72%の方が60歳以上に既になっております。

それから、合併についての県の構想なり、計画があるかというようなお尋ねだったかと思いますが、今現在は、数値による目標というのは持っておりませんで、むしろ、今、9地区、34漁協において自主的な合併の検討がなされておりますので、その合併協議が順調に合併に向けて進むよう、漁連とともに支援をやっているところでございます。

【山田(博)委員】漁政課長、お尋ねしますけれども、今現在2万4,000人弱の県内の組合員がいらっしゃると。これは平成28年度の資料によるということですが、現在60歳以上は72%となれば、あと10年後は、数字的には70歳以上の方が70%以上になっているというわけですね。そうしますと、今後の漁業組合の経営というのは大変危機的な状況になると。そうすると、経営の効率化を図らなければいけないということで、県当局としても、合併の推進は待ったなしの状況になるかと思うんですが、次の委員会までに、あるだけの方針を示していただきたいと思うん

ですが、いかがですか。

【西水産部次長】 組合員数につきましては、山田(博)委員ご指摘のとおり、年々減少していく傾向がございますし、高齢化率についても、数年後には上昇して、組合の経営が厳しい状況になっていくというのは、県としても認識をいたしております。ただ、なかなか合併の組合数を具体的に示すというのは難しい問題がございますが、方向性として、県として、組合の将来のあり方をどういった方向に進めていくかということについては、部内で検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはしてもらいたいと思うんです。

続きまして、FRP漁船の廃船処理について、出前講座で4項目あっていたんですが、その4項目に対しての回答をこの委員会で説明したいということでありましたけれども、それをお答えいただけますか。具体的に4つ、よろしく願います。

【平野漁港漁場課企画監】 まず、第1点目になりますけれども、国が試験的に沈めた2隻分について、引き続き調査すべきではないかという項目ですけれども、国に確認しましたところ、平成24年度から平成25年度の実証試験で奈留島周辺に設置しました2隻のFRP漁船に関する調査は終了しており、既往のコンクリート製魚礁と比べて同等の魚を集める蝟集効果が確認されているところでございます。また、2隻は平成26年3月に国から五島市に譲渡され、現在は五島市の管理になっていることから、国としては、その後の調査について考える状況にないというようなことでございました。次に、五島市に確認しましたところ、国による調査が終了しており、その後、市による調査はやっていないというようなことでございました。県としま

しては、五島市や奈留町漁協に確認したところ、2隻のFRP漁船は、現在もこの周辺で操業が行われており、魚礁としての効果は継続していると聞いておりますので、県による魚の蝟集効果の調査というところは考えておりません。

次に、第2点目のご質問、これは漁業者の方からあったんですけれども、廃船魚礁を私どもの事業が今、想定している裁断後、市の焼却施設で焼却することが可能ではなかろうかということなんですけれども、五島市の生活環境課のほうに問い合わせたところ、五島市において今回新設する施設は、一般廃棄物を処理するものであり、産業廃棄物の受け入れというのはできないというような回答をいただいております。

次に、FRP漁船を私ども事業が想定している裁断した後、私どもは、リサイクルで持っていこうというふうに考えているんですけれども、従来、埋立というようなことをやっているんですけれども、その比較検討の質問があったわけなんですけれども、それに対する回答としましては、廃棄する漁船の大きさや状態によりまして幅があるものの、リサイクルした場合は、産業廃棄物処理した場合よりも高くなる傾向にあります。今、私どもが事業を進めておりますリサイクルシステムは、この費用が大きい要因というのは輸送費にありまして、そのため、今回五島市で考えている県の事業としましては、このリサイクルシステムを利用するに当たり、複数隻をまとめて解体、輸送することで、特に、離島地区における輸送費を軽減できないかということを検討していきたいと考えております。

最後の4項目めになりますけれども、山口県にあるリサイクル施設と同等の施設を五島市に建設できないかというような質問があったわけなんですけれども、現在のFRP漁船のリサイクルシステムでは、中間処理をした後、山口県

のセメント製造工場で燃やすというような利用の仕方をしております。これはセメントの原料である石灰岩の一大産地に設置されている既存のセメント製造工場において、廃船処理により出るFRPの廃材を熱源や原料として利用しているようなものでございます。セメント製造工場の設置につきましては、セメントの製造企業が個別に、専ら原材料、石灰岩は非常に重いですので、そういった供給が安価にできるかとか、また大きなセメントの市場が近くにあるかというような立地条件を踏まえて、経済性を検討して判断するものと考えております。

【山田(博)委員】今の件は、後でまた詳細な資料をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、特にこれをお尋ねしたいんですけども、県のほうから漁業者に対する誓約書のあり方と、漁業組合を通じた県の許可のあり方というのをお尋ねしたいのですが、これは状況的に、なかなか漁業組合と漁業者とのトラブルというか、意思の疎通がうまくいかずに許可がおり得なかったと。本来であれば4月におりなければいけないものが1カ月2カ月遅れたとか、誓約書を直筆で書かずに、別の方法でそれを受け取ったということでありましたけれども、それは委員会の時にも話をしていましたけれども、その改善は、この委員会で報告していただきたいということで話していたのですが、それはどのようにになっているか、お答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】まず、漁協と許可申請者の間の調整についてでございますが、我々は漁協に対して、許可申請に当たって、組合長の意見書というのを付けていただくようお願いをいたしているところでございます。漁協によっては、理事会にかけたり、漁協長が書いたり、

いろんなパターンがありますが、そこについては漁協に委ねているところでございます。我々としては、許可してよいかどうかというのは漁協の意見書が必要だということで、調整規則に基づいて求めているところでございます。ただ、委員おっしゃいましたとおり、漁協と漁業者の間に不調が生じる場合もございますので、そのような場合については、県が仲介するなりして、双方の意見を聞きながら調整を図ってまいりたいと思っております。

それから、もう一点、誓約書の件でございますが、山田(博)委員から、五島のキビナ刺し網漁業について、誓約書に自署を求めているんだが、漁業者から、代筆したというような情報があるけれどもというご指摘をいただいたものでございます。4月以降調査をいたしまして、145件の許可の所有者に対して調査を行った結果、現在、135名から回答をいただいております。残り10名については現在も調査中でございますが、135名のうち8件で代筆がありましたというご報告をいただいております。この代筆につきましては、いずれもご本人の承諾のもとで、ご家族の方もしくは漁協の職員の方が書いたということまでわかっておりますが、やはり自署を求めている以上、代筆していただくということは適切ではございませんので、県としても、そこは指導いたしているところでございますし、この許可は来年の3月で許可期間がまた満了になりますので、3月以降については、自署というのを改めまして、実印等を徴収するというところで、混乱がないように処理をしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】誓約書の件は、やっぱり法的に準じた対応をしていただきたいと思うんです。それが今回、十分になされていないというのが明らかになったわけですから。

もう一つ、組合長の意見書というのを求めているということでありまして、これは理事会にかけたり、組合長意見を求めたりとかあるということで、県内統一されていないわけですね。これは同じ県の許可でありながら統一されていないというのはどうかということであるんです。やっぱり一定の指針なりつくって、きちんとしておかないと、同じ許可でありながら、片方は理事会にかけ、片方は組合長の意見とするということでは、要は、許可する時には、欠格要件があるかないかということですから、そこを許可の組合の意見書を求める際のあり方というのをきちんとした統一的なところをやっていたらいいと思うんですが、漁業振興課長、いかがですか。

【中村漁業振興課長】 まず、許可に関して、共同漁業権内での漁業許可につきましては、共同漁業権という権利をそこに設定しておりますので、そこに漁業許可を営むということで、調整上の問題があってはいけないということで、共同漁業権内の許可については、全て理事会での審議をお願いして、議事録の提出を求めているところでございます。共同漁業権外につきましては、各漁協の判断にお任せをしているというのが実態でございます。例えば、そのような許可漁業が長年定着しておいて、漁協によっては、わざわざ理事会にかけると必要もないというご判断もあろうかと思っておりますので、その点については漁協のご判断に委ねているということでございます。

【山田(博)委員】 これは議論しても時間がありませんので、次回、議論を深めていきたいと思うんです。

あと、資料を後日いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず1つは、県内地域でのワカメ、カジメの生産状況

と取組状況を資料としていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、漁業者の所得向上として、新たな魚種に取り組んでいる事例というのを次の委員会に示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、前回の委員会で、キビナのブランド化をしていただきたいということで話ししてたんなんですが、漁業者と組合と県との意思の疎通が十分図られていないみたいで、もうちょっと意思の疎通を図りながらブランド化の推進に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その3つの資料をこの委員会の終了後に速やかに出していただきたいと思っておりますので、委員長のほうで取り計らいをよろしくお願いいたします。

【山口委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時24分 休憩 —

— 午後 4時24分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時25分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月28日

自 午前10時 2分
至 午後 3時55分
於 委員会室 4

農業経営課長	宮本 亮 君
農地利活用推進室長	村里 祐治 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長岡 仁 君
畜産課長	山形 雅宏 君
農村整備課長	西尾 康隆 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
林政課長	内田 陽二 君
森林整備室長	永田 明広 君
漁業振興課企画監	森川 晃 君
漁港漁場課企画監	平野 慶二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	高橋 勝幸 君
委員	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	久野 哲 君
〃	高比良 元 君
〃	中村 和弥 君
〃	西川 克己 君
〃	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君
〃	吉村 正寿 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【山口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【山口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

農林部長より予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】おはようございます。

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第4号

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農林部長	中村 功 君
農林技術開発センター所長	荒木 誠 君
農林部次長	岡本 均 君
農林部次長	綾香 直芳 君
農林部参事監 (農村整備事業・諫早湾干拓担当)	山根 伸司 君
農政課長	吉田 弘毅 君
農山村対策室長	川口 健二 君
団体検査指導室長	上田 幸明 君

知事専決事項報告「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第5号知事専決事項報告「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第6号知事専決事項報告「平成29年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）」であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分につきましては、歳入総額10億3,763万9,000円の増、歳出総額15億3,231万6,000円の増となっており、歳出の内容につきましては、2ページ目にありますように、公共事業に対する国の内示に伴う調整について補正しようとするものであります。

次に、先の3月定例会において、知事専決処分による措置をあらかじめご了承いただき、3月30日付をもって専決処分させていただきました事項について、ご報告いたします。

はじめに、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は合計で3億7,742万円の増。3ページにありますように、歳出予算は合計で6億8,243万円の減となっております。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出予算それぞれ661万4,000円を減額いたしております。

報告第5号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ66万5,000円を減額いたしております。

次に、4ページ目をお開きください。

報告第6号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ76万1,000円を減額いたしております。

次に、平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告の関係部分につきましては、それぞれ記載のとおりであり、繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したことなどにより、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、平成29年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告につきましては、記載のとおりであり、繰越の理由は、後ほど、担当課長から補足説明をさせていただきますので割愛させていただきます。

次に、5ページでございます。

平成29年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、記載のとおりであり、繰越の理由は、事業の決定の遅れにより事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【吉田農政課長】私の方からは、繰越額について補足して説明をさせていただきます。

お手元の資料の「繰越事業理由別調書」をお開き願います。

繰越額につきましては、11月定例会、3月定

例会において、ご承認をいただいているところでございますが、その後の事業の進捗に伴いまして繰越額が確定したことから、改めてご説明を申し上げます。

なお、別途、事故繰越につきまして畜産課の方で1件、約4億円が発生しておりますが、それらにつきましては後ほど畜産課長からご説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

上の表になりますけれども、計の欄でございまして、農林部の繰越額の合計といたしまして、件数で549件、金額として約77億8,000万円となっております。そのうち経済対策分ということで表の上の方に書いておりますけれども、これが件数といたしまして42件、46億8,000万円余り、災害復旧費が459件で8億円余りとなっております。この経済対策等災害復旧分を合わせまして、件数で全体の約9割を超えております。金額といたしましては約7割を占めるというような状況になっております。

また、繰越理由の主なものでございますが、表の左側をご覧ください。繰越理由を記載しております。まず、1番目の事業決定の遅れにつきましては、件数で全体の92%、繰越額として71%を占めております。うち経済対策と災害復旧分を合わせまして、件数、金額とも約99%を占めるような状況になっております。

そのほかの繰越理由といたしましては、②の計画、設計及び工法の変更による遅れによるものでございまして、主なものといたしまして、林政課の予算の育成林整備造林事業におきまして、森林所有者の同意に基づく着手後、境界の確定作業等に不測の日数を要したことから繰越となったものでございます。

続きまして、③の地元との調整に日時を要したものであるということでございますが、これは主に

農産園芸課におきまして、施設整備の際の工事用資材等の搬入に伴う工事車両の安全な通行に関する周辺住民との調整に時間を要したための繰越となったものでございます。

それから、⑤のその他でございますけれども、これにつきましては畜産クラスター構築事業におきまして、技術者不足等により入札の不調が続いたことから繰越となったものでございます。2ページをご覧ください。

11月定例会、3月定例会において、繰越のご承認をいただいた繰越額及び課別ごとの内訳を記載している表でございます。

それから、3ページ、4ページにつきましては、事業ごとに繰越額の件数及び金額を記載しているところでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

一番下の段ですが、前年度との繰越額の比較でございます。件数で102件の減、金額で19億8,000万円余りの減となっております。

減少した主な理由でございますが、件数につきましては、右から2つ目の災害復旧費で繰越件数の減となっております。また、金額につきましては、経済対策分で、昨年度、農産園芸課におきまして繰越額といたしまして約16億円余りの繰越がございましたが、本年度は経済対策分のうち、事前に国と協議が整った分につきましては、平成30年度の当初予算に計上することができておりますので、農産園芸課の繰越額、経済対策分が3,000万円の繰越額にとどまっている等による減でございます。

今後は、繰越事業の早期執行に向けて最大限努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【山口分科会長】次に、畜産課長より補足説明を求めます。

【山形畜産課長】続きまして、事故繰越につい

て畜産課よりご説明いたします。

同じく、「繰越事業理由別調書」資料の5ページをお願いいたします。

これは、畜産課所管の畜産クラスター構築事業において、五島市において、五島地域畜産クラスター協議会が実施していた当該事業において発生したものであります。畜舎建設に係る補助対象外の造成工事において、雑草や根を含んだ不良土が想定以上に生じたことなどから、工期を平成30年1月31日から平成30年3月31日に延長し、工期内竣工を目指して工事を進めておりました。

しかし、3月に納入を予定していた回転柵等の内部施設の一部が建築需要の増加により5月上旬の納入見込みとなることが判明したため、11件の牛舎等の整備のうち3件の年度内工事完了が困難となったものであります。

なお、九州農政局とは協議済みであり、平成30年3月30日付で事故繰越の承認をいただいております。

今後とも、事業の早期完了に向けて最大限努力してまいりたいと存じます。

【山口分科会長】次に、農村整備課長より補足説明を求めます。

【西尾農村整備課長】私の方から農村整備課関係の事業につきまして、お配りしております補足説明資料「平成30年度6月補正予算計上事業一覧」に基づいて、ご説明いたします。

説明資料の1ページから4ページに記載しておりますのが、今回、補正予算で計上しております農村整備課分の事業及び地区の一覧でございます。

農業農村整備における国の平成30年度当初予算は、対前年度比8%増の4,348億円となっており、農地の大区画化や競争力強化に直結する事業へ重点的に配分されております。

このため、本県への当初予算においても、基盤整備を中心に重点的に配分されており、今回、国の内示額により増額となった事業について、これを有効活用して農業農村整備事業の推進を加速化させたいと考えております。

補正の内容といたしましては、県営かんがい排水事業や畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業などの32地区に、合わせて15億3,231万6,000円の補正を計上させていただき、平成30年度は平成29年度補正予算36億円と合わせた年間実質予算90億円で農業農村整備事業を執行することとしております。

次に、今回、補正予算額として1億円以上を計上させていただく主要事業について、写真などで説明をさせていただきます。

まず、資料の5ページをご覧ください。

諫早市で実施中の田尻地区の写真です。かんがい排水事業のメニューの一つである新生産調整推進排水対策特別事業は、水田の汎用化を図るために農業用排水施設の新設または更新を行う事業でございます。

今回の補正予算では、田尻地区において、排水路工1,000メートルの整備を実施する予算として2億2,427万5,000円を計上しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

雲仙市で実施しています愛津原地区の写真です。担い手育成畑地帯総合農地整備事業は、畑作農業経営の体質強化のために区画整理、農業用畑かん施設などを総合的に整備するものです。今回の補正予算では、愛津原地区ほか11地区において合計5億9,941万2,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

波佐見町で実施しています駄野地区の写真です。

経営体育成基盤整備事業は、主に水田地域で

の大規模経営が可能となるよう、区画整理や農地の汎用化のための暗渠排水などを実施する事業でございます。

今回の補正予算では、駄野地区ほか4地区において、区画整理などを実施するために合計3億691万5,000円を計上しております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

南島原市で実施しております有馬地区です。海岸保全事業は、農地を津波や高潮、波浪などの被害から守るために、海岸の護岸や堤防などの整備を行うものであります。

今回の補正では、有馬2期地区ほか4地区において、護岸や消波工、開口部対策を行うために合計1億4,647万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【山口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【高比良委員】水産部にもお尋ねしましたので、繰越について農林部にも若干お尋ねしたいと思います。

今、説明がありましたけれども、農産園芸課の4億6,557万1,000円、地元との調整に日時を要したということですが、これはそもそも入札はどうしたのかな、総合評価かなんかでやったんですか、それとも一般競争入札というか、そういうことはやらなかったのか。

今の説明では、工事用資材の搬入のための云々という話があったけれども、この辺は通常ある話なんだけど、これが繰越理由になっているのは、ちょっと解せないんだけど、ちょっと説明してもらえますか。

【渋谷農産園芸課長】今回、繰越の事業につき

ましては、一般競争入札で行われておまして、入札後、工事をやる際に地元住民との話の中で搬入に伴う騒音等の問題がありまして地元との調整に時間がかかったということでございます。

【高比良委員】金額的に一般競争入札の範囲であったという話だけど、今言った、例えば、騒音とか振動とか、あるいは非常に荷重がかかるような大型の積載車というか、そういうことによる道路の陥没とか、こういったことは常にあるわけですよ。土木の方でもそうだし、常にある。

だから、その辺を実際見越して工事に着手する前に地元としっかり調整をしておく。要するに、関係者の範囲の捉え方なんだよね、ここは。どうもその辺が、せっかくだいい広域的な事業をやろうとしても、関連するところが、なかなかそのことを認めないで自分たちの権利を主張することが常にあるんですよ。

そういう意味では、今に始まった話ではないから、やっぱり計画を立てる段階でしっかり調整をしていくというか、そのことを踏まえてやれば、もう少し削減できると思います。そういうことが一つ。

それから、林政課の方で、計画、設計及び工法の変更による遅れということで9億8,000万円ぐらい、これも結構大きな額として上がっているんですが、これは具体的に中身は何ですか、説明をしてください。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前10時21分 休憩 —

— 午前10時22分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開いたします。

【永田森林整備室長】これにつきましては、事業を開始した後に、山腹の立木等を伐採した時に丁張りをかけて立ち会いをした時に、その後

背地にも一部段差等がございまして、もうちょっと奥から切らないといけないというものが生じまして、その分についての用地の取得といったものについて、一定、交渉に時間を要したということでございます。

【高比良委員】 その理由が全てですか、この9億8,000万円の中身として。それは一例じゃないですか、どうですか、もう少しありますか。

【永田森林整備室長】 もう1点が、簡易のり枠を施工するというので入札をいたしまして、その後、丁張りをかけたところ、地元の住民から、もうちょっとこっちまでできないだろうかとか、そういったご要望がございましてやったものがございます。

あと、災害工事でございますけれども、当初、測量業務を発注して、9月定例会で承認をいただいた事業でございますけれども、自然災害防止事業について測量等に不測の時間を要し、それによって設計ができずに繰越したというものもございます。

あと、森林整備事業におきましては、森林所有者の同意を得た後に着手しますが、同意を得ましたけれども、境界の確定といったものに不測の時間を要したというものでございます。

【高比良委員】 用地測量だったりというのは、事業を実施する前にやるということじゃないですか。予算がついてからはじめて執行しているんですか。

【永田森林整備室長】 森林整備事業におきましては、まず、森林所有者の承諾をいただいて整備に入りますけれども、その後に境界とかの確認をするという形で、通常の土木みたいな公共事業ではございませんので、事業主体、林業事業体が入っていった境界を確認しながら仕事を進めていくという段取りになっておりますので、同意を得た後に境界の確認作業をしていくとい

うことで、それに不測の時間を要したということでございます。

【高比良委員】 予算が全部ついてから着手するという話ですね。そこはうなづけないこともないですけども。ただ、一番最初に説明があったような話というのは、要するに、受益面積をどうするかとか、工事の実施区域をどうするかという話、その辺のことだろうと思いますが、ここは計画、設計及び工法の変更による遅れというよりは、さっきの地元との調整の話ですよ、基本的には。いろんな要望が出てきて受益面積を広げなきゃいけない、あるいは実際、事業の効果を発揮させるためには、もう少しエリアを広くとっていかなきゃいけない。そういうことは現場に入ってはじめてという話じゃなくて、やっぱり基本的に計画を立てる段階で地元との調整をしっかりとコンファームしておけば、こういう遅れには必ずしもつながっていかないと思うんです。

現場の状況がいろいろあるから一概には言えないけれども、ただ、そういうことに腐心をする限りにおいては削減が進んでいくと思うんですよ。これはほかの部でも一緒なんだけれども、やっぱり計画を立てる段階、あるいはほかのところでも国庫でやろうとする場合には、相当綿密な事業計画をつくらなければいけない。その時には、当然、地元と色々な調整をやるわけですから、そういう過程を踏まえた上で実施するという事業ですから、そういう意味では幅広に関係する地元と調整をきちんとやっていくということ。それは、どうあっても不測の事態というか、予見可能性が問われて、そこはできなかったよというようなこともなきにしもあらずではあるけれども、しかし、ここはやっぱり仕事の仕方としてもう少し、何とかな、うまくやっていくというか、いろんなことを想定し

ながら実施に向けた準備をしていくということをしつかり踏まえていけば、もう少し減ると私は思うんですよ。これは農林部に限らず、いつも話をする事なんです。

そうしないと、事業の公益性とか、必要性とか、緊急性とか、そういったことについての理解が薄れてしまう可能性がある。せつかく予算をかけてやろうとしていることについて。事業効果を発揮させるというか、そういう意味においても削減に努めてもらいたいと思っております。

そこで、全般的な話ですが、農林部として、これだけの額を少しずつ減らしていこうねという取組については、具体的にどういうことをやっておられますか、ちょっと説明をしてください。

【吉田農政課長】 全体といたしましては、委員が今ご指摘のとおり、事業のやり方、進め方の見直しから、どうしても出先機関を中心に事業をやっておりますので、出先機関の進捗管理を本庁と綿密に打ち合わせる。そういうことによって、もともと事業というのは、その年度でやるものと考えておりますので、繰越額については、できるだけ圧縮していくように努めていきたいと考えております。

【高比良委員】 例えば、土木部の場合は技監が中心になって進捗管理をやって繰越額の削減をする。これは事務分掌として明確に入れた中でやっています、特に額が大きいものについて。

それと同じように、水産も事業の進捗管理について出先からの報告を常に求めて実態としてどうふうに行っているかということは常に把握しながらやっているわけです。極力減らしていこうと。

そういった意味での内部の責任体制を明確にして、これに対して取り組むということをや

進めてもらいたいと思います。

【中村農林部長】 ご指摘のとおりと思っております。先ほど農政課長が、進捗管理をしつかりやるということのお話をしておりますけれども、全体を取りまとめて進捗管理をするという体制については、まだそういう体制をとっていないと思っておりますので、それについては至急、検討して取組をさせていただきたいと思っております。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、平成29年度3月補正予算の専決の横長資料で幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず、3ページに物品売払収入と生産物売払収入というのがありまして、物品売払収入は300万円余りの減と、逆に生産物売払収入は300万円余りの収入があっているんですが、この説明と、次の5ページにございます、これも収入増が300万円ありますけど、まず、この収入と支出の減を説明していただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

【宮本農業経営課長】 まず、物品売払収入につきましては、一つは、農業大学校における牛、豚ですとか、あるいは野菜、花卉といった生産物の収入が増になったことによるものでございます。

5ページの財産売払収入373万1,000円は、内容は同じでございます。この2つのうち、物品売払収入と生産物売払収入、340万1,000円と33万円を足した373万1,000円となっております。

【吉田農政課長】 順番が逆になりましたけど、3ページの財産売払収入についてご説明いたします。

まず、物品売払収入におきましては、農林技術開発センターにおきまして、試験で使った試

験牛とか廃用豚とか廃用牛、そういったものを物品という扱いで売払収入をしているということでございます。試験の終了のタイミングで金額が異なりますので、その分で減額になったということでもあります。

牛については、8カ月を超えたら物品扱い、その以前だったら生産物扱いとなります。豚につきましては6カ月で生産物から物品扱いになるという整理をさせていただいております。

その生産物売払収入につきましては、そういった肥育豚に加えて、これも農林技術開発センターでつくっております果樹でありますとか牛乳、そういったものの売払収入ということで、その実績が固まったということで、今回、プラス・マイナスをさせていただいているということでございます。

【山田(博)委員】 試験場に置いている牛や豚が、牛は8カ月、豚は6カ月を境にして生産物、物品物と変わるんですね。かわいそうだな、牛も豚も。境が変わるんですか、これは知らなかったな、大変勉強になりました。それはなんでそう決まったんですか、誰が決めたんですか。そんな、牛や豚にちゃんと承諾とってからしたんでしょうね、それは。勝手にしたらかわいそうですよ。なぜそうなったんですか、教えていただけますか。

【吉田農政課長】 すみません。いつの時期からというのは、手元に資料がありませんが、これは従前からの取り扱いだと認識しております。

【山田(博)委員】 項目を、前に海砂も生産物売払収入で上がっていたからね、海砂がなんで生産物売払収入かということで、当時、総務部長に聞いたら、訳のわからん答弁をして煙に巻かれたわけですがけれども、今回も農政課長から煙

に巻かれたような、巻かれないような、何とも言いようがないような、ちゃんと調べてもらいたいですね。そういうことでぜひよろしく願いたいと思います。

続きまして、横長資料の14ページの災害復旧国庫負担金に関連してお尋ねしたいと思うんですが、森林整備室長、災害の時には2種類のことをやっておりますね。県が事業主体になってやる場合と市町がやる場合がありますね。

まず、県が事業主体でやる場合、補助率がありますけど、これは市とか町がやる場合と県がやる場合と2つありますが、特に県が補助をやる場合には林地崩壊防止事業ということと、自然災害防止事業と2種類あって、これは市とか町が事業主体でやるということと理解しているんですか。まずそこだけお答えください。

【永田森林整備室長】 今お話がありました林地崩壊防止事業、あと自然災害防止事業の補助営となりますけれども、これは市町が事業主体になるものでございます。

【山田(博)委員】 ということは、自然災害防止事業は補助営というんですかね。皆さん方にわかりやすく、どういうことですか。

これは委員長、今から梅雨が始まるので、森林整備室長に県内の各市町の負担区分というものを調べてもらったんです。県内に聞き取り調査をしてもらったので、これはいい資料ですので、委員の皆さんに配っていただいて周知した方がいいと思いますので、ぜひ配付していただきたいと思います。これは前向きな質問になりますので、ぜひよろしく願います。これは聞き取り調査をしてもらったんですね。用意していますか。

【山口分科会長】 後ほど配付させていただきます

す。

【山田(博)委員】 配付してから質問しましょうかね。一旦終わります。

【山口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 質問がないようだったら、ほかの質問をしたいと思います。

15ページに不動産売払収入が150万円あります。これは、どこを売られたかということをお尋ねいたします。

続きまして、横長資料の43ページに林政課で不動産売払収入として1,600万円出ていますが、これはどういったことで計上されたのか、経過等説明していただけますか。

【永田森林整備室長】 今お尋ねがありました横長資料15ページの普通財産売払収入でございますけれども、これは東彼杵町の遠目地区におきまして、今、採種園の再整備を行っております。その再整備をするに当たって立っている母樹を伐採しておりますけれども、その中に用材として使えるものが混じっておりますので、それを売却したものでございます。

【内田林政課長】 43ページの不動産の売払収入1,600万円の増ということのご説明をいたしたいと思います。

これは、県営林の作業で生産された木材の販売収入でございます。当初予算にこの販売売上収入として9,793万円計上しておりました。ここには数字は出ておりません、当初予算の話です。その中には山土場で生産された木材を委託販売ということで想定しておきまして、その中には運搬費が2,350万円ほど入っております。それから、市場に持って行って規格を分けて整理をして相手方に売り払うという市場の手数料が発生します。それが1,200万円ほど計上されておま

して、木材の純収入としましては5,520万円ほど計上いたしておりました。

実際、今回、試行的に山土場の林地で売り払うという方式に変えました。それぞれの規格に応じて単価で入札しておきまして、運搬費と、それから市場手数料がかかってございませんで、実際にそういった取組の中で売れた木材の額が8,300万円ほどになっております。当初予定しておりました5,500万円の木材販売収入が8,300万円ほどになって1.5倍ぐらいの売上額で販売ができたということで計上させていただいております。

【山田(博)委員】 まず、森林整備室長にお尋ねしたいんですけど、森林整備室で工事かなんかして木を売ったというんですね。木を売る時には、どういった入札をするんですか。まず、そこをきちんと説明していただけないか。

【永田森林整備室長】 木材の売り払いにつきましては、木材を買うことのできる業者、木材業登録、製材業登録をされている業者さんがおられますので、そこに対して入札のご案内をして売り払っているということでございます。

【山田(博)委員】 それは一般競争入札ですか、指名競争入札になっているんですか。

【永田森林整備室長】 売り払いできる業者が決まっていますので、そこを指名して入札をしていると理解しております。

【山田(博)委員】 業者が決まっているということですけど、何者かしか決まってないんですね。登録しているわけですね。そうですか。

今度は林政課にお尋ねしますけれども、簡単に言うと、今までは市場に出して売っていたんですけど、現場で売っているということですね。現場で売る時は入札はどんな、これも指名です

か。それをちょっとお答えいただけますか。

【内田林政課長】基本的には指名競争入札でございまして、事前に入札資格参加申請というものをいただきまして、入札に参加できる登録業者を事前に整理しております。その中から指名をするということでやっております。

【山田(博)委員】私もいろんな新聞とか建設新聞を読んでいるんですけど、それは公表されているんですか。業者は、どこどこに幾らで受注しましたよとか公表していますか、していませんか。そこだけお答えください。それは森林整備室も同じように答えていただけませんか。

【内田林政課長】公示予定も公表しておりますし、入札結果も公表しております。

【永田森林整備室長】すみません。この分については当初から予定していなかったもので調べさせていただきます。

【山田(博)委員】林政課長にお尋ねしますが、公表するのはどういった形で、ホームページで公表しているわけですか。それか、聞きに行ったら、これはどこどここの会社を指名して、これで入札をしましたと。今まで「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」の中に販売実績とか売ったということ載せたことがありますか、確認のためにですね。私も時々見えますけど、そこを教えてくださいませんか。

【内田林政課長】毎回、県有林の入札については、落札額と入札の状況報告をしています。間違いございません。

【山田(博)委員】では、今回のこれは載っていますか。載っているのか、載っていないか。載っているんだったら後で教えてくださいませんか。

【内田林政課長】今回の分は入札はあっておりますが、昨年度は何回か載せておりますので、その資料を後ほど提出したいと思います。

【山田(博)委員】どうぞよろしく願いいたします。

【山口分科会長】しばらく休憩します。

— 午前10時44分 休憩 —

— 午前10時44分 再開 —

【山口分科会長】分科会を再開します。

【山田(博)委員】私が言いたかったのは、今から梅雨時期になって災害がありますと、県ができる範囲の事業と市町がやっていただかないといけない事業があるわけですね。その中に県が補助金を出しますという事業が自然災害防止事業と林地崩壊防止事業と2種類あります。その2つの事業がある中で、県内の21市町で林地崩壊防止事業というのは、国と県で全体の75%ですね。自然災害防止事業は県と国を合わせて50%しか負担しないですね。つまり林地崩壊防止事業でやる場合は、25%は少なくとも地元の市とか町が負担しなければいけない、または地域の受益者がね。自然災害防止事業は50%を地元の市とか町とか地域の人が負担しなければいけないということになります。

県内の21市町で負担割合がどのようになされているか、説明していただけますか。

【永田森林整備室長】補助残の負担割合でございますけれども、先ほど委員からお話がありましたとおり、21市町のうち13市町において負担割合を定めております。残りの8市町は定めていないという状況です。この制度の負担割合を制定している13市町のうち2市町が、いわゆる補助残の全額を負担しております。5市町が補助残の2分の1を負担しております。全体事業

費にすると4分の1を市町が負担するというのが5市町ございます。残りの6市町については、補助残の30%から90%を負担するという負担区分になっております。

【山田(博)委員】 私は、これから自然災害が発生する時に、県が補助します、国が補助します、地元はしっかりとやってくださいと言いながら、8市町が定めがなかった場合、つまりこれは事業ができないということで理解していいんですか。それをお答えください。

【永田森林整備室長】 基本的に定めがございませんので、できないということになりますけれども、市町によっては、大きな災害が出た時には農地災の負担区分を適用するということもございまして。今回、聞き取りによっておりますので、一概に8市町が全てできないということではないと思っておりますけれども、ただ、定めがないということからすると、やるのは難しいかなと思っております。

【山田(博)委員】 ちなみに、8市町というのは、どこどこですか。それを説明していただけますか。

【永田森林整備室長】 申し訳ございません。聞き取りによるものでございまして、市町のことでございまして、この場でお答えはできないと思っております。

【山田(博)委員】 聞き取りだろうがなんだろうが、こういった定めがない状態であれば、災害復旧に支障を来すおそれがありますので、これは県から速やかに整備をしてもらうように要請していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【永田森林整備室長】 県の補助事業でございまして、県の採択基準にのっとって見ていきま

すけれども、最終的には市町のご判断になると思います。

ただ、委員ご指摘のとおり、近年、いろんな自然災害が起こっておりますので、定めがないということでありまして、なかなかそういう事業にも取り組めないということでございまして、今後、この8市町に対しては、こういった補助償が、いわゆる市町村営が取り組めるような定めを制定していただけるように働きかけていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 最後にしますけれども、農林部長ね、私はびっくりしたんですよ、これ。自然災害があった時に市営とか町営で災害復旧事業をやっていたきたいということで県も国もバックアップするんだけど、やらんといかん肝心かなめな自治体が、これでは話にならないわけね。これはびっくり仰天ですよ。先ほど、森林整備室長に8市町を言いなさいと言ったらね、波紋が大きいということで政治判断されたんでしょうけど、そこはあえて問いませんけども、これは農林部としてしっかりと制定をしていただくように働きかけをしていただきたいと思っております。農林部長の見解を聞いて、この質問を終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【中村農林部長】 委員からのご指摘もありましたけれども、確かに、近年、災害も大変厳しいものがございまして。県民の皆様の安全・安心を確保するという観点から、私たちも地元の皆さんと一緒に現地を調査するなりしながら、いろいろ知恵を出し合いながらしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、市町の役割も大きいものがあると思っておりますので、必要に応じて対応させていただきたいと思ってお

ります。

【山田(博)委員】今回、国や県がしっかりとバックアップするというのに、肝心かなめな身近な自治体がこういった状況というのは言語道断ですよ。今回、森林整備室におかれましては、きめ細かな調査をしていただきまして、ありがとうございました。制定にしっかりと取り組んでもらうようお願いしたいと思います。また、次の委員会でこの件はお聞きしたいと思いますので、よろしくお祈いします。ありがとうございました。

【山口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分及び報告第4号ないし報告第6号については、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明をお願いいたします。

【中村農林部長】農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料 農林部」の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第102号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」であり、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新規就農者・新規雇用就業者の確保について、農産物輸出の取組について、施設園芸での環境制御技術導入における栽培技術実証について、長崎県を代表する県営種雄牛「平茂晴」の顕彰碑建立について、地理的表示G I保護制度に係る対州そばの県内初登録について、野生鳥獣による被害の状況について、農地中間管理事業の進捗状況について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の排水対策等について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてでございます。

そのうち主な事項について、ご報告いたします。

まず、1ページ目の「新規就農者・新規雇用就業者の確保について」でございます。

新規就農者・雇用就業者の確保につきましては、「新長崎農林業農山村活性化計画」において、毎年、新規就農者250名、新規雇用就業者250名、合計500名を目標として取組を進めているところでございます。

【山口委員長】しばらく休憩します。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前10時55分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

【中村農林部長】 平成29年度におきましては、本県農業者のもうかる姿を示すとともに、就業機会創出に向けた農業所得1,000万円以上農家の育成など、農業所得向上対策に取り組みながら、これまで実施していた東京、大阪、福岡での就農相談会に加え、名古屋、広島で開催された相談会にも参加し、新たに作成した就農後の所得等がイメージできる地域版の「就農シミュレーター」を活用した活動を行ったところです。

また、親元を離れている認定農業者の後継候補者に対して、はがき等による就農情報の提供を行ってまいりました。

その結果、平成29年度におきましては、新規就農者243名、新規雇用就業者321名、合計564名と前年度の207名、295名、合計502名を上回る実績となりました。

今後とも、本県農業者のもうかる姿を情報発信しながら、県内農業高校や農業大学校等との連携による地元の農家子弟等を対象とした先進地農家研修や農業法人等への就農相談会など、

「地域にとどめる対策」、技術習得や農地・施設等の受入体制を整えた受入団体等登録制度の充実や、UIターン者等を対象とした無料職業紹介事業等への取組など、農外、県外から就農希望者を「地域に呼び込む対策」、他産業に従事している県内外の後継候補者に直接就農情報を提供し、就農意欲を喚起して「地域に呼び戻す対策」に取り組む、新規就農者や新規雇用就業者のさらなる確保・育成に努めてまいります。

次に、2ページ目をお開きください。

「農産物輸出の取組について」でございます。

農産物輸出の取組につきましては、平成26年度に設立した農業団体、農業法人、流通関係者及び県、市町等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」を中心として、輸出に関する情報提供やテスト輸出とともに、会員の輸出拡大に向け、海外での商談会参加や海外バイヤーの産地招聘、九州各県や日本青果物輸出促進協議会などと連携したオール九州、オールジャパンの取組、文化観光国際部や水産部と連携した販路開拓などに取り組んでまいりました。

平成29年度は、香港、シンガポールへの長崎和牛の定期輸出化、牛肉の輸出が解禁された台湾への輸出開始、市場流通を利用して本県農産物を輸出する仲卸業者と連携した「びわ」や「いちご」の輸出拡大に加え、新たにマレーシアなど新規国の開拓や既存商流の輸出量拡大に取り組んできた結果、農産物の輸出額は、平成26年度の約4倍増となる3億1,000万円まで拡大し、平成32年度目標であります1億5,000万円を達成したところであります。

今後は、市場流通を利用する輸出業者の輸出ルートを最大限に活用した取組や、産地が信頼できる海外バイヤーとのマッチングにより輸出に取り組む協議会会員の拡大とともに、長崎和牛の販路を獲得するための指定店拡大を柱として、県内産地や生産者等の農業所得向上につながる農産物輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、3ページ目をお開きください。

「施設園芸での環境制御技術導入における栽培技術実証について」でございます。

本県の施設園芸は、小面積、不整形で建設するハウスが多く、全国トップ産地と比較して単位当たり収量が低いため、生産性を向上させ、農業所得向上につなげていく必要があります、県で

は、温度、湿度、炭酸ガス濃度などを制御し、収量を飛躍的に向上させる環境制御技術の早急な導入を目指し、平成29年度から生産者、生産者団体、流通関係者等によるコンソーシアムを設置し、環境制御技術の実証や研修などに取り組んでいるところであります。

具体的には、農業者が所有するトマト等11品目の約30アールから50アールの既存ハウスに室内環境を植物の生育に適した温度、湿度、二酸化炭素濃度等に自動的に制御できる統合環境制御装置を設置し、実証試験を開始するとともに、今年7月からは農業法人が設置する3.8ヘクタールの大規模ミニトマト施設において栽培実証試験も計画しております。

また、民間企業など専門家を招聘し、環境制御技術に関する研修会開催等による普及指導員等の指導力の向上、産地での環境制御技術を導入したい意向を持つ生産者グループの勉強会活動への支援も行っております。

統合環境制御装置を設置した、トマト、いちご栽培の実証試験では、収量の向上や生育の早進化、病害発生の抑制等の効果も認められたところであり、今後は、実証試験結果等の詳細な分析、他品目の実証結果の検証等を進めた上で、生産者や指導者の技術向上と県内への環境制御技術の普及につなげてまいります。

次に、5ページ目をお開きください。

「野生鳥獣による被害の状況について」でございます。

県では、これまで被害対策の知識や技術を身につけ、地域で指導するイノシシ対策A級インストラクターを450名育成するとともに、「防護対策」として延べ1万3,000キロメートルを超える侵入防止柵の設置、「すみ分け対策」とし

てヤギの放牧等による緩衝帯整備、「捕獲対策」として集落単位での捕獲隊の設置や、安全で捕獲者への負担が少ない捕獲後の止め刺し方法の研究開発など、「防護・すみ分け・捕獲」の3対策を総合的に展開した結果、イノシシによる平成29年度の農作物被害は1億4,600万円と平成16年度の約4億5,700万円をピークに減少傾向で推移しております。

しかしながら、イノシシ被害は、依然、地域の深刻な課題であることから、県や市町、農協等の関係機関が連携し、日本型直接支払制度等を活用した侵入防止柵の維持・管理の徹底や、従来のすみ分け対策と環境保全林緊急整備事業等の組み合わせによるバーフェーズの拡大、品質管理の徹底による捕獲個体への有効活用への支援等に取り組みながら、さらなる被害軽減を図ってまいります。

また、カモによる本県の平成29年度の農作物被害は2,500万円と、近年、増加傾向であるため、カモによる農作物被害の軽減に向け、他県の被害対策事例の調査、営農者を対象とした研修会の開催や情報提供、市と連携した銃による捕獲などに加え、防鳥機器等の新技術や夜間見回りの効果の実証、ドローンによる追い払いの検討など、今後とも、生産者や関係機関と連携し、被害防止対策の充実・強化を図ってまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

また、「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」について及び「平成31年度政府施策に関する提案・要望」については、補足説明資料を配付させていただいております。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいた

します。

【山口委員長】次に、農村整備課長より補足説明を求めます。

【西尾農村整備課長】私の方から、「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（機構関連事業）について」、お配りしております補足説明資料に基づいて説明をいたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

まず、1番目の条例改正の経緯についてでございますが、今回の改正は、土地改良法の一部が改正され、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

この農地中間管理機構関連農地整備事業、いわゆる機構関連事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地について、一定の実施要件を満たす場合、県が事業主体となり、農業者の費用負担を求めずに区画整理などの基盤整備が実施できる制度となっております。

一定要件の内容については、資料中ほどの事業要件のとおり、（1）の面積要件から（4）の収益性要件の全てを満たすこととなっております。

機構関連事業が従来の基盤整備と大きく異なる点は、先ほど申しあげました農家が負担する分担金を求めないこと、事業要件（2）の農地中間管理権の設定であり、その設定期間は、事業計画の公告日から15年間以上が必要な点であります。

続きまして、条例改正の内容について、ご説明いたします。

同じく1ページの下の段にあります2条例改正の内容をご覧ください。

1点目は、土地改良法91条の6項に基づき、事業に要する費用の一部を市町に求める規定を追加するとともに、その負担率を定めています。

負担率につきましては、2ページをご覧ください。上段の別表第2のとおり、10%としており、この負担率は、国が示すガイドラインの率となっております。

同じく、2ページに棒グラフを示しておりますが、従来の事業で農業者が負担していた分を国が負担し、農業者の負担をゼロとするガイドラインとなっております。

今回、追加改正が必要となった理由ですが、従来の事業においては、土地改良法で農業者と市町から分担金を徴収することが可能であったことから、分担金徴収条例で農業者と市町が負担する合計の分担率を定めておりました。

しかしながら、今回の機構関連事業では分担金の徴収ができないことから、これまで市町が分担金の一部として負担していた費用の徴収について、簡単に申し上げますと、その費用の名目を、これまでの分担金から事業に要する費用の一部に変えて徴収するものです。

続きまして、条例改正の2点目ですが、（2）特別徴収金の徴収についての規定の追加でございます。

本事業を実施する前提条件となっている中間管理権が解除された場合などに徴収する徴収金を特別徴収金として定めたものです。

特別徴収金の対象となる行為についてですが、特別徴収金の徴収についての欄の①から③のとおりであります。①は従来からの規定でありまして、②の農地中間管理権の15年間以内での途中解除と③の事業計画の公告から工事完成後8年までの間での目的外使用が新設した規定でござ

ございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

しばらく休憩します。

— 午前11時 8分 休憩 —

— 午前11時 8分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第102号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、

説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】 それでは、私の方から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

表題に「農林部」と書いた厚い冊子でございますけど、お手元でございますでしょうか。

まず、補助金の内示状況につきまして、ご説明いたします。

本年2月から5月までの実績についてでございます。資料の1ページです。直接補助金は1ページから26ページに記載のとおりでございます。また、間接補助金につきましては、資料の27ページから43ページに記載のとおりでございます。合計161件、両方合わせますと390件の補助金の内示状況でございます。

次に、資料の44ページ、1,000万円以上の契約状況につきまして、本年2月から5月までの実績について、ご説明いたします。

建設工事に係る委託につきましては7件ございまして、45ページから49ページに、その入札結果の一覧表を添付いたしております。

また、工事につきましては、資料の50ページから52ページに記載しております。件数といたしましては46件ございまして、53ページから129ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

建設工事以外の委託につきましては、資料の130ページになります。件数は1件ございまして、131ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、資料の132ページです。陳情・要望の

対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、県の対応状況を139ページまでに記載いたしております。

それから、資料の140ページですが、附属機関等会議結果報告につきまして、本年2月から5月までの実績といたしまして、長崎県中山間地域等振興対策審査委員会の1件でございます、その内容については、141ページに記載のとおりでございます。

続きまして、別冊になりますけれども、同じく決議に基づく提出資料で「離島・半島地域振興特別委員会の意見分」と表題に書いている資料でございます。

この特別委員会の意見書に関する処理状況のうち農林部に関係する部分は、資料の1ページに記載のとおりでございます。

もう一つ、補足説明資料といたしまして、「平成31年度政府施策に関する提案・要望について」と表題に書いている資料をご覧ください。

1ページです。今月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する要望・提案について、農林部関係の要望結果をご説明いたします。

農林部関係におきましては、国営諫早湾干拓事業について、農業生産基盤整備の促進についてなど5項目の重点項目について要望いたしましたところでございます。

主な要望実績といたしましては、農林水産省におきまして、齋藤農林水産大臣ほか3名に対しまして、知事、議長、農林部長より要望を行ったところでございます。

また、重点項目に加えまして農業の収益性向

上に向けた生産対策の充実・強化など、一般項目10項目につきましても、農林水産省74名、環境省2名に対しまして、農林部長、参事監、農林部の各課長、室長より要望を行ったところでございます。

要望の内容について主な事項といたしまして、4の特記事項に記載しております主な事項について、ご説明いたします。

知事が要望された項目といたしまして、①の国営諫早湾干拓事業につきましては、知事から、排水門の開放差止を認めた長崎地裁判決の早期確定に努めること、開門しない方針について開門問題の早期解決を図ること、開門しない前提での効果的な水産振興対策等により真の有明海再生を目指すことなどを要望いたしましたところでございます。

齋藤農林水産大臣からは、「福岡高裁が示した開門しないことを前提に開門に代わる基金等の方策による全面的解決を図るものとする考え方や、関係各県・団体の判断は非常に重いものであり、引き続き、開門しないことを前提に和解に向けた努力を続けたい」旨のご回答をいただいたところでございます。

次に、2ページをお開きください。

③の農業生産基盤整備の促進につきましても、知事から農業農村整備事業の当初予算での確保、強い農業づくり交付金や産地パワーアップ事業等の予算確保を要望いたしましたところ、齋藤農林水産大臣からは、「重要な予算と認識しており、今まで一貫して予算確保に努力してきたところであり、しっかりと予算を確保してまいりたい」旨のご回答をいただいたところでございます。

このほか、②の農林水産物の国際貿易交渉に

対する慎重な対応について、④の経営規模拡大に向けた所有者不明、未相続農地、林地の集約化について、⑤の安全・安心で強靱な県土づくりにつきましては、記載のとおりでございます。

また、一般項目につきましても、要望とあわせて国の所管の担当者と意見交換をさせていただいたところでございます。

今後も、今回の提案・要望の実現に向けて、引き続き、国への働きかけを行ってまいります。

以上で、ご報告ないし説明を終わります。

【山口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、陳情番号14、15、16であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情14番の長崎県農業農村整備事業推進協議会からいただいている要望でございますけど、基本的に毎年同じような趣旨が書かれているわけでございます。この前、委員会で視察に行った時、八斗木地区の方々からも農業農村整備事業が地域の経済にいかに大きな影響をもたらしているかということの話がありまして、十分わかりました。

実際、農林部は頑張っているんですね。頑張っているけど、なかなかついてくるものがないということも理解していいんですか。八斗木地区に行ったら、これは大変すばらしい、子どもたちというか、生徒も増えている。この前、知事が一緒になって陳情を受けている光景が新聞で報道されていましたが、どうですか、農村整備課長。頑張っているけど、ついてこないのか、あなたの頑張りが足りないのか、どち

らでしょうか、まずお答えください。

【西尾農村整備課長】 ただいまの委員のご質問ですが、基盤整備だけを捉えて申し上げますと、着実に予算は伸びております。平成28年度につきましては34億円、そして、平成29年度が45億円、平成30年度が48億円という形で伸びております。といいましても、我々が担当しております農業農村整備事業は、基盤整備だけではありません。当然、地域防災に關与するため池、地すべり、海岸、そしてまた、一番大きな道路で申し上げますと川棚町でやっている基幹農道という形でいろんな工種がございます。それをトータル的に分析しながら、今、予算要求をやっているところでございます。

正直申し上げます、先般、中村委員の質問にもあったんですが、補助事業については、我々が要求する額をしっかりと100%、国からはいただきました。ただ、一番問題なのが交付金でございます。これはちょっと詳しく申し上げますと、国が農水省と、要は農業農村整備事業関係と林野庁と水産庁が拠出金を出して、そして各県に一括で配分するというような制度でございます。その分について、なかなか獲得が厳しいところでございます。

といっても、私としては、先ほど申し上げましたように、農道予算と海岸予算については、交付金だけでしか獲得できません。確かに、今ある要求枠を全て補助事業に回していったら予算はまだ増やせるんですが、そこが問題となっています。

だから、確かに、先ほど委員が申されましたように、ある意味、私の作戦が失敗したというところも確かにあります。といって、成功させようとするれば農道とか海岸とか置いてしまっ

片方を要求すればよろしいんですが、それはできない状況です。農業農村整備事業は、子どもが増えるとか、そういう地方創生につながっている本当に有効な事業とっておりますので、我々としては、極力、要求枠を増やせるように今後とも頑張っていきたいと思っております。

なかなか的を得た答弁ができませんが、以上でございます。

【山田(博)委員】 農村整備課長、作戦をつくってたんですね。何の作戦か、よくわからないですけど、いろいろ作戦がありながら予算を獲得しているわけですね、びっくりしました。

いずれにしても、奥歯に物が挟まったような、言いにくいところがあるんでしょうから、とにかく私としては頑張ってもらいたいということですよ。厳しく予算獲得に頑張ってもらいたいという意見があったということで財政当局に言っていたかと思っております。

続きまして、陳情番号15番、35ページですが、イノシシのほかにアライグマやシカ等に対する捕獲報償金の新設をしてもらいたいということで、これは佐世保市からきております。

現在、国の見解なり、県内の市町の動きはどうなんですか。

【川口農山村対策室長】 この要望につきましては、イノシシの捕獲報償金につきましては、県で創設して国の事業とは別に設けております。その対象としては、農作物の被害の約8割をイノシシが占めているということで、イノシシを対象として実施しております。

この佐世保市ほかのご要望につきましては、アライグマとかシカを県の補助事業に組み込んでほしいという要望でございましたが、県の予算の範囲の中で被害を一番発生させているイノ

シシを対象として報償金の事業を継続させていただきたいということでございます。

【山田(博)委員】 それはいいんですね、県は。国とかほかの状況を教えていただきたいと思っております。

私の質問は、アライグマとかシカについても捕獲報償金の新設をしてもらいたいと佐世保市から陳情がきておりますけど、国とか県内の市町の動向はどうなっているかということをお教えしてもらいたいということです。県はしてないでしょう、それはわかっていますけど、国とか県内の市町の動向を教えてくださいということです。知っているでしょう、あなたは、大変優秀な室長ですから。わかりますか、わかりませんか、お答えください。

【川口農山村対策室長】 ただいまの動向といいますのは、動物、いわゆるアライグマ、シカの増減とか、そういったことでしょうか。

【山田(博)委員】 発音が悪いんですかね。農山村対策室長、よかですか。アライグマ、シカ等に対する捕獲報償金の新設に対する動向ですね、わかりましたか。もう3回言いました。お願いします。

【川口農山村対策室長】 現状で、国の交付金が、こういった動物については1頭1,000円の補助金が国の交付金で支出されておりますので、現在、市町につきましては、この制度で対応されております。

【山田(博)委員】 イノシシ以外のアライグマ、シカにも報償金がついているわけでしょう。ということは、国も一定の被害を認めているわけですね。

それで、今、農山村対策室長は、県内の農業被害はイノシシの被害が80%を占めていると

いうことでありますけど、イノシシに聞いたんですね。あなたが80%やっているんですねと、全部わかったわけですね。そうなんですか。

【川口農山村対策室長】この被害につきましては、市町から毎年、作物別、獣種別に報告をいただいております。平成29年度につきましては、1億4,600万円のイノシシの被害があったというご報告をいただいたところでございます。

【山田(博)委員】じゃ、アライグマとかシカに対する被害状況はご存じですか。

【川口農山村対策室長】獣種別に市町からご報告をいただいておりますので、獣種がたくさんございますので、ペーパーで一覧を出させていただきますと思います。

【山口委員長】そしたら、獣種別で後から資料として出してください。

【山田(博)委員】本来であれば、陳情が出ているわけですから、想定問答集をつくってなかったんですか、つくってたんですか。

【綾香農林部次長】平成29年度の農作物被害は、野生鳥獣全般で2億1,855万円でございます。そのうちイノシシは室長が申しましたとおり1億4,600万円、シカが987万9,000円、アライグマが120万円の被害でございます。そのほかカラス、カモ、その他が占めております。

【山田(博)委員】いずれにしても、後で詳しい資料をいただきたいと思います。

イノシシが被害の8割を占めているからということでイノシシだけするんじゃないかと、柔軟に考えた方がいいと思うんですよ。地域によっては、ヒヨドリとかおったわけだから。諫早湾干拓だってカモがおったでしょう。

だから、地域によっては、それも対象にするとか、イノシシしか対象にしませんとか、やっ

ぱり柔軟に考える必要があるんじゃないかと思うんですよ、どうですか。農林部次長、そう思いませんか。全部が全部、イノシシだけじゃなくてね、ここは他の動物でも困っているんだよとなれば、そこは柔軟に取り組む必要があるんじゃないかと思うんですよ。今はアライグマは少ないからといっても、アライグマもどんどん増えてきたらどうするのかということになるわけだから。被害が少ないうちに早く手を打った方がいいんじゃないかという考え方もあるわけだから。被害が少ないから、する必要はないんですよとか、そういった考えじゃなくて、早く手を打った方がいいんじゃないかと、先手必勝で、そういうことです。どうですか、見解を聞かせていただけませんか。

【綾香農林部次長】先ほど、室長が申しましたが、シカ、アライグマ等に対しても国の捕獲報償金制度が別途ございまして、シカについては成獣で7,000円、その他の獣類が1,000円ということで、アライグマはその他の獣類で1,000円となっております。

この制度を使って捕獲を進めておりますので、県の制度でイノシシをしっかりと捕獲しながら、両方の制度を使い、有効的に組み合わせながら全体の被害を減らしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】市とか町の要望を受けて柔軟な、県の報償金制度の見直しは、今のところ、考えていないということで理解していいんですか。

【綾香農林部次長】現時点では、この両制度、国の制度、県の制度を使ってやってまいりたいと思っておりますが、今後、発生状況等を見極めながら検討してまいりたいと思っております。

す。

【中村農林部長】せっかくの機会でございますので、今の次長の答えに補足をさせていただきます。

県としましても、市町にしっかりと対応していただきたいと思っておりますが、国の制度、県の制度を効率的に使わなければいけないということがあります。県は、少ない予算の中で、どこに力を入れるかというところ、今のところはイノシシで頑張っていきたいと思っております。

特に、市町においては、鳥獣特措法において被害防止計画をしっかりとつくっていただき、それに基づいてやっていただく対策につきましては、8割の交付税制度がございまして、市町が地域の実態に応じて対策の費用を出すといった場合には、そういった裏負担を国が考えてやっていただいております、県はないんですけれども。そういったことも市町の方々には十分働きかけをさせていただきながら、この制度をうまく使っていただいて地域の実情に応じた対策をとっていただくように働きかけを進めてまいりたいと思っております。

【山口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】政策決定過程の資料の15ページに、葉たばこ担い手強化対策事業費補助金と

ありますが、毎年、葉たばこの生産振興に対する経費として、こういった予算の計上がされておりますけど、毎年この金額ですね。これで間違いないかどうか、お尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】葉たばこ担い手強化対策事業費補助金につきましては、長崎県葉たばこ振興協議会の活動に対する支援ということで、少し減りながらではありますが、100万円を超える補助金を出しているところであります。

【山田(博)委員】今、葉たばこ農家というのは、県内で大体どれくらいの人数がいらっしやって、高齢化についてはわかりますか。時間がかかるんだったら次の質問に移りたいと思っております。

続きまして、林政課長にお尋ねしたいんですが、25ページのながさき森林環境保全事業補助金、しまの間伐促進ということでしていただいているんですが、海上輸送にかかる経費ということでありまして、これは大変ありがたい制度だと思うんですけど、こういった形の補助金の支出になるのか、説明をしていただけますか。

【内田林政課長】この事業は、長崎県の独自課税でありますながさき森林環境税を活用した事業でございます。島内で一定需要がある分は島内で消化されるんですが、それ以上生産された場合、どうしてもだぶついてしまって間伐材の生産ができないということで、島外に係る輸送経費を支援するという事で島内の森林整備を進めようという目的の事業でございます。

今、五島の島外出荷の支援は、1立米当たり2,000円を上限に計上しているところでございます。

【山田(博)委員】1立米当たり2,000円ということで、輸送経費に係るということは、補助金を組合にやって、運搬はどうなるかということ

説明していただけますか。

【内田林政課長】25ページの223番と224番は、それぞれ事業体がございます。長崎県林業公社と森林組合ということで、それぞれの出荷証明に応じて、それぞれの事業体に補助しているという状況でございます。

【山田(博)委員】ということは、補助金を出しますと、運搬をどこにお願いするかというのは、それぞれの組合でやるということで理解しているんですか。

実は、五島だから、地元の船会社さんが、地元でもらいたいんだけど、どうもできなかったみたいで残念がったわけですね。地元の木は地元が運びたいという思いがありまして、そういった声があるということをお伝えしておきたいと思います。

葉たばこのことはわかりましたでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】葉たばこの平成30年の耕作者数につきましては、276戸ということになっておりまして、1戸当たりの面積が200アール、全体の耕作面積が567ヘクタールです。年齢構成については調べておりませんが、比較的、担い手が残られておりまして、特に、離島・半島部においては重要な担い手の受け皿となっている作目であると考えております。

【山田(博)委員】農産園芸課長、私も葉たばこ農家の方からいろいろ話を聞いてみたら、種苗の生産とか、あと乾燥機の老朽化が進んでいまして今大変困っているわけですね。生産振興に対する経費の助成ということでありますけど、この機会にぜひそういった現状を調査してもらいたいと思います。

実際、農産園芸課長は、葉たばこ農家の年齢構成とか状況をよく把握されていないみたいで

すから、把握されながら、現状は、後継者についてはお父さんが持っていた乾燥機とか種苗ハウスの耐用年数が過ぎておりまして大変苦しい経営をされているというのが現状でございます。というのも、葉たばこもいろんな制約がきておりますので、ぜひこの機会に調査しながら後継者育成の対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】葉たばこの生産者の年齢構成等については、今後、調べさせていただきたいと思っております。

また、乾燥機等の、例えば、省力型の乾燥機等の導入につきましては、J Tの事業がかなり高率の補助でありますので、そういう事業等もご紹介しながら担い手が残るように支援していきたいと考えております。

【山田(博)委員】乾燥機はわかりましたけど、種苗ハウスはどうですか。

【渋谷農産園芸課長】種苗ハウスにつきましても、例えば、葉たばこの苗生産だけであると、なかなか費用対効果はとれないということで補助対象に乗りにくいんですが、例えば、後作に野菜をつくるとか、そういうことでハウスの生産性を高めることで補助事業に乗る場合もありますので、そういうことも地域の方と話をしながら、できる限り支援をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】私も、それ、話をしたことがあったんですが、実際、葉たばこ農家の方々の現状は、他の作物をつくと手が回らないような状態でありまして、そういった現状を把握した上でしっかり聞き取り調査をやっていただきたいと思っております。

【山口委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務について質問はありませんか。

【西川委員】3つ質問させていただきます。

まず、1つは輸出の増額の対応について、アジア各国への働きかけ。そして、今、香港とか台北でもフードフェスタがあっていますが、そのような時の長崎県からのJA、全農関係者とか、また、部会の代表とか生産地の代表、そして、県から出張しているのか。

そして、施設園芸についてオランダ型農業の制御についての拡充がどのようになっているのか。

それと、「平茂晴」の顕彰碑の、たしか知事が代表者になっていると思いますが、立地場所についていろいろと意見があるようでございました。出生地の壱岐とか、または平戸の田平にあります肉用牛改良センターとか、またはもっと目立つところ、国道沿いがいいとか、人が集まる場所がいいとか、その場所についてはどうになりましたか、以上、3点お聞きいたします。

【長岡農産加工流通課長】委員からアジアの輸出に関するご質問でございますけれども、ここ5年ほど、輸出への取組を強化してまいったわけでございますけれども、そういった中で今まで商談会への出展、フェアへの参加、イベントへの出展、そういった中で、ある程度関係が築けた業者等ができて、そういったところを使いながら輸出を増額させた結果、平成32年度の目標を前倒しで達成できたところでござい

す。

昨年度につきまして、そういう商談会への出展があったかというご質問でございますけれども、例えば、香港での長崎和牛の商談会等につきましては私どもと全農、そういったところが協力しまして商談会に出展をさせていただいているところでございます。

また、去年はアメリカへの輸出も取り組んでまいりたいということで、アメリカのサンディエゴでございました商談会に和牛やいちごを持ってまいりまして出展させていただいたところでございます。

また、アメリカについては、直接結果が出ておりませんが、今後につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【渋谷農産園芸課長】環境制御技術ですけれども、先ほど部長から説明がありましたように、ハウス内の温度、湿度、それから光などを植物の生態に合わせて管理する技術でありまして、光合成を最大限に高める技術であります。

平成29年度に中小のハウスにおきましては11品目、これはトマトとかいちごとか菊ですが、こういうもので現地の実証試験を始めておりまして、今年度から諫早市におきまして3.8ヘクタールのハウスで実証試験を行うこととしております。

ただ、昨年度の試験におきまして、トマト、あるいはいちご等で増収の効果が見られたことから、今年度のチャレンジ園芸1000億推進事業におきまして、農家が導入される場合に支援することとしております。

【山形畜産課長】県有種雄牛「平茂晴」の顕彰碑の設置場所のお尋ねでございます。

先般、実行委員会で議論をしていただきまし

て、その結果、県の肉用牛改良センターの敷地内に整備をしようということで決めていただきました。

具体的な設置場所については、これから場所の選定等、関係者の意見を聞きながら決めていきたいと思っております。

【西川委員】「平茂晴」の銅像の設置場所につきましては、壱岐の山本(啓)委員もおられますが、賛否両論だったんですね。例えば、県の和牛部会長さんは、田平の改良センターもいいけど、例えば、国道沿いがいいとか、平戸大橋のところがいいとか、もっと人の見るところがいい。極端な例は長崎空港に設置しなさいという人もおったかと聞いておりますが、それは県に届いているかどうかわかりません。

そういう中で、当時のJA長崎西海の組合長さんは、やっぱり本家本元と言ったらおかしいですけど、一番生きて住んでおられた肉用牛改良センターの近くがいいだろうとか、しかも、田平天主堂は世界遺産の構成施設ではありませんが、今から相当な観光客も来るだろうから一番見えるんじゃないかというような意見がありました。

そういう多種多様な意見がある中で、目的は「平茂晴」の今までの貢献の顕彰と、今からの長崎県の和牛に対する頑張ろうという気持ちを奮い立たせるために、できるだけ県民、そして畜産農家に見ていただけるような場所がいいと思いますので、もう決定したんですが、正式にはまだ今からですか。

【山形畜産課長】場所については、実行委員会の方で肉用牛改良センターの敷地内ということで決定させていただいたところでございます。

【西川委員】詳細な、はっきりここというピン

ポイントの場所は決まっていないかもわかりませんが、恐らく肉用牛改良センターの前の牧草の畑のところかなと思いますが、やはり出生地の壱岐の方からの要望とか、ほかの地域の方からの意見があるかもわかりませんが、その辺を、例えば、レプリカをあと一つつくるとか、そういうようなことも必要じゃないかと思えます。

そういうことで鹿児島大会に向けて長崎の和牛がさらに躍進するように、その効果を狙って意見を調整して頑張っていたきたいと思えます。

さて、輸出問題ですが、アメリカの方がだんだん拡大しているのは大変うれしいことですが、シンガポールとか、その他の東南アジアの国々において、今、長崎県産の農水産物が東京に集められて、そこから輸出業者によってシンガポールまでもその日のうち、または次の日に行くというような話をお聞きしました。

そのような中で、いちごの世界一と思っておりました福岡県産の「あまおう」の価格が破壊されている。ほかの国内産のいちご、例えば佐賀県産の「さがほのか」とか、韓国産のいちごとか、そういう中で価格が崩壊したという話も聞きます。

それで、それぞれの国によって違うかもわかりませんが、購買者の考え方が動いております。そのような中で、例えば、長崎のびわとか、長崎の和牛とか、そういう農産物または農産加工品の、長崎県が、自分たちは誇りに思って、これならいいぞと思っているものでも相手に理解されないと販売は増えないと思えます。そういうことで市場リサーチもちゃんとやっていくために、農産加工、または農産園芸などの担当者

の皆さんは、どうぞ県費を使っていいですから、どんどん現場視察をして長崎県の農産物の輸出拡大に頑張っていたらと思います。

また、ちょっと言いにくいかも知れませんが、台北のフードフェアが今週の火曜日からあります。平戸市からは、行政は行っていませんが、商工会議所の役員を派遣して、また、販売にも水産加工とかも行ってあります。それと菓子類ですね。ブースを結構広くとっていただいて頑張っておりますが、政治は別ですから、商業というか、実業の面においては、台湾、台北は立派な消費地、長崎県産品の購入地域だと思いますので、そういうところも遠慮しないで頑張っていたらと思います。農林部長もしくは担当課長のご意見をお聞きしたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】委員ご指摘のように、東京の大田市場内にあります仲卸等が積極的に輸出を図られているということがございます。私どもとしまして、そういったところと連携を図りながら輸出拡大に努めてまいりたいという考えに立ちまして、うちの協議会の特別会員となっていて、連携を図りながら、東京大田市場で引いた中でもお値段を高く買っていただいて、国外に持って行っていただきたいという取組を進めているところでございます。

そういう中でも現地の消費者の意見を聞きながら、長崎もののいいところを売り込みたいということで、その業者の方と連携しまして、現地のマネキンさんを雇いまして試食宣伝販売をしながら輸出拡大に努めているところでございます。

どしどし行ってというご意見がございましたけれども、私も昨年、香港で日本のものを取り

扱っておられる現地の業者のところまで足を運びまして、そこで「来られたのが3県めだ」と言われました。私もそういったところと直接お会いして商談をさせていただいたところがございます。

また、その方につきましては、昨年の後半に長崎の産地を見ていただくという取組の中で、長崎に足を運んでいただいて長崎もののいいところをご理解していただいたものと考えているところでございます。

また、台湾につきましても、現状、昨年から和牛の輸出が解禁となりましたので、長崎和牛の輸出を始めており、台湾でもある程度、数字が上がってきたところでございます。長崎和牛指定店の認定も含めて、和牛を中心に台湾でも頑張りたいと考えているところでございます。

【中村農林部長】今、農産加工流通課長が申し上げたとおり、そういう輸出の対策については取組を進めていきたいと思うんですけど、何より農家の所得の向上につながらなければ意味がないと思っております。

市場を通じて輸出することについて、単価が決まってしまうから、市場単価で輸出されるのであれば仲買がもうかるだけじゃないかというようなことを私どもは考えておったわけですが、実際にやっておられるところと十分連携させていただくことで、全体の単価が上がっていくというようなことにもつながっていく。リーディングといいますか、引っ張られて全体の単価を上げるといったことにも効果が上がっているようなところもあります。

そういう中、仲卸の人たちの輸出ルートを十分活用させていただいて、そこに私たちも一緒

になって取り組むことで輸出拡大にもつながっていくということがしっかり理解できましたので、そういったことについてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それから、「平茂晴」の件につきましても、委員からご指摘いただいたとおり、後々、肉用牛改良の推進に資することも当然ありますし、次回の全共の鹿児島大会に向けた機運醸成にもつながるものと思っておりますので、その効果が十分発揮できるようにしっかりと実行委員会といいますか、関係機関・団体の皆さん、それから、生産者の皆さんと一体となって進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【西川委員】丁寧なご返答ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

それでは、最後に施設園芸につきましては、光合成を促進させるためのいろいろな装置を設置しているようですが、この設備費と、それを例えば10年、20年か、何年間かでペイできる、そういう中での販売額、または生産量の関係があつて、設置効果があるという実証が1~2年ではわからないかもわかりませんが、見込みはどうですか。

それと、今から先の、実は、私はオランダ大使と4~5年前にオランダ型農業について議論したことがあります。日本では先進地である高知県を見に行きなさいとか、せっかくならアムステルダムまで行ってきなさいとか言われたんですが、そのような中での今からの制御型温室というか、施設の見込みですね。今後、若い農業後継者または新規就農者などに対する生産意欲というか、就農意欲が増えていくのか、その辺の見込みと現状はどうですか。

【渋谷農産園芸課長】平成29年の試験、例えば、いちごであると10%を超えるような増収効果が見られておりました、施設の減価償却費、燃料費等を入れても、増収の効果が上がるということがわかっております。

先進地の高知県等に行くと、3割以上増収した効果等もありますので、植物に合った管理方法をしっかり見つけ出して、それを普及することで投資効果は十分にとれると思っております。

それから、若い方々が就農するに当たっても、ただ面積を広げるだけじゃなくて、収量を上げることでしっかりと単位当たりの生産性がとれる。そして、本県が目指しております600万円経営体、それから1,000万円経営体というものをつくっていくことで若い方の就農の呼び水になっていくのではないかと考えております。

【山口委員長】午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

— 午前 11時58分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【山口委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

午前中のやりとりの中で答弁の不足、また、訂正があるそうですので、これを許可します。

【永田森林整備室長】午前中の山田(博)委員からご質問がございました平成29年度3月補正予算専決の、いわゆる横長資料の15ページの普通財産売払収入の件で、この売り払った結果について公表しているのかということをございましたけれども、これは売り払いを行いました県央振興局で入札結果については閲覧できる状態にしているということをございます。

【内田林政課長】 午前中の山田(博)委員のご質問で県有林の売り払いの件で議会資料で見たことがないというご指摘がございまして、私は、「提出しました」ということをご答え申し上げたんですが、実は、県営林の作業には、木材を生産する委託と木材を売り払う委託というのがございまして、生産する方は1,000万円以上の物件がありまして、確かに、議会資料には提出していたんですが、売り払いの方は1,000万円に満たないということで提出をしたことがございせん。そういう案件がございせんでしたので、大変申し訳ございせん。お詫びをして訂正したいと思います。

【山口委員長】 所管事務一般についてご質問があるということで、山田(博)委員、どうぞ。

【山田(博)委員】 今回、こういった訂正があったということは、訂正がないような答弁をしっかりとお願いしたいと思います。言いたいことはありますが、時間の関係がありますので終わりたいと思いますが、今後、こういったことがないようにですね。安心しました、私が言うことが正解だということですね。ありがとうございました。それだけわかれば結構なんです。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 議案外ということで、先ほどの報告の内容で西川委員ともやりとりをされておりました「平茂晴」の顕彰の取組についてですが、関係者の方々がしっかりと顕彰に至る場所はどこかということでお話し合いをされた上でセンターへの設置ということであろうということは理解いたしました。

ただ、私は、関わった方々だけではなくて、多くの県民の方々、または県外からお見えになる来県者の方々が、長崎というのは長崎和牛と言われるだけ、そういうところなんだと。また

は県民の方々が誇りに思う産地なんだということの啓発も含めて、関係者の方々が大事に維持管理がしやすい場所、または出資をされた方々が常に目に触れることができる場所、そういったことにお選びになられた場所であろうかと思えますけれども、そのほかの形でまた何か機会があれば、そういう提案をしていただいて、PRの観点も含めて、そういうご指摘をさせていただきたいなど。全国的にもこういったことは、関係者の方々の近くの敷地内であるということが定番になっているということは容易に予想できますので、そうなんでしょうけれども、我々が言っているのは、県外や県内の方に知らしめるということも重要だということをご指摘しておきたいと思えます。ご答弁は結構でございます。

次に、新規就農者、新規雇用就業者の確保についての取組の報告が先ほどございました。これらについてですけれども、新規のこの取組は、担い手確保がうたわれて久しいわけですから、これまでも継続的に行われてきていて、今回、まさしくこういう実績が示されたわけですが、果たして本県のような特異な地形を持つ場所において、それぞれの地域がどれだけの取組をし、そして、どれだけの成果を得られたのかというのは、県下全域のひとくくりの評価ではなくて、それぞれの地域ごとに見ていく必要性が多分にあるかと思えます。あわせて、さまざまな職種、産業も生産の内容も変わるわけですから、そういった生産別や地域別、そういった部分についての説明があればお願いしたいと思います。

【宮本農業経営課長】 委員から、今、新規就農に当たって地域別とか品目別のアプローチをしっかりとすべきではないかというお話がございました。新規就農者につきましては、お話がありましたとおり、本県では新規就農者250名、そ

れから新規就業者250名ということで目標を立てて平成32年度までということで取り組んでおります。既に平成29年度の実績ということで、新規就農者につきましては243名、就業者につきまして321名、合わせて564名ということで、順調にいつていると言え言えるんですけども、一方で、お話のありましたとおり、地域ごとのアプローチというのが大切かと思えます。少しご紹介いたしますと、新規の自営就農者につきまして言うと、平成29年度、県央で86名、島原で86名、県北で41名、五島で14名、壱岐で13名、対馬で7名、全部合わせて243名です。地域ごとに特性がありますし、また、品目につきましても、地域ごとに、例えば、島原ですと露地野菜が多いですとか、県央だと施設野菜が多いとか、いろいろあります。

こういった特徴を踏まえるためには、新規就農に当たっても、希望する方に、希望する品目に応じた、例えば将来の所得の姿ですとか、営農するための技術指導といったものも、希望者に、どういうことをやりたいのか、どういうところで作りたいのか。こういったことも、農家の子弟の場合もありますし、あるいは農外から入って来られる方、Uターンの方、いろんな方がいらっしゃいます。こういった方、一人一人のニーズに合わせた形で、本県といたしましても新規就農相談センターが中心となって丁寧なアプローチをしております。また、各振興局でもフォローアップも含めて、あるいは入る際の技術習得支援というような形で品目ごと、あるいは経営の類型ごとに合わせた就農支援をしっかりとこれからもしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山本(啓)委員】 質問したこと以上の丁寧なご答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

その上で、今少しお話がございました新規自営就農者数と新規雇用就業者数の数字の合算が564人と。新規自営就農者数については、地域ごとの数字についても少しお話をいただきました。新規雇用就業者数については、各地域ごとの話というのは、所管が長崎県ではないということで、調べの関係で発表できないということによろしいですか。

【宮本農業経営課長】 労働局からいただいている数字ということもありまして、そういう理解でお願いいたします。

【山本(啓)委員】 わかりました。

その上で、それぞれの地域ごとの取組についても、今後もしっかりと取り組んだ後の結果を踏まえてどのようなアプローチがいいか、またはそれぞれの生産物の指導、技術についてもどのようなアプローチがいいかということ現場からフィードバックして、今後、取組に生かしていくということです。

不勉強で申し訳ないんですけど、この事業は何カ年でやっていくおつもりなんですか。

【宮本農業経営課長】 事業については継続的に、事業内容は変わっていくことはあるかと思えますけれども、新規就農については、本県は、今後、生産量の拡大ですとか、全体として農業者が減る中で新規就農者を確保して、雇用も含めて経営拡大を図っていかなければいけませんので、事業の形はさておき、継続的にこれからもしっかりとやっていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 当然、ゴールというのはなかなか見えにくい、人口減少等も含めて、産業労働の関係者も含めて見えにくい県下でございますので、引き続きということは当たり前であると理解します。

しかし、一つ一つの1カ年ごとの取組については、しっかりとメリハリが必要であろうかと

思いますので、先ほどご答弁いただいた内容に照らして、1カ年ごと、地域ごと、生産物ごとの成果の分析評価、そして、現場からのフィードバックを受けての翌年度に対する取組について、しっかりとメリハリのきいたものをお願いしたいと思います。

1つだけ、これに絡んで違う切り口で少し質問したいんですが、要するに、農業振興の取組において、その地域、現場にしっかりとした人材を確保すること。また、しっかりとした技術継承を果たすということ。さらには、農業基盤というか、環境づくりをしていくこと。これらが重要であろうかと思えます。

例えば、人材や新たな就業者という切り口でいえば、個人ではなくて、経営体とか法人とか、それを他地区から有効な流通経路を持った団体を本県に取り入れてとか、そういった発想はあるものですか。

【宮本農業経営課長】 委員お話のとおり、農業を維持していくためには、新規就農を含めて農業外、あるいは県外からも含めて農業をやっていく方々を入れていくということは非常に大事なことだと思います。

新規就農の話でいいますと、最近増えているのがIターン、こういった形で、もともと東京とか大阪にいらした方が農業をやりたいという話の中で、47都道府県ある中で長崎県を選んでくれる方々が増えておりますので、そこでは長崎の野菜ですとか果物の特徴とか、自然もある、海もあるということも参考にしていってほしいということです。そういう中で本県の特徴をしっかりとお示しして、ぜひ来ていただくようなアプローチを不断の努力でこれからもしっかりと充実させたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。今

回の新規自営就農者数や新規雇用就業者数の中にも、そういった技術や先進の知識をお持ちの団体や法人、または個人の技術者、そういった方々もぜひ長崎県に取り込んでいただく。さらに、今お答えいただいたIターン者等がしっかりと学べる、農業大学校を含めて技術研究が行われる環境づくりというものにもしっかりと取り組んでいただきたいなということを感じました。

今のお話の人の動き等あわせて環境整備の観点でいえば、例えば、農地基盤とあわせてあるのが畑総の状況でございます。昭和の時代からしっかりと取り組んでいる地域があればあるほど、水路や関連施設の老朽化は当然進んでいるわけでありまして、それらについてしっかりと事情や都合を聞き取りながら対策を練っていく。そのために必要なのが国や県が用意する予算ということになるかと思えますけれども、現状のリサーチ、そして、それらに対する対策等、今後、老朽対策や新たな設備投資についての計画性といったものについて少しご答弁を賜りたいと思います。

【西尾農村整備課長】 これまで造成してきた水利施設の更新、老朽化の状況の把握ということでございますが、農村整備課の方で平成24年度までに完成した県営事業の水利施設については713と把握しております。

これにつきまして農村整備課では、10年以上経過した施設、なおかつ、末端支配面積が20ヘクタールの施設につきまして、平成21年度から点検、機能診断、そして、いつ、どのような対策を行うべきかの保全計画の策定に取り組んでおります。

現在までに対象となっておりますのが128施設でございます。その結果、51施設について何らかの対応が必要という結果を得ております。

こういうことで、今年度までに22施設で完了

または今実施中という状況でございます。

委員の地元の壱岐市で申し上げますと、畑総事業で郷ノ浦地区と芦辺地区を行っております。両地区についても機能診断等の調査を終えております。この結果、両地区ともダムの洪水吐、それと揚水機場、芦辺に2カ所、郷ノ浦に3カ所だったと思いますが、これについては平成32年度に着手する予定ということで現在進んでいるところです。当然ながら、県営以外にも小規模な施設がございます。これについても、現在、土地改良連合会と連携して推進を図っております。これまで4地区の事業に着手しております。

委員の地元の壱岐市で申し上げますと、先ほど申し述べました郷ノ浦地区と芦辺地区の末端施設について、パイプラインが更新時期という結果を得ております。ということで来年度、採択に向けて今調整を行っているところでございます。

【山本(啓)委員】 県下全域の話をしているつもりでしたが、事前通告はするものですね。ご配慮いただきまして、壱岐のお話もしっかりとさせていただきましてありがとうございます。

初めの方のご答弁から起こしていくと、平成24年度までに取り組んだものとして713、うち10年以上で20ヘクタールの施設について、平成21年度から調査をしていって、128のうち51ぐらいが速やかにそういった対応をすべきだという分析をされているということでした。しっかりとした調査の上で、老朽化の状況も踏まえ、また、それぞれの地域で取り組んでいらっしゃる協議会等の方々からの聞き取りの上で、そのような計画をしていただいた、そういった説明をいただいたと理解します。

しかしながら、その取組の中であって、例えば、風水害等によって老朽化が過度に進んでいたり、さらには、協議会等に所属している関係

者の方々の高齢化が進んだり、人口減少が過度に進んでいたりという現場の実情というのは刻一刻と変化をしているところもでございます。

そういった事態においては、やはり計画どおりであり、それまでは大丈夫だからということも踏まえて、30年とか31年とか先の予定を協議会と協議して決定されたんだと思います。

しかしながら、ややもすると、地元からは前倒しをして取り組んでいただきたいとか、そういった取組があらうかと思えます。そういった部分について、当然これは国、県、市のそれぞれの負担をもつての取組でしょうから、自治体ごとに予算規模について農業だけではないと、ほかのこともあるといった空気感があると思えますけど、その辺、協議会とのやりとりは、なかなかかなわない要望もあるかもしれませんけれども、実際、県は自治体とも絡んで協議されている実態があるんでしょうか。

【西尾農村整備課長】 協議会との協議の状況でございますが、絶対的には改良区との協議というのは必要です。地元負担金が生じます。それと、関係する市町についても当然費用負担をしていただくこととなりますので、我々が進める事業全てにおいて市町との協議は絶対的に必要です。

ただ、現状として、今の市町の財政もあって、先へ先へというよりかは、どちらかというところに対応が若干遅れぎみじゃないかというのが私の所感でございます。

【山本(啓)委員】 担当課長の発言は重いと思えます。午前中も議論がございましたけれども、畑総であれ、水稻であれ、基盤がなければというお話でございました。ぜひ協議会の方々と、または私たちもぜひ、地元の自治体に対しての啓発等を含めて、働くフィールドづくりがまず大事だよというところを大きな声で言っていき

たいなと思います。

あと1問、長崎県農産物輸出協議会等の説明をいただきたいと思います。

午前中の説明の中で農産物の輸出の状況についてご説明がありました。私としては、この経路についてお話を伺いたいなど。前提にあるのは、行政というのは、枠組みや制度、支援のあり方などを検討し、しっかりとしたものをつくる。そして、それを売り込んでいく。そして、消費者の手に届くところまでもっていく。これは民間がやることなのかなど。行政は、枠組みや、支援や、制度のあり方といったことを検討するのかなと思っております。

その上で、先ほどの説明を聞けば、経路において、どこまでが行政の役割で、そして、どこまでを生産者と流通、商社といいますか、そういった輸出の経路について、そういった観点について説明をいただきたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】長崎県農産物輸出協議会に係る経路等も含めてのご質問でございますけれども、長崎県農産物輸出協議会は、平成26年7月に県内の農業団体、農業法人、県、市町等に入らせていただきまして、長崎県の輸出促進を図るために協議会を設立いたしております。設立時、68者でございます。

そういった中、活動としましては、協議会としまして、商談会への参加、バイヤー招聘、会員への情報提供、会員の資質向上のためのセミナー開催、会員の輸出支援等をやっております。実情、県が事務局を持たせていただいております。そういった商談会の予算化、バイヤーの招聘等、現在のところ、県が事務局として取り組んでいるところでございます。

そういったところである程度の輸出業者等の

商談における情報が入りましたところで会員に情報をおつなぎして、商談にもっていただくとようなスタンスを現在はとっているところでございます。

県はフレームづくりのところをしっかりとやるべきであって、現場のマッチング等については民間でやるべきという委員のご指摘だと思いますけれども、長崎県が輸出に取り組み始めて活性化計画の目標は達成したとしましても、九州各県の状況からしますと、実績はまだ大分県に勝っている程度でございます。輸出状況はまだまだ厳しい状況でございます。

そういった中、農業法人、また、農業団体の方だけにお任せして進めていくというのはまだまだだなどと思っておりまして、いましばらくは県もそういったところを取り組ませていただいて、積極的な参加をさせていただいて実績を上げていきたい。その結果、農業者の所得向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【山口委員長】ほかに。

【山田(博)委員】それでは、私は事前通告をしておりますので、的確な答弁をよろしく願いたいと思います。

最初に、千綿女子高等学園の跡地の件についてお尋ねしたいんですが、県の農林部は跡地の活用ということで随分努力されておまして、貸付期間は平成27年5月28日から平成30年5月27日までとすると県有財産の貸付契約書にはうたわれていますが、間違いはないかどうか、そこだけお答えください。

【宮本農業経営課長】ご質問のとおりで間違いありません。

【山田(博)委員】そうすると、今もう1カ月近

くたっているわけですが、今後これほどのようにするのか。本来であれば、契約書には、実際は貸付期間が過ぎると売却するというようになってますね。それが1カ月たっても決定の状態になっていないということはどういうことか、説明していただけますか。

【宮本農業経営課長】 委員お話しのとおり、千綿女子高等学園跡地につきましては、平成27年からということで、平成30年5月27日で貸付期間は終了しています。その際の契約ですけれども、株式会社平田農場との間で3年間の貸付期間の終了後に一括購入するという契約を行っております。現在、平田農場と、この農場の資産状況ですとか今後の営農の計画内容といったものについて確認を行っているところです。

お話しのとおり、期間終了後、かなり長引いている状況でございますけれども、一括購入の可能性をしっかりと見極めたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただければと思っております。

【山田(博)委員】 これは、本来であれば契約期間が終わった時点で速やかにそういうふうになっていないといけなかったわけですね。これは遅れたというのは、どちらの方が問題があったのか。県の方が何らかの事務的なことがあったのか、先方にあったのか。これは本来であれば契約書どおり5月27日までですから、それ以上は今はできないわけですね。

だから、2つのことをお答えいただきたい。なぜここまでなったのかということと、現在、跡地はどのように活用されているのか。契約期間は過ぎているわけですから、その2つをお答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】 まず、遅れている状況の

理由でございますけれども、本件については、もちろん、5月27日で終わるということがありましたので、平田農場と県の方で3月以来、協議を重ねてきたところでございます。

一括購入の可能性については、先方の資産状況について重ねて聞いたりですとか、あるいはその後の営農をどうするのかということを含めて何度も繰り返し話をしているところですが、まだ結論に至っていないという状況があって、そういうことで遅れてしまっていることについては、そのとおりでということだと思います。できるだけ早く結論を出したいと思っております。

もう一つ、跡地の現在の状況でございますけれども、貸付期間においても、雑草など生えないように定期的な管理をしているところでございます。現在はそこでは営農はされていないという状況がありますので、今後の可能性も含めてしっかりと見ていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 現時点では営農活動をされていないということと、3月からそういった議論をしておりながら、いまだに結論に至っていないということはいかなるものかと思うんですね。農業経営課長以外の部長なり次長なり、これは速やかにしないと、どうかと思いますよ。次長、お答えいただけますか。

【綾香農林部次長】 千綿の案件は、委員ご指摘のとおり、5月27日をもって契約が切れるということで、私は、昨年度、農業経営課長でございましたので、昨年度末から社長と面談を繰り返して、約束どおり、ご購入いただけるかという確認を、ずっとやりとりをしまっていました。

それで、ご購入いただく方向だということと終始ご回答いただいておりますけれども、我々と

しては、貴重な県有財産でございますので、そこを本当にどういう資金でご購入いただけるのか、それから、購入された後、どう活用されるのかという道筋をしっかりと確認させていただいて、両者、納得した上で売買契約を締結したいと考えております。

県も3月以降、宮本課長も含めてずっと面談をやっております、今後、その辺の貴重な県有財産を農業振興、それから地域の活性化、当初から県が考えているような売買に当たっての基本的な考え、目的を達するのかどうかというところも平田農場と十分話し合いをしながら結論を得たいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

【山田(博)委員】 経過はわかりました。今は何もされてないということでありましたら、結論をきちんと決めて、いつまでにすると。ずるずるしていても、3月からずっと議論していて曖昧なままだということはいかかなものか、結論に至らないということは、部長、もうこれは決断して、いまだに結論に至らないということは、お互いの信用というか、合意が見出せない状況ですから、もう決断というか、ある程度期限を決めて次のステップにいくようにしていただかないと、もう宝の持ち腐れになってしまいますから決断をやっていただきたいと思っております。どうですか、部長。

【中村農林部長】 今、山田(博)委員からご指摘があったとおり、これは貴重な資源でございますし、その有効活用を図ることは、地域の活性化にもつながるものと思っております、早期の効果発現を図っていく必要があると考えておりますので、ご指摘があったとおり、現段階で貸付契約を結んでいる相手方とは早急に結論を

得るように取り組んでまいりたいと思っております。その結果、購入がかなわないということであれば、即座に再公募を行うといったことで次につなげてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 早期ということですが、具体的にある程度期限を決めてもらいたいと思うんですよ。担当次長として具体的に、明確に期限を決めてやっていただかないと、ずるずるになってしまいますからね、明確にお答えいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

【綾香農林部次長】 何月までにということは、先方との交渉もございますので私から今言える状況ではございませんけど、次回の委員会前には委員の皆様にご報告できるように努力したいと思っております。

【山田(博)委員】 最低でもそれはしっかりやっていただきたいと思っております。

続きまして、県立五島海陽高校と山崎製パンの県産ばれいしょを使った2種類のパンの販売実績はどのように、これは農林部農産加工流通課が全面的にいろいろとしていただいたということで学校関係者は大変喜んでおられますが、実績をご報告いただけますか。調べていただいておりますか、調べているでしょうね、間違いなく。よろしく申し上げます。

【長岡農産加工流通課長】 委員ご指摘の山崎製パン関係でございますけれども、地域の食材を使った商品開発を学習する五島海陽高校の要請を山崎製パン福岡工場様が受けられまして、委員の力強い後押しをいただきまして、長崎県産ばれいしょを使った2種類のパンが商品化され、本年5月1日から6月まで県内だけではなく、九州内のコンビニ、量販店の約2,700店舗で販売されている状況でございます。

実績でございますけれども、まだ5月分しか出ておりませんで、山崎製パン様に確認をいたしましたところ、5月分の販売目標、1商品当たり3万個でございましたけれども、2商品で12万個を超える販売となっていると聞いております。特に、1商品のランチパックカレーにつきましては、同様の企画商品の中でヒット商品であると伺っているところでございます。

【山田(博)委員】 ちなみに、じゃがいもは長崎県産ということでしたけれども、「ニシュタカ」ということで、いろいろあるんでしょう。どこのじゃがいもか、ちゃんと教示していただかないと。よろしくをお願いします。

【長岡農産加工流通課長】 今回、長崎県産じゃがいもの「ニシュタカ」でございまして、産地は五島と諫早市のじゃがいもを290キロ使われたと伺っております。

【山田(博)委員】 どうもありがとうございます。学校関係者も、携わった生徒の方も、大変ご理解とご協力をいただいたということで感謝のお礼をお伝えしてもらいたいということ言っておりますので、それをお伝えしておきたいと思っております。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 4分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 続きまして、県庁舎における県産材の使用状況を説明いただけますか。

【内田林政課長】 新県庁舎でございますが、行政棟、議会棟含めまして全体300立方メートルのうち、県産材が275立方メートルが使われていると伺っております。

【山田(博)委員】 今後、林政課におかれましては、新庁舎で県産材がどのように使われたということを来庁者にわかるようにしていただいて、今後、庁舎をつくる場所に、長崎県はこれだけ頑張ったんだということを、林政課長は頑張ったんでしょから、そこをPRできるように対応してもらうように、また、案内できるように工夫をしていただきたいと思います。いかがですか。そういった声もきておりますが、いかがでしょうか、見解を聞かせてください。

【内田林政課長】 所管する管財課と一緒にあって県産材をどう活用したかということ具体的には展示パネルの展示を依頼はしたんですけれども、なかなかそれが実現できませんでしたので、管財課とも、また表現を工夫しながら県産材のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

【山田(博)委員】 言ったけど、管財課はしてくれなかったということですね。よかったじゃないですか、林政課長、委員会で厳しい指摘を受けたので、せんといかんようになりましたよということで伝えてください。管財課長には私も後で言うておきますから。

続きまして、イノシシのA級インストラクターの活用状況を説明していただけますか。

【川口農山村対策室長】 A級インストラクターについてのご質問でございます。

A級インストラクターにつきましては、イノシシの生態等に非常に詳しく、地域で実際に対策を行う方々を指導できる方と位置づけておりまして、県で8項目の勉強をしていただきまして、試験をして、合格した方をA級インストラクターとして認定しておるところでございます。

【山田(博)委員】 今、合格者が何人いらっしゃるかって、実動部隊がどういう状況か、わかりますか。

【川口農山村対策室長】 現在、450名の方が地域で活動していただいております。

【山田(博)委員】 この方々の意見を聞きますと、市とか町で雇用されておりますね。そうすると、保険関係で期間があって十分な作業が1年を通じてできていないという状況があります。事前に通告して農山村対策室できちんと状況を調べてもらいたいということでお伝えしておりますが、調べていただいておりますね、室長は気が入っていますのでね。お答えいただけますか。

【川口農山村対策室長】 委員から事前にご質問いただいた項目でございますが、五島市の方で実際そういった有害鳥獣の駆除にかかわっている方の雇用についてということでご質問をいただいております。

五島市が直接雇用しておられます捕獲に従事される方につきましては、4月に採用試験を実施されておりまして、臨時職員として5月から3月まで、約10名、雇用されているとお聞きしております。

また、年度の途中で1カ月程度の空白期間があるということもお伺いしました。

【山田(博)委員】 聞いたら、年度途中の空白期間がちょうどイノシシの出産期に当たって、その時、一番やらないといけないのに、その時に作業を休むというのが一番大きな打撃だということ。減らそうとしていても、また増えるんですよと言われるわけですね。

こういった状況を、私は五島市選出の県議会議員だからじゃなくて、ほかの市町についても調べていただいて、出産期にどのように対応するかということが一番大切なんですね、農山村対策室長、そうでしょう。これをどのようにクリアしていくかということは、室長、腕の見せ

どころですよ。見解を聞かせていただけますか。

【川口農山村対策室長】 有害鳥獣の捕獲につきましては、地域の方々の、その地域、その地域の固有の事情もございますが、地域の方々の意見を丁寧に聞きながら適切に対応していくように市町とお話をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 適切にというのは、室長、出産期を知ってますか、お答えください。

【川口農山村対策室長】 概ね5月から7月の間に産します。

【山田(博)委員】 概ねと、間違いありませんね。

【川口農山村対策室長】 多少4月から9月の間に生まれる場合もございますし、あと、春の早い時期に子どもを失った親は、秋、10月から11月に産する場合もございます。

【山田(博)委員】 そうやろう、室長、私はずっと聞いて回ったんだから、何人も。一概には言えんとよ、室長。もうちょっと勉強していただきたいですよ。

その期間を、例えば、10人おった人が1カ月、2カ月、ばーんと休んでみんね、ぼこぼこ増えるでしょう。それじゃ元も子もないでしょうと言っているんです。どうですか。現場の人が何人も言われたわけです。「なるほどな」と言ったんです。だから、そういったことがないように工夫をしないといけないのじゃないかと思うんですよ。どうですか、室長。こういった状況があるということをおわかっていただきたいんですよ。はじめて聞いたでしょう、室長、お答えください。

【川口農山村対策室長】 この雇用については、はじめてお話を伺いました。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時11分 休憩 —

— 午後 2時11分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 いずれにしても、室長、私が出産のことを言っているのは、そういったサイクルがあるから、その時にインストラクターが全く機能していない時期があると出産が増えますから、そこをきちんと切れ目のない対策をせんといかんじゃないかと言っているわけですよ。ここの生態をきちんと調査した上で取り組まないと。少なくとも次の委員会までには調べていただきたいと思います。よろしく願います。

続きまして、先ほど、西川委員が言われた種雄牛の「平茂晴」のモニュメントというのは、私は一昨年からずっと言っていました。3月22日に西川委員が言われたことと全く同じことを言った時に、当時の課長はこう言われました、「今はまだはっきりしたことはお答えできませんので、そういうことが決まり次第、お知らせいたします」ということだったんですね。気をつけて私にもお知らせいただきたいかった。私が最初に言っていたんですからね。ぜひ気をつけていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど、森林整備室長にお尋ねしました災害の県の補助率の割合を決めても、負担割合を定めていない残り8市町は、これは実際定めてませんから、補助金をやろうとしてもやれないんですよ、この事業について。そこだけお答えください。定めがないのにやれないわけだから、こういった事業で災害対策ができるか、できないか、そこだけお答えください。

【永田森林整備室長】 市町がする事業でございますので、私ができる、できないとは、なかなか言いづらいところがございますけれども、た

だ、定めがない分について、何らかやる分については、例えば、市長とか町長の専決であるとか、そういったものが必要になりますので、ルールに基づかない分については、基本的にはないだろうと考えます。

【山田(博)委員】 だから、これは負担割合が定めてないところは、臨時崩壊防止事業とか自然害防止事業の支出はできないということで理解していいんでしょう。わかりやすく言っていただけませんか。

【永田森林整備室長】 申し訳ございません。私もうろ覚えなんですけれども、災害が起こった時に農地災の負担割合を適応するという形で便宜的にやったということを聞いていますので、市町が判断するものですので、8市町が定めがないから絶対出せないかというのは、私からはちょっとはっきりは言えないところでございます。ただ、決まりがあるところは、決まりにのっとってやりますので、しっかり対応できると思っております。

【山口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村委員】 諫干の農地の排水対策等についてですが、今までもずっといろいろな問題があつて営農者の方たちからも相談をされながら、随時、改良を重ねてきたと思っているんですけれども、今回、特にひどい状況になってきたということで傾斜をつけるということでやられているようです。

12圃場のうち4圃場を、今回、7月中旬から事業に着手するということが計上されています。残りの8圃場の方については、次年度と書いてあるんですけども、8圃場の方たちは4圃場の方たちと1年間ずれてやられるわけでしょう。その間に、1年間で農作物の生産については、か

なりの差が出てくると思うんだけど、その辺について向こうは事情をちゃんと承知して1年遅れでということで行われているんですか。それとも、予算の関係で4と8に分離されているんですか、どちらですか。

【藤田諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓農地における排水対策につきましては、現在、お話がございましたとおり、まず、傾斜の補正については、5圃場が必要でございまして、そのうち1圃場については終了いたしております。残りの圃場については、現在、農作物の収穫が終わらないと傾斜補正できませんので、営農者と実施時期について調整を行っているところでございます。

それから、暗渠排水でございましてけれども、暗渠排水については、対象となる営農者に対しまして説明を行っております。その中で対象となる農地につきましては、基本的に3年度に分けて整備を行っていくと考えてございまして、本年度は4圃場、約20ヘクタールについて実施するというので、業者の決定が終わっておりまして、7月中旬、梅雨明け以降に着手いたしまして、早ければ9月ぐらいまでに今年度の分は終了するのかなと思っております。

暗渠排水の残りの対応でございましてけれども、年度計画につきましては、最初、営農者等に説明を行っておりまして、その計画はご了解いただいているところでございます。

その期間、排水がよくないではないかということだろうと、その間の対策はということだろうと思っておりますが、カットドレーンという機械がございまして、これを土地改良区が1基、農業振興公社で1基、合計2基でございまして、これを中央干拓地と小江干拓地におきましてカットドレーンというもので暗渠のかわりになる、圃

場の地下に空洞をつくる機械でございまして、これを利用していただいて、その間、対応いただくということでご了解いただいているところでございます。

【中村委員】 今年度が4圃場、そして、来年度から8圃場、先ほど3年間計画と言われましたが、そういうことでやられるということだと思いません。今まで長年にわたって農作物を生産してこられている方がほとんど対象になっているんだけど、以前、排水が悪くて生産物が枯れてしまったり、腐ってしまったりして、かなり被害を受けた方もたくさんいらっしゃるわけです。

現在もそういう事情があつていますから、できるだけ早く対処してやらないと、今回、訴訟を起こされた方もいらっしゃると思いますので、また、そういうことに発展しないとも限らないので、予算の関係もあると思うけれども、また、先ほど言われたように農作物の作付時期の関係もあると思うんだけど、残りの8圃場については、できるだけ早期に完成させるように、1年でも早く完成させるような体制をとらないと、後々また訴訟が起こったりする可能性も随分あると思います。だから、その辺についてはぜひ力を入れてやっていただきたい。

それと、この間からカモの件も出ていたけれど、このカモの件については、ちゃんとした対策がとれるようなものが見つかったんですか。

【川口農山村対策室長】 カモにつきましては、先進県を調査いたしまして効果的な対策を探しておりますが、現在、これというものはございませんが、さまざまな防除機器が新たに発売されているものとか開発されたものがございまして、それを諫早湾周辺でしっかり試験をして、農業者の方々、関係機関にご協力いただいて、

カモの被害を軽減できる技術を確立して普及させていきたいと考えております。

【中村委員】 ぜひお願いしたい。

そして、暗渠排水については、できるだけ早急に完成するようにご尽力いただきたいと思います。

もう1点、肉用牛についてお尋ねしたいと思っております。

先ほど、山田(博)委員、西川委員からお話がありましたけれども、「平茂晴」の顕彰碑をつくるという話です。確かに、今の長崎和牛のもとですから、それも大事だと思うし、もちろん、全国の品評会で金賞をとることも大事だと思うんですけど、その前にもう一つ大事なことがあることを忘れないようにやってくださいよ。長崎和牛を多くの方たちに安価で食べていただく。これをまず実現しないといけないと私は思う。確かに、長崎和牛はおいしいし、全国的にも名前が売れてきた。しかし、今の単価では、とてもじゃないけれども、一般の家庭に出回るような代物じゃないと思います。それにはどうすればいいかということは、要するに、肉牛を飼育する事業をもっと展開しなければならないようになってくるわけです。

そうした時に、離島と本土の肉牛の飼育状況を調べたら、平成29年は本土が約60%、離島が40%の飼育状況です。そういった時に、いつも長崎県の離島の人たちが、どれだけ人口を増やすか、人口を減らさないか、そのことに皆さん取り組んでいると思うんですよ。

今、もうかる農業ということを若い方たちがやっています。だから、もうかる肉用牛の飼育にもっと力を入れて取り組むべきだと私は思う。離島を救う対策の一つにこれをするべきだと思

う。今、離島への移住を望んでいる方もたくさんいらっしゃる。そういう方を活用して、例えば、会社組織にしてやって、それでみんなで飼っていただく、育てていただく、そういうことも一つの案じゃないかと私は思っております。

率直に聞きますけれども、農業と肉用牛の飼育というのは、どちらが利幅が大きいですか。あなたたちの考えでは。

【山形畜産課長】 肉用牛の振興ということで、いろいろご提案いただいております。所得率を私どもも計算しております。新活性化計画というものを定めたのが平成25年でございますけれども、この時の所得率が、肉用牛の繁殖部門で22%、肥育部門で6%というところでございます。ほかに酪農とか鶏卵とかブロイラー等もございまして、それよりも低い所得率でございます。野菜は平均しますと34%の所得率となっております。畜産は、投資が大きい割には所得率から見ると低い産業かなと思っております。

【中村委員】 所得率、要するに利益ですよ。逆に考えた時に、農業と飼育業は、いろんな自然現象、いろんな災害に対して、どちらが強いと思われませんか。

【山形畜産課長】 今、長崎県の産出額の一番が肉用牛でございます。特に、離島におきましては、災害に強いということで従来からずっと肉用牛が生産の中心として今でも続いていると思っております。台風が来ても、例えば、牛舎の屋根が飛ぶことがあっても、牛はまた回復して子どもを産んでということで生産が繰り返される。それから、例えば、地元の副産物である稲わらといったものとリンクしていく。できた堆肥がまたその地域の農業の活性化につながって

いく、そういう循環のもとだと思っておりますので、非常になくはならない産業だと思っております。

【中村委員】今言われたとおりで、私もそういうふうに考えています。だから、自然被害が非常に少ない。ただし、牛舎をつくるのに整備費がかかる。そこだけだと私は思っております。ただしかし、利益率は野菜をつくるより飼育の方が低いと言われたけれども、被害は野菜の方が大きいわけだから、100%できたとして、この率だと私は思うんです。だから、先ほど言われたように、離島で肉用牛を飼育していただく事業をもっと大きく展開するべきだと思うんです。

以前、耕作放棄地で放牧をやろうという考えがあつて随分取り組んでおられましたね。今、少し力が外れていますけれども、またそういうところにも力を入れられて、離島の繁栄のためには、これにはもっと力を入れるべきだと私は思う。住民の方たちが住んでおられる近隣の地域でやられた時には、いろんな苦情がくる可能性もあるので、それは近隣の地域の方たちから苦情がこないような地域を極力探していただき、そういうところで長崎和牛をぜひ飼育していただくような環境づくりにもっと予算をつぎ込むべきだと。そうすれば、もうかる農業として展開されている島原半島とか、この間からもありましたけれども、子どもが6年間で1.5倍ぐらいに増えたとか、そういう新しい家族が増えれば、もっともって離島の人口も増えていくだろうし、また、もうかる農業じゃなくて、もうかる畜産ということが頭の中に入ってくれば、恐らく島から離れないでも頑張っていける方たちができてるんじゃないかと思っています。

予算の関係はあると思うんだけど、そういうところにももう一度発想を回していただいで頑張ってもらえないかなと思っています。

ただ、離島というのは、餌の供給が一番ネックになってくると思うんです、輸送料がかかりますからね。だからこの辺を、例えば、離島のその地域で飼料として活用できる部分があれば、先ほど言われたようにフルに活用してやっていただくように検討していただきたいと思っておりますが、どうですか、部長。

【中村農林部長】委員からご指摘いただきまして、やっぱり離島地域での肉用牛の位置づけというのは非常に重要なものがございまして、やっぱり基幹産業であるということの認識は同じでございます。

餌のこともございましたけれども、いかにコストを下げていくかといったことは非常に重要だと思いますし、先ほど言われた牛舎の問題も、おっしゃるとおり、大きな投資を伴いますので、特に、新規参入とか新規就農者が入ってくるとは、なかなか難しいこともございます。

そういった意味で、現在、取り組んでいる畜産クラスター事業でも、農協がリース事業という形で整備していただいております。それをやることで初期投資を軽くしていくといった取組。それから、餌についても自給飼料ということでWCSを離島地域の中でも振興していただいで、そういった動きも地域循環という形で進んでいるということもございます。それから、購入飼料についても、皆様のご尽力で国境離島新法の中で、餌の運搬賃についても低廉化を図れるような、輸送コストについても低廉化を図れるようなさまざまな対策をとられてきました。これをうまく活用させていただいて、繁殖につ

いては増えてきている状況でございます。私も、それを更に進めていかなければいけないと思います。

肥育については、今、素牛高で非常に厳しい状況でございますので、そういう中で一貫経営をすとか、そういったこともご提案させていただいて進めている状況もございます。とにかくコストを低減させて肥育経営を何とか回して行って長崎和牛の増頭につなげてまいりたい。

こういったことで総合的に進めてまいりたいと思います。

【中村委員】 今、部長が言われたように、確かに、牛舎をつくるにしても離島はコストが高くなる、餌も高くなる。また、販売するにしても輸送コストがかかる。全てにとって本土よりコストがかかるわけです。だけど、それを何らかの形でうまく活用して、先ほど言われたように、私も言おうと思ったんですけども、離島振興法をフルに活用していただいて、農業をとるのか、それとも畜産をとるのか、どちらが離島に向いていくのかということをよく考えて、重点的などころに予算を配分していただけるようお願いしたいと私は思います。もちろん、そこは国に対してもお願いしなくちゃいけないだろうし、今までも国の方から特別に離島というのは予算をもらっているんだから、その分をうまく活用して、今後、もうかる畜産も一緒に展開していただきたいと思います。よろしく願いたします。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【高比良委員】 今、畜産の話が出たんですけど、私は農業の方で、もうかる農業の話をしたと思います。

まず、数字をお尋ねしますが、農業所得の

1,000万円以上の農家数と農業所得600万円以上の農家数が全県的に見てどうかということと、長崎市を含む長崎地域ではそれぞれどうなっているのかということをお尋ねします。

【宮本農業経営課長】 まず、委員からお話がありました1,000万円以上の農家でございますけれども、平成30年3月現在で347名となっております。

それから、600万円所得でございますけれども、ちょっと確認をいたします。

全国との関係につきましては、全体での1,000万円所得のデータがございませんので、直接的な比較はなかなか難しいんですけども、例えば、認定農業者数の平均所得で見ますと、全国に比べて本県は低い状況にありますので、1,000万円農家数も全国に比べて必ずしも高いとは言えないのではないかと思います。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時34分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

【宮本農業経営課長】 1,000万円以上の長崎市の数字でございますけれども、平成28年度の確定の数字でございますけれども、長崎市で4名となっております。

【中村農林部長】 長崎市には8名おられまして、花卉で1名、肉用牛の肥育で6名、養豚で1名ということで、これは振興局の取りまとめということでございます。

【宮本農業経営課長】 先ほどは失礼しました。1年前の数字を申し上げてしまいました。

600万円所得でございますけれども、こちらは数字として平成27年度しかまだデータがないんですけども、全体で376名おられまして、

そのうち長崎市につきましては19名となっております。

【高比良委員】 19名しか長崎市はいないんだな、600万円以上は。600万円以上というのは、600万円から1,000万円未満という話ですね。19名と8名を足して27名ぐらいしかいないんですね。

この数をどこまで伸ばしていこうとされているのか。農業所得600万円以上の農家数というのを、何年を目標に幾らまでにしていこうという経営計画、改善計画というか、そういったことはありますか。

【宮本農業経営課長】 600万円所得につきましては、平成22年に現状値として活性化計画の達成目標として1,073名という数字がございました。その後、今申し上げた平成27年までに376名さらに増えておまして、1,449名というのが平成27年度の600万円所得の達成者となっております。

現在は、新活性化計画の中で1,000万円所得を目標に掲げておりますので、600万円そのもので目標を特に設けている状況ではございません。

【高比良委員】 1,000万円以上の所得があれば、それはいいんだけど、なかなかそこまできなくて、就業者の平均所得の1世帯当たりが大体600万円、そこを確保していこうとしているから、他産業並みの所得を上げるという意味においては、基本はまず600万円を上回るという格好でやっていってもいいのではないかなと思うんですが、仮にそれで見た場合、さっき伸びた数については、県内全体の数字で言われたんだけど、長崎市については達していないんですか、実績値として。

【中村農林部長】 私どもは、認定農業者の所得

をまず平均600万円までもっていききたいという考え方でございます。

そうした時に平成28年度末の認定農業者のデータでいきますと、約5,400経営体になりますが、その平均の農業所得が478万円でございます。これを600万円にもっていききたいというふうな考え方でございます。

すみません、長崎市だけのデータだけではなくて、長崎・西彼地域という形でまとめておりますが、長崎・西彼地域の認定農業者が547経営体おられます。その農業所得の平均が390万円でございます。全体からすると100万円弱少ない状況にありまして、これを早期に600万円ということでは、目標はそうなんてすけれども、これをいかに上げていくかといったことを今後、例えば、県央振興局と一緒に考えてまいりたいと思っております。

【高比良委員】 547経営体、そのアベレージが390万円ぐらい。統計の年次というのはよく承知しておりませんが、それを引き上げていくということで取り組みたいと。

これ、具体的な目標値を掲げていく必要があるんじゃないかと思うんだけど、これはもうかる水産業、もうかる漁業をどうやってつくっていくかということの水産部とも論議したんですが、とりあえず経営体の数というのはうんと小さいんだけど、しかし、いろんな取組をしようということで目標値を掲げたわけですが、彼らは、3年後に倍にするとか、そういう格好で。

したがって、センサスの期間ごとでも構わないと思うんだけど、そこでさっき実績が上がってきたように、一定、目標値を掲げてもらって、それに向かって、あの手、この手で経営改善の指導をやっていくというか、これをやっ

ていかないと、言っているだけでは、なかなか進まないと思うんですよ。

そういう中で、誰が一体指導していくのかという話なんだけれども、これも恐縮だけれど、水産の場合は、要するに、普及員とあわせたところで中小企業経営診断士の制度を持っておって、そういうことでチームを組んで、1戸1戸の経営体に入って行って経営改善計画というものを認定しながらやっけていこうと。そこはベースになる計画は、また別にあるんだけれども、そういうふうには個別の経営指導に入っていき、プロを入れて一緒にやっけていくということをやっているんですが、そういうふうな取組というのは考えられませんか。

【宮本農業経営課長】 現在、1,000万円所得についてもやっけていっているところなんですけれども、経営規模向上を目指したい農家については、やはり所得拡大を図っていくためには面積の拡大ですとか反収の向上ですとか、あるいは経営が大きくなることによる労務面ですとか、あるいは経営面でのレベルアップがどうしても必要になってきます。こういったことについては、農家ご自身だけでは必ずしも勉強しきれない面もありますので、県でも、例えば、振興局ですとか、あるいはほかの関係機関も協力しながら、そういった面のスキルアップをするためのアプローチをしているところでございます。

【高比良委員】 以前からあると思うんだけれども、例えば、これだけの経営耕地面積で何人が農業生産に従事しておって、そして、作付品目をこれこれやっけていけば、大体これくらいの所得になりますよと、そういう経営類型を出していますね。それは非常にすばらしいと思うんだけれど、そういったものをベースにして、そこに

足らざるものが、それぞれの農家であって、認定農業者であって、したがって、こういうことを補完をしていこうと、そういう個別指導ができると思うんです。

結局、所得を上げるというのは、今言われたけれども、まさに機械化による規模拡大をするか、うまい具合に複合経営をするか、あるいは露地を施設に変えるかというような、そういう話だろうと思うんです。その人の農業技術とか、あるいは品種改良とか、そういうことを除いての話だけれど。

だったら、そういうものに取り組むために、結局は、やっぱりいろんな意味で設備投資が要るわけです。設備投資をやろうというモチベーションが出てくるというのは、やっぱり後継者がおって農業を継がせてやっけていこうと。要するに、産業としての農業の担い手としてしっかりやっけていくんだというような、そういう覚悟等、一定の素地がないとなかなか投資ができない。

いずれにしても、設備投資についてやっけた、そもそも借り入れられるかということがあるんだけれども、仮に制度資金とか協調融資等いろいろなものを使いながらやっけたとして、償還費、あるいは減価償却費、そういったものを除いても、今やっけていることよりも、そういう投資をやっけた結果の方が可処分所得が上がるという計算が成り立たないといけないでしょうね。

それともう一つは、マンパワーをどうやって確保するかという話です。後継者がいっぱいおっていろいろ作業ができればいいんだけれども、例えば、収穫時に現状体制でやろうとすると、規模拡大してもなかなかできませんよと、あるいはその他農作業について、受委託システムが

あったり、ヘルパー制度があったり、そういうことでマンパワーの確保が一定必要になる。そうすると、どうしても協業みたいな話になってくる。そういった人を出せるのはどこかというところ、昔は共同体、田植えなんか、みんなでやっていたんだけど、そうじゃなくて個人でやるという話になったら、例えば、農業生産法人の雇用型の就労者をとにかくお願いするとか、その他いろいろあると思うんだけど、そういうネットワークシステムを組んでいかなきゃいけない。

まずは、何とんでも設備投資についてでも、とにかくそういうことに取り組むともうかるんだということについて、ここは経営試算というものをしっかりお知らせをしてやる。そして、実際にやるについての受け皿というか、推進体制をどうやってつくっていくか、自力でできなかったら、どうそれを農業者同士というか、関係者の総合力でヘルプするのか、そこのところをつくった上で提示をしていかないと、なかなか踏み込めないと思います。

だから、こういうことを念頭に置いてやろうとしているのか、やるのか、どこまでするのか、こういったことをお尋ねしたいなと思うんですが、いかがですか。

【中村農林部長】委員が今ご指摘になられた経営体ごとのオーダーメイドの提案をして600万円なり1,000万円の経営のシミュレーションといたしますか、経営提案をしていくことが大事だと思っております。

その中で、どうしてもやっぱり農業の場合には品目ごと、いちごを例にとれば、いちごの平均が20アール規模で、反収が3.5トン程度、これに1,100円の単価、所得率が38%ということで、

平均が約300万円の所得になっております。

じゃ、このいちご経営に対してどう提案するかといったことではいきますと、規模は20アールでいいと。環境制御の技術をやれば6.4トンに、約倍近くまで収量を上げることができるということが、今、実証できております。単価は変わらないと考えると、2反規模でも670万円まで所得が上がるのが可能だと私ども考えております。

ですから、いちご経営で600万円以上を目指す方に対して、規模拡大の投資はせずに環境制御の投資をしていただいて、それをやることで反収をしっかりと上げていただいて、ただ、反収がこれだけ上がれば労力が足りないということになってしまいますのでパッケージセンターの活用をご提案して、それでコストがどのくらいになるのか。それでも46%ぐらいの所得率になりますので、こういう経営を目指しませんかといったことをご提案させていただく。というのは、600万円以上、1,000万円を目指す農家に対しては、振興局の経営担当と技術担当を1人ずつ張りつけをさせていただいて、具体的な提案をして、技術的な支援をやっていくというような流れでしっかりとやらせていただきたいと思います。それに加えて農協とか市町の間も、それで1,000万円農家のモデルをつくって、600万円からさらに上へ上がっていくぞという人たちにモデル波及をしたい。

もう一つ、600万円より下の方々については、産地部会で、今、私たちは産地計画をやっておりますけれども、産地計画の中で600万円以下の方々については全体的な技術指導という形で個別指導をさせていただいて全体の底上げを図っていくというような流れで現在も取り組んで

おりますし、今後、環境制御等の技術でさらに所得を上げていきたい。

それから、今、労力支援という形で、どうしても収穫時期が、時期、時期に品目ごとに分散しているということもあって年間雇用ができないということもございますので、それをうまく地域内で労力を回していくような、循環させるような、そういったシステムについても取り組んでいながら規模拡大を進めてまいりたいと思っております。

【高比良委員】長崎市のことばかりで申し訳ないと思うんだけど、地形的な条件等があって基盤整備がなかなか進まないという中で、不利な生産地でありながらも、高密度な、要するに、反収を上げていって収益を上げる、そういったことを目指していかざるを得ないわけです。

部長から今話があった環境制御の装置等を入れながら反収を上げていく、品質を上げるというような、それに従って販売価格を上げる、手取りを多くする、まさにそういう取組だろうと思います。

実証試験なんかもやって、その効果がしっかりあらわれたということなんだけれども、例えば、その装置をつけた時に反当どれぐらいの経費で、どれぐらいで償還をしていって、いちごの例を言われたけれども、2反当たりで670万円ぐらいになるというのは、償却費を除いた分でそこまで上がるという話なのかどうなのか。その辺はシミュレーションをしっかりとした上で導入を目指そうと。あわせたところで導入しやすいようなバックアップをしていこうと、補助があるのかどうか知らないけれども、そういうことで取り組もうとしているのか、具体的にことについてお尋ねします。

【渋谷農産園芸課長】今、部長が話しましたように、いちごでいいますと、現況でいうと約2反で反収が3.5トンです。粗収益で807万円、所得が306万円となっております。新しい品種を入れて、それから環境制御技術を入れるということで実証、あるいは現場の先進農家等の事例で6.4トンまで上がっております。

そういうふうに品種を変えて環境制御技術を入れることで粗収益が1,463万円、それから所得が670万円ということで、一定、減価償却費、それから、昼間に暖房をたいたり、あるいは炭酸ガスの施用をやりますので燃料費は上がっていくんですけども、それをやってもさらに所得が上がるということが試算、あるいは現場実証で出てきております。環境制御技術を入れるものも、そういう実際の試験と試算を繰り返しながら、投資効果がある品目について入れている状況になっております。

【高比良委員】いろいろ数字を言われたけれども、シミュレーションをしてスタンバイしていると思うので、後で参考資料としてお願いしたいと思います。

いずれにしても、ベースを底上げをしていこうという、あの手この手、いろんな分野からの取組もさることながら、いかにもうかる農業、農家をたくさんつくっていくか。基幹産業の担い手を確保するということは、まさにそこにかかっているわけであって、そういう意味で農業経営にしっかり向き合って、とにかく目標値を持って所得向上を図っていく。

かなり新規就農者も増えてきているということで喜ばしい話なんだけれども、やっぱり代々続いていくしっかりした担い手を確保していく、産業として確立した農業として、何としても

うかる農業、もうかる水産業というふうに思っていますから、その点はぜひよろしくお取組をお願いしたいと思います。

【山口委員長】 しばらく休憩します。

15時10分に再開いたします。

— 午後 2時53分 休憩 —

— 午後 3時11分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【前田委員】 非常に雑駁な質問になりますけれども、お許してください。今日の質問を聞いていて、新規就農者の件ですけれども、随分頑張っておられることは評価いたします。

ただ、その上でUIターン等も含めてこれから地域に呼び込むということを考えて時に、前回、農業大学校の建て替えについて質問いたしました。改めてそういうやりとりを聞く中で、スキルを向上させることも含めて前向きに取り組んでいくということでしたけれども、委員会の中できちんと、いつまでに、どんな課題があって、今どういう検討をされていて、それはいつまでに結論を出して、結果としていつの完成を目指すみたいなものは、もうそろそろはっきりしていただかなきゃいけないのかなという気がいたしております。当然、財源の確保の問題もありますので、そういうことについて前回も質問したわけですが、その後、どういう協議をしたのか、並びに今言ったように年度内とか年内にそういう方針を立てるべきだと思いますが、いかがですか。

【宮本農業経営課長】 農業大学校のあり方につきましては、既にいろいろ検討を進めているところでございますけれども、財源難の話などもあり、必ずしも建て替えの話までいっていない

ところであります。

前回の定例会でも、まずできることからするというので、「ながさき農業オープンアカデミー」の取組など、新規就農者だけではなくて、ある程度、農業の担い手としても頑張っている方々が、さらにスキルアップするために学ぶ場として、例えば、労務管理ですとか経営管理、さらには6次化といったことも含めて、外部の方が集まって取組をしているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、委員お話しのとおり、まだ具体的なスケジュールをお示ししている段階ではないんですけれども、こういったスケジュールでお話ができるのか、引き続き検討をしっかりとしていきたいと思いません。

【前田委員】 私、2期目ですけれども、1期目からそういう話が出てるんですね。ですから、質問した後で私は他県の同様の施設等をインターネット等で調べる中で、いいですよ、今、課長がおっしゃったようなことでいいかもしれませんが、そういう当面のことではなくて、少し長い目で見て、他県がやっているようなこととも比較する中で、本県の農業振興をどう図るかという視点に立ってやっていかないと、付け焼き刃的と言ったら失礼かもしれないけれども、箱が全てじゃないから、ソフト面の充実がされればいいですけど、そこも、じゃ、今言ったようなお話を含めて、その先に何を考えている、ほかにどんなことを考えているというのは、全く見えてこないですもんね。

ですから、そのあたりは一度整理をきちんとしてほしいなと思うし、建て替えないなら建て替えないでいいけれども、何年か前に百周年を

迎えましたよね。そういう時も含めて建て替えが前提のような、皆さん、卒業生の方もそういう気持ちだと思いますよ。

今の答弁ですとは言いませんけれども、そこは皆さん、漠然と思っていると私は思うので、頑張ってもらいたいし、それがひいては新規就農の方の教育並びに本県の農業振興につながると思いますので、一度、部内で今のような答弁は答弁としながら、きちんとした協議を他部局を含めてしてほしいということを要望しておきます。

その上で、そうやって新規就農、新規雇用を頑張っておられるということの報告を受けながらも、いま、県下の情勢を聞く中で、やはり就労の、人の不足というものはいろんなところで声が聞こえてきています。産業労働部や水産部でも外国人の活用について検討し、また、実際に進捗しているということですが、農業分野が技能実習生の受け入れが一番多いと思う中で、現況の農業分野における技能実習生の本県の受け入れ状況について、一度、ご報告をいただきたいと思います。

【宮本農業経営課長】委員お尋ねの本県での農業分野での技能実習生の受け入れ状況でございますけれども、一つは、県内の農業関係を取り扱っております技能実習生監理団体に把握している数字といたしまして274名というのがございます。

もう一つは、実は、団体は県内の団体だけじゃなくて、県外の団体から技能実習生を受け入れている場合がございますので、そういったことも含めた全体の数字は、国際研修協力機構（JITCO）でとっているデータでは、平成28年度で388名となっております。

【前田委員】昨日、水産部に同様な質問をした

ところ、65名で、その研修生の出身国は、全てインドネシアということでした。それで、一昨日の産業労働部の補正予算にも上がっていましたが、技能実習生を活用したいという補正予算の審査の中では、産業労働部はベトナムからの受け入れについても充実をさせたい。そして、県内の企業のニーズ調査なんかもしていきたいという答弁のもと、補正予算を可決したわけですけれども、今言われたように、農業分野では格段に実習生の受け入れが多いということがわかりました。

このニーズというのは、今現在、受け入れはできていないけれども、受け入れを希望しているというのは、潜在的にあとどれぐらいの数字があるんですか。

【宮本農業経営課長】農業分野につきましては、現状、確かにほかの分野よりも多いんですけども、先ほどもお話があったような、雇用経営体ですとか、規模拡大を図る上では、まだまだ足りないというような状況がございます。

どの程度数字が足りないかということでございますけれども、最新の状況は把握してないんですけども、例えば、月平均で300人、400人といった数字が足りないというような数字をもらっております。

技能実習生だけで果たして足りるのかということも、特に農業分野についてはございますので、既にお話をさせていただいております国家戦略特区を活用した外国人の受け入れも進めながら、今後、雇用の確保、労力の確保に努めていきたいと考えております。

【前田委員】今答弁にありました特区について、この後、質問しようと思っていたんですが、その手前として、技能実習生のニーズが月にして

300名、相当な数、あるという中で、特区になる前の技能実習生の受け入れを確実に行うという話の中では、研修生の出身国も、お聞きするところでは、カンボジア、フィリピン、中国等、水産とかと違って国が幾つにも分かれていますね。それは管理団体の特殊性というものもあるのかもしれませんが、そういうことを考えた時に、技能実習生の受け入れについて、もう少し、今、産業労働部がやっているような形で補正予算が上がってきたのであれば、農林部も水産部とも連携をとりながら、もう少し受け入れをしっかりとしたものにするための取組というものを検討すべきなのかなということを1つ思っております。

しかし、そうは言いながらも、おっしゃるように、技能実習生自体のメリット、メリットと言うと失礼ですが、技能実習生だけでは事足りないという意味でいえば、1度、帰国するというようなこととか、数年で特に農業分野は雇用するとか働いていただくことに、ほかの産業と違って濃淡ありますよということであって、それが技能実習生ではなかなか難しいので、じゃ、特区ということも含めて考えるということなんだと思います。

では、特区について1つ、個人質問の中で本会議でも質問がございましたけれども、早々に農業特区については、本県は特区申請をしているわけですが、昨日のお話のように、第3次までの中では地域指定がなされておられません。その間に京都を初めとして、ちょっと答弁いただきたいんですが、この外国人就労の農業特区で地域指定を長崎よりほかに認定を受けているところは、今、どこどこあるんですか。

【宮本農業経営課長】 これまでに区域指定を受

けている各地域の中で農業分野の外国人活用について具体的に区域計画の中に入れて対応している地域は、新潟市、愛知県、京都府、それから、沖縄県が最近手を挙げたという状況でございます。

【前田委員】 市でいけば新潟市、そして、残りは県単位ということで、外国人就労だけのパッケージじゃないから、そこだけで負けているということは私は感じません。トータルの中でだと思っただけけれども、それでも、地の利も生かしたところで長崎が、東南アジアの地の利というか、フィリピンとか中国とかカンボジア、そういうところから考えれば、地勢的に近いということの有利性も含めて考えた時に、本当はイの一番に長崎が認定を受けなければいけないんだろうなと思っています。

ご苦労はわかるんですけども、今まで3次までやってきて、国で今問題になっている加計学園の問題じゃないですけども、なかなかそのハードルを越えられないということに対して、新たな視点を組み込んで今やっていますけれども、本腰を入れてというか、総力を上げてやらないと実現できないんじゃないかなと思っていますが、その点について決意を含めてどのように考えているのか、部長の答弁をいただきたいと思っています。

【中村農林部長】 まずもって、話をご質問と違いかもかもしれませんが、一つは、私たちが国家戦略特区を目指しているというのが、技能実習生と国家戦略特区の外国人の使い方、人材の活用の内容というのはちょっと違っておまして、ご理解いただきたいのは、実習制度は一つの農家、経営体にずっと1年間派遣する、そこで研修をするという形でございます。本県は、ばれ

いしょとか、みかんとか、こういった時期、時期に収穫するものがばらばらでございまして、1軒の農家で周年、雇用するといいますか、研修を受けてもらうというのはなかなか難しい。特区制度でいきますと、例えば、農協の法人が1年間受け入れて、いろんな、ばれいしょの収穫時期にはそこに派遣するとか、みかんの収穫時期とか、マルチの時期とか、そういった複数の農家に派遣することが可能だということで特区制度を目指しているということをまずご理解いただきたいと思っております。

【前田委員】そこは理解して質問してますよ。だから、言ったじゃないですか、「農業分野は他分野と違って波があるんだ」って。わかった上で質問してますよ。

【中村農林部長】失礼しました。それで、そういった実情もございまして、ぜひとも特区制度の区域指定を受けなければいけないということで、今回、外国人受け入れでは、もう法整備もされておりますので、このメニューを提案しても指定を受けられないということでございます。まだ検討中でございますが、例えば、スマート農業を進める上でドローンを夜間に飛行させるとか、自動運転のトラクターを夜間に単独で動かすとか、そういったサンドボックス制度の活用でありますとか、そういった新しいものを農林部だけではなくて、各部局が連携してしっかりと提案をするということで、現在、企画振興部が中心となって県の内部でいろんなメニューをしっかりと提案する。実際にプレーヤーまで想定して、どんな形で進められるのか、本県のやる気をヒアリングの中でしっかり示せるように取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】他の部の審査で同じような質問を

した時に、外国人就労については産業労働部がその幹になりたいという話をされていましたが、今言われたように企画振興部という話の中で、やっぱり外国人就労に関して、各部署の中で一生懸命やっていると思うんだけど、そこを本当にリードして全てをまとめ上げる部署がないと思っているんです。ないというか、それが薄いと思っていて、そういう意味でいけば、一番最初のスタートは農業の特区のところから始まっているんですから、しっかりと農業の特区の中での打ち込みをしてほしいと思うし、今はミドルクラスとかも含めてホテルとか飲食業とか、そういうところまで手を広げています。それは悪くはないと私は思うけれども、今までの提案でなかなか通らないから、そこまで広げた時に、じゃ、その広げた分野の施策としてのクリアができるかという、法改正も含めて、そもそもそこで慎重にならざるを得ない、ハードルが高くなっていくんじゃないのかなという懸念もありますから、そこは各部の中で連携というか、しっかりと話し合い、戦略を立ててとりにいかないと、次にとれば杞憂に終わるわけですがけれども、また次もとれなかったという話になってくると、せっかく頑張ろうというところでいけば、ある意味、どうしてそうなるんですかということを改めて問われることになるのかなと思うので頑張っていたきたいと思います。

最後にもう一つだけ、全然別の質問ですが、委員会の中ではまだ話題になっていないので。今国会で卸売市場法の改正が成立したと聞いておりますけれども、この卸売市場法の改正は、幾つか今までの方針がある中で、聞くところでは、決済ルールの策定とか公表の中での変更というようなことで聞いておりますが、そもそも

法を熟知していないので、どういうところが今回改正されているのかということと、そのことの本県のこれからの取組としての影響とか、今後、各自治体に対してどういうふうと一緒に取り組んでいくかということについて説明をいただきたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】委員ご指摘の卸売市場法の改正の件でございますけれども、平成30年6月15日に成立し、今後、2年以内に施行されるという状況でございます。

どういったところの影響かと申しますと、当初、政府の規制改革推進会議によりまして卸売市場法の改正ということで抜本的な見直しというところで、途中では卸売市場法自体ももうなくすというようなことも議論されたのでございますけれども、現状、国産青果物におきましては、8割以上がまだ卸売の流通に乗っかっているという状況の中で、生産者の方にとっても、産地にとっても、また、流通関係にとっても非常に大事な流通経路であるという中で、一定決着ができましたのが、まず、生産者側にとりましては、市場が受託拒否を原則禁止しないという状況、さらには、決済ルールがそのまま守られるという状況でございます。簡単に言いますと、大豊作になっても市場は産地の生産物を受け入れなければならない。また、通常、卸売の会社からは3日以内ぐらいに精算金額が支払われるような仕組みになっておりますけれども、そういったことも守られるという状況でございますので、一定、生産者、産地にとっては、安心した法改正になったという状況でございます。

また、私どもは青果物、食肉、花の市場を所管しておりますけれども、流通業者にとりましてはどうかということになりますと、大きく変わりましたのは、第三者販売の禁止が自由になるということでございます。この第三者販売と

いいますのは、基本、買参権を持っている小売業者、仲卸業者しか販売してはいけないというルールでございまして、これが自由化されるというのが1点でございます。

こういったことでどういった影響が出るかということになりますと、卸会社が直接、買参権を持たないところにも販売できるようになります。こういったことでメリットとしましては、例えば、市場間の流通によって、今まで転送は一回一回、許可をもらわなければできなかったものが、ある一定、市場間転送が自由にできますから、市場間のネットワークで価格形成とか需要供給のバランスを保つような働きも促進されるのではないかと考えているところでございます。

もう1点が、直荷引きの禁止ということで、今まで卸市場の仲卸は産地から直接物を買うことは禁止されておりました。それが自由化ということで買えるような状況になってまいります。となりますと、例えば、輸出に積極的に取り組んでおられる東京の市場の仲卸業者あたりも産地から直接、荷を引くようなことができますから、さらに輸出的なことが進むのではないかと考えているところでございます。

また、最後の1点でございますけれども、商物一致ということで、物の流れと伝票の流れが同じでなければならないという基本的なルールがございました。例えば、東京の大田市場に運ぶ場合に、伝票ももちろんですけれども、物も必ず大田市場の中に持ち込まなければいけないというのが基本ルールでございました。それが自由化されますから、例えば、現状はトラックの運転手の方が重労働になられている、また、交通渋滞が起こって労働時間が長くなるとか、また、1回、物を置いて、例えば量販店の流通センターまでもう一回運ぶということで鮮度が

落ちるといような状況もございましたけれども、そういったところが直接、産地からトラックで、伝票だけが市場に流れていって、物については直接量販店の流通センターまで運ぶことが可能ということになってまいりますから、そういったところが運送業者関係の労働力軽減といったことにつながってまいると考えているところでございます。

私どもが所管しております県内の卸売業者について、そういったところが自由化されてまいりますと、市場間の、卸売業者間の、仲卸業者間の競争も激しくなってまいります。どちらにしても、市場の一番的基本的なところは、いかに物を集めて、いかに高く売っていくかということでございますので、物を集める営業力、売っていく営業力がこれから問われてくるということでございますので、我々としても、県内の卸売市場の健全なる育成ということを掲げておりますので、研修会等を開いて、そういったところがだめにならないようにもっていきたいと考えております。

この卸売市場法の改正につきましても、全国でいち早く、今年3月でございますけれども、農水省の卸売市場の室長を呼びまして、行政、市場、水産、そういったところを集めまして説明会を開催させていただいたところでございます。

【前田委員】 ありがとうございます。年末、今年ぐらいから法案の中身が、どういうものになるんだろうかということで、さっき課長が言われたように、卸売市場法そのものがなくなるんじゃないかということも含めて、皆さん、疑心暗鬼というか、どんな形でまとまっていくか、注目していたと思うんですが、おっしゃるような形で法ができ上がったみたいですね。

ただ、紆余曲折した中でのでき上がりなので、

今おっしゃったようなメリットになることもたくさんあるのかもしれませんが、最後の方で言われた営業力の勝負になるんだよということも含めて、もしかすると現場の方からすると、これから非常に混乱を来したり、もしくは過剰競争になってしまう。競争になることが全てプラスに働けばいいけれども、マイナス的なことも起こるかもしれないので、今おっしゃったような形で行政機関が民間の事業者とも、2年間ありますから、その辺をしっかりと研究しながら、そして、県として、もしそこに何か仕組みとか制度をつくることのあるとするならば、そういう検討も早めていただいて、この法の趣旨にのっとった形で市場が活発化するような形、ひいては国民の利益につながるように県としてもこれから取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 2巡目でございますので、時間の配分を考えながら質問させていただきたいと思っております。

地理的表示保護制度で、今年の4月9日に対州そばというのが指定されたわけでございますが、次にこういった地理的表示保護制度に登録されるように取り組まれている商品があれば状況なりを、また、目標なりを説明いただきたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】 このG I 制度につきましては、水産物については水産部、加工品につきましては産業労働部、農産物については農林部という形で申請推進をさせていただいていの中で、このたび、委員が申されましたように、対州そばがG I 登録されたところでございます。

このG I といいますのが、生産歴が継続して25年以上の実績があること、また、差別化された特徴があること、団体として組織されている

などの条件がございまして、なかなかハードルが高いところがございます。

そういった中で、各部が連携して、市町とも連携しながら推進をさせていただく中で、今、候補はという話がございましたけれども、例えば、五島では五島手延うどん等につきましては、差別化しておりますし、歴史もございまして、全国的な知名度もございまして。そういった中で推進が図られている状況でございます。

また、農産物についても、そういった条件のところを情報収集しながら推進をさせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 まず、対州そばをG I登録することによって、今後、どのように経済波及効果をもたらすように取り組まれていくのかということをお尋ねしたい。

また、先ほど五島手延うどんのG I登録を目指そうというところがあるわけですね。これはいつ頃を目標にされているのかということをお答えいただけますか。

【長岡農産加工流通課長】 委員ご指摘のように、登録後、どのように活用していくかが大事だと考えているところでございます。対州そば振興協議会におかれましても、J A対馬、市、県振興局等で検討がなされておまして、生産の拡大や島内外の飲食店での取扱制度の企画検討、取扱店舗用のポスター、PR用資材の作成、秋の農業祭りでの試食PR等を検討されているところでございます。

県としましても、産地自らが取り組む販売促進活動の支援を行います長崎農産物商品力強化事業によりまして、この取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、五島手延うどんの申請ということでございますけれども、五島手延うどんの組織でG Iを目指すということで視察等も検討されてい

るところでございますし、産業労働部の方で情報提供もされているような状況でございます。いち早く申請ということでございますけれども、書類申請の推進というところまで至っていないという状況にございまして、ここまでにというところは、今申し上げる状況にはございません。

【山田(博)委員】 それでは、先ほどの対州そばを支援する事業の詳しい資料を後でいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

あと、農産園芸課長ですか、今後、新たな農産物として県当局として注目している品目を考えているのであればお示しいただけますか。特段考えていませんかね。澄みきった水で栽培されるクレソンの野菜も、ぜひ長崎県の新たな特産品として取り組んでいただきたいと思っております。

ぜひ次回の委員会でそういったこともお示しできるようなものを提供いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

最後に、山根参事監にお尋ねしますが、参事監が来られて3カ月になるわけですね。県内の各地域はご覧になりましたか、視察されましたか、そこだけお答えください。

【山根農林部参事監】 県内の地域の視察ということでございますけれども、諫早管内と、あと五島の方にも行かせていただきまして、農地整備地区とか諫早湾干拓、そういったところについては現地を見回っております。

【山田(博)委員】 五島にも来たということですが、上五島、下五島ありますけど、五島市に来たら私に電話一本いただければよかったですけど。五島の繁敷ダムの給水管が大分老朽化しておりますから、しっかり見られて、今後、国に働きかけをしてやっていただきたいなと思っております。鶏が先か、卵が先かの問題で、繁

敷ダムの給水管というのは畑地事業と一体とならんといかんというのはわかりますので、さっき言ったように、農家の所得につながる新たな農産物の栽培も必要ですから、農産園芸課と一緒にになってそういったこともしながら、ぜひ畑総事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

五島に来たんですね、電話一本いただければね、残念でした。今後とも、ぜひ各地域の視察をしながら、現状を把握しながら、ぜひ国と県とのパイプ役を頑張っていただきたいと思います。と思っています。よろしくお願いします。期待をしておりますのでね、参事監、期待をしているから、あえて質問したんですよ。してなかったら、こんな質問するもんですか。

以上です。ありがとうございました。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【西川委員】 先ほどの山田(博)委員の質問と似ているんですけど、長崎県の特徴、そしてまた、ブランド確立のためにも新品種の開発に農林技術開発センターをはじめ、各部門で頑張っているところだと思います。

そのような中で長崎県の長崎びわとか、じゃがいも、ばれいしょとかもお話を聞くんですが、最近、焼き芋用のいも、または焼耐用のいもなど手近につくられて大量生産ができそうないも、私は素人的にそう思っているんですけど、そういう他県で特徴ある商品なども聞くんですが、いも類以外でもいいですから、何か今取り組んでいて、話せるところまでいいですから、新商品とか新品種とかありましたら教えていただければと思います。

【荒木農林技術開発センター所長】 新品種の開発ということでございまして、新品種につきましては、今、さつまいもはやっていないんですけども、例えば、じゃがいもであるとか、長

崎県の特産でありますびわであるとか、みかんであるとか、カーネーション等の花卉類、あるいはちゃんぽん用小麦であるとか、みそ用の小麦であるとか、保有している品種登録の数が合わせて16あります。そして、今、出願公表中のものが4種類あるということで、今、全部で20種類ございます。

それも含めて、その後の品種の開発についてもやっておりますし、平成27年からは、いちごと中晩柑の育種を始めております。これは今、交配をして、その中から選抜をするというような段階でございますので、これは十数年かかるだろうと思います。あわせて一生懸命取り組んでいるところでございます。

今、選抜の方法についても、昔の、実際植えてみて選抜をするという方法ではなくて、遺伝子レベルから選抜をしていくというようなやり方もございますので、そういうやり方も含めて研究しながら、選抜しながら、育種のスピードを早めて、正確性を高めて農家にお出しして、しっかり有効性のある育種に取り組んでいるところでございます。

【山口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 3時45分 休憩 —

— 午後 3時45分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開します。

これを持ちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月4日の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び7月6日の本会議における農水経済委員長報告の内容について協議をいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

暫時休憩します。

— 午後 3時48分 休憩 —

— 午後 3時53分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告につきましては、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時54分 休憩 —

— 午後 3時54分 再開 —

【山口委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、ご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 午後 3時55分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

農水経済委員会委員長 山口 経正

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 102 号 議 案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決

計 1 件 (原案可決 1 件)

委員長（分科会長） 山 口 経 正

副委員長（副会長） 高 橋 勝 幸

署 名 委 員 高比良 元

署 名 委 員 山 本 啓 介

書 記 渡 辺 むつみ

書 記 田 中 秀

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第 9 5 号 議 案 「平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算 (第 1 号)」のうち関係部分
報 告 第 2 号 知事専決事項報告「平成 2 9 年度長崎県一般会計補正予算 (第 9 号)」
のうち関係部分

報 告 第 8 号 知事専決事項報告「平成 2 9 年度長崎県小規模企業者等設備導入資
金特別会計補正予算 (第 2 号)」

であります。

はじめに、第 9 5 号 議 案 「平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算 (第 1 号)」のうち
関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

繰	入	金	2 億 9, 5 6 3 万	円の増
---	---	---	----------------	-----

(歳 出)

労	働	費	4 9 9 万	4 千円の増
---	---	---	---------	--------

商	工	費	3 億 3, 4 3 9 万	5 千円の増
---	---	---	----------------	--------

合		計	3 億 3, 9 3 8 万	9 千円の増
---	--	---	----------------	--------

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎企業振興課

諫早市が実施する市営工業団地整備事業に対する助成に要する経費として、

新工業団地整備事業費	2 億 9, 5 6 3 万	円の増
------------	----------------	-----

を計上しております。

◎新産業創造課

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の集積及び交流を図るための拠点の整備や、集積を促すための環境整備、県外スタートアップ企業に対する本県立地可能性調査及び誘致活動に要する経費として、

創業・起業支援事業費	3, 876万 5千円の増
------------	---------------

を計上いたしております。

◎若者定着課

外国人技能実習生の受入・活用に関して、送出国（ベトナム等）との協議、県内企業への調査等に要する経費として、

外国人材活躍促進事業費	499万 4千円の増
-------------	------------

を計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。平成29年度予算の補正を3月30日付けで知事専決処分させていただくもので、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、及び報告第8号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料	540万 8千円の増
----------	------------

国庫支出金	1億 2, 260万 7千円の減
-------	------------------

財 産 収 入	1 3 4 万 5 千円の増
寄 附 金	4 6 4 万 円の減
繰 入 金	3, 3 3 2 万 1 千円の減
諸 収 入	2 2 7 万 4 千円の増
合 計	1 億 5, 1 5 4 万 1 千円の減
(歳 出)	
総 務 費	4 9 3 万 4 千円の減
労 働 費	1 億 3, 7 0 2 万 7 千円の減
商 工 費	2 億 3, 2 0 3 万 8 千円の減
合 計	3 億 7, 3 9 9 万 9 千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

実践型地域雇用創造人材育成事業の執行額確定等に伴う

ながさき輝く人材雇用創造プロジェクト事業費 3, 0 8 9 万 2 千円の減

緊急離職者能力開発委託事業の執行額確定等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費 4, 6 2 3 万 9 千円の減

誘致企業への助成金の確定等に伴う、

企業誘致推進費 5, 2 3 3 万 6 千円の減

市町への助成金の確定等に伴う、

新工業団地整備事業費 2, 5 8 1 万 7 千円の減

などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳 入)

繰 越 金	5 1 6 万 8 千円の減
諸 収 入	1 2 万 円の増

合	計	504万 8千円の減
(歳出)		
商	工 費	504万 8千円の減

を計上いたしております。

この主な内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が5月に発表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が5月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかな回復を続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、操業度をやや引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機では高操業が続いており、冷熱機器では国内向け需要の回復を背景に下げ止まっております。大・中型モーターは堅調な国内設備投資需要を背景に増加しており、電子部品等も半導体の用途拡大を背景に増加基調にあることから、生産面全体としては持ち直しの動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準横ばい圏内の動きとなっており、個人消費は、全体として底堅く推移しております。

なお、平成30年2月から平成30年4月まで直近3か月間の企業倒産件数は20件で、昨年同期に比べて14件の増加となっております。

4月の有効求人倍率は、全国平均が1.59倍で前月と同水準の中、本県においては、前月を0.03ポイント下回り1.19倍となっておりますが、26か月連続で1.1倍以上となっており、雇用情勢は、更に改善しつつあります。

(地場企業の支援について)

地場企業の支援については、今後、成長が見込まれる造船・プラント、ロボット、半導体、航空機、IoT関連の5分野において、企業間連携による技術開発やサプライチェーンの強化など、事業拡大や生産性向上に取り組む企業グループへの支援を実

施することとしており、去る4月27日に事業計画の募集を開始し、6月4日に航空機分野において最初の計画認定を行いました。

認定した計画は、県内の金属加工、表面処理、検査の各企業が連携し、エンジン部品の量産体制を構築することにより、大手航空機関連企業からの受注拡大を図るものであります。

認定計画が目標を達成するよう県及び産業振興財団による支援を行うとともに、今後とも企業間連携による事業拡大等への取組を積極的に支援してまいります。

(小規模事業者等の振興について)

小規模事業者等の生産性や付加価値の向上を図るため、県と商工会及び商工会議所など支援機関が、地域の産業特性に応じた目標を共有し、関係機関が一丸となって取り組む「地域産業活性化計画」を昨年度県内17の地域で策定いたしました。

具体的には、商工会や商工会議所の地域ごとに、今年度から向こう5年間の計画として、注力する分野を定め、事業者の売上増加などの成果目標とその達成に向けた活動内容を定めたものです。

今後は、計画の達成に向け地域ごとに設置された「産業活性化推進会議」を中心として、進捗状況を確認しながら具体的な取組を進めていただくこととしており、県としても各地域の推進会議に参加し、市町や商工団体等と連携して取り組んでまいります。

(事業承継の推進について)

経営者の高齢化が進む一方で、後継者が決まっていない企業が多数存在することから、中小企業や小規模事業者の事業承継に対する支援は喫緊の課題となっております。

このため、県を中心に、商工団体や金融機関、税理士・弁護士等の専門家などからなる「長崎県事業承継ネットワーク」を構築し、去る5月30日に第1回の連絡会議

を開催しました。

ネットワークでは、経営者との面談形式により年間600件を目標に事業承継診断を実施して支援ニーズを掘り起こし、事務局に配置した承継コーディネーターを中心として、企業ごとの課題に応じた専門家や支援機関と連携しながら、事業承継計画の策定など個別支援を進めることとしております。

事業承継には相当の期間を要するため、県内事業者に対し早期の取組を促し、円滑な承継ができるよう支援してまいります。

(新産業の創出について)

ロボット、IoT関連産業の育成を図るため、去る5月9日に、県内のものづくり系企業や情報系企業など84の企業・団体に構成する「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立いたしました。

本協議会においては、長崎大学と連携したAI（人工知能）などの先端技術習得のための講座や、大手ロボットメーカーと連携した技術習得講座を開催するなど、専門人材の育成に取り組むとともに、ロボットやIoTを活用する側の企業経営者等に対して事例紹介や活用方法等に関するセミナーを実施し、先端技術活用の意識啓発を図ってまいります。

今後、これら先端技術を提供する企業と活用する企業との連携を促進することにより、技術の活用や事業拡大、新たなサービスの創出等を図り、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上等を目指してまいります。

(サービス産業の振興について)

サービス産業の振興については、本県経済規模の拡大を図る「県外需要の取込」や、県内消費の活性化を図る「新サービスの創出」、人材育成やIT技術の活用等による「生産性の向上」を柱として、事業に取り組んでおります。

本年6月1日からは、離島4か所を含む県内7か所で「ネット通販支援セミナー」を開催するとともに、ネット通販のノウハウ取得のための特別支援を実施することとしております。

また、観光関連産業を対象に、本年5月30日から生産性向上に向けた意識の醸成を図るスタートアップセミナーやIT活用等の個別テーマセミナーを開催するとともに、生産性向上を実現する計画の策定及び実践について支援することとしております。今後とも事業の効果的な進捗を図りながら、地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向けた取組を推進してまいります。

(企業誘致の推進)

去る4月26日、静岡県に本社を置く株式会社大川原製作所と、諫早市に製造拠点を新設する立地協定を締結いたしました。今後3年間で25名を雇用して、医薬品や食品などの製造用装置の製造を行うこととしており、平成32年2月頃の操業を予定しております。同社は、医薬品や食品などの乾燥装置の製造においては、世界トップレベルの技術を有しており、県内企業との連携も検討されていることから、さらに地域経済への波及効果を高められるよう支援してまいります。

また、5月28日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社が、自動車用シートカバーの生産増が見込まれることから第2工場の増設を決定しました。同社は、県、市及び産業振興財団の人材確保支援を高く評価し増設を決定されたものであり、新たに150人を雇用し、300人体制に事業拡大する予定であります。

エフダブリュディー

そのほか、6月6日には、F W D 富士生命保険株式会社が、クレインハーバー長崎ビルに入居することが決定しました。同社は平成26年に立地し、長崎市内のオフィスで事業を行っていましたが、事業拡大と同ビルへの移転を積極的に提案した結果、1フロアを賃借して雇用計画を約100人から約170人に増員することとなりました。さらに、金融バックオフィスセンター構想で重点誘致分野としている金融

IT部門についても、将来的な業務移管を検討していただく予定となっております。
同ビルへの誘致については、新卒者やUIターン希望者に魅力ある良質な雇用創出企業をターゲットとして、引き続き誘致活動を進めてまいります。

(県内定着の促進について)

全国的な景気回復を背景とした、都市部企業による新規学卒者の採用圧力の高まりもあり、今春卒業の高校生の県内就職率は、3月末現在で62.2%と、前年度を0.5ポイント下回り、大学等の学生の県内就職率も、5月1日現在で42.7%と、前年度を0.5ポイント下回っております。

こうした中、1人でも多くの高校生に県内企業へ就職していただくため、去る5月11日、知事及び長崎労働局長から経済団体の代表に対して、ハローワークへの早期求人申込と魅力ある職場づくりの要請を行ったところであります。

今後も、就職希望者の多い県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフによる就職支援のほか、合同企業面談会を10月に開催するとともに、高校2年生とその保護者に向けた合同企業説明会や職場見学会を実施して、高校生の県内就職を促進してまいります。

一方、来春大学等卒業予定の学生については、県内企業の情報を早期に提供するため、3月1日の求人広報活動解禁にあわせ、2月に福岡市において業界研究セミナーを、3月に長崎市、佐世保市において合同企業説明会を、6月には約63社の県内企業が参加した合同企業面談会を開催いたしました。8月には、長崎市と佐世保市で大学等卒業予定者及びU・Iターン希望者を対象とする合同企業面談会を開催することとしております。

また、先月には、知事が長崎大学経済学部での講演の中で、学生に対して直接本県の暮らしやすさをPRし、県内就職の検討を呼びかけたところです。

さらに、新たな対策としまして、「Nなび」を活用し、就職活動前の段階から大学生

と県内企業との交流促進を図るとともに、学生に県内就職を本気で考えていただくため、今月25日から15日間、「Work!ながさきキャンペーン」と銘打ち、各種広報による啓発や、学生と企業の交流会などを集中的に実施することとしております。

今後とも、若者の県内就職の促進に向け、全力を傾注してまいります。

(産業人材の育成について)

大学等を卒業後、県内の対象企業に就職した若者に対し、奨学金の返済を支援することで、地域経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業を担うリーダー的人材の育成・確保を推進する「長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業」について、昨年11月20日から2回に亘り支援希望者の募集を行い、審査の結果、55名を支援候補者として認定いたしました。

本事業は、原資の一部として広く県内外の民間企業等からの寄付を募ってまいりましたが、平成29年度におきまして、目標2,000万円に対し、3,025万円を確保することができました。

引き続き、県内企業を支える優秀な人材の育成と確保・定着に向け取り組んでまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる産業労働部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「試験研究機関の運営の効率化」及び「試験研究における外部資金の活用」については、工業技術センター、窯業技術センターにおいて、研究キャラバンや現地技術支援など積極的な働きかけを行い、技術相談や企業訪問、企業との技術研究会等を実施し、平成29年度は、96件の産学官連携による共同研究に取り組み、外部資金の獲得に向け15件の応募をしたところです。

平成30年度においても、引き続き、産業ニーズの把握と県内企業への技術支援を行うため、企業への働きかけ等を積極的に行い、産学官連携による共同研究に取り組むとともに、外部資金の獲得に努めてまいります。

「高等技術専門校の運営体制の見直し」については、平成29年度において、事業主、高校等に対するアンケートを実施し、ニーズの把握を行うとともに、外部講師の民間ノウハウの習得により指導員自らが訓練を行う体制への見直しなどに取り組んでまいりました。

今年度は、このアンケート結果を踏まえた訓練内容等の見直しに取り組み、指導員等の効率的な運営体制について検討し、実施していくこととしております。

「企業誘致への積極的な取組」については、長崎県産業振興財団と一体となり、企業の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応した誘致活動を行っております。

平成29年度においては、延べ4,909件の企業を訪問するなど、積極的な取組を進めた結果、4社の企業誘致を実現しており、その新規雇用計画数は447人となっております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 3 0 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

水 産 部

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

報告第7号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」

報告第10号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」

報告第14号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分

であります。

始めに、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月30日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)	
分担金及び負担金	1億6,066万 円の増
使用料及び手数料	3,306万7千円の減
国庫支出金	7,498万3千円の減
財産収入	5万3千円の減
諸収入	8,722万1千円の増
合 計	1億3,977万8千円の増

(歳 出)

企 画 費	1 6 0 万 2 千円の減
水 産 業 費	2 億 5, 6 4 0 万 7 千円の減
公共土木施設災害復旧費	9 2 5 万 4 千円の減
合 計	2 億 6, 7 2 6 万 3 千円の減

となっております。

この歳出予算の主なものは、

漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減

8, 4 2 7 万 8 千円

水産試験場の運営費の精算等に伴う減

2, 1 1 4 万 6 千円

その他、職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等であります。

次に、報告第7号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

3, 6 0 0 万 2 千円

を減額いたしております。

次に、報告第10号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

1, 0 4 1 万 3 千円

を減額いたしております。

次に、報告第14号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入について、土地貸付収益の増に伴う増額 90万7千円

収益的支出について、既定予算の過不足の調整に伴う減額 901万4千円

をそれぞれ計上いたしております。

次に、「平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

公設試連携研究推進費	1,200万 円
水産業振興費	25億4,868万7千円
漁場水産基盤整備費	6億1,519万 円
県営漁港水産基盤整備費	27億4,191万8千円
市町村営漁港水産基盤整備費	3億7,756万2千円
漁港災害復旧費	117万7千円
合 計	62億9,653万4千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により事業の年度内完成が困難となったことや、国の経済対策に対処するために先の3月定例県議会において予算計上した事業について、適正な事業実施期間を確保するためのものです。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(平成29年海面漁業・養殖業生産量について)

農林水産省は、去る4月26日に「平成29年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表しました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、33万9千トンで、前年の30万6千トンから3万3千トン(11%)増加し、全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でした。

海面漁業の生産量は、31万7千トンで、前年から3万トン(11%)増加して、9年ぶりの30万トン台に回復しております。増加の要因は、主にまき網と定置網であり、主要魚種では、さば類が3万トン(44%)増加し、10万トンとなったほか、ぶりやあじも増加しております。一方、いか類、特にするめいかは、3千トンであり、不漁であった昨年よりさらに2千トン(41%)減少しております。

海面養殖業の生産量は、2万2千トンで、前年から3千トン(15%)増加しており、主要魚種では、くろまぐろが過去最高で、前年同様に全国1位となったほか、ふぐ類がやや増加しましたが、ぶり類、まだいは横ばいでした。

(平成29年のクロマグロ養殖について)

水産庁は、去る3月30日に「平成29年における国内のクロマグロ養殖実績(速報値)」を公表しました。

本県のクロマグロ出荷量は、6,558トンで、前年と比較して48.5%、2,144トン増加しており、4年連続日本一となっております。

生産量が増加した要因は、出荷尾数が前年比138%と大幅に増加したこと、及び平均出荷サイズが61kgとなり、前年比109%と大型化したことによるものです。

平成30年以降の生産量については、これまでに一定量の種苗が確保されていることや、出荷魚体の大型化が進んでいることから、平成26年から28年の平均生産量の約4千5百トン程度は維持できるものと考えております。

今後とも、関係団体と連携し、本県クロマグロ養殖の生産性・収益性の向上に取り組んでまいります。

(平成29年度のノリ養殖について)

本県における平成29年度のノリ養殖の生産枚数は1,180万枚、生産金額は1億2,980万円と、過去5ヵ年の平均と比べて、枚数は85%と下回ったものの、金額は、平均単価が高値で推移したことから4%増加しており、27年度漁期の不作から2期連続で良好な結果となりました。

なお、有明4県における生産枚数は40億7,400万枚、生産金額は525億2,000万円で、過去5ヵ年の平均と比較して、枚数はわずかに減少したものの、金額は約1割増加しております。

引き続き、生産安定のための学習会や漁場調査結果の迅速な提供及び管理技術の助言・指導を行うとともに、関係団体等と連携を図りながら、来漁期に向けた課題抽出と対策の検討、作業の共同化や養殖共済加入の推進等により生産規模の維持に努めてまいります。

(漁業所得向上対策について)

平成27年度から経営改善や新たな事業展開を目指す経営体を対象として、県や市町、系統団体で構成する経営支援協議会と長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携して、個別漁業者の経営診断や分析を行い、経営改善に向けた指導を行うとともに、収益性を高める取組への支援を行っております。

事業開始から現在までに、310件の個別経営指導を行い、漁業者との協議を経て77件の経営改善計画が策定され、その内36件の取組に対して機器整備等の支援を行ってきました。しかしながら、県内の漁業経営体全体を占める指導数の割合は未だ低く、今後もスピード感をもって経営指導・支援を効果的・効率的に進める必要があると考えております。

今年度からは、市町、漁協等との連携を強化し、国の「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」を基軸として、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、これまで経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を進め、所得向上と優良経営体の育成を加速化させることとしております。

(水産物の輸出実績について)

本県水産物の輸出については、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアを中心に積極的な取組を進めております。中国向け鮮魚の輸出に関しましては、国際漁業博覧会への出展や展示商談会、百貨店等でのフェアの開催などにより、輸出量・輸出金額とも前年度を上回り、順調に推移しております。なお、今後の輸出をさらに拡大していくために、輸送方法の改善策について、関係機関と協議を進めてまいります。

米国向け鮮魚輸出に関しましても、クロマグロやマアジ等の輸出が増加しており、昨年度を上回る実績となっております。

一方で、魚種によっては、漁獲量が激減するなどの理由から、輸出量・額ともに減少したものもございます。

この結果、平成29年度の輸出金額は、前年度より2億4百万円増の約21億4百万円となっております。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

(長崎漁港防災緑地完成記念イベント「朝市」について)

去る3月24日、長崎漁港防災緑地の完成記念イベントの一環として、防災緑地の完成のPRと防災緑地の運用方法や利活用の可能性を探るため、水産物の販売を主とした「朝市」を開催いたしました。

当地は、かつて魚市場があったことから「昔市場で土曜日」と銘打ち、県漁連や長崎漁港水産加工団地協同組合等による活魚や加工品の販売、鶴洋高校の出店に加え、海鮮炭火焼コーナーを設けたところ、約300名の方々が来場され、新聞報道に取り上げられるなど十分な周知が図られたことや、来場者へのアンケートなどから利活用に向けた課題も把握することが出来ました。

今後とも、防災機能を確保しながら、利活用に積極的に取り組んでまいります。

(総合水産試験場における取組成果について)

総合水産試験場においては、水産行政を技術的側面から支援することを目的に、関係機関と連携し、漁業・養殖業の所得向上等につながる調査・研究に取り組んでいます。

本県の主要な養殖魚種であるトラフグの付加価値向上対策として、高価な白子を持つオスだけを生産する全雄種苗生産技術の開発に取り組み、この度、県内種苗生産者への技術移転を進めながら種苗生産試験を行い、全雄種苗約8万尾を生産することができました。去る5月18日からは、これらの種苗を用い、県内5地区の9養殖業者による全雄トラフグ養殖試験を開始したところです。

この養殖試験を通じて、環境条件の異なる各地区における成長や生残、白子の発達具合等の養殖特性を把握するとともに、試験魚の市場での評価についても調査することとしています。

今後とも、開発した全雄生産技術と養殖手法の現場普及を図りながら、県内養殖業者の所得向上及び経営安定を目指してまいります。

また、有明海の漁業振興については、特産魚介類であるタイラギの資源回復に向けて、種苗生産や中間育成にかかる技術開発に取り組んでまいりました。昨年度は、過去最多となる10.6万個体の稚貝（殻長1～2mm）を生産し、去る5月17日に約2千個体を諫早湾小長井漁協管内の干潟域へ移植することができました。

今季からは、国と有明海沿岸4県の研究機関等が連携した「タイラギ広域増殖ネットワーク」が形成され、国の研究機関から新たな増殖手法の技術移転を受けながら、長崎、佐賀、福岡の3県による種苗生産や熊本県を含めた4県での人工稚貝の育成にも取り組んでまいります。

今後は、国の技術マニュアルに基づいた種苗生産手法の導入等により、資源回復が期待される「母貝団地」の造成を目指すこととしています。

（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる水産部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「長崎魚市場の経営健全化」については、高度衛生化施設整備に伴い、運営・管理等の経営計画を作成することとしており、委託業務内容および委託先を精査するとともに関係者と連携した魚価の向上や衛生管理マニュアルの検討を行うための長崎魚市場品質衛生管理協議会を開催しております。引き続き、経営健全化の推進に努めてまいります。

次に、「試験研究機関の運営」及び「試験研究における外部資金の活用」については、試験研究行動計画に基づいた研究の絞込みや、研究の進捗に応じた研究期間の見直し等を実施しております。また、外部資金の積極的な獲得に取り組んでおります。今後も、現場や地域社会のニーズを的確に把握するとともに漁業者等への成果提供の充実化を図るなど効率的な運営に努めてまいります。

このほか、「港湾整備事業会計の経営健全化」や「漁業取締船・調査船の効率的な運

航」についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の2頁5行目の次に、次のとおり挿入する。】

（クロマグロの資源管理について）

クロマグロの資源管理については、平成29年7月から平成30年6月までの第3管理期間において、全国の30kg未満の小型魚の漁獲枠を3,424トンとして管理されていますが、北海道の大量漁獲などにより全国の漁獲が積み上がり、1月23日には水産庁から全ての沿岸漁業者に対して操業自粛の要請が行われているところであります。

このような中、対馬では養殖用種苗を確保する目的で、規制を守りながら漁獲枠を残してきましたが、操業自粛の影響により約130トンもの枠を残す結果となりました。このことは、対馬の曳縄業者の経営に大きな影響を及ぼすとともにマグロ養殖用種苗の安定供給にも支障を生じさせるおそれがあることから、県では政府施策要望の重点事項として対馬への追加配分等の特別な配慮を要望し、6月7日には知事から農林水産大臣に対して直接要請を行いました。また、これに先立ち、5月31日には対馬市漁業協同組合長会の要請活動に水産部長が同行し、同様の要望を水産庁長官に訴えてまいりました。

その結果、6月8日には水産庁から残枠を有する関係県に対して、全国の残枠の一部を特別に配分する方針が示され、本県に対しては6月末までの漁獲枠として2.2トンが配分されました。県では、対馬以外の漁業関係者の理解を得た上で、厳格な数量管理を要件として全量を対馬の養殖用種苗枠とし、必要最低限度の操業機会を確保することができました。

今後、7月1日からは資源管理法に基づく公的管理に移行しますが、県としましては、本県漁業者の意見を踏まえながら、水産庁に対して資源利用における公平性の確保や、増枠の実現、漁業種類の転換と混獲回避措置への支援など、引き続き要請してまいります。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）のうち関係部分

報告第4号 知事専決事項報告

平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

報告第5号 知事専決事項報告

平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

報告第6号 知事専決事項報告

平成29年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）

であります。

はじめに、第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	2億 4,632万 3千円の増
国庫支出金	7億 9,131万 6千円の増
合 計	10億 3,763万 9千円の増

となっております。

歳出予算では、

農 地 費	15億 3,231万 6千円の増
-------	------------------

となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(公共事業について)

国の内示に伴い、

県営かんがい排水費	3億	6,627万	2千円の増
県営畑地帯総合農地整備費	5億	9,941万	2千円の増
経営体育成基盤整備費	3億	691万	5千円の増
ため池等整備費	1億	1,324万	2千円の増
海岸保全費	1億	4,647万	5千円の増

を計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の本委員会において、知事専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、3月30日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

はじめに、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳入)

分担金及び負担金	5億	7,631万	8千円の増
使用料及び手数料		1,835万	5千円の増
国庫支出金	2億	2,065万	8千円の減
財産収入		265万	1千円の増
繰入金		1,116万	5千円の減
諸収入		1,191万	9千円の増
合計	3億	7,742万	円の増

(歳 出)

企 画 費	7 1 万 7 千円の減
環 境 保 全 費	2 5 1 万 9 千円の減
農 業 費	2 億 7, 7 4 7 万 1 千円の減
畜 産 業 費	4, 5 5 4 万 3 千円の減
農 地 費	1 億 3, 5 4 8 万 2 千円の減
林 業 費	1 億 6, 7 4 8 万 円の減
農林水産施設災害復旧費	4, 5 3 4 万 3 千円の減
公共土木施設災害復旧費	7 8 7 万 5 千円の減
合 計	6 億 8, 2 4 3 万 円の減

となっております。

これは、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 6 6 1 万 4 千円

を減額いたしております。

次に、報告第5号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 6 6 万 5 千円

を減額いたしております。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 76万 1千円

を減額いたしております。

次に、「平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

農 業 費	5億 3,520万 6千円
畜 産 業 費	3億 4,460万 2千円
農 地 費	40億 804万 9千円
林 業 費	19億 2,432万 9千円
農林水産施設災害復旧費	8億 767万 5千円
合 計	76億 1,986万 1千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「平成29年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」についてご説明いたします。

畜 産 業 費 4億 886万 6千円

を計上いたしております。

繰越の理由は、一部資材の納入遅延に伴い、年度内の工事完了が困難となったこと

によるものです。

次に、「平成29年度長崎県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

造	林	費	1億	6,150万	3千円
---	---	---	----	--------	-----

であります。

繰越の理由は、事業決定の遅れにより、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第102号議案 「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
であります。

この条例は、土地改良法の改正により、新たに農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたことに伴い、市町の費用負担の率及び農地の転用防止措置として土地所有者が中間管理権を解除等した場合に、特別徴収金を徴収することができる規定を定めようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(新規就農者・新規雇用就業者の確保について)

新規就農者・雇用就業者の確保につきましては、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、毎年新規就農者250名、新規雇用就業者250名、合計500名を目標として取組を進めているところであります。

平成29年度におきましては、本県農業者の儲かる姿を示すとともに、就業機会創出に向けた農業所得1,000万以上農家の育成など農業所得向上対策に取り組みながら、これまで実施していた東京、大阪、福岡での就農相談会に加え、名古屋、広島で開催された相談会にも参加し、新たに作成した就農後の所得等がイメージできる地域版の就農シミュレータを活用した活動を行ったところです。また、親元を離れている認定農業者の後継候補者に対して、はがき等による就農情報の提供を行ってまいりました。

その結果、平成29年度におきましては、新規就農者243名、新規雇用就業者

321名、合計で564名と前年の207名、295名、合計502名を上回る実績となりました。

今後とも、本県農業者の儲かる姿を情報発信しながら、県内農業高校や農業大学校等との連携による地元の農家子弟等を対象とした先進農家研修や農業法人等への就農相談会など「地域にとどめる」対策、技術習得や農地・施設等などの受入態勢を整えた受入団体等登録制度の充実やUIターン者等を対象とした無料職業紹介事業等への取組など農外・県外からも就農希望者を「地域に呼び込む」対策、他産業に従事している県内外の後継候補者に直接、就農情報を提供し、就農意欲を喚起していく「地域に呼び戻す」対策に取り組み、新規就農者や新規雇用就業者の更なる確保・育成に努めてまいります。

(農産物輸出の取組について)

農産物輸出の取組につきましては、平成26年度に設立した農業団体、農業法人、流通関係者および県、市町等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」を中心として、輸出に関する情報提供やテスト輸出とともに、会員の輸出拡大に向け、海外での商談会参加や海外パイヤーの産地招聘、九州各県や日本青果物輸出促進協議会などと連携したオール九州、オールジャパンの取組、文化観光国際部や水産部と連携した販路開拓などに取り組んでまいりました。

平成29年度は、香港、シンガポールへの長崎和牛の定期輸出化、牛肉の輸入が解禁された台湾への輸出開始、市場流通を利用して本県農産物を輸出する仲卸業者と連携したびわやいちごの輸出拡大に加え、新たにマレーシアなど新規国の開拓や既存商流の輸出量拡大に取り組んできた結果、農産物の輸出額は平成26年度の約4倍増となる3億1千万円まで拡大し、平成32年度目標である1億5千万円を達成したところであります。

今後は、市場流通を利用する輸出業者の輸出ルートを最大限に活用した取組や産地

が信頼できる海外バイヤーとのマッチングにより輸出に取り組む協議会会員の拡大とともに、長崎和牛の販路を獲得するための指定店拡大を柱として、県内産地や生産者等の農業所得向上につながる農産物輸出拡大に取り組んでまいります。

(施設園芸での環境制御技術導入における栽培技術実証について)

本県の施設園芸は、小面積・不整形で建設するハウスが多く、全国トップ産地と比較して単位あたり収量が低いため、生産性を向上させ農業所得の向上につなげていく必要があり、県では、温度・湿度・炭酸ガス濃度などを制御し、収量を飛躍的に向上させる環境制御技術の早急な導入を目指し、平成29年度から生産者、生産者団体、流通関係者等によるコンソーシアムを設置し、環境制御技術の実証や研修などに取り組んでいるところであります。

具体的には、農業者が所有するトマト等11品目の約30アールから50アールの既存ハウスに、室内環境を植物の生育に適した温度、湿度、二酸化炭素濃度等に自動的に制御できる統合環境制御装置を設置し、実証試験を開始するとともに、本年7月からは、農業法人が設置する3.8ヘクタールの大規模ミニトマト施設において栽培実証試験も計画しております。

また、民間企業など専門家を招聘し、環境制御技術に関する研修会開催等による普及指導員等の指導力の向上、産地での環境制御技術を導入したい意向を持つ生産者グループの勉強会活動への支援も行っております。

統合環境制御装置を設置したトマト、いちご栽培の実証試験では、収量の向上や生育の早進化、病害発生の抑制等の効果も認められたところであり、今後は、実証試験結果等の詳細な分析、他品目の実証結果の検証等を進めたうえで、生産者や指導者の技術力向上と県内への環境制御技術の普及につなげてまいります。

(長崎県を代表する県有種雄牛「平茂晴」^{ひらしげはる}の顕彰碑建立について)

昨年12月26日に死亡した本県を代表する県有種雄牛の「平茂晴」^{ひらしげはる}は、平成11年から供用開始されて以来、約18年の長きに渡り、本県の和牛改良と畜産振興に多大な功績を残しました。

このような本牛の功績に対し、生産者や関係団体から顕彰碑建立の計画が持ち上がったことから、去る4月20日に生産者代表、農業団体、県で構成される「平茂晴」^{ひらしげはる}号顕彰碑建立発起人会が発足され、引き続き設立された実行委員会により、平成31年1月の建立に向けた取組が進められることとなったところであります。

県としましては、この機会を長崎和牛の生産振興と改良推進、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会での好成績につなげるよう関係機関と連携して準備を進めてまいります。

(地理的表示(GI)保護制度に係る「対州そば」^{たいしゅう}の県内初登録について)

対州そば振興協議会が申請していた「対州そば」^{たいしゅう}が平成30年4月9日付で地理的表示(GI)として登録されました。

「地理的表示保護制度」は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物や食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称(地理的表示)が付けられているものについて、その名称を知的財産として保護・登録する制度であり、「対州そば」^{たいしゅう}は全国では61番目、本県では初の登録となります。本制度に登録されることにより、地域ブランド製品としての差別化が図られるだけでなく、国が責任をもってブランドの保護を実施する等のメリットがあるため、県といたしましてはさらなる登録推進のため、関係団体への働きかけを進めてまいります。

(野生鳥獣による被害の状況について)

県では、これまで、被害対策の知識や技術を身に付け地域で指導する「イノシシ対策A級インストラクター」を450名育成するとともに、「防護対策」として延べ1万3千キロメートルを超える侵入防止柵の設置、「すみ分け対策」としてヤギの放牧等による緩衝帯整備、「捕獲対策」として集落単位での捕獲隊の設置や安全で捕獲者への負担が少ない捕獲後の止め刺し方法の研究開発など、「防護・すみ分け・捕獲」の3対策を総合的に展開した結果、イノシシによる平成29年度の農作物被害は、1億4千6百万円と平成16年度の約4億5千7百万円をピークに減少傾向で推移しております。

しかしながら、イノシシ被害は依然、地域の深刻な課題であることから、県や市町、農協等の関係機関が連携し、日本型直接支払制度等を活用した侵入防止柵の維持管理の徹底や、従来のすみ分け対策と環境保全林緊急整備事業との組み合わせによるバッファゾーンの拡大、品質管理の徹底による捕獲個体の有効活用への支援等に取り組みながら、さらなる被害軽減を図ってまいります。

また、カモによる本県の平成29年度の農作物被害は2千5百万円と近年増加傾向であるため、カモによる農作物被害の軽減に向け、他県の被害対策事例の調査、営農者を対象とした研修会の開催や情報提供、市と連携した銃による捕獲などに加え、防鳥機器等の新技術や夜間見回り効果の実証、ドローンによる追い払いの検討など、今後とも生産者や関係機関と連携し、被害防止対策の充実強化を図ってまいります。

(農地中間管理事業の進捗状況について)

農地中間管理事業については、平成26年度から毎年800ヘクタールの貸付けを目標に各市町段階で設置した推進チームを中心に取組を進めてきたところであり、その結果、平成29年度までの4カ年の累計は、目標を上回る3,659ヘクタールの貸付手続きを完了し、経営耕地面積に占める貸付面積の割合は、12パーセントと九州1位となっております。

一方、平成29年度から借受希望者の募集を通年とし、担い手からの借受希望面積は6,654ヘクタールとなりましたが、これに対する貸付実績は未だ55パーセントにとどまっているところです。

この理由としては、特に、借受希望者の要望に沿う優良農地の確保が課題であることから、「産地計画」の中で、農地の貸借につながる規模縮小農家や拡大農家の意向を把握するとともに、新たに農業委員会に設置された「農地利用最適化推進委員」が収集する農家・農地情報と併せて市町・農業委員会・JA・振興局で構成する「市町推進チーム」で情報共有と検討を行い、貸出し可能な優良農地を確保し、規模拡大意向農家への提案、マッチングの取組を強化してまいります。

あわせて、耕作放棄地を含む使い勝手の悪い農地については、受け手のニーズに対応した狭地直しなど簡易な条件整備を推進するほか、農地の利用権がまとまって設定可能な地域については、機構関連基盤整備事業の活用を検討することで、中間管理事業による担い手への農地集積を進めてまいります。

(諫早湾干拓事業の開門問題について)

潮受堤防排水門開放差止請求事件につきましては、本年3月19日、福岡高等裁判所において、開門を求める方々が訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加」の申出を認めないとする判決が出され、その結果、控訴の効力も否定されることとなりましたが、開門を求める方々は今回の判決を不服として、上告の手続きをとられたことにより、現在、最高裁判所で審理されております。

また、国が、開門を命じた前訴の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、福岡高裁において、本年7月30日という期限を設定したうえで、和解の協議が開始され、去る3月5日「開門しないことを前提に、開門に代わる基金等の方策による全体的解決を図るものとする」とした和解の方向性に加え、去る5月22日、開門しないことを前提として、「国

において提案する基金を実現すること」、「国において、有明海の環境変化の原因究明に関する調査を行い、有明海の再生に向けた取組を継続すること」、「三県の漁業団体が要望する①有明海再生事業の継続、②調整池からのこまめな排水の確実な実施とマニュアル化及び③基金と別枠で調整池に排水ポンプを増設することについて、国において前向きに検討すること」、「これまでに支払われた間接強制金について調整を図ること」とする和解の骨子が示されました。

しかしながら、この間、4月10日、5月8日、同月28日と3回に亘って設定された和解協議の期日において、開門を求める方々は、いずれも欠席されたと伺っており、本県としては、福岡高裁が示した和解方針に沿って、関係者による協議が早期に整い、開門することなく、真の有明海再生につながる具体的な成果が得られるよう期待していたところであり、今回、開門を求める方々が、福岡高裁の和解協議を欠席されたことは、非常に残念であります。

この他、排水門の開放差止を求めた仮処分申立事件の保全抗告審につきましては、現在、福岡高裁で審理中であります。

さらに、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成27年9月7日に、漁業者原告が求めている即時開門請求及び損害賠償請求のいずれも認めないとする控訴審判決が出され、現在、最高裁判所で審理中であります。

県としては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

(諫早湾干拓農地の排水対策等について)

諫早湾干拓農地の排水対策につきましては、平成20年度の営農開始以降、営農者から相談がある都度、個別に原因調査と対応を行ってきたところですが、平成30年

4月1日からの利用権再設定等にあたり、干拓地全体の農地の現状と管理状況についての調査や対応方針の策定を営農者とも協議をしながら進めてきたところです。

現在、公益財団法人長崎県農業振興公社において策定した排水対策実施方針に基づき取組を進めているところであり、去る4月18日から同月25日にかけて、全ての営農者を対象に排水対策実施方針についての説明を行い、また、営農者による適正な農地管理が行なわれているにも関わらず排水に問題が生じている12圃場73.4ヘクタールのうち、緊急性や栽培計画を踏まえ営農者と調整を行ない、去る5月10日、今年度、暗渠排水事業を予定している4圃場23.5ヘクタールの営農者を対象とした説明会を実施し、7月中旬以降、事業に着手することとしており、残りの8圃場49.9ヘクタールについても、次年度以降計画的に実施してまいります。

併せて、畑面平均勾配が逆勾配となっている5圃場26.2ヘクタールのうち、1圃場5.9ヘクタールの勾配修正作業が終了し、残りの4圃場20.3ヘクタールについても、現在実施時期について、営農者と調整を行なっているところでもあります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権設定の更新が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、別の訴訟で開門を求める方々が、本件訴訟での開門請求の結果について、法律上の利害関係があることを理由として、5月21日付けで、長崎地方裁判所に対し原告側への補助参加申出を行なっております。

現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る5月29日に行なわれ、次回、口頭弁論期日が8月7日に行われる予定となっております。

また、この2者に対し、農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明渡請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る5月29日に行なわれ、次回、弁論準備期日が7月23日に行われる予定となっております。

県としては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる農林部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「林業公社の経営健全化」につきましては、平成17年3月から林業公社において「第6次経営計画」として取組を始め、平成23年に一部見直しを行い、当該経営計画に基づき、管理費の削減や土地所有者の分取割合の引き下げと契約期間延長の変更協議、また木材市場及び製材工場との木材協定販売等による収支改善、有利子負債の削減を進めてまいりました。その結果、平成29年度末時点においては、分取造林契約変更割合が94.9%、有利子負債残高が50億円となっており、平成32年度の目標である分取造林契約変更割合が98%以上、有利子負債残高が40億円以下の達成に向けて着実に進捗しているところです。

また、木材価格が低迷するなかで、より一層の経営改善に取り組むため、低質材のバイオマス利用や海外輸出等、新たな需要の拡大を踏まえた「第7次経営計画」を、平成29年2月に策定したところであり、林業公社において、この経営計画を着実に実行し、更なる経営改善に努めることとしております。

県といたしましても、無利子貸付金などの財政支援を引き続き行うとともに、日本政策金融公庫の融資制度の改正など、国に働きかけてまいります。

今後とも行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。